

博士論文

近世におけるフッガ一家のネットワーク

—帝国（Adel）と都市（Patriziat）身分のはざまで

日本女子大学文学部史学科 学術研究員

梅 香央里

2014年（平成26年）3月

序論	1
第1部 中近世アウクスブルクにおけるフッガ一家と都市指導層	11
第1章 アウクスブルクの統治構造（～1548年まで）	11
第1節 ツンフト市政の導入	11
第2節 ツンフトとツンフト統治構造	12
第3節 都市貴族の酒房団体（Herrenstübengesellschaft）の成立と組織	17
第4節 商人の酒房団体（Kaufleutestübengesellschaft）の成立と組織	19
第2章 「フッガ一家の時代」におけるアウクスブルクとフッガ一家	21
第1節 フッガ一家に対する同時代人の認識	21
第2節 フッガ一家と宗教改革	22
(2-1) 宗教改革前夜の対立	22
(2-2) 聖モーリッツ教会におけるキリスト昇天祭祝日の事件をめぐって	23
(2-3) 宗教改革の導入とその影響	24
第3節 アウクスブルクにおけるフッガ一家の立場の確立	25
(3-1) フッゲライ（Fuggerei）の設立	25
(3-2) フッゲライの「木の家（Holzhaus）」	26
(3-3) フッゲライの存在意義	27
第4節 1548年の皇帝カール5世による市政改革とその影響	29
(4-1) 1548年のアウクスブルク市政改革	29
(4-2) 市政改革以後の統治構造	30
第5節 小括（第1部）	32
第2部 近世ヨーロッパにおけるフッガ一家の情報ネットワーク	34

第1章 いわゆる「フッガ一家の時代」の後の世代へ	34
第1節 16世紀後半におけるフッガ一家とその商社状況	34
第2節 ハンス・フッガーとその時代	36
第2章 フッガ一家とコミュニケーションシステム	39
第1節 フッガ一家とタクシス家のコミュニケーション	39
第2節 フッガ一家とその在外支店（Faktorei）におけるコミュニケーション	40
(2-1) アウクスブルク本店と在外支店間のコミュニケーション	40
(2-2) アウクスブルク本店とスペイン支店との空間的距離	41
(2-3) スペイン支店におけるコミュニケーション	42
第3章 アウクスブルクにおけるフッガ一家と情報ネットワーク	45
第1節 改暦紛争の社会的背景～16世紀後半のアウクスブルクとフッガ一家	45
第2節 改暦問題および改暦紛争についての概略	46
第3節 アウクスブルクの改暦紛争をめぐって	50
(3-1) 改暦紛争に関するハンス・フッガーの文通相手	50
(3-2) 改暦反対者と支持者、紛争の要因—ハンス・フッガーの見解	51
(3-3) フッガ一家と対外的な結合関係	55
(3-4) 説教師ゲオルク・ミュラーとその素性	57
(3-5) 小括	59
第4章 帝国におけるフッガ一家の情報ネットワーク —スペイン支配下におけるネーデルラントの蜂起をめぐって	61
第1節 近世初期におけるネーデルラントとフッガ一家	61
第2節 ネーデルラント情勢に関するハンス・フッガーの文通相手	63
第3節 ハンスの書簡の分類（コメントの特徴）	65
第4節 ハンス・フッガーのコメントから—王侯貴族の観察と評価	66
(4-1) アルバ公	66
(4-2) オランイエ公ウィレム	67
(4-3) フェリペ2世	70
(4-4) 小括	72

第5章 ケルン戦争をめぐるフッガーハウスの情報ネットワーク —「ハンスの書簡」と「フッガー通信」の比較から	73
第1節 ケルン戦争（1583年～1589年）の概要	73
第2節 ハンス・フッガーの書簡におけるケルン戦争	74
(2-1) ハンス・フッガーの文通相手	74
(2-2) 敵対者ゲーブハルトについての評価	76
(2-3) ゲーブハルト陣営の動機	78
(2-4) バイエルン陣営の財政状況	79
第3節 フッガー通信（Fuggerzeitungen）におけるケルン戦争	81
(3-1) ケルン戦争についての情報とその評価	81
(3-2) 宮中伯ヨハン・カジミールの出征（1583年）	82
(3-3) フランクフルトにおける選帝侯会議（1583年9月～11月）	83
(3-4) 小括：ケルン戦争とフッガーハウス	84
第6章 フッガーハウスと王侯貴族のネットワーク	87
第1節 フッガーハウスとモントフォルト家	87
(1-1) その起源	87
(1-2) モントフォルト家の相続権をめぐって	88
(1-3) イエルクとアントーン・フォン・モントフォルト兄弟の出世	89
(1-4) モントフォルト兄弟の事例にみるフッガーの縁故関係	93
第2節 フッガーハウスとバイエルン公家	94
(2-1) 両家の繋がり	94
(2-2) 仲介者（ <i>intercessor</i> ）としてのフッガー	97
(2-3) ハンス・フッガーの戦略	99
結論	102
注	106
参考文献	161
資料1 アウクスブルク指導層の身分別区分（1500～1620）（円グラフ）	170
資料2 ハンス・フッガーの書簡のデータ（棒グラフ）	171

図表一覧

図1 【アウクスブルクのツンフト統治構造】	172
図2 【アウクスブルクの統治構造（1548/49～1806年）】	173
図3【仲間団体(Gesellschaft)】	174
図4 【アウクスブルク市内図（1550年頃）】	174
図5 「ヤーコプ・フッガーと簿記マテウス・シュヴァルツ」	175
図6 「ゲオルク・ミュラーの肖像画（1584年）」	176
図7 「エグモント伯とホールン伯の処刑」（かわら版）	177
図8 「フェリペ2世に対する牛」（かわら版）	177
表1 【アウクスブルクのツンフトとその構成員数一覧】	178
表2 【アウクスブルク市参事会員の信仰告白（1548年～1630年）】	179
表3【フッゲライ変遷表】	180
表4 【1563年帝国駅遁の主要路線】	181
地図1【フッガ一家の遠隔地商業ネットワーク】	182
地図2【フッガ一家の商業ネットワーク（中南米、東インド編）】	183
地図3【1563年の帝国駅遁路線図】	184
地図4【17世紀以降の帝国駅遁の拡充】	184
地図5【スペインの騎士修道会領】	185
地図6【アルマデンの水銀鉱山分布図】	185
地図7【フッガ一家のイベリア半島における商業路】（写真付）	186
地図8【ネーデルラント】	187
地図9【フッガ一家の所有地（1560-1575年）】	188
地図10【フッガ一家の所有地（1598-1618年）】	188
地図11【フッガ一家のアルプス地域における主要な鉱山業地域と支店】	189
地図12【シュレージエン、スロヴェニア、ジーベンビュルゲンにおけるフッガーの主要な鉱山業地域】	189
写真（1～14）	
1～6（アウクスブルク市内）	190
7～10（フッガー邸）	193
11～14（フッゲライ）	195

付録

フッガ一家の系図（1～6）	197
肖像画	203

序論

フッガ一家は、帝国都市アウクスブルクを本拠地として活躍した、当時、最大の商人であり銀行家としても知られる。遠隔地商業、鉱山業、金融業（皇帝、諸侯ならびに教皇との公信用取引）に関与し巨富を成したフッガ一家の軌跡は、後に、フッガー史研究の先駆者、経済史研究者のリヒャルト・エーレンベルク（Ehrenberg）により、「16世紀は“フッガ一家の時代”」と呼ばれた。

ドイツにおける伝統的なフッガー研究は、19世紀末のエーレンベルクを先駆とし、その後のポエルニツ（G.F. von Pölnitz）、ヘルマン・ケレンベンツ（Kellenbenz）など経済史研究者による多くの著作が刊行された¹。しかし、「フッガ一家の時代」は、最盛期の「富豪」ヤーコプ・フッガー（Jakob der Reiche, 1459-1525）とその後継者、アントーン（1493-1560）の時代とともに終わった、と言われてきた。1550年代のいわゆる「価格革命」の時期におけるスペイン王室、およびフランス王室の国家破産にともない、フッガ一家をはじめ、公信用取引に関与していた商人は、そのほとんどが破産に追い込まれ没落したと捉えられてきたのである。いずれの研究も、研究発表当時の時代背景に合わせてフッガ一家の並はずれた経済的上昇のみを強調し、アントーン逝去後のフッガ一家の歴史には無関心であった。日本においても同様な傾向があり、フッガ一家とその時代の歴史は、戦後の高度成長期に「企業の典型」として注目を浴び、1960年代には諸田實をはじめとする経済史研究者による研究が盛んに行われた²。しかしその後、諸田に続くフッガー研究は全く進んでいない。

フッガ一家の末裔は、現在もなお存続しており、その家系が明確に分かれ、さらに繁栄していくのはアントーンの子孫の世代からである。フッガ一家は、16世紀後半より、アウクスブルクを中心とする南ドイツ地域一帯の領地所有の拡大と強化を行う一方で、従来通り、商業活動も行っていた。1960年代以降のフッガー研究には、『ゲオルク・フッガー（アントーンの兄ライムントの次男）退職後のフッガ一家の社会的地位』（Hildebrandt）、『フッガ一家の女性たち』（Schad）、『土地所有におけるフッガ一家の役割』（Mandrou）などがあり³、また、1907年より刊行されている『フッガー史研究叢書』は、現在までに42巻を数えるが⁴、いずれの研究も従来の経済史的視点によるものが多い。

フッガ一家の本拠地アウクスブルクは、紀元前15年、古代ローマ帝国アウグストゥス帝の時代に軍隊の宿営地として築かれた。古くから、特に北イタリアとの交易が盛んに行わ

れ、16世紀には、神聖ローマ帝国における最も大きな帝国都市の一つとなった。アウクスブルクは、東方貿易による大規模な商業および手工業活動により繁栄していたことが広く一般に知られている。フッガ一家の他、南米ベネズエラに植民地を建設したウェルザ一家、水銀独占で知られるパウムガルトナー一家とヘッヒシュテタ一家などの商人が多数出現した。このような商人を中心としたアウクスブルクの都市指導層は、皇帝マクシミリアン1世、およびカール5世との緊密な結合関係を築き、アウクスブルクの輝かしいルネサンス文化（活版印刷および人文主義サークル）に貢献した⁵。その16世紀が経済史上、「フッガ一家の時代」と呼ばれているのは、フッガ一家がこれら商人の中でも際立って大きな存在であったためである⁶。

16世紀のアウクスブルクの商人、ルーカス・レームの記した『ルーカス・レームの日記』によれば、「教養、世界商業の体験、知識、才能、そして企業精神の分野において、神聖ローマ帝国のいかなる都市もアウクスブルクの大商人たち（die großen Handelsherren）を凌駕することはできない、と自慢し、かつ誇りにできた時代であった」とある。さらに、「アウクスブルクの豪商たちの名声は周知の事実であったので、皇帝も各国の国王もそして帝国議会に参加していた諸侯も、商業に関する高度で根本的な問題については、まずはアウクスブルクの豪商たちの判断を求めなければ、いかなる議決も下されることはなかった」と続いている⁷。しかし、アウクスブルクの商人は、16世紀のはじめからヨーロッパ経済における主要な担い手であったわけではなかった。その社会的名声が広まったのは、第一に、フッガ一家の指導のもと、カール5世の神聖ローマ帝国皇帝となる選挙の資金のための金融シンジケートの参加⁸、第二に、ベネズエラ植民におけるウェルザ一家の関与（南ドイツ商人の中南米進出）とみなされている。このような商人の上昇経路としては、15世紀以降、次のようなものが一般的であった。農村で手工業を営んでいた者が、都市へ出てツンフトに加入し、ツンフト手工業者となり、遠隔地貿易を始めて遠隔地商人となる。さらに、その獲得した富で土地所有貴族へ上昇する、というルートである。フッガ一家の上昇経路もほぼ同様であった。

ここで、16世紀におけるアウクスブルクの指導層（エリートたち）の研究動向について整理しておく。

アウクスブルクにおける都市貴族（Patriziat）の研究は、18世紀に年代記編者として活躍したパウル・フォン・シュテッテン（d.J.,1731–1808）の著作を先駆とする⁹。シュテッテン家は、フッガ一家と同時代に活躍した新興の都市貴族としてアウクスブルクの政治

的・経済的発展に寄与した一族である。アウクスブルクの都市貴族の歴史を描いたシュテッテンの著作は、現在多くのアウクスブルクの研究者により用いられている。

都市貴族をはじめとする都市の指導層の研究もまた、当初はフッガー史研究の巨匠エーレンベルクを筆頭とした経済史の分野からの研究が多くを占めており、1960年代より、社会学の方法を取り入れた社会史研究の分野における研究著作が刊行されるようになった。都市史研究における社会史的な分析は、都市のヒエラルヒー的な構造を具体的に示すことを目標としている。都市階層は、租税台帳の分析から、財産額により、上、中、下の3階層から成るとする形式（*Dreischichtenmodell*）を用いて研究されてきた。この形式は、都市の多様な社会集団を整理するためには有効である。

1970年代になり、都市指導層の研究において最も重要な方法論の革新が起った。ヴォルフガング・ラインハルトによる「社会の密接な関連（*Soziale Verflechtung*）」の構想である。1977年、ラインハルトは、財産額の判断基準のみで、中世および近世の社会構造を記述するには不十分であると指摘した¹⁰。3階層の形式と対照的なこの構想によれば、都市の指導層たちは、その構成員の間の実際の結合関係を通して形成されることから出発する。例えば、ネットワークの密度、結合関係の多様性、生活形態、ならびに社会的名声は、近世都市社会の階層を考えていく上で重要な鍵となるとラインハルトは述べている。

「社会の密接な関連」の構想を得た都市指導層の研究は、1980年代以降、彼の弟子カタリーナ・ジー・ブレンス、およびペーター・シュトイアーなどにより新たな分析がなされた¹¹。ジー・ブレンスによれば、アウクスブルクの市長、あるいは都市管理人（*Stadtpfleger*）は、血縁的、近隣的、経済的な結合関係により、フッガー、ウェルザー、ヘルブロート、ザイツの4つのネットワークに組み込まれていた。マンク・ザイツ、およびヤーコプ・ヘルブロートの2つのネットワークは、宗教改革期において政治的に重要な役割を担っており、一方、1548年の市政改革期から三十年戦争の間、都市の最も重要な政治の官職は、カトリックのフッガー、およびカトリックとプロテスタントの二重の宗派を名乗っていたウェルザーのネットワークの構成員によって占められていた。

1990年代以降、アウクスブルクの指導層の研究は、ラインハルトの弟子マルク・ヘーベルライン（*Häberlein*）の仕事によるところが大きい。ヘーベルラインは、「社会の密接な関連」の構想を用いて、アルヒーフの分析により、ミクロの視点からアウクスブルクの商人たちの結合関係を描き出すことに成功した¹²。

また、都市階層の研究は、都市貴族とツンフト手工業者の対立図式による分析も行われ

てきた。最近では、1995 年のペーター・ゲフケン (Geffcken) および 1996 年のイェルク・ロッゲ (Rogge) の研究がある¹³。

ところで、フッガ一家に関する 16 世紀後半から三十年戦争勃発に至るまでの研究は、長く欠落したままであった。しかし、21 世紀に入り、フッガー研究は新たに社会史的視点、特にコミュニケーション・メディア史の分野でも行われるようになってきている。フッガー研究の新たな視点は、上述のアウクスブルクの指導層の研究における、ラインハルトの「社会の密接な関連」の構想とも結び付いている。

「フッガ一家の時代」におけるアウクスブルクは、「コミュニケーション」（活版印刷、人文主義、情報伝達）の中心地となっていた。時の皇帝マクシミリアン 1 世は、フッガー邸に滞在することも多く、このために 1500 年頃よりアウクスブルクに駅遞 (Post) が置かれたともいわれている¹⁴。1515 年には駅遞局長 (Postmeister) が配置されるようになり、駅遞局長は、1520 年より神聖ローマ帝国のドイツ地域の区間監督も兼ねるようになった。アウクスブルクは、ドイツ領内における最初の最も重要な駅遞局 (Postamt) となり、このような設備を備えた唯一の帝国都市であった。

アウクスブルクを含み、インスブルックからブリュッセル近郊のメヒエルン間を結ぶ駅遞路線を開設した（1490 年）のはタクシス家のフランツであり、タクシス家はフッガ一家との個人的な結びつきをも有していた¹⁵。皇帝マクシミリアン 1 世、ヤーコプ・フッガー、フランツ・フォン・タクシスの三者は、全て 1459 年生まれであり、およそ 30 歳で権力を握っている、「コミュニケーション革命の第一世代」(Behringer) である。初期駅遞制度が実現されたのは、「第二世代」、すなわち、皇帝カール 5 世、アントーン・フッガー（1493 - 1560）、ヨハン・バプティスタ・フォン・タクシス（1470 - 1541）の時代であった¹⁶。

初期駅遞制度が実現され、コミュニケーションによる社会的上昇を経て最盛期を迎えたのは、アントーンの後の世代、「帝国駅遞 (Reichspost) の代父」と呼ばれているハンス・フッガー（1531 - 1598、アントーンの次男）の時代である。フッガ一家の文書館（アウクスブルク近郊都市ディリンゲンにある）の指導者を勤めたケレンベンツは、1990 年、プロジェクト「1560 年から 1600 年の時期におけるフッガーの書簡 (Fuggerkorrespondenzen) の出版」を立案し、ハンス・フッガーの書簡、およそ 4,000 通の編纂を開始した。ケレンベンツの逝去後は、1993 年より同プロジェクトを引き継いでいるミュンヘンのアンドレー・アス・クラウス¹⁷指導下、2003 年、カルネーム (Karnehm) の編纂により刊行された。ハンスの没後 400 年にあたる 2008 年には、ダウザーが博士論文「情報文化と情報の結びつき

「ハンス・フッガーの書簡（1531 - 1598）」を発表した¹⁸。また、2011年には、ダウザーと同年代の若手研究者バウアーにより、「フッガー通信（Fuggerzeitungen）1568-1605」（未刊行史料）の事例から見えてくる近代の情報システムが解明された¹⁹。これらの最新の研究において、フッガーハウスは、商業活動とならび、皇帝、帝国諸侯への貸付を行い、経済的な結びつきのみならず、緊密な個人的な結びつきをもまた保持していたことが明らかになりました。

フッガーハウスのような大商人は、自身の商業活動を達成するために、様々な情報をヨーロッパ中から収集していたのみならず、定期的に情報を転送していたことがうかがえる。例えば、1522年11月5日、ルターの異端審問に関する教皇小勅書と手紙は、フッガーを経由し、ザクセン選帝侯へ送られており、1523年4月27日には、オスマン帝国のロードス島征服についての情報が、フッガーハウスの簿記ルーカス・モイティンクからニュルンベルクのハンス・フォン・プラニツ（1484-1535）を経由し、ザクセンへ送られている。また、1523年9月14日、ヴェネツィアより教皇ハドリアヌス4世の訃報がヤーコプ・フッガーへ伝わり、フッガーからバイエルンの代官クリストフへ転送され、ニュルンベルクにおいて公表された後、同年9月23日、プラニツによりザクセンへ報告されている²⁰。情報は、アウクスブルク、すなわちフッガーのもとに集まっていた。

また、宮廷およびバイエルン公との書簡から、フッガーは、彼らの単なる出資者にとどまらず、情報の仲介・提供者として活動していたことがうかがえる。かつて、ヤーコプ・フッガーは、ザクセン公ゲオルク（1471-1539）と情報を交換し、後の世代のウルリヒ（1526-1584）とハンス・ヤーコプ（1516-1575）は、バイエルン公アルブレヒト5世（1528-1579）に情報を提供している²¹。皇帝も諸侯も、フッガーが質の高い情報を手中にしていることを知っていたという²²。

これらの研究をふまえたうえで、本稿においては、「近世におけるフッガーハウスのネットワーク」についての考察を行う。フッガーハウスは、自身の幅広い（ヨーロッパ中のみならず、中南米とアジアも含めた）ネットワークを築くために、いかにして、都市およびヨーロッパにおける社会的立場を確立させてきたのであろうか。この考察には、従来の経済史的視点のみでは不十分であり、フッガーハウスと都市、および帝国との諸関係を当時の時代背景と合わせて総合的に検討していく必要がある。そこで、ラインハルトの「社会の密接な関連」の概念を用いて、第1部では宗教改革期のアウクスブルクにおけるフッガーハウスと都市指導層の結びつきについて、第2部では「情報」を核とした、帝国におけるフッガーハウスのネット

トワークについて分析、考察を行う。都市と帝国のはざまで活動したフッガ一家の新たな像を提示していきたい。

また、フッガ一家の研究史上、「フッガ一家の時代」（ヤーコプとアントーン）とアントーンの後の世代とを連続して、あるいは同時に検討したものは極めて少ないとから、アントーンの後の世代へと続くフッガ一家の継続性を明確にしていきたい。主に、16世紀後半を考察の対象とするが、第1部は中世後期から16世紀中葉、第2部は16世紀後半以降の時代区分とする。

第1部においては、はじめに、アウクスブルクの統治構造について分析する。フッガ一家が市政に関与するようになるのは1548年以降のことであるが、複雑な市政の仕組みを理解するために、1368年のツンフト市政樹立まで遡ることとしたい。主な史料として、ラインハルト編纂によるプロソポグラフィー『16世紀のアウクスブルクのエリートたち』（1996年）を用いる。プロソポグラフィーには、1500年から1620年の間に、アウクスブルクの経済的・政治的指導層に属していた1545名のデータ（出生年月日、血縁関係、経済活動、都市の官職、所有地および納税額など）が記されている。編者のラインハルトによれば、アウクスブルクの指導層に属する集団は、都市貴族、メーラー、商人ツンフトの構成員（Kaufleutezunft）、商人の酒房団体の構成員（Kaufleutestube）、ならびにその他の卸売商人（主に塩運送業者ツンフト、小売商ツンフトの構成員）から形成されている²³。ツンフト市政について分析するとともに、都市内でライバル関係にあった市政外の組織、二つの酒房団体（Herren-, Kaufleutestubengesellschaft）より都市指導層形成過程を検討する。

次に、アウクスブルクの年代記をいくつか用いて、同時代人によるフッガ一家に対する認識を分析し、都市指導層との関係を踏まえながら、アウクスブルクにおける宗教改革の諸問題に対するフッガ一家の立場を考察していく。アウクスブルクは宗教改革史の重要な舞台でもあった。宗教改革における主要な出来事は、フッガ一家の全盛期時代と一致している。「富豪」ヤーコプの時代にルターの宗教改革が開始され（1517年～）、アントーンの時代に「アウクスブルク信仰告白（Confessio Augustana）」（1530年）の提唱、シュマルカルデン戦争（1546～47年）を経て、「アウクスブルク宗教平和（Pax Augustana）」（1555年）の締結へと至る。

日本におけるフッガー史研究者として高名な諸田實は、「敬虔なカトリック教徒であり、ハプスブルク家との結び付きが強かったフッガ一家の財力は、新旧両派の争いのなかで、カトリック陣営の最も有力な資金源となった」と述べ、特に宗教改革との関連においては、

フッガ一家を「教皇庁の銀行家」として教皇および司教との手形取引、「預託」、贖宥状販売などから考察している²⁴。最近では、宗教改革期のアウクスブルクの市民生活について社会史的視点から永田諒一の研究があるが²⁵、フッガ一家そのものに焦点を当てたものではなく、フッガ一家が宗教改革期に都市内でどのような地位にあったのか、宗教改革はフッガ一家にいかなる影響をもたらしたのかについては、今だなお、明らかになったとはいえない。

メルケおよびジー・ブレンスは、アウクスブルク都市内におけるフッガ一家の政治的経歴と社会的地位を分析し、第一にフッガ一家が元来、生粋の都市貴族（Patriziat）ではなかったこと、第二に官職年数も少なかったことを挙げている²⁶。第一の点について、フッガ一家のウルリヒ、ゲオルク、ヤーコプの三人は商人ツンフトの構成員となり、各々メーラー（Mehrer）のラウギンガ一家、イムホーフ家、アルツト家の女性と婚姻契約を締結し、閉鎖的な都市貴族の酒房団体（Herrenstübengesellschaft）への加入許可を得て、メーラーとなった²⁷。大商人でフッガ一家と経済的な結びつきのあったウェルザ一家、ヘルヴアルト家、ランゲンマンテル家とは異なり、フッガ一家は1538年になり、ようやく都市貴族身分を得ている。第二の点、官職年数について、例えば1520年から1548年のあいだにウェルザ一家は総計131年、ランゲンマンテル家は317年になるが、フッガ一家は35年にすぎず、市政の代表者は一族から5名のみであった²⁸。1548年のカール5世による市政改革後、フッガ一家はようやく高い官職に就くようになる。1368年から180年間続いたツンフト統治体制下のフッガ一家は、政治的には明らかに議席を有していなかった。しかし、同時代の年代記において、フッガ一家はどのアウクスブルクの都市指導層よりも多く言及されており、一族の富と皇帝・諸侯・ローマ教皇庁との親しい結び付きが描かれている。

第2部においては、第一に、コミュニケーションシステムの基礎を築いたとされる、フッガ一家とタクシス家の関係について考察するとともに、ハンス・フッガーを中心として、商社員（主に支店長）と業務支配人（フッガー）をめぐるフッガ一家の本店と在外支店間、特に、アウクスブルクとスペイン間におけるコミュニケーションの実態を解明していく。

活版印刷と宗教改革による「コミュニケーション革命」が起こり、社会的な変動期を迎えた16世紀後半から三十年戦争勃発に至るまでの時期は、フッガ一家にとってのターニングポイントとなった。フッガ一家は、1560年にアントーンが亡くなつて以来、アントーンの兄ライムント（1489 - 1535）の息子とアントーン自身の息子の中の各一人ずつが同家の商社の業務を指揮することになり、ライムントの長男ハンス・ヤーコプ（1516-1575）とア

ントーンの長男マルクス（1529-1597）が「アントーン・フッガーと甥たち」（商号）の業務支配人となった²⁹。

また、アントーンの次男ハンス・フッガーは、従来の研究において、自身の領地であるキルヒハイム城を改築するなど芸術の保護者として、および美術品・工芸品の収集家としての側面が強調されてきたのであるが³⁰、ハンスの書簡の編纂により、兄マルクスの共同出資者としての新たな一面が浮かび上がってきた。「コミュニケーションの才能のある人物」（Karnehm）³¹としてのハンスは、フッガーハウスの商社内・外において、いかなる役割を果たしていたのであろうか。

第二に、「ハンス・フッガーの書簡」から、アウクスブルクの改暦紛争、スペイン支配下におけるネーデルラントの蜂起、ケルン戦争の三つの事例を取り上げ、都市のみならず、帝国におけるフッガーハウスの情報ネットワークを分析する。

16世紀後半は宗派闘争の渦中にあり、フッガーハウスは、アウクスブルクのイエズス会を援助するなど、都市のカトリックの宗派化に貢献するとともに、一族のカトリック信仰を確立した。フッガーハウスは、経済活動のみならず、アウクスブルク都市内においても重要な立場に置かれることとなった。一族の構成員は、同市における高い官職に就いており、特に、ハンス・フッガーの兄マルクスは、都市統治機関における最高位の都市管理人（Stadtpfleger）として、改暦問題に対処していた。

1583年に生じたグレゴリウス暦への改暦紛争は、アウクスブルクにおける宗派対立とされている。紛争の発端は、カトリック側（都市指導層）が新たなグレゴリウス暦の採用を主張したのに対し、福音主義の人びと（商人、一般市民）は従来のユリウス暦を遵守したことになった³²。その際、フッガーハウス、およびアウクスブルクの指導層は、改暦紛争をどのように捉えていたのか、また、同家は、市参事会にいかなる影響を及ぼし得たのか。これらの点を考察するとともに、従来の研究において、宗派的に比較的寛容な都市であったとされているアウクスブルクの宗派状況を追究し、フッガーハウスの情報ネットワークが都市内、あるいは広く社会に与えた影響力を明らかにしていく。

ケルン戦争（1583-89年）は、大司教区ケルンをめぐり、プロテスタントへ改宗したゲープハルト・トルフゼス・フォン・ヴァルトブルク（1547-1601）とカトリックのバイエルン公エルンスト（1554-1612、バイエルン公ヴィルヘルム5世の弟）のあいだに起こった対立である³³。宗派闘争の渦中にある1580年代において、帝国政策的に最も高い議論を呼んだ事件であった。ネーデルラントの蜂起、およびケルン戦争は、三十年戦争への一行程とし

ても捉えられている。

第2部においては、時代的に平行している二つの史料、いわゆる「フッガー通信」(Fuggerzeitungen)と「ハンス・フッガーの書簡」(「ハンスの書簡」とも略す)を用いる。ハンスの書簡を主な史料とするが、場合によってはフッガー通信も用いて、両者の史料の比較検討を行う。また、従来、改暦紛争の研究において用いられた都市の年代記は、福音主義派の著者に由来しているが、ハンスの書簡は、カトリックの上層部の人びとの見解を提示することができる。さらに、ケルン戦争については、同時代人がどのようにケルン戦争を評価したのか、例えば、戦争勃発後の情報伝達はいかなるものであったのか、そもそも戦争は回避できなかったのかについて、その他の同時代の史料とも比較検討を行う。

フッガー通信は、1568年から1605年のあいだにフッガ一家の会社の従業員、新聞記者(*Zeitung Schreiber*いわゆる*Novellanten*)、友人ならびに知人からアウクスブルクへ送られた情報を、ゲオルク・フッガーの長男と次男、フィリップ・エドゥアルト(1546-1618)とオクタヴィアン・ゼクンドウス(1549-1600)兄弟が収集したものである³⁴。フッガー通信は全部で27巻(およそ2万通の束)から成り、その多くが手書きで手紙に同封されて送られたものであるが、一部に個人的な手紙も含まれている。情報は、政治的、経済的に重要な当時の中心地、ローマ、ヴェネツィア、アントウェルペン、ケルン、リヨン、ウィーン、プラハ、コンスタンティノープルから定期的にもたらされ、アントウェルペンとケルン、およびローマとヴェネツィアの場合、ほぼ1週間ごとであった³⁵。日本におけるイエズス会の布教活動、南米ペルーにおけるインディオの反乱などの情報も含まれている³⁶。そのほとんどがドイツ語とイタリア語で書かれており、その他、フランス語とスペイン語なども含まれている³⁷。当時、アウクスブルクにおいて、新聞記者イエレミアス・クラッサー(?-1596)が筆写事務所を開き、各地から寄せられた最新の情報を筆写して販売しており、フッガー通信のなかにもここから購入したと思われるものもある³⁸。

一方、ハンス・フッガーは、アウクスブルクのフッガー邸に到着した情報を、アントウェルペン、およびヴェネツィアからの定期通信(*Ordinari*)とともに購入し、フッガ一家の通信員(*Korrespondent*)に転送していた。その際、ハンスは、情報をもとに当該出来事についてコメントを加えていた³⁹。

これらの二つの史料は、フッガ一家の「情報収集」と「情報伝達」について知ることができ、また、16世紀における情報伝達の状況ならびに有用性を示してくれる。

さらに、第三には、フッガ一家と王侯貴族との関係を、まず、フッガ一家と、宮廷およ

び帝国の役人として従事したモントフォルト家（土地所有貴族）の結び付きについて検討する。「ハンスの書簡」において、両者の結び付きが頻繁に見られ、モントフォルトは、フッガーにとって情報の供給者として際立った地位にあった。両者はいかなる利害関係にあったのであろうか。最後に、フッガー一家とバイエルン公家の結合関係について検討する。フッガー一家は、バイエルン公家の「情報提供者」、あるいは「債権者」として仕えていたのみならず、「仲介者 (*intercessor*)」としての役割も果たしていた。ハンス・フッガーを中心に、フッガーの戦略を分析し、フッガー一家とバイエルン公家の関係についてさらなる検討を加える。

これらの考察により、中世末期から 16 世紀後半におけるフッガー一家の動向、立場、ならびに同家とそのネットワークが社会に与えた影響を明らかにすことができよう。

第1部 中近世アウクスブルクにおけるフッガ一家と都市指導層

第1章 アウクスブルクの統治構造（～1548年まで）

第1節 ツンフト市政の導入

アウクスブルクの市政は、1276年の都市法の制定後に樹立された⁴⁰。各々12名から構成されている古参事会、および小参事会が合わさった24人委員会と、大参事会とに組織されていた。各参事会は全て都市貴族（Patriziat）によって構成され、手工業者は、参事会の会員資格を有していなかった。大参事会は、1291年に史料に登場しているのであるが、規定されたのは、1368年のことであった。また、1288年に、市長制は一度廃止され、その後、1368年まで、2名の都市管理人（Stadtpfleger）が取って代わっていた。13世紀以来、市政は全て都市貴族の手に委ねられていたのである。

アウクスブルクが正式に帝国直属都市となったのは、1316年のことであった。皇帝ルートヴィヒ4世により保証され、皇帝以外の領主権力には服従しないことが義務付けられていた。この後、都市は、傭兵の維持、および城壁の構築などに多額の出費を必要とするようになり、また、帝国税の納入などに応じなければならなかつた。市参事会は、一時的な消費税の導入、および高額な借入金による財政政策をとっていたのであるが、結局、都市の財政は赤字となり、この赤字を解消するため、参事会は増税を実施することとなった。

この増税をめぐり、都市貴族と手工業者との間に対立が生じた。手工業者にとっては、租税などの公的な賦課は都市貴族と同様であったのに、市政への参加は拒絶されていたため、都市貴族に対する不満が蔓延していったのである。このようにして、手工業者たちは、都市貴族の寡頭統治体制に対抗し、市政の民主化を要求するようになった。彼らは、都市の南部の手工業者の集団的居住地域にあるヤコブ教会で集会を開いており、ここに集っている者たちは、ヤコバー（Jakober）と呼ばれていた。市参事会は、1352年、このような手工業者の団体結成を禁止する条例を発布した⁴¹。

この措置に対して、1368年（10月22日）、手工業者たちは武装蜂起して抵抗した。彼らは、全ての城門、および市庁舎など都市の主要な建物を占拠し、都市管理人であるハインリヒ・ヘルヴァルトとコンラート・ビツツリーンに対して参事会の招集を要求した。翌日（10月23日）には、市庁舎に集合した参事会員たちに対し、ハンス・ヴァイスを代表と

する 6 名の代表を送っている⁴²。この代表者たちは、都市貴族に、都市の印章などの受け渡しとツンフト市政の即時の導入を要求した。

結局、市参事会は、手工業者たちの集まる市内のペルラッハ広場にて無抵抗で屈服し、ツンフト市政の導入に同意することとなった。彼らは「良き平和」を望み、市の名誉と利害のために「ツンフト」を結成することを誓った。ここでいう「ツンフト」とは、都市貴族も、また手工業者も含められており、都市の共同統治という目標で結ばれた、全市民の一大誓約団体のことを意味する。さらに、同年（1368 年）11 月 24 日、旧市参事会員と手工業者の各団体のマイスターたちの間で作成されたツンフト規約文書により、ツンフトの設置が確認された⁴³。この際、「いかなる皇帝、国王、司教の命令といえどもこの誓約を無効とはできず」⁴⁴と宣言しており、ツンフト市政の導入を、あくまでも市民全員の自由意志であると主張している。これにより、皇帝、および諸侯の介入を前もって防止していたのである。12 月 16 日には、第二の規約文書によって、詳細な市政の改造が取り決められた。皇帝カール 4 世によりツンフト市政が承認されたのは、1374 年のことであった。

アウクスブルクにおけるツンフト闘争は、無血の平和的解決により終結した。この結果、市民自治は一応、拡充したことになった。市参事会の掌握したものは、市門の鍵、ペルラッハ塔の鐘、市の印章、都市の記録簿、ならびにその他の文書類であった⁴⁵。

第2節 ツンフトとツンフト統治構造

アウクスブルクにおいては、1368 年に規定された二つのツンフト規約文書に基づき、市民は当初、18 のツンフトに組織されていた（表 1【ツンフト一覧】を参照）。しかし、1397 年以来、17 のツンフトに減っている。ディルによれば、「おそらく 1397 年に、ワイン小売業ツンフト（Weinschenken）が、塩運送業者ツンフト（Salzfertiger）と合併したため」であると述べている⁴⁶。17 ツンフトのうち、次の 10 ツンフト、すなわち、商人ツンフト（Kaufleute）、小売商ツンフト（Krämer）、肉屋ツンフト（Metzger）、織布工ツンフト（Weber）、パン屋ツンフト（Bäcker）、仕立屋ツンフト（Schneider）、靴屋ツンフト（Schuster）、鋳造人ツンフト（Brauer）、塩運送業者ツンフト（Salzfertiger）、皮なめし工ツンフト（Lederer）は、大ツンフトと呼ばれており、これに対して、残りの 7 ツンフト、すなわち、毛皮屋ツンフト（Körschner）、食糧雑貨商ツンフト（Hucker）、大工ツンフト（Zimmerleute）、漁師ツンフト（Fischer）、鍛冶屋ツンフト（Schmiede）、粗毛織布工ツ

ンフト (Loderer)、樽製造者ツンフト (Schäffler) を、小ツンフトと呼んでいた。

大ツンフトと小ツンフトの境界については、ツンフト規約により規定されていたわけではなかった。しかし、大ツンフトは、小ツンフトよりも経済力のあったことは明らかであった。また、小ツンフトは、毛皮屋ツンフトを除いて、全て職種の寄せ集めのツンフトになっていた。食糧雑貨商ツンフトは、ぶどう栽培人 (Ostler) と綱作り職人 (Seiler)、大工ツンフトは、れんが積み工 (Maurer)、陶工 (Hafner)、箱製造業者 (kistler) ならびに製粉業者 (Müller)、漁師ツンフトは、筏流し (Floßleute) を含み、続いて、鍛冶屋ツンフトは、馬具工 (Sattler)、塗装工 (Maler)、ならびに金箔師 (Goldschlager)、粗毛織布工ツンフトは、毛織物工 (Tucher)、最後に、樽製造者ツンフトは、車大工 (Wagner)、およびろくろ細工師 (Drechsler) を含み、組織されていたのである。ただし、これらの中には、自身の営んでいた職業と所属していたツンフトとが一致していない者もあり（これらの小ツンフトに限らず、大ツンフトにおいても）、このことに留意する必要がある⁴⁷。

17 ツンフトにおいて最も構成員数が多かったものは、織布工ツンフトであった。14 世紀以降、西南ドイツ地域は、亜麻布（バルヘント織り）の生産が盛んであり、15 世紀末からはアウクスブルクがその中心地となっていた。そのため、ヨーロッパ各地から手工業者がアウクスブルクへと移住してきたのである。かのフッガ一家も、農村（グラーベン）からの移住者であり、織布工であった。プロソポグラフィー『16 世紀のアウクスブルクのエリートたち』のデータによれば、ウルム、メミンゲン、ケンプテン、リンダウ、カウフボイレン、インゴルシュタット、ランズベルク、ニュルンベルク、ミュンヘンなどの西南ドイツ地域からの移住者が多いのであるが、西はアントウェルペン、東はグラーツ、北方はケルン、南方はヴィツェンツァまで幅広いことが分かった⁴⁸。

大ツンフトに属するツンフトの構成員は、15 世紀以来、小ツンフトの構成員よりも、経済力のみならず政治的にも勢力を保持していた。特に、商人ツンフト、塩運送業者ツンフト、小売商ツンフト、肉屋ツンフトの構成員は、その他のツンフトよりも高い社会的名声を受けていた。これらのツンフトの構成員は、多くの場合、都市貴族との血縁関係を結んでおり、さらに、最も高い都市の官職に就いていたのである。例えば、1368 年から 1548 年までに、全てのツンフトから選出された市長 181 名のうち、商人ツンフトからは、94 名が選ばれている。また、1368 年から 1466 年の間に都市の官職に就いた、商人ツンフトに所属していた者は 129 名にのぼり、この人数は、全 17 ツンフトの中で最も多い値となっている⁴⁹。商人ツンフトの構成員は、都市において、政治的にも経済的にも最も影響力を持つ

ていたのである。

アウクスブルクにおいて身分的に上昇するためには、これらの 4 つのツンフト（商人、塩運送業者、小売商、肉屋ツンフト）のいずれかに所属していることが望ましかったといえよう。特に、商人ツンフトの構成員であることは、身分的上昇のための最短経路となっていた。

商人ツンフトの構成員は、現存しているツンフト帳簿から、卸売業における自身の会社経営者、支店長、商社員、ならびに商人の経営見習いとして従事していた市民であったことが明らかになっている。商人ツンフトに所属していた者は、プロソポグラフィーのデータにも頻出しているが、その詳しい人数は確認されていない。**1463 年のツンフト証** (*Zunftzettel*) によれば、110 名が記載されており、多くの金細工師と薬剤師の名も含まれている⁵⁰。商人ツンフトは、アウクスブルクの大商人の核となっており、商売取引における指導の役目を担っていた。構成員は、卸売業のみならず、遠隔地貿易と関わっている市民も含まれていたのであるが、このことは、他のツンフトにおいても同様であった。例えば、織布工ツンフトは、バルヘント製造を営み、バルヘント商人としてヴェネツィアにおける取引に参加しており、塩運送業者ツンフトは、主に、塩とワインの取引を担当していた。さらに、毛皮屋ツンフトも、毛皮商人として遠隔地貿易に介入することができた。

ところで、都市貴族も、また多くの卓越した商人を輩出したことは周知の事実であるが、商人ツンフトに所属している裕福な商人の財産は、都市貴族出身者とおよそ同等であった。都市貴族は、好んで、商人ツンフトの家族と血縁関係を結んでいた。都市貴族と血縁関係を結んだ者は、都市において、自らをメーラー (*Mehrer*) と称するようになり、都市貴族の酒房団体 (*Herrenstubengesellschaft*) への立ち入りを許可されていた。メーラーは、ツンフト内において政治的な指導権を持つようになった（メーラーについて詳細は第 3 節の注 59 を参照）。

結局、ツンフト市政が導入され、ツンフトの都市貴族に対する優位は示されたものの、ツンフト構成員たちの目標は、都市貴族になること、あるいは都市貴族の家系と婚姻関係を結ぶこと（つまりメーラーになること）にあったといえよう。（なお、都市貴族の市政参加に関しては、次節の都市貴族の酒房団体の成立と組織を参照。彼らの団体である都市貴族団体 (*Geschlechtergesellschaft*) は、1383 年になり、間接的に参事会の規約を通して成立された⁵¹。）

次に、このようなツンフトを基盤とした市政の仕組みを分析していく（図1【ツンフト統治構造】を参照）。アウクスブルクの統治構造は、1368年のツンフト市政樹立以来、1548年までは基本的には大きく変革されることはない。17のツンフトと都市貴族団体を基礎として、4つの委員会で構成されていた⁵²。

第一に、小参事会（Kreiner Rat）は、アウクスブルクにおける重要な公的機関であった。その構成員は、名目上、44名とされ、任期は2年であり、毎年、半数ずつ改選された。また、ツンフト規約に基づき、ツンフトはこの委員会に、17ツンフトから1名ずつ選ばれたツンフトマイスター、および大ツンフト（10）から選ばれた12名から成る合計29名の代表者を置いていた。これらの代表者は、さらに、都市貴族団体から15名のヘレン（市参事会員）を選出していた。しかし、1479年以後、代表者の人数が若干変わっている（小参事会のみならず、他の委員会においても同様のことであった）。17名のツンフトマイスターの選出はそのままであったが、さらに別の17名のツンフトからの代表者は、大ツンフトからの選出には限らなくなってしまったのである。これに対して、都市貴族団体からの代表者は減り、8名のヘレンを選出するようになった。都市貴族の家族の数が、1383年には51から53家族であったのに、1479年になると、20から30家族にまで減少したことに因っている。小参事会の構成員は、秘密選挙（無記名投票）により、参事会官職の保持者、および都市の最高機関である13人委員会（Dreizehner）の代表者もまた決定することになっていた。

第二に、大参事会（Großer Rat）は、名目上、全部で233名から236名の間で構成されていた。17名のツンフトマイスター、および17ツンフトから12名ずつ選ばれた12人衆（Zwölfer）は、15名、もしくは12名の都市貴族団体からの代表者（ヘレン）とともにこの委員会を形成していた。1479年以後、小参事会と同様に、都市貴族の代表者のみ8名に減少されている。大参事会は、自身で開会されたわけではなかった。市長が召集し、参事会の投票日（1/6）とザンクト・ガレンの日（10/8）を除いて、毎年、都市の財政、および家政業務を討論され、その構成員は、市長から都市の財政状況についての報告を受け取っていた。すなわち、大参事会は不定期な会合であり、その重要な機能は、財政業務、特に新しい税をめぐっての認可、あるいは却下についての共同発言にあったのである。

第三に挙げる古参事会（Alter Rat）は、直接、市政を運営していた機関ではなかった。その構成員は、すでに小参事会に議席を保持していたのである。構成員数は、名目上、26名となっており、商人ツンフト、織布工ツンフト、パン屋ツンフト、塩運送業者ツンフト、

ならびに肉屋ツンフトから 2 名ずつ、合計 10 名と、他の 12 のツンフトから 1 名ずつの代表者は、4 名のヘレン（都市貴族の代表）とともにこの参事会を占めていた。

最後は、アウクスブルクにおける最も高い参事会の官職である 13 人委員会 (Dreizehner) についてである。13 人委員会という名前は、当該委員会の構成員の数に由来しており、1436 年から設置された。構成員は、都市内部における社会的上昇の到達点であり、また、都市貴族とツンフトの双方から選出された市長 (Bürgermeister) 2 名を筆頭に、建築役人 (Baumeister) 3 名、市の印章保管役 (Siegler) 2 名、1467 年より置かれた租税収入役 (Einnehmer) 3 名、さらに、小参事会からの代表者 3 名となっていた。この小参事会からの構成員は、1467 年には、3 名、もしくは 6 名置かれていたのであるが、1479 年以来、3 名となっている。13 人委員会は、小参事会に採決と議決を求められた目下の問題について、重要な仮決定を下したのであった。

以上のようなツンフト市政は、1548 年、カール 5 世によってその改革が行われるまで 180 年間続いた（カール 5 世による市政改革については、第 2 章第 4 節を参照）。

ツンフト市政のもとで、16 世紀のアウクスブルクは、人口が著しく増加し（当時としては多い 3 万人）、都市内において人文主義、あるいは印刷業も盛んであったことから、「黄金のアウクスブルク」と呼ばれるまでに発展した。マクシミリアン 1 世（在位 1493-1519）によって、帝国最高法院、および帝国造幣局が同市に移されたため、宮廷文化が植え付けられ、アウクスブルクが南ドイツのルネサンスと人文主義の中心に成り得たことに起因している⁵³。都市は一見、華やかな文化で飾られ、フッガ一家に代表される「富豪」、すなわち新興の成り金層が生まれたものの、ゲフケンが「1396 年から 1516 年の間において、市長、および（都市の）重要な官職に就いた者の 94% は、経済的に富む 3% の市民の中からである」⁵⁴と述べているように、都市内における貧富の格差は、より拡がっていったのである。

次節以下、アウクスブルクのツンフト市政の実態をより詳しく探るために、市政の副組織的な団体、すなわち、ツンフト市政には選出されない団体であった 2 つの仲間団体について検討していく（図 3 【仲間団体 (Gesellschaft)】を適宜参照）。

第3節 都市貴族の酒房団体（Herrenstübengesellschaft）の成立と組織

都市貴族の酒房団体は、都市における指導層の人々が集う場所であったばかりでなく、彼らの社会生活の中心となっていた。この酒房団体の構成員が、大きな政治的権力を持っていたことは、実際、彼らの多くが小参事会の議席を占めていたこと、および最も重要な都市の官職に就いていたことから明らかである。

1368年、ツンフト市政樹立の際に、都市貴族の家族は、そのほとんどが、自身のツンフトを作ること、あるいは既存のツンフトへ移ることを拒んだ。このことは、アウクスブルクの都市貴族に限らず、例えば、メミンゲン、ケンプテン、カウフボイレンにおける都市貴族もまた、各々の都市で同様の行動傾向にあった⁵⁵。アウクスブルクの都市貴族は、1383年になり、都市貴族団体（Geschlechtergesellschaft）において統合され政治的身分を得ており、間接的に参事会の規約を通してツンフト市政に定着させられた。しかし、この都市貴族団体は、仲間団体（Gesellschaft）として、ツンフトに対して不利に扱われていた。つまり、都市貴族団体の構成員は、選挙権を与えられておらず、その市参事会員は、小参事会においてツンフトマイスターによって選出されていたのである。都市貴族の市参事会員は、参事会の委員会において、フォン・ヘレン〈von Herren〉あるいは、ヘレン〈Herren〉と呼ばれていた。すなわち、ツンフトは手工業者を上位におく政治的組織であり、市民が政治に参加するための基礎的な構成単位であった⁵⁶。

今日では、この都市貴族団体の成立と、都市貴族の酒房団体（Herrenstübengesellschaft）の開設はほとんど不可分な関係にあると考えられている。1383年、参事会は、規約に「今後、どの新市民も、原則的にツンフトへ入らなければならぬ」⁵⁷を加えて、その後の都市貴族団体への受け入れを阻止した。参事会のみが、都市貴族団体への加入に関する許可を与えることができ、あるいは加入の申し出を拒絶することができたのであった。結局、1538年以前まで、この都市貴族団体への新たな受け入れは行われなかつた⁵⁸。参事会は、あくまでも「新市民はツンフトへ」という規約を適用し、例えば、他の都市における都市貴族出身の移住者であった場合でも、ツンフトへ入らなければならず、もしも、ツンフトへの加入が免除された場合には、政治的諸権利は与えられなかつたのである。

それに対して、都市貴族の酒房団体（Herrenstube）には、ツンフト、あるいは都市貴族の代表として市政に関わっている、都市の指導層たちが所属していた（もちろん、この酒房団体から参事会の代表者を選出していたのではない）。この酒房団体への加入資格は、都

市貴族の家族とその子孫にあったのであるが、基本的には、その構成員である都市貴族との結婚を通して、ツンフトに所属している市民も、この酒房団体への加入の許可を獲得することができた。

政治的、経済的に都市貴族とほぼ同等となった、大ツンフトに属するツンフトの構成員は、都市貴族の酒房団体へ加入するようになっていった。都市貴族と血縁関係を結び、この酒房団体への加入許可を有している者は、自らをメーラー (Mehrer) と称していた。都市貴族との結婚は、高い社会的な名声を獲得することができ、メーラーとなることは、都市における社会的上昇を表していた。フッガ一家も、1538年に都市貴族への昇格が認められるまではメーラーであった⁵⁹。

都市貴族の酒房団体は、ツンフトと似たように組織され、社会福祉、手工業利益政策、さらには社交的な催し（ダンスパーティー）もなされていた。1481年のこの酒房団体における最初の規約によれば、幹部会は次に挙げる通りである。幹部は、20人衆 (Zwanziger) から成っており、新旧各々2名ずつの4名の酒房長 (Stubenmeister) の下に16名の酒房委員 (Beisitzer) が置かれていた。会費制となっており、年会費は、2名の会計長 (Büchsenmeister) によって管理されていた⁶⁰。この酒房団体の構成員の権利は同等であり、規約において、ツンフト市民に対する都市貴族の優遇は見られず、構成員は引き続き、子孫に酒房団体の権利を遺産として残すことができたのであった。この団体についての情報は少ないものの、唯一保存されている1416年の酒房名簿の謄本によれば、構成員数は74名であった⁶¹。また、この酒房団体のフッガ一家による1522年の記録において、構成員数は総計203名にのぼり、そのうちメーラーの数は、161名であった。さらに、1607年の記録は、メーラーの構成員数のみ知られており、176名が記載されている⁶²。

1368年のツンフト市政導入後、参事会は、都市貴族の分離を優先させたのであるが、結局、アウクスブルクにおいて都市貴族とツンフトの間の全般的な隔絶は、ツンフト市政の期間中起こらなかったのである。確かに、政治的観点からすれば、都市貴族の立場は弱められたものの、近世に入ってもなお、家族の社会的な名声は、特に古い良家の出自であることに基づいていた。すなわち、都市貴族の酒房団体は、都市貴族一族の社会の特別な地位を保持するものとしての役割を果たしていたのである。

第4節 商人の酒房団体（Kaufleutestubengesellschaft）の成立と組織

アウクスブルクにおいては、1530年代より、都市からの退去、あるいは家系の断絶による都市貴族の減少傾向が顕著になり始めた。1538年、都市貴族はついに7家系を残すのみとなり⁶³、参事会は、主に商人ツンフトの構成員から、新たに都市貴族団体（Geschlechtergesellschaft）への入会資格を有すると決議した。その結果、フッガ一家をはじめとする38家族の市民が都市貴族に加入し⁶⁴、身分的上昇を達成したのである。「都市貴族」という身分は、その男性の子孫のみが獲得し得たのであるが、1538年のこの参事会の政策は、明らかに、参事会員自らが都市貴族の身分を得たかったことに因っている。このようにして、都市における「都市貴族」身分の存続は保障された。16世紀を通して都市貴族への人員の補充は、この一度のみであり、この後その新たな受け入れは、若干の例外を除き、1629年になるまで行われることはなかった⁶⁵。

しかし、この都市貴族団体への多くの商人の受け入れは、明らかに商人ツンフトの構成員の減少を意味した。また同時期に、塩運送業者、小売商、肉屋ツンフト、特に商人ツンフトの構成員は、メーラーとなり、都市貴族の酒房団体（Herrenstube）に加入していた。都市貴族の酒房団体へ加入したメーラーは、ツンフトの利害よりも都市貴族の利害を代表するようになり、各ツンフトの政治的経済的勢力を弱めることになった。その上、都市貴族へ編入された者も、また都市貴族の酒房団体の構成員となった者も同様に、ツンフト市政の要であった大ツンフト（商人、塩運送業者、小売商、肉屋ツンフト）に所属しており、これらのことが、結果的にツンフトの威信低下と実質的な衰弱をもたらすこととなったのである。

このような都市の情勢に対して、毛皮屋ツンフトマイスターで当時市政の中心人物であったヤーコプ・ヘルブロート（1490-1564）は、都市貴族の酒房団体に対抗する、新たな民主的・市民的な組織をツンフト市政の外に作ることを計画した。その結果、商人の酒房団体（Kaufleutestubengesellschaft または略して Kaufleutestube とも記載される）が設立された。その設立は、1539年と言われてはいるものの、正確なその時期を示す史料は見つかっていない。この団体の現存する名簿は、1541年以後のものである。商人の酒房団体は、商人ツンフトの酒房団体を引き継いだものではなく、別の意図をもって新たに作られた団体である。その組織は、手工業および商業に従事していたか、あるいは都市の官職に就いていた都市貴族に属していない裕福な上層市民から構成されていた。1541年の規約によれ

ば、「ツンフトに属する全ての市民に、商人の酒房団体への加入を（加入した者だけでなく、彼の子供もまた）」認めており、「都市貴族の酒房団体へ加入してはならない」というのがこの酒房団体に属する人々の義務となっていた⁶⁶。

すなわち、商人の酒房団体設立の意図は、都市における、都市貴族の酒房団体の独占的地位を排除することを目標に、ツンフトの権威を守るため、有産市民のこれ以上の都市貴族の酒房団体への加入を防ぐことになったのである。また、1542年の酒房証(Stubenzettel)にはすでに177名が記載されており、学者および医者なども含まれ、年々増加していった。

商人の酒房団体は次のような幹部会を形成した（図3【仲間団体】を参照）。最初は慣習に従って、酒房長(Stubenmeister)4名（新旧各2名ずつ）、会計長(Büchsenmeister)2名、酒房委員(Beisitzer)6名から成り、1541年からは、酒房委員が14名となり、都市貴族の酒房団体と同様の20人衆(Zwanziger)で構成されていた。この幹部会の選出は、酒房団体の全構成員からであった。ただし、酒房長と会計長は、幹部会の委員から選出されていた⁶⁷。

16世紀を通して、アウクスブルクの商業の繁栄は多くの商人に極めて大きな財産をもたらしたのであるが、それに加えて、商人の酒房団体において指導的な役割を果たしている構成員は、都市の参事会における指導者としても実権を握るようになっていった。商人の酒房団体設立の際の立役者ヤーコプ・ヘルブロートは、都市貴族やメーラーではなく、しかも小ツンフトに属する毛皮屋ツンフトの構成員でありながら、都市における社会的上昇を遂げた人物であった⁶⁸。したがって、アウクスブルクにおける指導層は、都市貴族の酒房団体の構成員のみならず、彼らをライバル視していた商人の酒房団体の構成員とともに形成されていったといえるであろう。

第2章 いわゆる「フッガ一家の時代」におけるアウクスブルクとフッガ一家

第1節 フッガ一家に対する同時代人の認識

フッガ一家の出自は農民であり、レッヒフェルトのグラーベンに居住する織布工として生計を立てていた。2代目のハンス・フッガー（?-1408/09）がアウクスブルクに移住してきたのは、ツンフト闘争前夜の1367年のことであった⁶⁹。ハンスは、織布工ツンフトに入り、1386年、織布工ツンフトマイスターへ上昇すると、その後、同家の3代目にあたるヤーコプ・フッガーと同名の父（Jakob Fugger d.Ä.）とアンドレーアスは、1400年に商社を設立するに至る。当初は織物の販売をしていたが、1463年に商人ツンフトへ移り、遠隔地貿易を開始すると、フッガ一家の構成員は、1466年にはアウクスブルクの納税者中第7位を記録するまでに上昇した。1473年には皇帝フリードリヒ3世により、商社「ヤーコプ・フッガーとその兄弟たち」に紋章が授与され⁷⁰、1490年、マクシミリアン1世からティロール鉱山を請け負うこととなった⁷¹。ヤーコプは、1511年に貴族（Reichsadels）の身分を得ており、1514年には伯（Reichsgraf）へと昇進しているが、アウクスブルク都市内においては、商人ツンフトに属する一市民であった⁷²。

当時のアウクスブルクにおけるフッガ一家について、ベネディクト会修道士クレーメンス・ゼンダー、および商人ヴィルヘルム・レームの年代記が証言している⁷³。両者の記述は対照的であり、ゼンダーは、教会の慈善家・皇帝の忠実な奉仕者としてフッガーを称賛している一方、レームはヤーコプの父（Jakob Fugger d.A.）の娘ヴァルブルガ（1457-1500）と結婚するも⁷⁴、フッガ一家を好ましくは思っていない印象を受ける。

ゼンダーによれば、フッガーの寄付行為と祝祭、ならびに教会と皇帝との親しい結び付きは都市の福利の支柱であったという。1507年、枢機卿特使ベルナルディーノ・カルバハルがアウクスブルクを通りかかったとき、大聖堂（Dom）でミサが行われていた。ヤーコプはミサ終了後、枢機卿特使を彼の随行者とともに、多くのアウクスブルク市民の参加する祝宴と舞踏会に招いた。その結果、カルバハルは全ての参加者に恩恵と免償を与えた。ゼンダーは、フッガ一家の商業活動と公共の福利との両立を重視している⁷⁵。

一方、レームはフッガ一家の結婚式に見られる貴族的志向、一族の富を象徴するかのような祝宴の豪華な演出、ならびに多額の費用などを指摘し、一貫して批判的な記述が多いのであるが、このことは都市内において、フッガ一家が特別な存在として際立っていたこ

とを示している。レームによれば、フッガー一家による都市社会の規範の変化の例として、**1518**年マクシミリアン1世のアウクスブルク滞在、**1519**年カール5世皇帝選挙後の祝宴、ならびに**1521**年大公フェルディナントのフッガー邸滞在時における出来事を挙げている。

1518年、皇帝マクシミリアン1世を舞踏会に招待した際、皇帝は若い市民の娘に顔の仮面を外すように頼んだ。貴族の女性は、舞踏会の際に仮面をつけない風習があり、これは、フッガーが企てたのであったという。**1519**年、主にフッガー一家が援助したカール5世皇帝選挙の吉報が届いたとき、ヤーコプは、ヤーコプ・ヴィリンガー、アンブロシウス・ヘッヒュテラーとともに市庁舎前（当時の名称はワインマルクト）で花火を打ち上げて祝福した。**1521**年5月には、大公フェルディナントと枢機卿マテウス・ランクをフッガー邸に招き、20種類もの様々な料理とその他、8種類の魚料理の豪華な接待をした⁷⁶。

第2節 フッガー一家と宗教改革

（2－1） 宗教改革前夜の対立

マルティン・ルターは**1511**年、ローマからの帰りにアウクスブルクへ立ち寄り、カルメル派の聖アンナ教会に滞在した⁷⁷。**1517**年10月、「九五か条提題」を発表した翌年、枢機卿特使カエタヌスによるルター尋問が再びアウクスブルクのフッガー邸で行われた。この影響で、**1520**年頃よりアウクスブルクにおいて宗教改革への動きが見られるようになり、都市内の多くの教会で福音主義の説教が行われ、**1523**年には聖職者の最初の結婚が執り行われた。特に、都市の手工業者のあいだにルター派の説教の参加者が増加した。ルターは著作のなかで、フッガーなどの大商人および商社を批判し、人文主義者・ルターの支持者であるウルリヒ・フォン・フッテンもまた、フッガーの商売方法とローマ教皇庁との結び付きを激しく非難したことは一般に知られているところである。これに対し、ヤーコプ・フッガーは、ザクセン公ゲオルクに宛てた手紙のなかで、「ルターは、（帝国における）騒擾、暴動、流血の惨事の発端であり、原因である」とルターを非難している⁷⁸。

フッガー一家と福音主義的な都市指導層との不和の徵候は、**1520**年代の終わりから顕著に現れてくる。**1529**年、ライムント・フッガーと福音主義派を名乗るマテウス・エーエムとの裁判権をめぐる争いが起こった⁷⁹。エーエムはシュヴァーベンの村ランゲンノイフナハ（Langenneufnach）の裁判領主権を行使し、同村の農民が、他の村の住民を斧で殴ったた

め逮捕した。しかし、逮捕された農民はライムント・フッガーに属する耕地で働き俸給をもらっており、ライムントは従者とともにランゲンノイフナハへ押し入り、当該農民を解放し、同地の代官（Vogt）に、自身の領地であるミクハウゼンへ連れて行かせた。同時代の批判的な見解によれば、フッガーの狙いは自身の大きな権力を顕示することであったという。アウクスブルクの市参事会は、ライムントを領域不可侵の違反により逮捕したのであるが、即座に皇帝とバイエルン公の介入により釈放された。なお 17 年後、エーエムは同村をフッガ一家に売却している⁸⁰。

（2－2）聖モーリツ教会におけるキリスト昇天祭祝日の事件をめぐって

フッガ一家は、この時期に都市内で優勢であったツヴィングリ派との争いにも巻き込まれている。争いの舞台となる聖モーリツ教会は、すでに 1511 年と 1515 年にも紛争が起きており、いずれもフッガ一家が関わっていた。1511 年は、司教座聖堂聖職者と宗教改革に目標を置く教区ゲマインデとの争いであったのであるが、ヤーコプ・フッガーは教区ゲマインデの側に立ち調停交渉に関わった。続いて 1515 年には、教区ゲマインデ側の説教師の任命権に関する司教座との紛争が起こり、ヤーコプは、説教師職（Prädikatur）設立のために 1,000 グルデンを寄進し、その後、司教座とフッガーの対決となつたが、1518 年 9 月に一応の決着をつけている⁸¹。

聖モーリツ教会の財産管理人（Zechpfleger）を勤めるマルクス・エーエムは、ツヴィングリ派の信仰を持っていた⁸²。1533 年、彼は、ツヴィングリ派の仲間の支持を得て、ヤーコプ・フッガーが寄進した早朝ミサの廃止とその他のカトリックの儀式の制限、ならびに絵画、彫像を教会から撤去することを始めた。さらにキリスト像をしまって鍵をかけ、異議を唱えるため、伝統的なキリスト昇天祭の日にキリスト像が昇天の式で引き上げられる天井の入り口を板で塞ぎ、教会の丸天井の外（屋根裏）に出し、屋根裏に上る階段を閉鎖してしまった。一方、アントーン・フッガーはひそかに自身の費用で新たなキリスト像を作成させており、同祝日に、アントーンとその兄ライムントは、血縁者、奉仕者とともに同教会で古い慣習に従つて昇天祭の儀式を行つた。古い信仰を墨守するこのデモは、年代記編者イエルク・ブロイによれば「参事会と教区民は不快に思った」と記している。儀式実行当日、エーエムとツヴィングリ派的な支持者が教会に現れ、相互に脅迫し合い、罵倒状況となつた。フッガーと同伴者が教会を去つた後、エーエムの指示でキリスト像は落

とされ、床に叩き付けられて粉々にされた。

この件でアントーンは、5月24日、市長ウルリヒ・レーリンガーの参事会に召喚され、文書で説明したい旨を伝えると、2日後に再び市庁舎に出頭した。エーエムの陳述書をすでに受け取っていた市当局は、「エーエムは偶像破壊に熱心なだけであり悪意はなかった」と解していた。5月29日、再び召喚されたアントーンは、都市の上層部に対する侮辱として8日間の拘留刑（Turmstrafe）を宣告された。アントーンは一夜をゲッギンガー塔で過ごすことになったのであるが、バイエルン公の介入により、刑罰は軽減され、残りは罰金が科せられることになった。明らかにエーエムに非がある事件であったが、市参事会は民衆の騒ぎを恐れ、このような処置をとったのであろう。レーゲンスブルクの帝国議会で皇帝が古いミサを認めた以上、アントーンに違反行為はなかったと言わざるをえない。皇帝から与えられた裁判特権を行使することもせず、市当局に従ったアントーンは、この処罰に名譽を傷つけられたと深く感じ、領地であるヴァイセンホルンへ移り、ここに1536年まで滞在することとなった⁸³。アウクスブルクが宗教改革を導入するまさに前夜に起こった事件であった。

（2－3） 宗教改革の導入とその影響

1530年、アウクスブルクで帝国議会が開催され、ルター派は、メランヒトン起草の「アウクスブルク信仰告白（Confessio Augustana）」、一方、ツヴィングリ派も「四都市信仰告白（Confessio Tetrapolitana）」を提出した。皇帝カール5世は、インゴルシュタットの神学者でフッガーとも親しいヨハンネス・エックらに反駁文を書かせ、帝国議会も皇帝の命令により両派の信仰を認めなかつたが、しかし他方、市参事会も帝国議会の決議を拒否した。アウクスブルクにおいては、1534年7月に拡大参事会が召集され、宗教改革の導入を決議（220名のうち170名の賛成）し、説教は、以後、市参事会により任命された説教師によって行われることになり、カトリックのミサは8教会に制限されることとなった。2年後の1536年、アウクスブルクはシュマルカルデン同盟に加盟し、翌年1月、宗教改革が実施された。その結果、あらゆるカトリックの聖職者が解雇され、8教会のミサの全廃、修道院の解散となり、司教、市民になっていない聖職者はアウクスブルクを離れ、近郊のディリンゲンに移った。教会条令、ポリツァイ条令、祝祭日の新条令の可決、婚姻裁判所の設立、ならびに検閲局の設立などは、都市の教会制度を市参事会の権力のもとに置いたこと

を示している。ここにアウクスブルクは、公に福音主義派の都市となった⁸⁴。

宗教改革導入の影響は即座に現れ、例えば、フッガ一家礼拝堂のある聖アンナ教会は、1534年から1548年まで閉鎖された。ライムント・フッガーとヒエロニムス・フッガーは、1535年と1538年に同教会に埋葬されたのであるが、ひっそりと行われ、本来の葬儀は、領地であるヴァイセンホルンで執り行われた⁸⁵。しかし一方で、1535年、ライムントが領地であるミクハウゼンで亡くなったとき、福音主義派の画家イェルク・ブロイはライムントについて、「気前の良い有徳の人で、手工業者を常に優遇し、適正に遅滞なく報酬を支払っていた、大きな社会的責任において貧民と病人の面倒をみていた」と評価している⁸⁶。

さらに、この時期になり、ヤーコプ・フッガーの最大の社会的寄進施設であるフッゲライの重要性が増した。公共の福利の要求と貧民救済に関する都市の考え方とが一致したからである。フッゲライは、1521年のヤーコプの寄付行為書により財団が設立され、今日に至っているのであるが⁸⁷、しかし、同年に寄進が行われた、既述の聖アンナ教会、および聖モーリツ教会は宗教改革の標的となった。

宗教改革の導入から間もない1538年、市参事会は都市貴族身分の拡大を決議し、フッガ一家など主に商人ツンフトに属する38家族の受け入れが許可された。政治的に優勢な福音主義派の都市指導層は、「フッガー・ネットワーク」に由来する経済力と重要な納税者の流出を予防し、都市に留めたのであった。フッガーは、福音主義派の政治家のハンス・ウェルザー、ゲオルク・ヘルヴァルト、ツンフトの市長ヤーコプ・ヘルブロートと活動的に商売上の結び付きを維持していた。神学的に開かれ、個人的にも寛容な人文主義者ハンス・ヤーコプ・フッガーは、1542年以来、小参事会に議席を保持し、1543~46年には収入役として、都市統治のトップである13人委員会に属していた。さらに1545年、市参事会は「アウクスブルクのことを顧慮し、アウクスブルクのために働き、慈善を積んでいる」フッガーに、都市の泉からフッガー邸に水を引きこむことを承諾しており⁸⁸、これらのことから、都市の政治家は、フッガ一家を都市において尊重することを考慮していたことは明らかであろう。

第3節 アウクスブルクにおけるフッガ一家の立場の確立

(3-1) フッゲライ (Fuggerei) の設立

フッゲライは、1521年にヤーコプ・フッガーが資金を提供して、カトリックの「貧しい日雇いや手工業者を救済するために」建設された⁸⁹。現在でも使われている社会住宅としては世界最古のものである。1年間の家賃は1ライン・グルデン（現在も同価値の0.88ユーロ）とし、入居者は、寄進者であるフッガー一族と自身の靈の救済のために、毎日三回、主の祈りとアヴェ・マリアを唱える義務がある。フッゲライの入り口となっている3つの門の上には以下のように記された銘板が取り付けられている。

「1519年 アウクスブルクの兄弟ウルリヒ、ゲオルク、ヤーコプ・フッガーは、この都市の救済のために、心からの感謝に満ちて、主なる神によって授けられた富とひきかえに、敬虔・寛容・気前の良いことを模範として、家具調度一切を備えた106の宿舎を、アウクスブルクの勤勉ではあるが、貧しい同胞に寄付し、献呈し、奉獻する」⁹⁰。

フッゲライの建設されたヤーコプ地区は、当時より都市の中心地である市庁舎広場から東側に下ったところにある。ヤーコプ地区は、14世紀前半に都市内に組み込まれた比較的新しい地区であり、織布工をはじめとする手工業者が居住していた。フッゲライ建設のための用地獲得は1514年から行われ、1516年には、課税の軽減に関する市参事会との契約が結ばれている。「アウクスブルクの貧しい人々；貧困な市民と住民、手工業者、日給で働く者、物乞いをしようと思わない人々」のために住宅を寄付することが記載されている⁹¹。建設当初は、長屋タイプで52軒、106戸分が建築されたのであるが、後に拡張されて、現在は、8つの通りと7つの門、教会まで備えられた「街の中の一つの街」を形成している⁹²。

フッゲライの建設が完成する頃、ヤーコプ・フッガーは寄付行為書を作成し、フッゲライ財団の設立へと至ったのであるが、このような寄付行為は、当時の大商人に多く見られる行動様式であった。一族の靈の救済のために、商業で獲得した富の一部を教会、ないし他の慈善施設へ寄進することが、大商人たちにとっての商慣行となっていたのである。ヤーコプも同様であった。

(3-2) フッゲライの「木の家 (Holzhaus)」

1522年、フッゲライ内の一角に「木の家」が改築された。この名称は、当時、梅毒の治療として効能があると信じられていたユソウ木療法が行われていたことによる。梅毒は1490年代からヨーロッパに流行した比較的新しい病気であり、アウクスブルクにおいては、1495年に「膿疱の家 (Blatterhaus)」が市参事会によって建設された⁹³。このような施設

は、同時期に、他都市においても建設されているが、大抵は都市によるものであった。フッガーの「木の家」は、個人の寄付として特別に建設されたのである。「木の家」は、2つの大病室が男女に分かれ、各々9床ずつ置かれていたが、1548年に2,000 グルデンの寄付により、総数 20 床へ増やされている。また同年、フッゲライ近隣のクラウトマルクト (Krautmarkt) において、アントーン・フッガーにより外科の施設 (Schnaidhaus) が2万グルденで寄付された。

治療に用いるユソウ木（南米に分布するグアヤクの木）は、フッガ一家の商社が買い付けており、皇帝マクシミリアン1世、および枢機卿マテウス・ランクなどもこの木をフッガ一家に注文していた。「木の家」では、患者に葡萄酒などと煮立てたユソウ木の煎じ薬を与え、暖かく閉ざされた部屋で2週から31週の間、発汗療法を行っていた。当時、梅毒の治療として、水銀の塗り薬の治療法が広く行われていたのであるが、ユソウ木療法は、副作用が少ないことを調査したフッガ一家が、最初に使用したといわれている⁹⁴。ただし、症状が重い場合は従来通り水銀の治療を施していた。フッガーを批判したフッテンも、小冊子の中で、自身の梅毒治療の経験をふまえ、ユソウ木療法の効能について触れている⁹⁵。

16世紀の初め、多くの「膿疱の家」には常勤の医師がいなかったのであるが、アウクスブルクにおいては、1522年までに常勤の医師と外科医が二人ずつ置かれた。しかし、彼らは、年間100～125人の病人を担当し、経費も切り詰められた状況であったのに対し、「木の家」においては、1524年よりアードルフ・オッコ（2世）が常勤の医師として年間約18人の病人を担当しており、1年の給与は122 グルデンであった。また、看護スタッフとして外科医、理髪師、男性および女性の看護師、洗濯婦を置いており、都市の「膿疱の家」よりも患者にとって恵まれた環境であったことがわかる。治療は無料で施され、さらに、「木の家」を退院する際、貧困者はある程度の金銭と食糧をもらうことができ、場合によっては新しい服も与えられていた⁹⁶。

（3－3） フッゲライの存在意義

フッゲライが建設された当時のアウクスブルクでは、バルヘント織の好景気により人口が急増し、貧富の格差が広がり、救済を受ける貧者の数も増え、都市の迅速な救貧政策が必要となっていた⁹⁷。都市による救貧条例が1459年、1491年と公布され、1522年の新たな救貧条例においては、貧困に値するか否かの区別を管理する新たな担当局（救貧管理役

人、Almosenherr) が置かれた⁹⁸。都市当局は、「救済に値するかつて働いていた、働く意志のある貧民」と「救済に値せず、働く意志のない貧民」の区別を明確にしようと試みており、フッガーも同様に「貧困ではあるが労働する意志があり、その能力のある」貧者をフッゲライの入居条件の一つとしている。また、貧民救済をするうえで、フッガ一家の行っている病人救済はより良き行きと理解されたのであるが⁹⁹、当時の病気の定義基準は「労働能力のないこと」であり、病気のために労働ができない貧者のための「労働能力の回復」を助けることが何より重要であった。すなわち、病状の消滅が治療の理解ではなかったのである。

1541年、都市当局は第二救貧条例を公布し、救済に値するか否かの境界線を前回（1522年）の条例よりも厳しくしている。新たに物乞い取締り役人（Bettelvogt）を置き、救貧管理役人とともに都市の「社会的規律化」を図った¹⁰⁰。このような事情から、都市当局により都市の規律化の模範として称えられたフッゲライは、宗教改革の最中にも関わらず、福音主義派の賛同を得ることになった。

しかし、フッゲライの入居者の条件の一つは、「カトリックであること」である。このことは、宗教改革の導入後においても変わらず、今なおそうである。福音主義派が多数を占める都市の中に、「カトリックの一角」が存在していることに対し¹⁰¹、都市側とフッガ一家とのあいだで争いは生じなかつたのであろうか。確かに、フッゲライと都市当局との争いは報告されていない。もっとも、フッゲライの管理・運営には、都市当局の介入は一切なかつたため、カトリック信仰を維持することができたのである。もしも市参事会あるいはツンフトなどにより管理されていれば、宗教改革の導入に伴い、通常、寄進した一族は新たな信仰へ改宗することになったはずである。フッゲライ入居者の日課である主の祈りとアヴェ・マリアは個人が各々の家で唱えれば良かったのであり、日々の暮らしにおいて、特に宗教施設との結び付きもなかつた¹⁰²。

入居者をカトリック信者に限っていることを認めていたこと、フッゲライの管理・運営に市参事会の介入がなかつたことは、断定はできないが、都市側の宗派的「寛容」のあらわれと見るべきであろうか。むしろ、このことは、当時すでにフッガ一家が、アウクスブルクにおいて確固たる地位を築いていた証といえるであろう。

フッゲライの功績が都市において認められたフッガ一家を、この後、さらに援護する市政改革が起こった。

第4節 1548年の皇帝カール5世による市政改革とその影響

(4-1) 1548年のアウクスブルク市政改革

1540年代の皇帝と福音主義派の帝国都市との宗教・政治的な妥協の努力は挫折し、フランスとのクレピーの和の後、軍事的・政治的自由裁量権を得た皇帝カール5世は、1546年7月、シュマルカルデン戦争を開始した。当初優勢であったシュマルカルデン同盟の指導者（ザクセン選帝侯ヨハン・フリードリヒ、ヘッセン方伯フィリップ）は、次第にその優越的な地位を失い、1547年、ミュールベルクの戦いで皇帝軍が勝利するに至った。同盟側についていたアウクスブルクは、同年1月に皇帝に屈服し、7月23日、カール5世とその従者たちのアウクスブルク入城を祝った。その後、皇帝は市政改革を見届けるため、フッガーベルクにて翌年8月13日まで滞在することとなった¹⁰³。1547・48年、アウクスブルクで「武装した」帝国議会が開催された。この結果、仮信条協定（Interim）を導入することとなり、都市においてルター派とカトリックの共同生活が規定され、ルター派に俗人聖杯と聖職者との結婚が許可された。

一方、カール5世は市政改革を行い、都市貴族統治体制下におよそ180年間続いたツンフトの全廃を指示した。ツンフトが宗教改革の温床であるとみなされたためであった。アウクスブルクは、ウルムと並び、皇帝自らが統治体制変更の際に居合させ、その議長の役を務めた都市となった。また、商人の酒房団体（Kaufleutestube）は、ルター派が多数を占めており、反皇帝的な動向を示したので一時閉鎖されている。しかし、1549年になりこの酒房団体を再び承認した。この措置は、皇帝がこの酒房団体の構成員の経済力に関心を持っていたためとも考えられよう。ただし、都市における都市貴族の酒房団体の、商人の酒房団体に対する優位性は、1581年に規約により規定されている¹⁰⁴。

この皇帝による、徹底的な政治の新組織の規約によれば、第一に、都市貴族ではない、商業を営んでいる市民の政治的な団体としてのツンフトの廃止、第二に、都市貴族とならび政治的団体として、メーラー、商人の酒房団体、ゲマインデ（一般市民）の社会的身分の承認、第三に、市参事会と行政における都市貴族の人事的優位と政治的優勢、第四に、終身の参事会議席および参事会官職の授与、第五に、参事会官職において名誉を与える官職の地位の廃止、最後に、政治的参加のための基準として、宗派を名乗ることを定めている。1548年以降、都市の参事会は、ゲマインデ、商人の酒房団体の代表者、メーラー、な

らびに市政の担い手となる都市貴族の、4つの身分から構成されることとなった。以下、この市政改革における統治構造を見ておくこととする。

(4－2) 市政改革以後の統治構造

1548年以降、都市統治の頂点には、従来のように市長ではなく、2名の都市管理人(Stadtpfleger)が置かれることとなった(図2【アウクスブルクの統治構造(1548/49~1806年)】を参照)。この都市管理人の誓約によれば、「(都市管理人は) 都市と市民の忠実な管理人、首長(Häupter)、ならびに監督官(Vorgeher)としてあるべきでなければならない。秘密を守らなければならない。(市の) 印章、特権、金銭、およびその他の文書類を注意深く保管しなければならない」と決められた¹⁰⁵。都市管理人のもとにその援助者として5名の補佐役(Zusätze)が置かれ、合計7名からなる秘密参事会(Geheimer Rat)を形成した。この参事会は、ツンフト統治体制の間、最も高い地位にあった13人委員会(Dreizehner)に対応しており、小参事会の執行委員会に当たる役割を担っていた。機密事項の審議および処理の他、都市の行政・裁判が適正に行われているかどうかを監視し、特に会計監査は秘密参事会の管轄であった。このため、都市の財政状況は、他の参事会員には知らされなかつたのである。

秘密参事会のもとに、市長が置かれた。ツンフト統治の期間は2名であったのが6名に増やされ、そのうち2名ずつ、職務を行う市長(Amtsbürgermeister)として4ヶ月ごとの交替制となっていた。主に都市の治安維持と略式裁判の担当官の役割であった。また、収入役(Einnehmer)3名、建築役人(Bauherren)3名、直接税管理官(Steuermeister)4名、間接税管理官(Umgeldherren)4名、首席裁判長(Oberster Richter)1名などの高級官職が置かれ、さらにその下に各種部署が40程度組織されていた¹⁰⁶。参事会員の多くは、官職を兼任していた。

このような都市の官職において、最も重要であったもの、すなわち、都市管理人、秘密参事会員、市長ならびに収入役は、都市貴族のみに委ねられたのであった。

従来のツンフト統治体制と同様に、小参事会ならびに拡大参事会が形成された¹⁰⁷。この2つの参事会の機能は、ツンフト統治時における同名の参事会とほぼ同様の役割を担っていた。小参事会は、1548年、カール5世によりはじめの構成員が指名されている。31名の都市貴族、3名のメーラー、1名の商人の酒房団体の代表者、6名のゲマインデから成る、合

計 41 名となっていた。都市における行政、裁判、立法、外交の最高決定機関であった。小参事会の定例会議は、毎週火曜日、木曜日、土曜日の午前 10 時から市庁舎において開かれており、会議開催中は市庁舎の前の道路は通行止めになった。なお、この会議に先立ち、秘密参事会の会議が行われたが、小参事会、秘密参事会とも議長役は都市管理人が務めた。

拡大参事会は、1549 年 1 月 14 日に、都市管理人、秘密参事会の構成員および市長の協力により創設された。この委員会は総数 300 名であり、44 名の都市貴族、36 名のメーラー、80 名の商人の酒房団体の構成員、140 名のゲマインデから構成され、この中には小参事会員（41 名）および都市裁判所の陪審員（16 名）も組み込まれた。陪審員は、都市貴族から 10 名の他、メーラー、商人の酒房団体の構成員、ゲマインデからは各 2 名ずつの定員となっていた。

また、同年（1549 年）7 月 7 日の規約により、これらの参事会の選挙は、それ以後、毎年 8 月 3 日に行われることとなった。しかし、この選挙は、形式上の事柄として、死、病気、あるいはその他の深刻な理由により空席となっている参事会の議席を選出する意義を持っていたにすぎなかつたのである。

1548 年以来、都市の官職には俸給が支払われるようになった。例えば、1551 年の記録によれば、都市管理人は 300 グルデン、市長は 100 グルデン、建築役人と租税収入役は 50 グルデンとなっている。また、1590 年より官職の俸給は高くなり、参事会の構成員、すなわち都市貴族、メーラーならびに商人の酒房団体の代表者は当初 50 グルデンであったのが 100 グルデンに、ゲマインデもまた 40 グルデンであったのが 50 グルデンに改定された¹⁰⁸。

カール 5 世の改革による都市統治体制は、受け継がれて行くものの、1552 年 3 月頃、手工業を営む市民およびプロテスタントの多数の住民による圧力により、一時ツンフト市政の組織の再建が試みられた¹⁰⁹。また、同年 4 月 6 日、ザクセン公モーリッツのカール 5 世に対する勝利によってアウクスブルクは陥落し、その後、8 月 2 日にパッサウで休戦協定が結ばれた。1555 年 3 月 22 日から 9 月 25 日までアウクスブルクで開催された宗教和議（Religionsfriede）の後、アウクスブルクにおいても、1548 年の統治規定に新たな条項が二点補足されたのである¹¹⁰。第一は、小参事会の構成員数を増加させること、したがって、都市貴族の 31 名はそのままに、メーラーは 3 名から 4 名に、商人の酒房団体の構成員は 1 名から 3 名に、ゲマインデは 6 名から 7 名に増員し、合計 45 名から構成されることとなつた。第二に、当時、市長は、6 名全員が都市貴族から置かれていたため、それ以後は、3 名の都市貴族からの市長はそのままに、残りの 3 名は、メーラー、商人の酒房団体の構成員、

ゲマインデから 1 名ずつの市長を並列させ、合計 6 名とすることと規定されたのであった。この体制は、帝国都市が終わりを迎えるまで（1806 年）維持されていくこととなった。

第 5 節 小括（第 1 部）

カール 5 世の市政改革により、フッガ一家は都市で最も高い官職へ昇進することになった。アントーン・フッガーの甥ハンス・ヤーコプと義兄弟ハインリヒ・レーリンガーは 1550 年代の最も影響力のある政治家となった¹¹¹。ハンス・ヤーコプは 1548 年、市長に任命された。ツンフト統治体制時よりも政治的な意義を失った職ではあるが、それを足場に、1551 年、都市統治の主要機関である秘密参事会（Geheimer Rat）に所属するようになった¹¹²。

また、1548 年、メーラーは、都市貴族と商人の間の身分として認められた。ツンフト統治体制のもとでは、メーラーは、都市貴族の酒房団体（Herrenstube）における自己名称にすぎなかつたのであるが、市政改革以降は、一つの身分として承認され、メーラーになることが、都市における栄誉ある身分的上昇と認められたといえよう。1548 年から 1618 年の間、彼らは、商社の所有者であったか、あるいは共同出資者として経済活動に従事していた。しかし、メーラーという身分は 1548 年の市政改革以降も世襲ではなく、また独自の仲間団体（Gesellschaft）を持っていたわけでもなかつた。一族が「メーラー」身分を保持するためには、子孫がメーラーの娘と結婚し続けるか都市貴族の娘と結婚する必要があつた。例えば、商人の酒房団体に所属するベックリーン（Böcklin）一族の構成員の一人は、都市貴族の娘と結婚してメーラーとなつてゐる¹¹³。

1541 年以来、都市貴族に対抗する商人の酒房団体の構成員は、都市における経済業務の担い手となり、政治的にも影響力が強まつていつたのであるが、1548 年の市政改革は、都市における少数派の都市貴族に有利となつた。このような状況にあって、商人の酒房団体に属する家族の多くは、商業活動に従事し 16 世紀後半のアウクスブルクの発展に寄与したことが、いくつかの実証研究により明らかになってきている¹¹⁴。すなわち、彼らはメーラーを目指したのである。

1580 年代以降、フッガ一家の構成員の中には、土地所有貴族となり、商人にはならずにお領での生活を送る者も多くなつてきた。しかし、その後も都市との縊は切れることがなく、現在、アウクスブルクが「フッガ一家の町（Fuggerstadt）」といわれているのは、フッガ一家の、都市の教会・慈善施設への寄進がどの都市貴族よりも多いことであり、何よ

りもフッゲライの存在が際立っているためであろう。元来、アウクスブルクの出身ではないフッガ一家は、特に 1490 年代に、一方では帝国都市、他方においては貴族の慣習に従い、商人一族と貴族一族のあいだの特別な地位を得るために努力していた。都市における際立った地位は、ゼンダーとレームの年代記からも伺えるが、すでに貴族の身分を得ていたフッガ一家も、都市内における宗教改革の諸問題と対決しなければならなかつた。しかし、聖モーリツ教会で起こつた争いからも明らかであるが、調停の際、公、あるいは皇帝が介入するものの、フッガーは自らの裁判特権を行使せず、常に都市民として市当局に従つたのである。

また、「フッゲライ」の設立された 1521 年は、まさに、フッガーをはじめとする大商社の営業方針、すなわち独占と高利に対する批判が激しくなつた時期であった。フッガ一家は、「公共の福利 (*gemeine Nutzen*)」¹¹⁵の精神をフッゲライにおいて実現し、これをもつて、その身の安全をはかることができ、経済的・政治的のみならず、社会的にも高い評価を得ることができたといえよう。

第2部 近世ヨーロッパにおけるフッガ一家の情報ネットワーク

第1章 いわゆる「フッガ一家の時代」の後の世代へ

第1節 16世紀後半におけるフッガ一家とその商社状況

アントーン・フッガーは、亡くなった年の 1560 年に二つの遺言補足書 (Kodizill) を作成していた。すでに 6 年前に最初の遺言補足書が作成されているため、1560 年のものは、第二 (7 月 11 日付)、第三 (7 月 26 日付) 遺言補足書と呼ぶこととする。第二遺言補足書において、アントーンは、今後のフッガ一家の会社の後継者について以下のように命じている。アントーンの死後は、「兄ライムントの息子、およびアントーンの息子の中の各一人ずつが、同一の権限を有し、同時に互いに取り締まるべきである」¹¹⁶。

しかし、アントーンの後継者選びには苦労したようである（付録 フッガ一家の系図 1 ~ 6 を参照）。兄ライムントには 5 人の息子がいた。長男ハンス・ヤーコプは、1548 年よりアウクスブルクの市長を務め、1551 年からは都市統治の主要機関である秘密参事会 (Geheimer Rat) に所属するようになった¹¹⁷。彼は、皇帝カール 5 世により「皇帝の顧問」の称号を与えられ、アウクスブルクにおけるカトリックとプロテスタントの宗派対立を仲介していた。さらには人文主義者としての学問的趣味のために忙しく、業務を代表できないと拒絶した。次男のゲオルク (1518-1569) は、「仕事よりも静かに暮らしたい」と人文主義者としての道を選んだ。三男のクリストフ (1520-1579) は、ティロール、アントウェルペンならびにスペインで経験を積み、後継者として期待されていたようであるが、土地領主（現存するフッガー・キルヒベルク家系の始祖）として生活することとなった。四男ウルリヒ (1526-1584) は、聖職者になることになっており、五男ライムント (1528-1569) は、健康上の理由のため業務を担当することができなかった。一方、アントーンの 4 人の息子たちは、長男マルクス (1529-1597) がようやく 30 歳を超えたばかりで、まだ若すぎていた¹¹⁸。

結局、アントーンは、甥のハンス・ヤーコプと長男マルクスの二人で業務の指揮を執ることと定めた。少なくとも今後 6 年間は「アントーン・フッガーと甥たち (Anthoni Fugger und Gebrüders Sön)」の商号で業務を続行し、業務文書はアウクスブルクのフッガー邸の地下室に保存し、ハンス・ヤーコプとマルクスの二人が業務支配人としてその鍵を持つも

のとした。支配人は、二つの家系（ライムントとアントーン）の最年長者がその後を引き継ぐべきであり、聖職者は除外された。また、アントーンがシュヴァーベン地方一帯に購入した城、屋敷など不動産の管理についても定めており、この財産は彼の嫡出の息子たち、およびその男系子孫が相続すべきものとされた¹¹⁹。

アントーンの遺言は実行され、その後、フッガ一家の商社は業務内容を変更しながら、少なくとも 1657 年までは継続していた。1550 年代のいわゆる価格革命、および 1557 年のスペイン王室の破産（同年にはフランス王室も破産）に伴い、フッガ一家の商社は経済的危機に直面した。当時、アウクスブルクの多くの商社は破産へと追い込まれたのであるが、フッガ一家とウェルザ一家はこの危機を乗り越えている¹²⁰。フッガ一家の経済的上昇の基盤となった鉱山業、および皇帝・諸侯への信用取引は、アントーンの兄ライムントの長男ハンス・ヤーコプとアントーンの長男マルクスが継続することになった。

しかし、まもなく、ハンス・ヤーコプが巨額の借入をしたことに起因し、商社内に紛争が生じ、彼は 1564 年に退社せざるを得なくなった¹²¹。ゲオルクと五男ライムントの死、クリストフの退社（1572 年）により、その後はアントーンの息子たち、マルクス、ハンスならびにヤーコプ（1542-1598）が商社を引き受けた¹²²。

ハンス・ヤーコプの脱退後、「アントーン・フッガーと甥たち」は、アントーンの長男マルクスが単独で管理を行っていた。1563 年頃より、マルクスは、商社の財政の健全化をはかり、今後の方針を、ハプスブルク家への集中（ティロールの鉱山業¹²³、およびティロール大公フェルディナントとの信用取引）、およびスペイン王室との取引への集中（スペインにおけるマエストラスゴ（騎士修道会領の地代請負）、およびアルマデンの水銀鉱山の請負¹²⁴）とする一方において、その他の商品取引については解散することと定めた¹²⁵。フッガ一家の商社は、1572 年より商号を「マルクス・フッガーと兄弟（*Marco Fugger et Fratelli etc. inn teutsch Marx Fugger und Gebrüder etc.*）」と変更して活動していたのであるが、特に、マエストラスゴの収益が基盤となり、ハプスブルク家のフェルディナント 1 世、マクシミリアン 2 世、ならびにルードルフ 2 世との信用取引が行われ、同家の窮地を救っている。1573 年には、マクシミリアン 2 世の負債額が 22 万 5,000 グルデンへ達し、分割払いが行われた。1593 年よりトルコ戦争が勃発した際には、ルードルフ 2 世の負債額が 34 万グルデンへ増大し、二度に分けての支払を許可している¹²⁶。

1557 年に破産したスペイン王室のフッガ一家に対する債務もまた、軍備維持費のため、その後も増大し続けており、1563 年までに 300 万ドゥカードへ、さらに 1600 年には 500

万ドゥカードへ達した。ハンスの書簡において、スペイン王室の財政問題、ネーデル란
トの蜂起、ならびにトルコ戦争は重要なテーマとなっていた¹²⁷。

一方、アントーンの兄ライムントの次男ゲオルク(1518 - 1569)の息子たち、フィリップ・エドゥアルト (1546 - 1618) とオクタヴィアン・ゼクンドウス (1549 - 1600) 兄弟は、学識のある蔵書収集家の父ゲオルク (アントーンの兄ライムントの次男) により、人文主義的な教育を受けながら、商人の専門教育も受けていた¹²⁸。1578年、兄弟は、マルクス・フッガーとの意見の相違から、商社「マルクス・フッガーと兄弟」を退社し、自身の商社「ゲオルク・フッガーの相続人 (*Georg Fuggerische Erben*)」を設立した¹²⁹。兄弟は、鉱業および帝国諸侯への融資、すなわち、ティロール大公フェルディナント、バイエルン公ヴィルヘルム5世、スペインのフェリペ2世ならびに皇帝ルードルフ2世への貸付を行った。また、ウェルザ一家、フェリペ2世、ポルトガル王室とともに5年間の協定を結び (1586-1591)、アジアにおける香辛料買入を行い、1591年には、ヨーロッパにおける香辛料の販売にも参加した。その後、オクタヴィアン・ゼクンドウスは1600年に、兄のフィリップ・エドゥアルトは1618年頃に会社を退社している。

このように16世紀後半、フッガー一家の商社は、二つに分かれたのであるが、フッガー通信とハンスの書簡において、両社の情報および手紙の往復が見られ、相互に緊密に結び付いていたことは明らかである。

第2節 ハンス・フッガーとその時代

ハンス・フッガーは、1531年9月4日、アウクスブルクにてアントーン・フッガーの次男として生まれた。1542年頃より、兄マルクス、弟ヒエロニムス (1533 - 1573) とともにイタリア (ヴェネツィア)、フランス、ルーヴルで修行し、養成専門教育を受けていたのであるが、一方、1552年にスペインの宮廷、1555年より2年間、ウィーンの宮廷に従事していた¹³⁰。ハンスは、商人としてのみならず、フェルディナント1世の宮廷に仕える宮廷人としてもまた将来の展望が開かれることとなった¹³¹。

ハンスに転機が訪れたのは、1557年10月のことである。フッガー一家の商社のアントウェルペン支店において、支店長マテウス・オエルテルの業務不履行が発覚し、アントーンはハンスを同支店へ送り込むこととなった。オエルテルは、業務支配人アントーンの文書による指示を守らず、スペイン王室との高額な信用取引を結んでおり、結果、1557年、

いわゆるスペイン王室の債務支払停止に巻き込まれたのである。その後、1558年にフッガ一家の商社から解雇された¹³²。ハンスは、1559年まで滞在し、アントーンの指示のもと、アントウェルペン支店の第一の危機を救ったのである。その後、1560年頃よりフッガ一家の企業に参加するようになり、1572年より1597年まで、「マルクス・フッガーと兄弟」(商号)の共同出資者として活動した。

1560年4月17日、ミュンヘンのバイエルン公アルブレヒト5世の宮廷において、ハンス・フッガーとエリーザベト・ノートハフト・フォン・ヴァイセンシュタイン(1539 - 1582)の婚約が締結され、続く5月27日に結婚式が行われた。フッガ一家と土地所有貴族との結びつきは、アントーンの時代からの婚姻政策に基づいており、ノートハフト家との婚姻締結により、ミュンヘンの宮廷との業務上の結びつきのみならず、バイエルン公の廷臣との交友がもたらされることとなった¹³³。

ハンスには5人の子供がいた。ハンスは子供たちの教育方針として、父アントーンの教えを継承し、まず、大学での教育を受けさせている。その後、長男マルクス(ハンスの兄と同名、1564-1614)は、ウィーンにおける大公カールの財務長官(Kämmerer)として従事し、帝国最高法院(Reichskammergericht)の長官を勤めた後、1600年、ランツベルクにおけるバイエルン公の保護者の官職を引き受けた。また、1598年頃にはフッガ一家の企業を管理した。次男クリストフ(1566 - 1615)は、若くしてフッガ一家の業務に従事し、土地管理を請け負っており、さらに、1593年頃より都市アウクスブルクの小参事会員として政治的に活動するようになった。1608年より、都市統治の最高位機関である秘密参事会(Geheimer Rat)の構成員となった。ハンスは、確かなカトリックを名乗っており、三男ヤコブ(1567 - 1626)は、1604年頃よりコンスタンツの領主司教として、卓越した聖職者の経験を積んでいた¹³⁴。

ハンスの子供たちもまた、土地所有貴族と結婚している。例えば、次男クリストフとマリア・フォン・シュヴァルツェンベルクの結婚は、フッガ一家の領地ミンデルハイムの所有権を保持するためでもあった。また、長女マリア・ヤコベは、1579年、フッガ一家のライムント系列の従兄弟、オクタヴィアン・ゼクンドウスと結婚し、フッガーの家系同士(ライムント系列とアントーン系列)の結びつきを深くした。

ハンスとその妻エリーザベトは、1560年より、アウクスブルクのワインマルクト近隣のフッガー邸(現存している)を居住地とした。ハンスは、1週間ごとにフッガー邸に到着する手書きの通信(Zeitung)を、アントウェルペン、およびヴェネツィアからの定期通信

(*Ordinari*)とともに購入し、ハンス自身のコメントを加筆して、フッガ一家の通信員 (*Korrespondent*)に転送していたのである。通信員は、駅逓のある場所に滞在しており、例えば、フッガ一家の商社の支店長、ガブリエル・ガイツコフラー（ウィーン支店）、およびクリストフ・オット（ヴェネツィア支店）、書記であるフィリップ・レーマー（アントウェルペン支店）、およびマンク・ルツツェンベルガー（マドリッド支店）、さらにはプラハ在住の親族で宮廷に従事するイエルク・フォン・モントフォルトなどがいた。また、ハンスは、通信員のみならず、ジェノヴァの部隊長（*Hauptmann*）ゼバスティアン・ロルなどの顧客に1週間ごとに情報を転送していた¹³⁵。

第2章 フッガ一家とコミュニケーションシステム

第1節 フッガ一家とタクシス家のコミュニケーション

フッガ一家の「富豪」ヤーコプ（1459 - 1525）とフッガ一家の支店で働く簿記マテーウス・シュヴァルツ（1497 - 1574）の描かれた有名な挿絵がある（図5を参照）。この挿絵は、商社員（Handelsdiener）と商社の支配人（Handelsherr）の関係を再現した典型とされ、多くの研究者により言及されてきた¹³⁶。挿絵の奥に見えるのは、フッガ一家の手紙箱である。左側の上から順に、ローマ、ヴェネツィア、ブダペスト、クラカウ、右側の上から順に、ミラノ、インスブルック、ニュルンベルク、アントウェルペン、リスボン（全て現在の地名表記による）、と表記されており、フッガ一家の在外支店（Faktorei）のある場所、および当時の通信網の主要地点を示している。

フッガ一家は、アントーンの時代には全部で 80 以上の都市に在外支店、および営業所（Niederlassung）を開設していた。在外支店は、14 世紀以来、商業を行う際に、諸市場間同士の通信、および連絡を維持する必要から設置されたのであるが、商業の発展に伴う取引範囲の拡大により、やがて支店網が形成されることとなった。支店網は、フッガ一家のみならず、同家と比較してきたメディチ家、ウェルザ家なども形成していたのであるが、これらの商社は 10 以上の都市に過ぎず、フッガ一家には及ばなかった。在外支店の維持（建物の購入あるいは借料、および従業員への俸給）には高い費用がかかり、資本力のある商人家のみ支店網の設立が可能であったのである。タクシス家の駅逕路線は、フッガ一家の支店網を土台として開設されたともいわれている¹³⁷。

タクシス家とフッガ一家の社会的上昇は似ており、ヤーコプ・フッガー、フランツ・フォン・タクシス、ならびにヨハン・バプティスタ・フォン・タクシスは、同時期（1511、および 1512 年）に貴族（Adel）身分を得た後、伯身分へと上昇している。アントーン・フッガーがフッガ一家の商社の支配人であった時代、タクシス家も、フッガ一家と同様に親族会社（Compañía de Tassis）を設立しており、ブリュッセルの駅逕総長（Postgeneral）ヨハン・バプティスタ・フォン・タクシスの下に経営が行われていた。また、両家はカトリックを名乗っており、皇帝に忠実であった。16 世紀における宗派闘争の最中、アントーン・フッガーは、シュマルカルデン戦争により窮地に陥ったアウクスブルクのタクシスの駅逕を維持するために尽力し、タクシスの持続的利用者として郵税を三ヵ月一括して支払

った¹³⁸。

両家の結びつきは、マルクスとハンス・フッガーの世代よりさらに強化されていく。1572年、マルクスとハンスは、皇帝の駅逓局長ゼラフィン2世（1538 - 1582）の息子、オクタヴィオ・フォン・タクシス（1572-1626）の洗礼に立会ったのであるが、オクタヴィオは、定期通信（*Ordinari*）の設立の際に中心的役割を担うこととなった。また、1579年頃より、マルクスとハンスは、皇帝の駅逓委員（Postkommissar）として務め、「駅逓革命」の危機の時代を救っている。プロテスタントの帝国都市がカトリックのタクシスの駅逓路線に対抗し、自身のプロテスタントの駅逓制度を設立しようとしたのである。マルクスとハンスは、ルードルフ2世の宮廷に仕えるアウクスブルクの仲介人とともに、世襲の帝国レーエンにおけるタクシスの駅逓制度の変更を遂行し、皇帝の帝国駅逓の設立を援助した。帝国駅逓は、1597年に実施された¹³⁹。さらに、マルクスとハンスは、ゼラフィン2世・フォン・タクシスの遺産管理人として、ゼラフィン2世の未亡人イザベラの顧問、および彼らの未成年の子供たちの後見人として、ならびに彼らの娘ゲノフェーファ（?-1628）とラモーラル1世・フォン・タクシス（1557 - 1624）の婚姻の先駆者として務めた。フッガ一家とタクシス家は、17世紀半ば以降、姻戚関係にもあった¹⁴⁰。

第2節 フッガ一家とその在外支店（Faktorei）におけるコミュニケーション

（2-1） アウクスブルク本店と在外支店間のコミュニケーション

ヨーロッパ中の枠内において行われたフッガ一家の取引にとって、在外支店との定期的な情報交換は必要不可欠であった。フッガ一家の本拠地アウクスブルクは、タクシス家の駅逓路線の中心地となり、週に1度の商業手形の到着と発送を保証していた。1570年代におけるフッガ一家のウィーン、およびネーデルラントの代理商の控帳によれば、支店長、支店の従業員、いわゆる代理人（Agent）たちは、各支店で行っている業務についての報告、為替相場・ライバルについての情報、ならびに目下の政治的な情報をアウクスブルクへ送っていた¹⁴¹。各支店からは、アウクスブルクへの年度末会計報告の送付を義務付けており、これらの単独の内訳をもとにして、各々の業務の監査を可能にした。

また、アウクスブルク本店は、各支店に対して、それぞれの目標に合致した定期的な報告を行うことを要求していた。例えば、ハンス・フッガーの書簡より、1571年12月15日、

アントウェルペン支店のハンス・ガルトナー（宮廷におけるフッガ一家の代理人）からアウクスブルクへの報告があった。しかし、この報告において、アウクスブルクの支配人（マルクス・フッガー）は、情報不足を嘆いている様子がうかがえる¹⁴²。

ハンスの書簡より、時折、業務を越えた個人的な内容の手紙、すなわち支配人（フッガー）と各支店長の健康状態についての報告があった。病気の間は、回復するまで定期的な情報が遮断される事となり、商社にとって不利な状況となる可能性があった。1574年2月10日、ハンスは、重い病気にかかっているアントウェルペン支店のヤーコプ・マイアーへ、薬の処方箋の詳細を送り、ハンスの父アントーンの同様の発病経験を伝えている¹⁴³。フッガ一家の業務支配人は、商社における指揮権とともに、支店長をはじめとする従業員たちの救済義務を負っていた。支配人は、病気の従業員たちの医者への経費を負担し、彼らの健康状態に配慮していたのみならず、賭博の禁止についてなど、社会道徳に関する管理もまた行っていた¹⁴⁴。これらの各支店に対する統制の強化は、1557年のアントウェルペン支店における支店長、マテウス・オエルテルの業務不履行に対する経験からであった。

（2－2） アウクスブルク本店とスペイン支店との空間的距離

フッガ一家の業務支配人は、商社における最上位の地位に基づき、最後の決定権、および監督権を有していた。しかし、アウクスブルク本店から遠い、スペイン支店とのコミュニケーションは、時間を要するため、現地の支店長の商才に頼らざるを得ないこともあった。マドリッドからアウクスブルクへの手紙の発送から到着までには、3～4週間を要したのである。

例えば、ハンス・フッガーの友人であり文通相手であった皇帝の使節、ハンス・ケヴェンヒュラー（1538-1606）は、1566年、ウィーンからスペインへの急務があったのであるが、彼の経路は、以下のとおりになった。10月23日、ウィーンから、インスブルックを通り、アウクスブルクを経由し、11月6日にブリュセルへ到着し、その後、フランスの各都市「パリ、オルレアン、ポワティエ、ボルドー、バイヨンヌ、ならびにその他の重要な町を通り、私はスペインへ到着した」（マドリッド11月25日）とある¹⁴⁵。現在から見ると極めて遠回りとなるこの経路は、当時、タクシスの駅遞路線（インスブルックからメヒエルン間）以外には、駅遞の数が限られていた事に因っており、ケヴェンヒュラーは、この経路以外に選択することができなかつたのである。通例、ウィーンからマドリッドへの手紙

は、全てこの経路で伝わっていた。

また、タクシス家は、スペイン王室の援助により¹⁴⁶、インスブルックからメヒエルン間における主要路線のほか、フランス、スペイン、ゲルデルン（ネーデルラント北部）に向けて新たな駅通り路線を開設しつつあったのであるが、1570年代になり、ネーデルラントにおいてスペインに対する反乱が起こった。このため、タクシスの駅通りに対するスペイン王室からの援助金が途絶えることとなり、各地において、賃金の支払いが停止された駅通り局長のストライキが勃発するなど、駅通り路線は混乱した状況にあった¹⁴⁷。

したがって、フッガーは、スペイン支店との情報交換の際、アウクスブルクから何通も同じ内容の手紙を送っていたのみならず、自身の伝令に依頼せざるを得ないこともあった。伝令は、120 グルデンという莫大な費用を必要としたのであるが、情報の速さは何よりも重要なことであった¹⁴⁸。

（2－3） スペイン支店におけるコミュニケーション

スペインにおけるフッガ一家の支店は、1570年代、マドリッド支店を中心として、セビリア、およびアルマグロに営業所を置いていた。フッガ一家の支店長は、各地域における営業所の主任として、および同所で働いている従業員の上役として、簿記、出納役、書記、ならびに徒弟たちの逸脱行為を監視し、時宜を得て転勤させる権限を有していた¹⁴⁹。

また、フッガ一家のみならず、ウェルザ一家の商社等も同様であったのであるが、支店は、商社の本店に対し、指示に従うよう義務付けられており、支店間における競争は禁止されていた。フッガ一家はアントーンの時代より、スペイン支店とアウクスブルク本店との地理的な距離があることに加えて、スペイン王室との取引を担っている、支店長の独断専行に悩まされていた。ハンス・フッガーの時代になり、アウクスブルク本店とスペイン支店との隔たりを解決する試みがなされたのである。

1577年、スペイン支店長トマス・ミラーとハンス・シェドラーは、支店の年度末会計報告の査定の際、支店長としての能力不足を露呈した。スペインで働いている従業員たちに対して、給料を前貸ししている実態が明らかとなつたのである。史料状況によれば、支店庫からの前貸しは、決められた範囲を越えない限り、慣例ではないことでもなかつた。しかし、従業員たちは、物価高の時代において、給料の前払いにより、固定給を引き上げようとしていたことは明らかであった。ハンスは、翌年（1578年）1月末、ミラーに対し、

「支店長は、そのような無秩序を黙認しており、あなたは、あなたの好意でわれわれ（フッガ一家）の資金を粗末にされている」と警告文を送っている。この後（1578年）、ハンスは、スペインの支店長、および同所で働いている従業員たちに対して、支店における管理の権限を、すなわち、「支店の出納役は、支店長の指示なくして、独断により資金を同僚たちへ支払ってはならない」と示すとともに、支店長の権威を強調している¹⁵⁰。

1578年、スペイン支店長トーマス・ミラーのもとで働く出納役、ラファエル・ガイツコフラーの問題が生じた。ガイツコフラーは、スペインの女性との間に非嫡出子を持っており、支店庫から養育費を横領していたのである。同年、スペインから退去され、最終的には、フッガ一家の商社から解雇されることとなった。ハンス・フッガーと支店長ミラーは、当初、ガイツコフラーのほかに、二人の新たな協力者をスペインから呼び戻すこととし、その募集採用について議論となった。ガイツコフラー一家は、フッガ一家にとって功績のある従業員の一員であったのであり、後任人事は難航したようである。結局、5年後の1583年、ハンスは、ケルン支店長ハンス・フリックをマドリッド支店の協力者として任命した。フリックの選任理由として、ハンスは、彼がアウクスブルクの業務支配人（マルクス・フッガー）の考えに基づき、スペインにおける業務を遂行されると判断したためであった¹⁵¹。一方、フッガ一家の商社を解雇となったラファエル・ガイツコフラーは、後に新たな出世の機会を与えられていた。1582・1583年、ザルツブルクの参事会員、およびハラインにおける管理官（Pfleger）として社会的に上昇したのである¹⁵²。

ハンス・フッガーは、スペイン支店における管理の権限を示し、支店長の権限の回復を図ってきたのであるが、これまで成された違反行為の原因を明確にするため、当該支店の視察を行うこととした。フッガ一家は、1550年代のいわゆる危機の時代より、支店の視察を行っており、1557年のアントウェルペン支店におけるオエルテルの件の際、フッガ一家の従業員ミヒヤエル・マイアーをアントウェルペンへ派遣し、さらに、ハンスにより監視されていた。実際、視察官（Visitator）が配置されたのは、ハンスの晩年のことであり、1597年、および1611年から1614年まで、ハンスの兄マルクスの長男ゲオルク（1560-1634）と次男アントーン（1563-1616）がスペインへ派遣されている¹⁵³。

ハンスが基礎を築いた視察官のシステムは、彼の二世代後（三十年戦争期）、オット・ハインリヒ（1592-1644、ハンスの次男クリストフの息子）の時代に頂点へ達することとなった。例えば、1606年以来、フッガ一家の商社員であり、1615年よりスペイン支店に従事したアンドレーアス・ヒルス（?-1649）は、1621年より2年間、スペインにおける総視察官

を務めた。視察官は、フッガ一家の構成員以外にも委ねられたのである。しかし、その後、1624年にマドリッドの支店長となったヒルスは、フッガ一家のヨハン・ヤーコブ・ホルツ・アプフェル博士の視察により、業務不履行が発覚し、1631年に解雇されている¹⁵⁴。ヒルスは、すでに1626年、スペイン国王フェリペ4世により、サンティアゴ修道会の騎士身分を任命されており、1629年には、ラーフェンスブルクの市長を務めていた¹⁵⁵。

フッガ一家の視察官は、視察の記録をアウクスブルクへ送付するとともに、アウクスブルク本店とスペイン支店との規則的なコミュニケーションを回復させる役割を担ったのである。

近世におけるコミュニケーションシステムの基盤は、フッガ一家とタクシス家の緊密な結びつきにより構築されつつあったことが明らかとなった。その一方において、フッガーは同家の商社内部での問題も抱えていた。1564年以来、マルクスとハンス・フッガーは、スペイン王室の破産に伴う経済的危機に直面し、アウクスブルクから遠い、スペイン支店とのコミュニケーションを強いられることになった。

スペイン支店においては、支店長の独断専行、あるいは業務不履行によるトラブルが堪えなかつたのであるが、ハンスの尽力により、アウクスブルクとスペイン支店との隔たりが克服され、（さらには、結論にて詳述するが、フッガ一家内における後継者争いも解決され）フッガ一家の商社は維持されることになった。

第3章 アウクスブルクにおけるフッガ一家と情報ネットワーク

第1節 改暦紛争の社会的背景～16世紀後半のアウクスブルクとフッガ一家

アウクスブルクは、宗教改革の導入、シュマルカルデン戦争、ツンフト統治体制の廃止の混乱した時代を乗り越え、1555年、「アウクスブルクの宗教平和」により新旧両宗派の平和的共存が決議された。アウクスブルクの市参事会においては、新旧両宗派の「宗派間の妥協」政策が立てられた。都市内においては、宗派の異なる男女の結婚、および聖ウルリヒ教会に代表されるカトリックと福音主義派の教会施設共同使用も見られた。また個人では、表向きにはルター派を名乗っていても、カトリックの立場をとっていた皇帝への忠誠を公言した人物もいた¹⁵⁶。

さらに、ウェルザー家のようなカトリックと福音主義派双方の宗派を抱える家系は、例外的ではなかったことも確認される。フッガ一家も同様であり、福音主義派を名乗る一族との商業上の結び付きを維持していたのみならず、同家が宗派的に偏見を持っていないことは、多くの福音主義派の貴族一族との結婚に表れている。例えば、ハンス・フッガーと結婚したエリーザベト・ノートハフト・フォン・ヴァイセンシュタイン（1539-1582）も福音主義派であった。また、ハンスの書簡における文通相手にも、ルター派の諸侯、友人ならびに知人がいた。例えば、フッガ一家の家庭教師をしていたプラハ在住のヨハン・トナー、アウクスブルクの都市貴族（Patriziat）であるハンス・ホノルト、フィリップ・シュタムラー、およびハンス・ジークムント・シュタムラーは、ルター派の「特別な親友（sonder guter Freund）」として言及されていた。さらに、ルター派のヴュルテンベルク公ルートヴィヒ、およびノイブルク宮中伯との手紙も残されている¹⁵⁷。

1559年夏、イエズス会士カニシウスがアウクスブルクの大聖堂で説教を行った。これにより、都市の少数派のカトリック教徒の敬虔さが高められたのみならず、福音主義の多くの人々とは改宗へと導かれることとなった。フッガ一家もまた、福音主義派の配偶者の改宗を行うとともに、カトリック信仰を確立し、一族の結婚式、および埋葬はカトリックの儀式に従って行われることを家訓とした。

フッガ一家は、1560年代以降、アウクスブルクのイエズス会を援助していた。1570年代から、ウェルザー家指導下の市参事会による「カトリック強化政策」が始まり、フッガ一家は、そのシンボルとしての聖ザルヴァートル神学院の設立に大がかりな寄進と遺贈を行

っている¹⁵⁸。同神学院は、イエズス会が無償で授業を行っていたのであるが、これに対抗して、福音主義派も 1581 年、聖アンナ教会に学校を設立した。アウクスブルクにおいては、カトリックと福音主義派の学校の競合から、1580 年代に宗派争いの変動期を迎えることとなった¹⁵⁹。ハンス・フッガーの書簡において、グレゴリウス暦を採用する（1583 年 2 月）以前には、両宗派の軋轢、および対立に関する記述は見られないであるが、福音主義派の学校を「シナゴーグ (*Sinagog*)」と中傷するなど、福音主義の人びとに対する嘲笑的なハンスのコメントも残されている¹⁶⁰。

1570 年代は、いわゆる「価格革命」に伴う物価の高騰、販売危機など経済的・社会的问题が浮き彫りにされた時期であった。アウクスブルクにおいて、グレゴリウス暦採用後に起こった 1584 年の暴動は、経済的に苦しい織布工と精肉業者が大部分を占めており、改暦紛争は「社会経済的・政治的・宗派的な諸条件の複合体」(Roeck) であったともいわれている¹⁶¹。

第 2 節 改暦問題および改暦紛争についての概略

1582 年 2 月、ローマ教皇グレゴリウス 13 世により、グレゴリウス暦導入勅書が発布された。グレゴリウスは、ドイツとオーストリアの地域に対しては、新暦の 10 月 28 日に、実施期日を 1583 年 2 月 2 日（旧暦）とするとして、まず、ザルツブルク司教が、続いてバイエルン公、およびその他のカトリック諸侯が自身の領邦内における採用を発表した。皇帝ルードルフ 2 世は、統一的な採用を行わず、改暦は各領邦および帝国都市の個別的な判断に委ねられた¹⁶²。

古代ローマ時代より使用されてきたユリウス暦は、紀元前 46 年、ユリウス・カエサルが作成させた太陽暦であり、1 年を 365.25 日とするものであった。しかし、実際の一太陽年は 365.25 日よりも長いため、一太陽年とユリウス暦との間にずれが生じ、16 世紀後半にはおよそ 10 日に広がっていた。グレゴリウス 13 世は、トレント公会議において議論となつた当該問題に対し、ナポリの天文学者アロイシウス・リリウスの提起する新たな暦のための委員会を設置したのである。改正点は、西暦年数が 4 の倍数になる年を閏年とするが、100 の倍数の場合、西暦年数を 100 で除した商が 4 の倍数でない年（例えば、1700 年、1800 年など）は平年とすることであった。

グレゴリウス暦への改訂は、暦を重視する当時の人びとの日常生活にとっても合理的な

措置であった。しかし、改暦が、カトリックと福音主義派の対立している時期に、カトリック教会の長であるローマ教皇から発布されたという事実は、宗派争いの原因となり得た。特に、教会の祝祭日をめぐって混乱が生じており、例えば、グレゴリウス暦とユリウス暦とでは、復活祭が3年に一度、約一ヶ月異なることになる¹⁶³。アウクスブルクにおいては、1584年以降、教会の祝祭日がずれる問題、および福音主義の説教師の任命権問題から両宗派の対立が表面化し、騒擾へと発展した。改暦紛争は、改暦反対者も、市参事会も同様に、都市外からの支持者を動員して広がっていくこととなった。

アウクスブルクにおける紛争の発端は、1583年1月2日、バイエルン公ヴィルヘルム5世による改暦要請の文書であった。同年1月5日、市参事会は、アウクスブルクの商取引相手でありカトリックの優勢なバイエルン公領、およびブルガウ辺境伯領との経済活動を円滑に行うためとして、グレゴリウス暦への改訂を決議したのであるが、これに対し、都市内における福音主義派の聖職者たちが改暦反対を訴え始めた。1月15日、ウルリヒ・ヘルヴァルトをはじめ4名の福音主義派の市参事会員は、市参事会に対する改暦反対のアピール文書を提出し、福音主義の市民は、ローマ教皇により制定されたグレゴリウス暦に従うわけにはいかないこと、市参事会による改暦の決定は、「アウクスブルクの宗教平和」に違反することを主張した。一方、対する市参事会も、改暦は、教会に関する問題ではなく、都市当局（Obrigkeit）が処理すべき世俗的問題であること、さらに、ルターおよびメラントヒトンも、世俗的問題については、世俗権力（Oberkeyt）の命令に従うよう教示していることとする論駁文書を発表した。結局、1月29日に開催された市参事会議において、賛成多数により改暦は決議され、2月3日からグレゴリウス暦が実施されることになった。同会議の出席者は、カトリック25名、福音主義派20名であったが、改暦への積極的な反対者は、ヘルヴァルトをはじめ4名のみであり、彼らは参事会決議を「宗教平和」と宗教の自由に違反するとして、帝国最高法院（Reichskammergericht）に告発した¹⁶⁴。この件を煽動したのは、福音主義派の説教師であったとみられる。

同年3月26日、帝国最高法院から福音主義派の主張を認める「シュパイラーの判決」が到着した。暦そのものは、「世俗的かつ政治的事柄」であるとするが、当該改暦は、祝祭日の変更を伴い、また祝祭日は信仰の良心の問題であることを根拠とし、市参事会決定は「宗教平和」違反であり、即時にこれを撤回し10金グルデンの罰金を支払うこと、改暦は、福音主義の全住民の同意が得られるまで保留されることを命じていた。この3日後、および4月2日に開催された市参事会議において、改暦を維持すること、さらに、シュパイラーの

判決に対する帝国最高法院への不服申立てを行うことが決議された。4月16日、市参事会は、決議に基いて作成した文書を、市庁舎の窓から市民に向かって朗読した。すなわち、改暦は「世俗的、政治的事情である」ことが強調され、新暦により定められた市参事会議、大市、裁判などの日付は遵守されなければならないが、福音主義派は、最終的な合意に至るまで、自身の教会内において、旧暦に従った祝祭日を祝うことが許されることとなった¹⁶⁵。

しかし、1584年になり、カトリックと福音主義派のあいだの祝祭日のずれは、都市民の生活に深刻な影響をもたらすようになった。特に、精肉業者のほとんどは福音主義派であり、新暦に伴う屠殺および販売を拒否したのである。四旬節（復活祭の前6週間半）には、肉食を控える習慣になっており、屠殺も行われないのであるが、1584年のカトリックの復活祭は、4月1日（新暦）、四旬節は2月14日（旧暦では3月4日）からであったので、カトリックの住民は、自身の四旬節の期間のみならず、4月1日から28日までの期間も肉食を絶つことになる¹⁶⁶。このことは、都市内ののみならず、近隣のアウクスブルク司教の宮廷の祝典にも影響した。

1584年5月27日、帝国最高法院から前年4月に申立てた市参事会の主張を認める新たな判決書が到着した。すなわち、市参事会は「純粹に世俗的理由から」改暦を実施したのであり、これにより福音主義の信仰を妨げる意図をもたないこと、したがって、「シュパイヤーの判決」は撤回され、市参事会の改暦権が承認されること、福音主義派はこの間における訴訟費用を支払うことを命じていた。翌日（5月28日）、市参事会は、同判決を都市中に告示し、都市住民は、今後、あらゆる事柄に関して新暦に従うべきこと、および違反者は厳罰に処せられることを発表した。この措置に不服を申立てた福音主義のヘルヴァルトをはじめ4名の市参事会員は、都市追放となっている¹⁶⁷。

同年6月3日、福音主義の説教師たちは、市参事会の命令に対抗し、福音主義の一般市民（Gemeinde）を招集して、キリスト昇天祭を、従来通り旧暦に従って祝うことを宣言した¹⁶⁸。翌日、市参事会は、福音主義派の指導的人物であり、アウクスブルクの福音教会の教区監督および聖アンナ教会の説教師ゲオルク・ミュラー（1548-1607）を解任し、彼の市外追放を通告したことにより、都市騒擾へと発展した。拘束されたミュラーを乗せた駅馬車がゲッギンガー門を出ようとしたとき、福音主義の住民たちが馬車を取り囲み、ミュラーを解放したのである。その後、貧しいヤーコブ地区の住民たちの協力により、推定4000人とされる大群衆が市庁舎前に集結し、一部の人びとは都市の武器庫を襲撃して武装した。一方において、市参事会側も、都市代官（Stadtvogt）により率いられた傭兵を市庁舎に配

置し、両者は銃撃戦となった。結局、市参事会は、福音主義の説教師たちに群集の鎮静化を依頼し、説得に成功したので、群集は解散するに至った。翌日（5日）も武装した群集が都市内を闊歩し、都市貴族（Patriziat）をはじめ裕福な人びとを中心として、3000人以上が市外へ避難したのであるが、騒擾は、一応収まることとなり、7日に、福音主義派の旧暦によるキリスト昇天祭が行われた¹⁶⁹。

その後、福音主義派のウルム市参事会とヴュルテンベルク公ルートヴィヒによる調停が行われ、6月14日、市参事会と福音主義の説教師たちとの間に協定が成立した。すなわち、グレゴリウス暦は、福音教会にも導入されるが、説教師は壇上から、改暦を遺憾とする宣言を発表できること、また、福音主義派は、ユリウス暦に従って聖靈降臨祭（五旬節）を祝うことなどが同意された¹⁷⁰。しかし、福音教会は、この後もユリウス暦に従って教会内の儀式を行っていたという。説教師たちを支持したのは、ヴュルテンベルク公ルートヴィヒであったとみられる。同年7月末、都市内の宗派対立の解決を任務とする皇帝の委員会がウィーン宮廷より来市し、市参事会と福音主義の住民の間の全面的和解のため、調停を行ったのであるが、結局、成果は見られなかった。

1585年になり、新たな説教師の任命権をめぐる鬭争が起こった。すでに前年（1584年）から、市参事会と福音主義の住民の間で問題となっており、元来、都市内における福音主義の聖職者の任命権は、市参事が有していたのであるが、1552年以来、福音教会が聖職者を指名し市参事会へ通告した人物を、同参事が承認するとの慣例が成立していた。市参事会は、1585年8月、強制措置を行い、18名の福音主義派（都市指導層）の改暦反対者を尋問し、そのうち10名を都市追放とし、残りは自ら都市を退去することとなった。翌年（1586年）には、福音主義の説教師全員を、平和の搅乱者として都市から追放し、多くの改暦反対者を有するウルムへ退去させた。福音主義の住民は、新たに市参事会により任命された説教師を「雇い人（Mietlinge）」として非難し、その礼拝をボイコットするなどしており、市参事会は、皇帝およびバイエルン公の援助を求めた。一方、福音主義派は、ヴュルテンベルク公およびウルム市参事会に援助を要請した。ノイブルク宮中伯、ブランデンブルク選帝侯、ならびにザクセン選帝侯は、取り成しを要求した。結局、説教師の任命権に関する調停は、1591年に行われ、今後は6名の福音主義の教会管理人（Kirchenpfleger）が自由な説教の立場から推薦権を得られるとするが、一方、説教師の任命は、市参事会により行われることとなった¹⁷¹。

第3節 アウクスブルクの改暦紛争をめぐって

(3-1) 改暦紛争に関するハンス・フッガーの文通相手

改暦紛争に関するハンス・フッガーの書簡は、1583年から1586年のものが残されているが、1583年9月から11月、1584年10月から12月、その後の1587年から1591年については欠けている。特に、1584年の43通の書簡に改暦紛争に関するハンスのコメントが集中している¹⁷²。

ハンス・フッガーとの文通相手は、15名を確認することができる。主要な受取人として、ハンス・フォン・モントフォルトが10通と最も多く、ヨハン・トナー、イエルク・フォン・モントフォルトおよびアントーン・フォン・モントフォルトが続き、ブラウンシュヴァイク公オットハインリヒは7通となっている。手紙による相互の情報交換は、様々な場所で行われており、例えば、軍人のブラウンシュヴァイク公オットハインリヒの場合、戦場となっていたネーデルラント、および北フランスの地域から報告されている¹⁷³。

ハンス・フッガーにとって、シュパイヤーの帝国最高法院長官であるハンス・フォン・モントフォルト、およびプラハの宮廷に従事するヨハン・トナーの存在は、極めて重要であった。彼らは、1583年3月の福音主義派の主張を認める「シュパイヤーの判決」に対する、市参事会の帝国最高法院への不服申立ての際、フッガーに有利に働いたことが推測され、やがて、同判決は覆ることとなるのである。モントフォルトは、改暦紛争発端の市参事会決議に対する告発、および1584年の「シュパイヤーの判決」の撤回に対する不服申立てを行った福音主義派のウルリヒ・ヘルヴァルトとシュパイヤーにおける個人的な結び付きをも知っていたのであろう。また、プラハ在住のイエルクおよびアントーン・フォン・モントフォルトは、ハンス・フッガーの甥（妹カタリーナとヤーコプ・フォン・モントフォルトの嫡出子）にあたり、故郷アウクスブルクにおける改暦紛争による著しい利害を受けていた。このために、彼らは、プラハの宮廷、トリエント、ならびにローマにおけるハプスブルク家の廷臣として従事しなくなつてからも、ハンス・フッガーとの情報交換を継続して行っていたとみられる¹⁷⁴。

その他の文通相手として、プラハの帝国官房査定人（Reichshofkanzleitaxator）のヴェルナー・ブライトシュヴェルトが2通、およびバイエルン公フェルディナントが1通となっている。フェルディナントは、1584年、ケルン大司教区における実践部隊としてケルン

戦争にも参加している¹⁷⁵。

(3-2) 改暦反対者と支持者、紛争の要因—ハンス・フッガーの見解

1583年3月の「シュパイナーの判決」をめぐり、ハンス・フッガーは、これが「悪い判決 (*übel [...] mandat*)」であるとハンス・フォン・モントフォルトへ報告している。改暦反対者は、「信仰心を装って (*under dem schein der religion*)」、すなわち、ただ、宗派を口実にして都市当局に抵抗しているのであり、フッガーは、彼らを平和の搅乱者として、犯罪人と同等であるとみなした¹⁷⁶。さらに、ハンスは、「むこうみずな若者たちが、カトリックの人びとに、様々の恥知らずな言動 (*Insolentia*) を示している」¹⁷⁷とモントフォルトへ報告し、また、ブラウンシュヴァイク公オットハインリヒにも、「(彼らは) 様々な悪い言葉で、都市当局 (*Oberkheit*) に対して発言している」¹⁷⁸と伝えている。この後、フッガーは、犯罪人（改暦反対者）に対して、投獄、追放、懲罰の措置を取るべきであると、市参事会へ提案するとともに、帝国最高法院長官としてのハンス・フォン・モントフォルトの当該任務とされる、「シュパイナーの判決」の撤回を期待していた。実際、16世紀において、判決が撤回されることは度々起こっていたのであるが、結果的に「シュパイナーの判決」も、翌年（1584年）5月に覆されたのである。

1584年6月4日の都市騒擾について、ハンスは、同年6月5日から17日付けで、ブラハのヨハン・トナーおよびブライトシュヴェルト、ウィーンのヨナス・フォン・ハイスペルク、ブラウンシュヴァイク公オットハインリヒ、ならびにヴォルフ・フォン・モントフォルトに情報を伝えている。例えば、ブライトシュヴェルトには、「ミュラー博士、すなわち聖アンナ教会の説教師は、それ（新暦の導入）に対して激しく抵抗し、そして、彼の不従順と反抗心のために都市から追放されることになりました」¹⁷⁹と報告し、また、ヨハン・トナーには、「新暦（あるいは、ミュラーの都市追放の企て）のために、全ての一般市民 (*ganz gemein*) は昨日、互いに集まり、武器を手にして町中を、羽目をはずして走り回っていました」¹⁸⁰と伝えている。さらに、ハンスは、1584年6月5日付けのトナー宛、および同年6月9日付けのブラウンシュヴァイク公宛の手紙において、「(都市内は) 常に、暴力的な危険の可能性を秘めており、カトリックの人びと（に対して）のみならず、全ての人びとが（お互に）何かを隠し持っているかもしれない」と、都市内における流血の惨事 (*blünderung inn der statt*) を危惧した¹⁸¹。ハンスは、ブライトシュヴェルトへの手紙に

において、「都市の貧しい人びと (*armb volckh*) が（改暦）紛争の本質を成している」¹⁸²と報告している。すなわち、フッガーにとって、アウクスブルクで生じていたことは宗派的な争いではなかった。新たな信仰 (*die neue religion*、福音主義) とは宗派ではなく、むしろ暴力と騒擾を目的とするものであったのである¹⁸³。

1584年7月末、市参事会と福音主義派の住民の和解のために、皇帝の委員会がアウクスブルクへ到着した。同年6月の騒擾の後、市参事会は、皇帝ルードルフ2世に要請し、ルードルフ2世は、バイエルン公ヴィルヘルム5世とエッティンゲン伯ヴィルヘルムを委員に任命していた。しかし、来市したのは、エッティンゲン伯ヴィルヘルムとバイエルン公の代理人である2名の貴族、併せて3名であった。委員たちは、8月1日から12日までに、様々な都市身分に属するカトリック、および福音主義派の住民117名に対して証人尋問を行い、全面的な解決を試みたのであるが、市参事会と福音主義派の住民のあいだの交渉は決裂し、両者に妥協の余地はなく、委員たちは8月26日に都市を離れることとなった¹⁸⁴。

委員たちの指導下に都市民に対して行った証人尋問の際、市参事会統治に対する批判証言の多いことが明らかとなった。証言をまとめると以下の6項目となる。①市参事会におけるカトリックと福音主義派の議席数の比率、②市参事会員の血縁的な結びつき（癒着）、③不公平な選挙規定、④福音教会における都市当局の干渉、⑤イエズス会の活動、⑥裕福な都市貴族への租税上の優遇措置であった。

例えば、①について、アウクスブルクにおいては、1548年、皇帝カール5世により市政改革が行われ、従来のツンフト統治体制は瓦解することとなった¹⁸⁵。1548年以降の都市統治体制に対する人びとの不満は、主に、福音主義が多数派の都市における、少数派のカトリックの人びとの大半が、政治的な影響力を保持し、議席を占めていることであった。

次に、②について、1548年以降、市参事会において中心的な役割を担っていたのは、フッガー一家に由来するネットワークであった¹⁸⁶。特に、1576年から1585年のあいだ、フッガー一家とその構成員は、政治的に最も重要な立場に置かれており、ハンスの兄マルクスは、1561年から1590年まで小参事会に所属し、1562年に武器庫長 (Zeugherr) を務め、1576年から1584年、都市統治における最高位の都市管理人となっていた¹⁸⁷。一方、ハンスは都市における官職には就いていなかった。都市管理人は2名置かれていたのであるが、マルクスの同僚は、いとこのアントーン・クリストフ・レーリンガー (1519–1589) であった¹⁸⁸。

これらのことから、⑥について、特に、フッガー一家が批判的となっていた。福音主義派の商人ダーヴィット・ヴァイスは、「アンチ・フッガー」の代表者として、フッガーの低

い租税額に対し、住民間で不満があることを述べている¹⁸⁹。また、ヴァイスは、騒擾の原因として、市参事会と裕福な市民との癒着関係を挙げており、カトリックの上層部の代表的人物としてのフッガーに、騒擾の責任を押し付けるとともに、都市管理人のマルクス・フッガーについても批判した。その他、福音主義派の商人ハンス・ハンノルトは、騒擾の背景に、市参事会の宗派対策への不満があったことを指摘して、「…（彼は）市民たちから現在の市参事会を、ある程度変更して、より良い（宗派間の）平等を確立したほうがよいという話を聞いていた（…略）」と回答し、さらに、福音主義派の都市貴族マルクス・ヘルヴァルトは、福音主義派に不利な統治体制の現状について、「…両宗派に関して、代表者の市参事会議席を平等にすることは、（市内の）より良い統一をもたらすはずである」と言及している¹⁹⁰。

ハンス・フッガーによれば、改暦紛争の本当の黒幕は、説教師ゲオルク・ミュラーであった。ハンスは、ブライトシュヴェルト宛に、「一般市民たちは、すっかり彼（ミュラー）に依存しています」と伝えている¹⁹¹。1584年の皇帝の委員会による尋問の際、福音主義の人びとは、1548年以降の（カロリング朝の選挙規定における）統治体制の変更を要求した。この統治体制については、すでに改暦紛争の起こる以前より、都市民の間で意見の相違があった。ハンスは、ヨハン・トナー宛に以下のように報告した。「皇帝の代理人たちは、これまで実に3週間滞在しています。私は、あなたに彼らの行動の目的を知らせることができません。当事者たち（改暦反対者）は、今日はイエスと言ったかと思うと、明日はノーと言うように気まぐれな行動を示しています。…つまり、ここではもはやカトリックを我慢しようとはせず、むしろ、ウルムとヴュルテンベルクにおけるように説教師たちが、全てを支配することになるでしょう。もしここで一旦、カトリック信仰を失うようなことがあれば、もしも、カール（5世）であったなら、ただちにカトリックを復活させる配慮をするでしょう。とどのつまりは、この都市はそれ（説教師）が原因で没落し、そして、永久にワインマルクト（現在のマクシミリアン通り）に雑草が生い茂ることになります。思慮分別を見出す手段を唯一整えてくださる神が、全てを最善へと転じてくださいますように¹⁹²」。

この書簡から、第一に、カトリックの指導層の高い自己意識、第二として、フッガ一家の自己理解を読み取ることができる。第一については、福音主義派の人びとが優勢の都市における、カトリックの指導層の不安の表れでもある。特に、下線部について、ワインマルクトは、経済活動の中心地であるとともに、帝国議会の際、公のセレモニーが行われる

重要な場所として、まさにアウクスブルクの象徴であったのであり、さらには、今日も現存するフッガー邸のある場所でもあった。一方、第二については、フッガー一家自身におけるアウクスブルク市民としての、あるいは帝国身分としての二重の立場を表している。ヨハン・トナーは、かつてのフッガー家の家庭教師であるとともに、宮廷顧問として皇帝の家庭教師を務めた経験のある人物であった。フッガーは、皇帝との親密な結び付きのあるトナーとの文通を続けることにより、何らかの政治的打算を働くことができると考えていたのであろう。

ハンス・フッガーは、1584年に皇帝の委員会が到着した際、改暦紛争の終結を期待していたのであるが、成果なく終わったのみならず、さらに、ヴュルテンベルク公ルートヴィヒが「ルター派の利益になるよう」改暦問題に従事するため加わることとなった¹⁹³。ヴュルテンベルク公とテュービンゲン大学（アウクスブルクの説教師の養成場所）は、紛争の開始以来、改暦反対者の支持者として現れており、ハンスは、ヴュルテンベルク公を「さらなる妨害者」としてイエルク・フォン・モントフォルトへ報告した¹⁹⁴。

1585年8月、説教師たちが市参事会に任命権を要求したことに対して、ハンスは再び、説教師を罵った内容の手紙をイエルク・フォン・モントフォルトに送っている。「説教師たちが市参事会に譲歩しないならば、それに対して、尊き市参事会は、説教師たちを受け入れることをせず、われわれは、20日以内に、ミュラー博士を二度と戻ってこないようにするでしょう。そして、3年間、神聖ローマ帝国全域において説教師が静かにしていい限りは、ここ（アウクスブルク）には招聘されないでしょう。（略）そして、結局、誠実な者は、これら虫けらにここ（アウクスブルク）で逆らうことができません。要するに、虫けらたちは、数年内にこの聖なる都市をあばら屋にしたがっています。私としては、ここ（アウクスブルク）よりも、安全で、快いハンガリーの領域にいたいです」¹⁹⁵。

ハンスによれば、説教師の支持者のもとで社会的な問題となっているのは、下層民（*fast khlein leut*）であり¹⁹⁶、彼らを操っている説教師のことを「虫けら（*geschmeiß*）」と表している。説教師は、都市当局に対する暴動のために、うわべの理由付けとしての信仰心（Religion）を主張しているのであり、既述のトナーへの手紙で言及された、ワインマルクト（草に覆われたエデンの園）があばら屋（*spelunca*）へ変貌してしまうと危惧している。さらに、「アウクスブルクよりも、安全で、快いハンガリーの領域にいたい」と伝えており、ハンスにとっては、当時のオスマン帝国の脅威よりも、他の宗派の敵、すなわち福音主義派のほうが危険であると感じていたことがうかがえる。

(3-3) フッガー一家と対外的な結合関係

これまでの 3 名の文通相手、ヨハン・トナー（プラハ）、ハンスおよびイェルク・フォン・モントフォルト（シュパイヤー）との連携により、フッガーは戦略上、有利な立場にいたことが推測される。さらに、3 名の文通相手、バイエルン公フェルディナント、ヴェルナー・ブライトシュベルト（プラハ）、およびノイブルク宮中伯フィリップ・ルートヴィヒがあり、特に重要であったのは、ルター派のノイブルク宮中伯との結びつきであった。ハンス・フッガーは、彼らに対してどのように援助を求めるのであろうか。

第一に、バイエルン公フェルディナントには、1584 年 6 月 4 日の騒擾のわずか 10 日後に以下のように報告している。「当地の説教師たちは、カルヴァン派的な訴えをし (*ein calvinischen prozeß*)、そして、カトリックたちを、統治からだけではなく、都市からも追い出し、略奪されるのを見たがっています」¹⁹⁷。ハンスは、同時期に起こったケルン戦争におけるフェルディナントの敵対者、カルヴァン派に言及し、バイエルン公の支援を求めたことがうかがえる。一方、ハンス・フォン・モントフォルト、およびブラウンシュヴァイク公への手紙において、ハンスは、同年 6 月 14 日のアウクスブルク市参事会と説教師たちのあいだの（一応の）和解の成立にのみ言及している¹⁹⁸。また、市参事会は、フェルディナントの兄ヴィルヘルム 5 世の援助を求めた。

第二に、1584 年 6 月 30 日付のアントーンおよびハンス・フォン・モントフォルトへの手紙において、ハンスは、都市内に再び平穏が訪れたことを伝えた¹⁹⁹。一方、プラハのブライトシュベルトに対しては、異なる表現を用いて、「われわれの改暦戦争 (*calender krieg*) は、じきに治まるでしょう。しかし、もし、皇帝閣下があなたの権力を通じて、われわれを多少なりとも援助して下されなければ、私は、事態が以前よりもずっと悪くなるかもしれません」と危惧しています」と報告している²⁰⁰。ハンスは、「改暦戦争」と誇張して書くことにより、皇帝の援助が必要不可欠であることを婉曲的に伝えたかったのであろう。

第三に、ノイブルク宮中伯フィリップ・ルートヴィヒ（1547–1614）とハンス・フッガーとの結び付きについてである²⁰¹。宮中伯とフッガーは、1580 年代までに、すでに 20 年近くの付き合いがあったとされる。例えば、フッガーは、1567 年、フィリップ・ルートヴィヒの父、宮中伯ヴォルフガング（1526–1569）のために馬を購入しており²⁰²、他にも、ノイブルクで行われたヴォルフガングの宴会に接待客として招待されていた²⁰³。フッガーは、この宴会時に、フィリップ・ルートヴィヒと知り合いになったと思われる。ノイブル

クの宫廷滞在は、両者の親しい結び付きを示している。両者は、1570年代より文通を開始し、1574年、フィリップ・ルートヴィヒに貸付を行った記録も残っており、さらに、ハンスは、彼の結婚式にも招待されたようであった²⁰⁴。

1583年以来の改暦紛争時、宮中伯フィリップ・ルートヴィヒは、アウクスブルクに隣接するルター派の帝国諸侯として、すでに権力を抑えられた立場にあった。1584年6月14日、アウクスブルク市参事会と福音主義の説教師たちとの間に協定が成立した際、元来はフィリップ・ルートヴィヒが仲介者を同市へ派遣していたのであるが、市参事会により送り返されることとなり、結局、ヴュルテンベルク公とウルム市参事会の使節が来ることになった経緯もある。

また、1585年、アウクスブルク都市内において、新たな説教師の任命権をめぐる闘争が起こった時、フィリップ・ルートヴィヒは、ハンス・フッガー宛に、「あなたがあなたの兄マルクスとともに、危険な不祥事と騒擾が完全に防止され、また、全ての暴力行為が中止されるように、その事件をそのような手段と方法（福音主義派の説教師たちの追放）で正し、推し進めることを援助することを（願っています）」²⁰⁵と伝えている。宮中伯は、切願を直接、都市管理人であるマルクス・フッガーに出さず、世論が加熱しないよう、公式に依らない私的なコンタクトを利用したものとみられる²⁰⁶。

さらに、宮中伯は、「もし、福音主義の市民が宗教平和にとどめおかれて、彼らの良心に反して何も要求されないならば、彼らに平和、一致、服従の義務、恭順が保持されることは疑いありません」²⁰⁷とハンスに書簡を送り、アウクスブルク市参事会の強制措置（福音主義派の全説教師の追放、および軍事行動計画）に対して疑問を呈した。ハンスは、宮中伯に都市当局の立場を代弁し、「（アウクスブルクの）都市管理人は、ある騒がしい説教師（*Lermen prediger*）が、かつて都市の平和を乱したことに注意を払わねばなりませんでした。それゆえ、市参事会は、騒擾を引き起こす説教師たちを今後、解雇する権利を持たなければならぬでしょう。しかも、ルター博士が、都市当局にこの権利を認めているのです！」²⁰⁸と伝えた。ルター派の宮中伯は、まさにカルヴァン派と対立していたのであり、*Lermen prediger*をカルヴァン派と重ねたことがうかがえる。

1586年、皇帝の支援を受けた市参事会は、説教師のみならず、その支持者、ならびに下男下女（*raben gesind*）に至るまで都市追放を行った。その際、宮中伯は、取り成しを要求し、1591年、説教師の任命権に関して協定が成立するに至ったのである²⁰⁹。ただ、ハンス・フッガーは、宮中伯に以下のような書簡を送っていた。「われわれは、閣下みずからが（真

剣に望まれているように) 委員会に出席されることを心から願っていました。そうすれば、これらの騒擾、および反抗的なことがはるかに良く統御され、そして、全ての事柄が良き平和のものへともたらされたに違いありません」²¹⁰。明らかに、ハンスは、宮中伯がアウクスブルクにおける平和のために歓迎されるとともに、彼による調停を期待していたのであろう。

(3-4) 説教師ゲオルク・ミュラーとその素性

1584年、アウクスブルクにおいて、説教師ゲオルク・ミュラーの都市追放の噂を耳にした彼の支持者により、ミュラーの神秘化（Mystifizierung）現象が起こっていた。例えば、都市追放の日に、前兆とされる印が空に浮かんでいるのを見た、あるいは子供姿の天使の幻像が現れたなどであった²¹¹。

ハンス・フッガーはミュラーを、改暦反対者たちに暴動を起こすよう煽った張本人であるとみなした。1584年6月5日、アウクスブルクから追放されたミュラーは、ウルムへと逃亡した。ハンス・フッガーは、同年6月19日付のヨハン・トナー宛、および6月30日付のアントーン・フォン・モントフォルト宛の手紙において、「ミュラーは、危険な平和の攪乱者であるが、しかし、都市からのこの追放の後に、多くの平穏を期待できるでしょう」と述べている²¹²。しかしながら、逃亡先のウルムには、改暦反対者が多く存在しており、ミュラーがウルム（市参事会）の支持を得たことは、隣接するアウクスブルクにとって新たに生じた脅威となった。さらに、ミュラーの手紙を押収した際、それには、「(私は) *Gemeinde* (一般市民) が、市参事会員を罷免させる権利をもつことを認める」と記されていた²¹³。ミュラーは何を企てていたのであろうか。

ハンス・フッガーは、自身の情報ネットワークを、ミュラーの「有罪を方向付ける事実」(Hartig) を集めるために利用した。特に、ミュンヘンにおけるバイエルン公ヴィルヘルム5世の文書係として従事したエラスムス・フェントとの結びつきが重要であった。ハンスからフェントへの書簡は、1567年から1584年まで、総計17通が残されている²¹⁴。フェントによれば、説教師ミュラーには、2人の妹がいるのであるが、彼女たちは、どうも売春婦として働いているようであり、ミュラーの父は、売春宿を経営しているという。さらに、ミュラー自身も、テュービンゲン大学へ就任する以前は、売春仲介者（Kuppler）であったというのである。また、フェントは、ミュラーの先祖の職業についても言及しており、曾

祖父は、メリンゲンの皮はぎ人（*hundschlager*）であり、祖父は、廷吏（*scherg*）であつたとしている²¹⁵。ミュラーの父は、公には大工とされているが、いずれにしても、ミュラ一家の先祖代々の職業は、当時、不道徳に値するか、あるいは誠実でないものに分類されていた。

また、1584年、ミュラーがウルムへ逃亡した後、程なくして、ハンス・フッガーは、彼が、ウルムにおいて、同市の説教師の娘と自身二度目の結婚をするとの噂を入手した²¹⁶。ミュラーの結婚相手、ヴェロニカ・ヴァイスは、アウクスブルクにおける改暦反対者のナルツィス、およびダニエル・ヴァイス兄弟のいとこであった。ハンスは、同年9月15日、ヨハン・トナー、アントーン・フォン・モントフォルト、ならびにシュトラースブルクのヨハン・リューメリン宛に、ミュラーの肖像画付きのビラを送っている²¹⁷。肖像画には、碑文「彼は何を企てているのか（*was er schilt firet*）」が彫られていた。ミュラーに対する中傷ビラは、複数伝承されており、また、アウクスブルクの年代記編者ゲオルク・ケルデラーによれば、この頃、すでに、ミュラーは *Buler*（情夫）として非難されており、売春仲介を行ったことも明らかになっていたという²¹⁸。ミュラーに対する誹謗文書は次第にエスカレートし、17世紀初めには、その多くが性的な侮辱文句となり、彼の家族への嫌がらせともなっていた²¹⁹。ミュラーの過去についての噂は、世間一般に広まったようであるが、ハンス・フッガーが、フェントから入手した情報を、実際、公に告発したのか、あるいは、他の文通相手に転送したのか否かについては、今日のところ実証することはできていない。

ハンスは、1586年、ミュラーの冊子『慰めの回状（*send und trost brieff*）』を入手するため、フッガー家の商社のニュルンベルク支店の支配人フィリップ・レーマーに書簡を送っている²²⁰。ミュラーの冊子は、1584年に公表されたのであるが、アウクスブルク市参事会の検閲により差し止めにされていた。しかし、ハンスは、ニュルンベルクで開催される市において、『慰めの回状』が出回る可能性を期待し、同冊子より、ミュラーのプロパガンダを突き止めたかったのであろう。1586年は、アウクスブルクにおける福音主義派の説教師、およびその支持者が全て都市追放となっており、さらに、ウルムにおけるアウクスブルクの改暦反対者の継続的な受け入れをめぐり、ウルムとアウクスブルク市参事会とのあいだに対立も起こっていた。結局、ハンスが『慰めの回状』を入手することができたのは、レーマーに書簡を送ってから10日後のことであり、それも、オリジナル版ではなく、写しだった。ハンスは、これをヨハン・トナーへ転送し、「最も学識のない冊子である」と批判するとともに、ミュラーの目的は、アウクスブルクにおける福音主義の人びとを、市参

事会により新たに任用された説教師の礼拝に参加させないと推測した²²¹。

フッガ一家の情報ネットワークは、迅速、かつ正確な情報伝達の手段として、およびプロパガンダ的な情報源として人びとに認識されていた。例えば、1584年にアウクスブルク市内の織工会館で発見された匿名の手紙は、秘密の情報を、誰かがフッガ一家に告げ口していたことを示しており、改暦反対者の代表である織布工の人びとは、彼らの中にスパイが潜んでいることを警告している²²²。彼らは、ミュラーの過去についての噂のみならず、彼の企てを知っていたことも、十分あり得るであろう。

(3-5) 小括

ハンス・フッガーの書簡によりアウクスブルクの改暦紛争について分析した結果、以下の四点が明らかとなった。第一に、ハンス・フッガーの見解は、改暦紛争において、「宗派」は外見上に過ぎず、むしろ、改暦反対者は改暦反対を隠れ蓑として都市当局（Obrigkeit）に対して抵抗したのであり、カール5世による改革後の都市統治体制への不満であるとするものであった。ハンスは、ブラウンシュヴァイク公オットハインリヒ宛に、「(改暦の採用は)、つまり、教皇によって命じられたのではない（と思わせる）ように、政治的に工作されたようです」²²³と手紙を送っていることから、改暦紛争は、フッガ一家の巧みな情報戦略により、「宗派」から「世俗的かつ政治的問題」へと置き換えられて、対処されたことも考えられる。また、1555年、「アウクスブルクの宗教平和」により新旧両宗派の併存が決議されたのであるが、結局、市政における両宗派の同権は、1648年にウェストファリア条約が締結されるまで待たなければならなかった。アウクスブルクにおいて、両宗派の併存は、実際のところ平和的ではなかったといえよう。

第二に、改暦反対者は、対外的にはヴュルテンベルク公ルートヴィヒに働きかけ、その援助を得、他方、これに対する市参事会は、皇帝ルードルフ2世、およびバイエルン公ヴィルヘルム5世の援助に加え、フッガーとの私的なコンタクト（宮廷顧問トナー、帝国最高法院長官モントフォルト等）もあった。フッガーは、適切な情報政策を通して、アウクスブルクの市参事会の声明、ならびに改暦紛争に対するカトリックの指導層の見解を知らせるとともに、皇帝と諸侯による援助の確保に努めた。

第三に、フッガーのプロパガンダは、改暦反対者を煽動している説教師ゲオルク・ミュラーを、かつての壳春仲介者として侮辱し、評判を落とすことにあった。フッガーは、カ

トリックの論駁書、市参事会による公の声明、ならびに皇帝の委員会を通してではなく、ハンス・フッガーによる情報ネットワークを事実の追求のために利用した。

第四に、フッガ一家の情報ネットワークは、宗派の境界を越えて築かれており、特に、ルター派の文通相手、ノイブルク宮中伯フィリップ・ルートヴィヒが重要であった。従来の研究において、市参事会との公の交渉以外の両宗派の調停については問題とならなかつた。ハンス・フッガーは、宮中伯へ奉仕するとともに、兄マルクスの政治的立場を基盤とし、宮中伯がハンス自身を（特に、1585年の市参事会の強制措置の際の）仲介者とみなすことに成功した。

この後 1593 年、ハンスは、宮廷顧問官より、アウクスブルクにおいて 1584 年に来市した皇帝の委員会の引継ぎを求められたのであるが、老齢であること、および駅逕委員会の仕事を継続していたために辞退している。「コミュニケーションの才能のある人物」²²⁴

(Karnehm) ハンスは、都市内における官職には就いていなかったものの（あるいは、むしろ就いていなかったことで自由に行動することができ）、市参事会の代弁者として尽力し、都市内・外におけるフッガ一家の立場を確保したのみならず、アウクスブルクのカトリックの指導層の優位的立場をも擁護したといえるであろう。

第4章 帝国におけるフッガ一家と情報ネットワーク

—スペイン支配下におけるネーデルラントの蜂起をめぐって

第1節 近世初期におけるネーデルラントとフッガ一家

ネーデルラントは、1477年8月、皇帝マクシミリアン1世とブルゴーニュ公家マリの婚姻締結によりハプスブルク領となり、ネーデルラント17州は、1548年のアウクスブルク帝国議会において確認された。皇帝カール5世は、地方自立主義を容認し、課税承認権をもつ州議会、および全国議会の意向を尊重しつつも、他方において、1549年に国事詔書（プラグマティック・サンクション）を発布し、ネーデルラントがハプスブルク家に継承されることを定め、全国議会により承認された²²⁵。1555年、カール5世の退位後、ネーデルラントは、ハプスブルク家の分割（オーストリア系、スペイン系）に伴い、スペインの支配下に置かれることとなった。

ネーデルラントにおけるスペイン支配に対して、フェリペ2世の治世より事態は一変する。フェリペ2世は、政治的にはネーデルラントの「17州」の自立性を排除した集権的な支配を上から押し付け、宗教的にはカトリック国家としての統一を目指し、ネーデルラントで増加し始めていたカルヴァン派、再洗礼派と敵対した²²⁶。1565年、フェリペ2世は異端審問の強化を指令し、これに対して、翌年、ブリュッセルで下級貴族たちが異端審問中止の請願書を提出する。請願者たち（ヘーゼン）の一部は、1566年7月にフランドル、ブラバントの諸都市で聖画像破壊運動を展開し、スペイン反乱の口火となった。

当時の社会背景として、穀物の不作によるパンの不足と物価高騰という経済面が、宗教的激情と結び付き、騒擾へと発展したことから、1566年は「飢餓の年」、あるいは「奇跡の年」と呼ばれている。この一連の出来事について、ハンス・フッガーのコメントは特に確認されていない（1565年は史料が一部欠落している）。

「飢餓の年」の騒擾は、フェリペ2世の義姉パルマ公妃マルハレータ（1522–86年、在位1559–67年）の指令により鎮圧されたのであるが²²⁷、1567年よりアルバ公（1507–82年、カスティーリャの貴族）による恐怖政治と反乱者に対する抑圧が行われ、これに対して1568年、オランイエ公ウィレム（1533–84年）の蜂起へとネーデルラントの反乱は拡大していくこととなった。

一般的には、16世紀後半から17世紀半ばにかけて、「スペインの優位」時代といわれて

いる。フェリペ2世治世下のスペインは、ネーデルラントのほか、ナポリ・シチリア王国、イタリアにある領土を支配していた。さらには中南米に獲得した植民地を有し、1580年のポルトガル王室との相続協定により、ポルトガルとその海外領土、インドと東アジアの通商権をも獲得することとなった。

しかしスペインにおいて、16世紀後半以降、度重なる軍備維持費と慢性的な財政困難は、ネーデルラントの反乱によりさらに悪化していくこととなる。スペイン自身の軍隊の食糧と兵士への支払いの遅延が、傭兵の反乱者と略奪の要因となった。例えば、1576年（11月4～7日）に起こった「スペインの狂乱 (*Spaanse furie*)」（アントウェルペンの略奪）²²⁸の際、フッガ一家のアントウェルペン支店もスペイン兵の略奪に遭い、およそ1万1,000クローネを強奪されている。これまで手形取引を行っていた同支店は閉鎖を余儀なくされ、アントウェルペンでの業務はケルン支店へと移されることとなった。当時のアントウェルペン支店の責任者は、カール・フッガー（1543–80年、ハンス・ヤーコプの次男）であった²²⁹。

ネーデルラントにおいては、すでに1576年以前から、スペイン支配に抵抗する「ワーテルヘーゼン」の略奪行為に対するイングランドの商業封鎖の影響により、様々な流通・商取引が妨げられていた。ネーデルラントの蜂起は、フッガ一家にとって多大な経済的損失をもたらしたのである。

フッガ一家は、スペイン王室との取引を集中して行っていたことから、スペインの戦争が継続すればするほど、財政負担が増加することになった。「フッガ一家の財政負担＝フェリペ2世と彼の軍司令官（例えばパルマ公ファルネーゼ）への債権」という図式は、これまで経済史研究者によって指摘されてきたとおりである²³⁰。

1572年、フェリペ2世は、フッガーに貸付金として100万ドゥカードを要求し、その後、スペインの財政が悪化すると、1575年、2度目の国家破産（1回目は1557年）に陥ることとなった。フッガーは、1575年10月から1577年3月まで100万エスクード以上を支払っている。その後の1579年、ハンスからレーオンハルト・フォン・ハラッハへの書簡において、スペインに総額27万9,000 グルデンを貸付けたことを裏付けている²³¹。

フッガーとの個人的な結びつきは、手形取引を行っていたアントウェルペン支店をこえて構築されていく。例えば、ハンスは、兄マルクスの妻の兄弟のオット・グラーフ・フォン・エバーシュタインとの結び付きを重視している。オットはスペイン王室に仕える連隊長（Obrist）であるとともに、フッガ一家の債権者で、武器買入の仲介をしていた²³²。ハ

ンスは、オットのような軍人からも、ネーデルラント情勢など目下の情報提供を期待することができたのである。

第2節 ネーデルラント情勢に関するハンス・フッガーの文通相手

ネーデルラント情勢に関するハンスの書簡は、1566年11月から（1587—91年の欠落を除いて）1594年まで残されており、書簡中378通と最も多く言及されたテーマとなっている。文通相手は75名を確認することができ、以下、主要人物を列挙していく²³³。

まず、二人の軍人アルブレヒト・フォン・ロドロンとコルネーリウス・フォン・エントは、ネーデルラントにおけるスペインの軍司令官で現地の状況を伝達している。

次に、帝国に仕える宮廷顧問および教皇使節も情報を提供している。例えば、ルードルフ・ハルファー博士は、バイエルンの宮廷顧問でネーデルラントにおける政治的任務を担っており、フェリペ2世との結び付きも有していた。ルートヴィヒ・ハーバーシュトックは、バイエルン公の秘書であり、1585—87年の間、ネーデルラントにおいて従事していた。ローマ教皇大使のカミッロ・カエターノは、ヴェルチェッリ（Vercelli）の司教を務めており、1580年代のパルマ公ファルネーゼの戦略計画について報告している。

ルーカス・ガイツコフラー博士はフッガ一家の法律顧問で、ウィーンから、皇帝の新たな交渉に関して報告している。ガイツコフラー一家はフッガ一家との親しい結び付きがあり、フッガ一家の商社の支店長を務めた人物もいた²³⁴。

最後に、ヨーゼフ・デ・カレーピオはシェッパハ（Jettingen Scheppach, ギュンツブルク近郊）の宿駅長（Posthalter）という表向きの身分で、アントウェルペンの略奪について報告している。カレーピオは、実際はハンスと同様に、ルードルフ2世の駅道改革における皇帝の代理人・委員（Kommissär）として従事しており、ハンスとは1579年頃からコンタクトがあった²³⁵。

また、ハンス自身も新しい情報を収集しており、ネーデルラントに関する軍隊の招集についての事情通であったことが分かる。アウクスブルク近隣のバイエルン公領においては、スペインの新たな兵士たちの徴兵が行われていた。ハンスは、徴兵された軍隊の人数、軍隊を指揮する連隊長あるいは部隊長（Hauptmann）について、さらには財政問題ならびに軍隊徴募についてなどの情報に精通していたことがうかがえる。ハンスは、武器納入の債権者と仲買人としても従事しており、これらの情報を書き留めておく必要があったのであ

る。

ハンスの文通相手の 75 名の主要受取人は以下、4 つのグループに分類することができる²³⁶。①軍人（連隊長、部隊長）17 名、②フッガー家の商社員 17 名、③領邦、帝国における官職保持者（例えばウィーンの宮廷顧問ヨハン・トナー）16 名、④諸侯（バイエルン公アルブレヒト 5 世、ヴィルヘルム 5 世、バイエルン公エルンスト、ケルン大司教、ヴュルテンベルク公ルートヴィヒ、ノイブルク宮中伯ウォルフガング）の 6 名となっている。

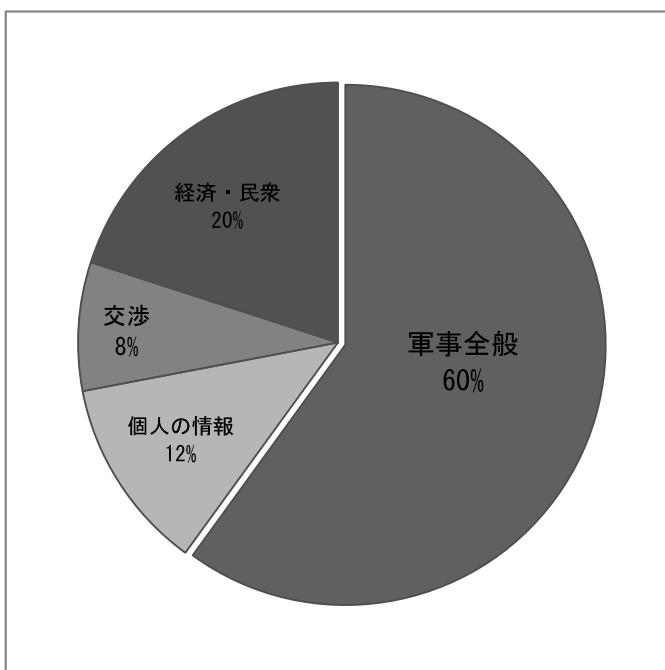
ハンスの書簡の受取人は、その半数以上（56 名）が、政治的、軍事的官職保持者であり、またフッガー家の企業と商人仲間の人々であることが明らかとなった。彼らは、政治的な情報をハンス・フッガーの定期的な発送から得ていたのである。

次に、主要な受取人のハンスの書簡の総数を見ていく。最も多かったのは、ヒエロニムス・フォン・ロドロンの 70 通である。彼は、地中海圏におけるフェリペ 2 世の連隊長として、1592 年頃にはフランス、クロアチアで従事していた（よって、ネーデルラントの蜂起には直接は関係していなかったとみられる）。次に、バイエルン公アルブレヒト 5 世の 37 通、ヨハン・トナーの 35 通と続き、ゼバスティアン・ロル（ジェノヴァの部隊長）は 34 通となっている。その他、バイエルン公ヴィルヘルム 5 世が 24 通、クリストフ・タンナー・フォン・タンが 20 通となっている。クリストフ・タンナーは、フッガーの血縁者であり、ハプスブルク家の軍務を担っていた。

特に重要な点は、フッガーとバイエルン公（アルブレヒト 5 世、ヴィルヘルム 5 世）との結び付きについてである。フッガーは、バイエルンの「宮廷の秘密情報機関」として、情報の発送は、ハンスと兄のマルクスのほか、ライムント系列のアントーンとクリストフ・フッガーによって記録されていた²³⁷。また今日、ライムント系のハンス・ヤーコプ・フッガーは、アルブレヒト 5 世の情報提供者として重要な役割を果たしていたことが解明されつつある²³⁸。アルブレヒト 5 世は、1567 年以来、ネーデルラントについての通信を受け取っており、少なくとも 1567–69 年には、ハンス・ヤーコプから直接、定期的な情報提供を受けていたことから、ネーデルラントの情勢について、かなり精通していたことになる。さらに、ハンス・フッガーは 1580 年、ヴィルヘルム 5 世に、毎週、ネーデルラントの最新情報を送ることを約束した。すなわち、「今週ネーデルラントから新たに再び届く事柄を、殿下にお知らせします。毎週継続するつもりで、それがどのように書かれてきたかを謹んでご報告します（1580 年 3 月 12 日）」とハンスは述べている²³⁹。

第3節 ハンスの書簡の分類（コメントの特徴）

以下の円グラフは、ネーデルラント情勢におけるハンスの書簡の内容を分析した結果を表している²⁴⁰。



「軍事全般」、「個人の情報」、「交渉」、「経済・民衆」の 4 つのカテゴリーに分類した結果、ネーデルラント情勢に関するハンスの書簡は、軍事的観点からのできごとが 60%と大半を占めていることが明らかとなった。「軍事全般」の内容は大きく分けて、軍備、部隊の移動、戦闘行為、戦況報告、兵士の運命などについてである。12%の「個人の情報」は、例えば、アルバ公の解任、あるいは大公エルンストのブリュッセルへの遠征についてなどである。また約 8%の「交渉」については、スペインとネーデルラント間における 1575 年のブレダ平和交渉の情報などを含んでいる。最後に 20%弱の「経済・民衆」は、スペインの財政政策について、あるいは 1573 年のスペイン軍によるハールレム包囲下の民衆の苦難の様子などの情報である。

次に、ハンス・フッガーのコメントの特徴を分析する。収集された情報の 60%にはコメントが加筆されているのであるが、コメントの大半は客観的な表現で書かれている。ハンスは、新たな情報の提供者・仲介人としての役割を自覚しており、受取人の個人的見解と

その立場を配慮したものとみられる。

ハンスのコメントには「神の御業」、あるいは「神の計画」という表現が用いられている。これは、ハンスの同時代人のあいだで好んで用いられた特徴的な表現であるという。例えば、ハンスからルードルフ・ハルファー宛の書簡において、「神とその御加護は、まもなく戦争を終結へと導いてくださるでしょう」とある²⁴¹。さらに、スペインの事情に有利でないとき（例えば、オランイエ公暗殺未遂の際）には、これも「神の計画」の一部であると解釈されていた²⁴²。

また、どの場合においても、フェリペ2世側に好意を寄せており、ハンスは、スペイン側を、「われわれの味方（側） *unser seiten*」²⁴³と表記していること多く見られる。

第4節 ハンス・フッガーのコメントから—王侯貴族の観察と評価

ハンス・フッガーは支配者たちに関してどのようなコメントをしたのか、アルバ公、オランイエ公ウィレム、フェリペ2世の順に分析していく。

(4-1) アルバ公 (1507-82†リスボン、1566-73執政)

1567年以来のブリュッセルにおけるアルバ公による恐怖政治と反乱者に対する抑圧について、ハンスは、アルバ公の政策を、少なくとも1573年までは疑っていない様子がうかがえる。例えば、「騒擾評議会」としてアルバにより設置されたいわゆる「血の評議会」²⁴⁴における、1568年6月（5日）のエグモント伯、およびホールン伯の処刑について、バイエルンの宮廷顧問ハンス・イェルク・フォン・プレイジングに「ブリュッセルにおいて首領を辞任せたと聞いています（6月12日）」と淡々と報告している²⁴⁵。このとき、情報は、処刑の行われた1日後にフッガ一家のアントウェルペン支店から定期便（*Ordinari*）でアウクスブルクへと伝達されており、6月12日にはプレイジングへ転送されていたことが明らかとなった。フッガ一家の迅速な情報伝達を表している事例である。

1573年頃より、ハンスはアルバ公の冷酷な政策に対して不満を明らかにしている。例えば、ヒエロニムス・フォン・ロドロンには「神の意思是、今やネーデルラントの事態を終息へと好転してくださるでしょう。しかし、危惧すべきことは、アルバ公の統治であるかぎりは、事は重大になるでしょう」²⁴⁶と送っている。同年、スペインによって7ヶ月間に

わたりハールレムの包囲が行われており、ハンスが、戦禍に巻き込まれた一般市民の苦難の様子を聞き及んでいたためとも考えられる²⁴⁷。

1573年秋、財政問題からアルバ公は更迭され、後継者としてカタルーニャの貴族、レケセンス（1528-76、執政 1573-76）が執政となった。レケセンスの正式な任命は 1573 年 1 月 30 日であった。ハンスは同年の 10 月の時点でアルバ公について批判している。11 月にレケセンスがブリュッセルへ到着し、12 月（18 日）にはアルバ公の退去が決定的となった。ハンスは、「彼（レケセンス）が、容赦ないアルバ公よりも、ネーデルラントの人々に寛容でもって（目的を）やり抜くことを期待します」とレケセンスの政策に期待するコメントを残している²⁴⁸。

アルバ公についてのハンスの評価から、ハンスは常に中立の立場を保っていたことがうかがえる。ハンスがアルバ公について批判を述べたものは、既述の 1573 年のロドロン宛の書簡、および後に軍事的成功をおさめたパルマ公ファルネーゼの政策と比較した（1586 年のヨハン・トナー宛の）書簡のみであった²⁴⁹。ハンスの中立的なコメントは、書簡総数の最も多い、ヒエロニムス・フォン・ロドロンが、フェリペ 2 世の側近であったためとも考えられる。

（4-2） オランイエ公ウィレム（1533-84 デルフト）

ウィレムは、西部ドイツの領邦ナッサウ（現在のヘッセン州の州都ヴィースバーデンを首都とする）を支配した名門貴族のナッサウ家に生まれた。彼は、わずか 11 歳にしてオランジュ公（オランイエ）となり、ブリュッセルでの宮廷生活を開始することとなった。ウェレムの従兄弟ルネが 1544 年に戦死したためである。ルネの年長の叔父ナッサウ・ディレンブルク伯ヴィルヘルム（=ウィレム）は、1534 年にルター派へ改宗しており、ルネはカール 5 世の希望どおり、ウィレムが（カトリックへ）改宗するものという前提で相続権を与えたのであった。

アルバ公支配以前のネーデルラントにおいて、プロテstantの大半はルター派であったが、南部（アントウェルペン、ブルッヘ、ヴェランシエンヌ、ヘント）においてはカルヴァン主義が浸透していた。カルヴァン派の勢力は次第に北部にも増していった。カルヴァン派の軍は、1567 年春、アントウェルペンおよびヴァランシエンヌで敗れ、ウィレムも同年 4 月にドイツへ亡命する。その後にアルバ公が上陸すると、アルバは、フェリペ 2

世に対する叛逆の徹底的弾圧を目指し、オランイエをはじめとする亡命貴族の領地、および財産を没収した。

オランイエ公について、ハンスは、「常にフェリペ2世に抵抗している、ネーデルラントの蜂起の（真の）指導者」であると位置付け、暴徒たちに対しては、「スペインに従わない強情で（*Verstockht* = *Verstocktheit*）、罪深き人々（*gottlos*）」であると彼らの立場を認めないコメントをしている²⁵⁰。オランイエ公についてはロドロンにも、アルバ公の評価とは異なり、明らかな批判を述べている。

ウィレムのスペインに対する二度目の反攻（1568年からの一度目は失敗）が開始された。しかし、オランイエ陣営の財政は厳しく、1572年以来、雇われた兵士たちが略奪、殺戮を繰り返し行っていた。ハンスは、このことをワーテルヘーゼンの略奪行為とともに報告している。1572年、ワーテルヘーゼンはイングランドに亡命していたカルヴァン派と組み、デン・ブリールに基地を構えた²⁵¹。ウィレムの弟ルートヴィヒ・フォン・ナッサウとワーテルヘーゼンは、同年（4月6日）、カルヴァン派の都市フリッシンゲンを占拠した²⁵²。同市の略奪について、ハンスは、「フリッシンゲンにおいて加えられた大きな被害は、略奪とともに見境なく、なぜならその宗派（=カルヴァン派）にはそうするより他になかったからです」²⁵³とコメントしている。

オランイエ陣営で略奪を働いている兵士たちの多くは、ラインおよびニーダーザクセン地域からの傭兵であった。オランイエ公は、軍備資金不足のため、給料未払いの兵士たちに略奪行為をさせることで（給与の）埋め合わせをしていたのである。

ハンスは、オランイエ公蜂起の真の目的を探求し、オランイエは、暴徒たちの目的のために、本当に誠実なのかと疑問を呈している。例えば、1581年のニーコラス・ヘラー宛の書簡には、「オランイエの（蜂起の）目的はフリッシンゲンの支配権を得ることであったのであろう」と記されている²⁵⁴。このことは今日の研究と一致しており、オランイエの蜂起の目的は、カルヴァン派の大義のためでも、オランダの独立のためでもなく、アルバ公によって侵害された数々の特権を回復するためであったとされている。

また、ハンスは、フェリペ2世に対するウィレムの自己弁護論が展開された『弁明（Apologie）』にも言及している。『弁明』は、1581年2月にアントウェルペンで刊行された。その前年（1580年）の3月、ウィレムはフェリペ2世によりバン權（追放）を宣告され、6月には「追放状」が出されていた。フェリペ2世は、「追放状」のなかで、ウィレムを修道女と二重婚をした夫、前妻（アンヌ・ド・ビューレン）の推定殺人者と誹謗した²⁵⁵。

これに対してオランイエ公は、フェリペ2世の「汚された伝説 (Schwarzen Legende)」、すなわち、不倫行為、近親相姦（姪にあたるオーストリアのアンナとの結婚）、息子カルロス（および3番目の妻イサベル・ド・ヴァロワ）の殺害を公然と批判したのである²⁵⁶。ハンスは、『弁明』の写しをトナーに転送したのみならず、同書が刊行される以前に、すでにウィレムの不祥事についての情報を入手しており、これをバイエルン公ヴィルヘルム5世にも報告している²⁵⁷。

1582年（3月18日）、オランイエ公の暗殺が未遂に終わったことに関して、ハンスは、アントーン・フォン・モントフォルトに自身の考えを述べている。ハンスによれば、暗殺失敗の原因は、「刺客（ビスケーのジュアン・ジョレギューJean Jaureguy）が武器（ピストル）を使い慣れていたため」であるとし、オランイエを「残酷な怪物になった」と表している²⁵⁸。その後も、スペインの指導により、オランイエ公に対する多くの暗殺計画が練られた。

結局、1584年7月10日、ウィレムはデルフトにおいて暗殺された。ハンスは、彼の死とともにネーデルラントの反乱の終結を期待している。「神よ、願わくば彼（オランイエ）の死によってネーデルラントの事態がより良くなりますように。というのも、事態が明らかに観察されるように、この牛はまだ正しい牛小屋に入っていないのです」²⁵⁹。

ウィレムの暗殺について、フッガー通信においては以下のように伝えられた。

「7月12日の夜に、私は情報を受け取りました、その真相をお知らせ致します。すなわち、今月（7月）10日に、オランイエ公がデルフトにおいてブルゴーニュのバルタザール・ジエラールという者によって殺害されました。これはその前日に、フランスの使節がネーデルラントの諸侯たちとオランイエ公に、アランソン公（アンジュー公フランソワ）の逝去について報告するために準備を整えていた時でした。そして、およそ15分の後にオランイエ公はもはや生きてはいなかったのです。一方、私は（以下の）情報が届いたので書き記します、すなわち、企図されたバルタザール・ジエラールはデルフトにおいて拷問にかけられ、自白しました、彼は、イタリアにおいてイエズス会士によって、スペイン国王の名のもとにオランイエ公を殺害する気にさせられたというのです。イエズス会士は、彼（ジエラール）におよそ30,000マルクを約束しました。しかし、もしも彼が命を落とすことになった場合、彼の友人が報酬を受け取ることになっていたはずです。それに応じて、彼は、イエズス会士によって企図されたことをパリへ、そこのタクシスという名のスペイン国王の使節に発送されました。タクシスはそれをフランスの年老いた王妃（カトリーヌ・

ド・メディシス）のために送り届け、オランイエ公とホラント（ネーデルラント）の諸侯たちへの彼の手紙を、すなわち彼女の息子アランソン公が逝去したことを報告するために手渡しました。彼（ジェラール）は、ホラント（ネーデルラント）へ到着する前に、パルマ公のもとへ赴き、彼の企図を打ち明けました。その後、彼はオランイエ公のもとに姿を現したのです」²⁶⁰。

また、ハンスは、オランイエ公と（17 の属州の）諸身分のあいだの意見の相違については、ほとんど指摘していない。1579 年、アラス同盟（カトリックの南部諸州。スペインに従う）とユトレヒト同盟（北部諸州）が設立されて初めて、ネーデルラントの分割が現されたとしている²⁶¹。ウィレムの暗殺後、彼の息子ナッサウ伯マウリツ（1585 年よりホラントとゼーラントの州総督、1618 年よりオランイエ公）の治世から新たな時代が始まったことも示している。（なお、ハンスの書簡はこの後、1587~91 年まで欠落している。）

（4－3） フェリペ 2 世（1527—98, スペイン在位 1556-98）

ハンスは、ネーデルラントにおけるスペインの失敗要因を 3 点挙げている。すなわち、①慢性的な資金不足（財政政策）、②政治的な優先権の設定（ネーデルラント問題の占める位置）、③広範囲に及ぶ譲歩の拒否（和平交渉を行わない）である。①についてはこれまでに言及しているため、以下、②と③について考察していく。

第一に②について、フェリペ 2 世にとってネーデルラント問題は、最優先事項であったのか否かである。スペインは、オスマン帝国（1577 年まで）、ポルトガル（1580 年）、イングランド（1585 年以来）、フランス（1589 年以来）との様々な軍事的対決を行っており、これらの戦いがネーデルラントの反乱に重大な影響をもたらしていた。ネーデルラントにおいて、スペインは 1568 年、1572 年、1575 年ならびに 1585~88 年に軍事的成功をおさめている。今日の研究によれば、スペインにおけるネーデルラントの地域的優先順位は、3 番目であったとされている。すなわち、スペインにとっての最優先地域は、イベリア半島および中南米であり、次にイタリア地域と地中海圏が続き、最後にネーデルラントとなっていた²⁶²。例えば、スペインは、1592 年よりネーデルラントへの軍事資金を制限しているが、これは、同時期にフランスで起こったユグノー戦争に介入していたためである。

このことは、ハンスの書簡からも読み取ることができる。多くの戦線に対するスペインの支配権の脅威とその相互作用について、ハンスは、オスマン帝国との戦いを引き合いに

論証した。ハンスは、ヒエロニムス・フォン・ロドロン宛に、「そして、実際にスペインの事情は、いたるところで芳しくない状況にあります。トルコの艦隊が来年に攻撃してくることを心配し、防衛するのかしないのか、スペインから決議が来るのを待てません」と述べている²⁶³。

第二に③について、ハンスは、フェリペ2世の「*per forza*（力づくで）」政策を批判している。ハンスは、ヒエロニムス・フォン・ロドロンに「長期にわたりネーデルラントの反乱が続くことになれば、陛下は領土を全て失うことを危惧すべきです。全能なる神は、万事を好転させ、陛下の方策に啓示を与え、これまで以上に事がうまくいくようにしてくださいます」と伝えた²⁶⁴。これは、フェリペ2世のネーデルラントの分権制を無視した政策に対するハンスの警告であった。1574年以來、ハンスはフェリペ2世に「*per forza*」ではなく、ネーデルラントの身分制議会（州議会）が、各属州の特権、スペイン軍の撤退、ならびにプロテスタント諸宗派（特にカルヴァン派）の（宗派的）容認を要求したことに対して譲歩するようすすめたのである。ハンスは、ヒエロニムス・フォン・ロドロン宛に「ネーデルラントの反乱（*general revolta*）を回避するために、（国王は）協定（*comparisiern*）しなければなりません」と送っている²⁶⁵。しかし結局、1575年のレケセンスとオランイエ公のあいだのブレダの和平交渉は失敗に終わった²⁶⁶。

この後レケセンスは、1576年3月に逝去し、ネーデルラントの執政は8ヶ月余りの空白期を迎える。この間も、ネーデルラントにおいて、スペイン兵による略奪が続いたため、ブラバント州議会の指導により全国議会が招集されると、オランイエ公を指導者とするホラント、ゼーラント諸州との和平交渉が開始された。この間に「アントウェルペンの略奪」が起り、妥協が急がれ、同年（1576年）11月8日、ヘントの和平が成立した²⁶⁷。

しかし、ヘントの和平は一時的妥協にすぎず、カルヴァン派の勢力は拡大した。フェリペ2世の異母兄弟の新執政ドン・ファン（レケセンスの後任）に対抗し、オランイエ公は全国議会により1577年9月、ブリュッセルに招請され、ブラバント州総督に就任した。カトリック勢力は、1579年1月にアラス同盟を結成すると、一方において、オランイエ陣営もまた、同時期にユトレヒト同盟を結成し、1581年7月にはフェリペ2世の統治権を否認する布告をした。この間の1578年、フェリペの甥パルマ公アレッサンドロ・ファルネーゼは、ドン・ファンの後任として執政となり、南部諸州の諸特権、および自由の尊重を約束し、翌年（1579年）5月にアラスの和平を締結するに至っている。

1580年代になり、ハンスは、パルマ公ファルネーゼの軍事的成功により平和が訪れるこ

とを期待した²⁶⁸。ハンスは 1585 年における、パルマ公のカルヴァン派に対する宗派的寛容政策「*ius emigrandi* (移住の自由の権利)」に賛同している²⁶⁹。パルマ公が侵略した諸都市において適用され、この政策により、多くの亡命者たちが南部から北部へと移住し、ネーデルラントの南部 10 州はカトリック地域として宗派的統一を回復した。しかし、フェリペ 2 世は、「*ius emigrandi*」の容認をめぐり、パルマ公と対立している。パルマ公は、「*ius emigrandi*」の政策により、譲歩の拒否の姿勢を貫いているフェリペ 2 世に、ネーデルラントとの和平交渉をすすめたのである。

フッガ一家は、二宗派同権 (Parität) のアウクスブルクの一市民であり、日々、カトリックと福音主義のあいだの対立のもとで暮らしていたのであるが、カルヴァン派の許容については、常に認めない態度を示していた。これは、カルヴァン派が 1555 年の「アウクスブルク宗教平和」で認められていないことに因るものであろう。ハンスの書簡全体を通じて、フッガ一家にとっての最大の目標は、ネーデルラントがカトリックへ回帰することであり、またハンスはそれを信じていたことがうかがえる。

(4-4) 小括

フッガ一家は自身の情報ネットワークを武器として、ヨーロッパの政治に大きく関わっていた。ハンスは情報を提供するのみでなく、カトリック寄りの立場からコメントを加えることにより、支配者たちの政治動向に影響を与えようとしたことがうかがえる。ハンスの後の世代には、ハプスブルク宮廷の官僚となる人物（例えばオット・ハインリヒ）も多くなり、ますます政治との関わりを深めていくこととなる。情報提供者として政治的影響力を行使しようとするハンスの活動には、新たなフッガ一家像が確認できよう。

フッガ一家の情報ネットワークから、フッガーとバイエルン公との緊密な結び付きが明らかとなった。ハンスの書簡において、バイエルン公、およびスペイン王室との定期的なコンタクトが立証された。このことは同時に、フッガーとバイエルンの、およびフッガーとスペインの人的情報ネットワークがほぼ等しいことを表している。フッガ一家を仲介役とするバイエルン公とフェリペ 2 世のあいだの結び付きは、例えば、カトリックの帝国諸侯防衛同盟 (Landsberger Bund = *liga defensiva*、後の「カトリック同盟」²⁷⁰) における相互協力によっても示すことが可能であろう。ハンスは、バイエルン公に情報を伝える際、当該出来事についてコメントを加えていないことから、バイエルン公とフェリペ 2 世の結

び付きを配慮していたとも考えられる。バイエルンとスペインの結び付きについては、以下、第5章においても言及される。

第5章 ケルン戦争をめぐるフッガー家の情報ネットワーク

—「ハンスの書簡」と「フッガー通信」の比較から

第1節 ケルン戦争（1583年～1589年）の概要

ケルン戦争は、「アウクスブルクの宗教平和」（1555年）後に起こった、最初の大きな宗派政治的闘争である。アルブレヒト5世の司教区政策は、バイエルンの帝国政策における宗派政治的な動機に由来するとともに、ヴィッテルスバッハ家の権力と名声を増大するための意思表示であった。すでにバイエルン公エルンストは、ケルンの大司教区を得るために、フライシンク、ヒルデスハイム、ならびにリエージュの司教区を合併させていた。すなわち、この政策は、帝国におけるカトリックの地位の強化を意味した。

1577年12月、ケルン大司教ザーレンティン・フォン・イーゼンブルク（1532-1610）の辞任の際、ケルンの司教座聖堂参事会は、後任としてゲープハルト・トルフゼス・フォン・ヴァルトブルク（1547-1601）をケルン大司教に選出した。対抗馬は、バイエルン公エルンスト（1554-1612）であった。1580年3月末、大司教選出は、教皇グレゴリウス13世により認められた。しかしまもなく、ゲープハルトとゲッレスハイム修道院の福音主義派（evangelisch）の女性アグネス・フォン・マンスフェルトとの恋愛関係が明らかになり、ゲープハルトは1582年12月19日、ボンにおいて、自身のプロテスタントへの改宗を公表した²⁷¹。翌年（1583年）の2月12日、ボンにてアグネスと結婚し、その後、ヴェストファーレンへ戻った。ゲープハルトは改宗したにも関わらず、大司教職に固執したのである。1555年のアウクスブルクの宗教平和によれば、聖職者の改宗は可能であるが、そのような場合、改宗者は官職、および財産から全ての権利を失うことになっていた。しかし、宗教平和の有効性と解釈は、当時、政治権力的な広がりを得ており、選帝侯会議における多数派のカトリックに危険が迫っていた²⁷²。

ゲープハルトは、プロテスタントの諸侯との提携を試み、武力行使により大司教職を確保しようとした²⁷³。しかし、プロテスタントの選帝侯（ザクセンおよびブランデンブルク）の援助は望めず、唯一、プファルツ選帝侯ルートヴィヒ（1539-1583）とその弟の宮中伯ヨ

ハン・カジミール（1543-1592）のみがゲープハルトを支持するにとどまった。プファルツの主導下、プロテスタントの諸侯は、ヴォルムスの議会において、ゲープハルトの財政援助を決議したが、皇帝ルードルフ2世はこの提案を退けている。また、ルードルフ2世は皇帝の代理人を派遣し、戦争を停止させ、調停により解決しようとした。

1583年3月になり、教皇グレゴリウス13世は、ケルン大司教としてのゲープハルトを破門し、ケルンの司教座聖堂参事会は、同年6月2日、バイエルン公エルンストを新たにケルン大司教に選出した²⁷⁴。この結果、エルンストは、ネーデルラントからのスペインの軍隊およびバイエルンの軍隊による援助、ならびに兄ヴィルヘルム5世の貸付金を確保することができた。ヴィッテルスバッハとスペインは、帝国における同盟軍として一致団結して戦ったのである。一方、ゲープハルトは、1584年3月始めに故郷ネーデルラントへ撤退せざるを得なくなり、ここでオランイエ公ウィレムに迎え入れられている²⁷⁵。

ケルン大司教区をめぐる対決は、その後なお続いた。ゲープハルトの要求はなかったが、エルンストの新たな支配領域は、ネーデルラントからの攻撃を受けることとなった。ゲープハルトの忠実な信奉者ノイエナール伯アードルフ（1545頃-1589）、およびニデッヘンのマルティン・シェンク（1540-1589）の指揮下の傭兵は、北ネーデルラントよりケルンの領域を越え、ヴェストファーレンに至るまでを手中にした。アードルフは、1585年5月に都市ノイスを征服し、マルティン・シェンクは、1587年のクリスマス頃、ボンを占領した。しかし、占領軍は、1588年9月末、スペインの軍隊にボンを明け渡さなければならなかつた。1590年2月になり、スペインの軍隊は、プロテスタント側の最後の砦ラインベルク（BerkまたはRheinberg）を征服した²⁷⁶。

ケルン大司教区の領土一帯は、スペイン支配に対するネーデルラントの蜂起と密接に絡み合った地域であり、非戦闘員である住民たちは、軍隊の通過行進、および軍税の負荷のみならず、兵士による際限のない略奪、窃盗、ならびに殺戮のもとひどく苦しめられていた。このような一般民衆の様子は、フッガー通信において、ケルン戦争の経過とともに報告されている。

第2節 ハンス・フッガーの書簡におけるケルン戦争

（2-1）ハンス・フッガーの文通相手

ケルン戦争に関するハンスの書簡は、44通を確認することができる。ただし、1584年10月から12月、および1587年から1591年までの書簡は失われている。

ケルン戦争の際、ハンス・フッガーにとっての最も重要な文通相手は、以下の3名であった。すなわち、ハンスの甥にあたるアントーン、およびハンス・フォン・モントフォルト兄弟、ならびに宮廷顧問（プラハ）のヨハン・トナー博士である。トナーは、1577年、皇帝の使節団によりローマへ派遣されたことがある。また、アントーン・フォン・モントフォルトは、自身の教会の経歴を積むため、ローマ、およびトリエントにおいて、枢機卿ジョバンニ・ルドヴィコ・マドルツォ（1532-1600）の仲間たちとともにいた。アントーンの弟ハンスは、1578年以来、シュパイヤーにおける帝国最高法院の長官として在職していた。この3名の文通相手は、44通のうち半数以上を受け取っており、この他、13名の受取人を確認することができる²⁷⁷。

モントフォルト兄弟とトナーは、ケルン戦争の経過についての報告を直接、戦場からフッガーに提供できたわけではなかった（前章のネーデルラントの蜂起においては、ロドロンとタンナーが戦場から報告していた²⁷⁸）。しかし、アントーン・フォン・モントフォルトは、枢機卿マドルツォのもとにより、ケルン大司教ゲープハルト・トルフゼスの婚姻と改宗の噂を迅速に報告することができたのみならず、その後、トルフゼスをケルンから追放するための援助をした可能性もある。マドルツォ自身もまた、帝国の枢機卿の庇護者として、バイエルン公ヴィルヘルム5世との文通を行い、ケルン戦争についての助言をしている。枢機卿は、1582年12月、自身の書記ミヌッチオ・ミヌッチ（1551-1604）をドイツへと派遣し、その際、彼にトルフゼス宛のグレゴリウス13世の小勅書を持たせた²⁷⁹。

アントーン・フォン・モントフォルト、マドルツォ、ならびにミヌッチは、アントーンの教会禄取得の件で話し合っていた（この件については、ハンス・フッガーの助言があった。第6章第1節を参照）。この会談は、フッガーにとって、確実に教皇庁の情報を手中にするための前提となっていたのである。一方、ハンス・フォン・モントフォルトが従事するシュパイヤーは、ケルン大司教区の戦場に近く、定期的、かつ迅速な文通を可能にした。ハンスはフッガーに、例えば軍の徵募についての報告をしており、報告は、ほぼ1週間毎であった²⁸⁰。

宮廷顧問のトナーは、ローマ（教皇庁）の事情にも精通していた。1582年12月、トナーの同僚の一人であるヤーコブ・クルツ・フォン・ゼンフテナウ（Senftenau）は、皇帝の使節として、アンドレーアス・ガイル博士とともにケルンへ派遣された。その後、翌年

(1583年)4月、皇帝ルードルフ2世は、帝国の平和を維持するための最初の仲介に努め、カトリック陣営への援助を明白にした。

ケルン戦争の書簡に見られるフッガー、モントフォルト、トナーの3名の結び付きは、アウクスブルク、ケルン、プラハ間における迅速な情報網として機能していた。

その他のフッガーの文通相手として、バイエルンの顧問ルートヴィヒ・ハーバーシュトックは、主にネーデルラントにおける情報提供者として登場するが、1584年、フッガーに「ケルン新聞 *Cöllnische zeitungen*」を送っている。また、部隊長ハンス・アントーン・ツィン・フォン・ツィンネンブルク (Zinnenburg) は、ヴィルヘルム5世により、軍司令官としてケルンへ派遣されており、1584年、アルンスベルク (ヴェストファーレン) からフッガーに情報を伝えた。ケルンの宿駅長ヤーコプ・エノー (Henot) も、1584年、フッガーに2通の書簡を送っている²⁸¹。

また、ケルン戦争について、ハンス・フッガーの書簡にはバイエルン公エルンスト、およびヴィルヘルム5世宛のものは含まれていない。同時期にエルンスト宛の書簡は2通確認できるが、ケルン関連の内容ではない。ハンスは、ヴィルヘルム5世には個人的に書簡を送っており（そのため、「ハンスの書簡」には含まれない）、ネーデルラント等の状況とあわせて1580年代まで継続していた。ケルンからアウクスブルク、およびネーデルラントからアウクスブルクの2つの迅速な情報の流れは、フッガーハウスの支店間における能率的な情報ネットワークによるものであった。

(2-2) 敵対者ゲープハルトについての評価

ハンス・フッガーは、敵対者ゲープハルト・トルフゼスについていかなる評価をしたのであろうか。ハンスはまず、ゲープハルトの改宗について、1583年1月4日付のアントーン・フォン・モントフォルト宛の書簡において、「ケルンからの便りによれば、われわれの閣下（ゲープハルト）は、手短に言えば、完全に悪魔にとりつかれ、第5の福音に陥り、（使徒のように裸足で）放浪していると、これ以前に明らかにされています」と伝えている²⁸²。

ハンスは、ゲープハルトの改宗を、正しい信仰（カトリック）からの離反であると明らかにし、ゲープハルトを背教者 (*Apostat*) と評価している。ハンスによれば、ゲープハルトは、聖書には存在しない「第5の福音 (Fünften Evangelium)」²⁸³の誤った教義におぼれているという。フッガーのプロテスタント、特にカルヴァン派についての妥協のない意

見は、すでにアウクスブルクの改暦紛争、およびスペインに対するネーデルラントの蜂起との関連においても明白になったところである。

ゲープハルトは、しかし、ケルン大司教に選出された当初は模範的な生活を送り、世間一般に認められていた。ハンスは、イエルク・フォン・モントフォルトへの書簡において、「そのような軽率なこと (*leihtfertigkeit*) を、彼 (ゲープハルト) がするとは、誰一人として信じなかつたであろう (1583年1月4日)」と述べている²⁸⁴。ハンス自身もまた、ゲープハルトがローマ教会と離反したことについて動搖している様子がうかがえる。

ゲープハルトの改宗に関する最初の嫌疑は、1582年の帝国議会の際にかけられた。当時、ケルン選帝侯の外交使節は、教皇にゲープハルトの誠実を誓っていた。ハンスは翌年 (1583年)、ハンス・フォン・モントフォルトに、「この支配者 (ゲープハルト) は、彼の生涯において、いかがわしい、不遜な軽率者だったのであり、また時々、正気を失っていた」と報告している²⁸⁵。ゲープハルトの模範的でない疑わしい生活について、例えば、酒盛、情事、かんしゃく癪てんかん、癲癇などの噂を、ハンスは「正気を失っていた (*nit wol bez sinnen*)」とコメントした²⁸⁶。

また、ハンスは、ゲープハルトとアグネス・フォン・マンスフェルトの交際については全く誹謗していない (ただし、「軽率な行為 *leihtfertigkeit*」の言葉で暗示していた²⁸⁷)。ここにもハンスの書簡の特徴である、彼の客観的で冷静な報告スタイルが表れているといえよう。

ゲープハルト陣営は、ルター派とカルヴァン派の諸侯たち、すなわち、ヴェッテラウ (ヘッセン) 方伯、オランシェ公ウィレム、ならびにネーデルラント全国議会の結び付きであった。彼らは、ゲープハルトのケルン大司教への選挙の際にすでに援助を行っていた。ハンス・フォン・モントフォルトは、フッガーに、最も短期間でゲープハルト陣営のリスト (*verzeichnus*) を送ることを心地ていた。ハンス・フッガーは、リストをプラハのトナーへ転送し、「(リストに記載されている人々は) ルター派よりも、カルヴァン派のほうが多い (*mer caluinisch als Lutherisch*)」とコメントしている²⁸⁸。さらに、ハンスは、宮廷顧問であるトナーに、ケルン大司教としてのゲープハルトの将来性について、以下のような予言をした。「ゲープハルトは、就任後10年以内に没落し、腐敗して、あるいは、ラント (領邦) と人々によって追い払われることになるであろう (1583年1月19日)」²⁸⁹。

ゲープハルトについて、ハンス・フッガーの情報操作の影響は、今日において立証できとはいえないものの、どちらにしても当時、世間一般において、彼の評判が落ちていたこと

は明らかである。

(2-3) ゲープハルト陣営の動機

ケルンの大司教区をめぐる対立において、ゲープハルト陣営の援助は、カトリック側と比べてもわずかであった。しかし、ハンス・フッガーは、1583年5月、帝国の平和を真剣に危惧していた様子がうかがえる。ハンスは、ハンス・フォン・モントフォルトに「私は、実際に、長期間、悪魔がわれわれのもとから完全に退却されないことを心配しています（1583年5月16日）」と伝えている²⁹⁰。さらに、アントーン・フォン・モントフォルトには、「それに対して、太った蚊より痩せた蚊のほうが強くかむこと、つまり、ブランデンブルク辺境伯アルブレヒトとその他の墮落した諸侯たちにあまりに期待しすぎることは顧慮すべきです」と送っている²⁹¹。

ハンスにより「強くかむ痩せた蚊」と称された、アルブレヒト（アルキビアデス）・フォン・ブランデンブルク・アンスバッハ（1490-1568）は、1510年、ドイツ騎士団（プロイセン）の総長（Hochmeister）に選出され、1525年以来、プロイセン公国におけるプロテスタント（ルター派）の領邦君主となっていた。彼は、1551年5月22日、北ドイツにおけるプロテスタントの諸侯たち（メクレンブルク公ヨハン・アルブレヒト、アルブレヒト・フォン・ブランデンブルク、ヘッセン方伯ヴィルヘルム）とトールガウの密約を締結し、ルター派に転じたザクセン公モーリッツを指導者として、カール5世に対して反抗した（諸侯戦争²⁹²）。

ハンスは、1550年代に起こった、カール5世に対する諸侯たちの蜂起を、ゲープハルトの件の先例として引用したのである。1552年のハンスの記憶—仮信条協定（Interim）の破棄とカロリング朝（1548年カール5世の市政改革以来）の都市統治体制の瓦解一は、再び、帝国におけるカトリシズムの軍事的脅威にさらされて、蘇ることとなった。

ハンスは、ハンス・フォン・モントフォルトに定期的な報告を、「新たな経過を書簡で知らせるように」と勧めた²⁹³。ハンスの最大の懸念事項は、ゲープハルトがプロテスタントの諸侯たちの支援を得ることができるか否かであった。当時、ザクセン、およびブランデンブルク選帝侯は、「宗教平和」の維持を主張していた。それでも関わらず、ハンスは、彼らがゲープハルト陣営へと鞍替えし（*vil sättel ufflegen*）、軍事的な援助を行うことを心配したのである。ハンスは、ヒエロニムス・フォン・ロドロンに、「上述の2名の領主、ザク

センとブランデンブルクは、密かに協力する（可能性があります）」²⁹⁴と警告している。さらに、帝国におけるカトリシズムの残酷なシナリオを想起し、「さもなければ、新たな宗派がわれわれカトリックを弾圧する、つまり、ドイツから教皇権を追い出そうとすれば、大きな流血の惨事となり、ドイツ全体の没落が訪れることが気遣われます」と心配している²⁹⁵。

また、ハンスは、宮中伯ヨハン・カジミールについて、最も有害な人物であると評価している。ハンス・フォン・モントフォルトに、「この不穏な領主は、もしも、全能の神が、そのような彼の企てを抑止できなければ、ドイツにおいて、さらにわれわれを、様々な行動に驅り立てるであろう」²⁹⁶とコメントした。

このようなハンス・フッガーの危惧の念は、誇張して描かれたものではなかった。1582年9月から12月の間、教皇庁（枢機卿秘書コモ、ローマ教皇大使ボノーミ）は、「ドイツ全体のカトリシズムに没落が迫っている」²⁹⁷と警告を発していた。1583年のケルン大司教区をめぐる対立は、1555年の宗教平和の締結後、およそ30年後に起こった新たな宗派争いであった。フッガーにとって、帝国における宗派の共存は一時的に過ぎず、すぐに再び対立に陥ってしまったこととなる。アウクスブルクにおける二重の（カトリックとプロテスタント）宗派併存（Parität）のもとで、ハンスは、宗派間の平和は壊れやすいものであることを、日々経験していた。そうであるから、ハンスは、帝国全体に差し迫る宗派対立を危惧するとともに、その早期解決を願っていたのであろう。

ケルン戦争は結局、ザクセン、およびブランデンブルク選帝侯の拒否的な態度により、トルフゼスの敗北が確実となった。ハンスは、ロドロンに「しかし、（対立は）長くは続かないであろう」と述べている²⁹⁸。騒擾の首謀者（ゲープハルト）は、援助がなく資金不足であった。また、宮中伯ヨハン・カジミールも、1584年には退却していた²⁹⁹。

（2－4）バイエルン陣営の財政状況

ハンス・フッガーは、ケルンの大司教区をめぐる対立の最も激化した時期（1583年7月から翌年6月までの間）において、ローマの枢機卿マドルツォのもとにいる甥、アントーン・フォン・モントフォルトに、バイエルンの乏しい財政状況を伝えている。例えば、ハンスは、1583年7月9日付の書簡において、「新たに選出された選帝侯バイエルン公エルンストは、資金をほとんど用意できません」と報告している³⁰⁰。

1583年6月中旬、エルンストの使節トリーヴィオ（Trivio）は、新たなケルン大司教（エ

ルンスト) の堅信、およびその他の財政支援を受けるため、ローマへ赴き教皇に謁見した。しかし、エルンストの使節は何の成果も得ることなく、ケルンへと帰還した。この報告を受けたフッガーは、同年 7 月末、帝国におけるカトリックの危機的状況を心配し、モントフォルトへ書簡を送っている。「もしも、エルンストが多くの援助を得て、あるいは、主なる神は、それに対して、特別の手段 (*sondere mittel*) を送ることができるなら、さらなる対策 (*Abhilfe*) を講じることができるでしょう」³⁰¹。

さらに、ハンスは以下の書簡をモントフォルトへ送り、教皇の援助を得ようと努めた。「猊下(教皇)、またローマにおけるその他の主君(枢機卿)は、この件をおそらく簡単であると考えており、新たに(ケルン大司教に)選出された選帝侯(エルンスト)は、多くの司教区を保持し、威儀があると言っています。しかし、バイエルン公(エルンスト)=バイエルン公ヴィルヘルムの弟は、(大司教であるために)子供を残していません。そこで、先頃お話しすることにしました、すなわち、財産(*Geld*)がなければ、どんな解決策も得られないでしょう」³⁰²。この後、教皇は、ケルン大司教職をヴィッテルスバッハ家の世襲とすることを認めている。

実際、バイエルンの戦費は、1583 年にはすでに欠乏していた。徴募された兵士たちの給与未払いについては、同年 7 月、「マルクス・フッガーと兄弟」の支払いにより解決されたものの、ヴィルヘルム 5 世の持続的な負債は増すばかりであった³⁰³。

1584 年の春、バイエルンの使節バルヴィティウスはローマへ立ち寄った。彼は、教皇に財政支援を求めたと考えられる。ロッセンによれば、当該援助金の総額は 2 万 5,000 グルデンであった³⁰⁴。同年 6 月、ハンス・フッガーは、再び、モントフォルトに書簡を送り、教皇への支援を求めている。「バイエルンの使節が、猊下(教皇)のもとでほんのわずかな資金しか調達できなかつたらしいことは、気の毒に思います。というのも、資金に欠けていて支払いがなければ、軍人は、それ以降は動こうとしないからです」³⁰⁵。

その後、1584 年 8 月、モントフォルトはローマからアウクスブルクを経て、同年 12 月にはトリエントから、ハンスに書簡を送るようになった。マドルツォもまた、権力と情報の中心地、ローマを離れ、自身の司教区であるトリエントへと帰郷した。ケルン戦争に関して、ハンス・フッガーとアントーン・フォン・モントフォルトは、相互に、重要な情報員としての役割を果たしていたといえよう。

第3節 フッガー通信 (Fuggerzeitungen) におけるケルン戦争

(3-1) ケルン戦争についての情報とその評価

フッガー通信において、ケルン戦争は、発端のトルフゼスの選挙（1577年12月）からプロテスタント側の最後の要塞、ラインベルクの征服（1590年2月）に至るまで現存している。通信数は、総計750通にのぼり、ケルンからの報告はおよそ80パーセント（582通）を占めている。その他の通信場所として、フランクフルト（46通）、ローマ（44通）、アンツウェルペン（24通）、プラハ（9通）からが明らかとなっており、いずれもフッガ一家の商社の支店のある場所と一致している。ただし、宮廷（ミュンヘン）からのケルン戦争に関する情報は見付かっていない³⁰⁶。また、情報の出所について、通信員は、周辺地域の出来事を記録する一方、戦争に直接含まれない近隣地域からの報告はしていない。報告は、ケルン周辺で作成され、戦争の経過について、迅速、正確かつ詳細に伝えられていた。ケルン戦争についての通信数は、1583年（宮中伯ヨハン・カジミールの出征）に増加し、1580年代末には減少している³⁰⁷。

フィリップ・エドゥアルト・フッガーは、1583年の夏、シュヴァルツヴァルトのクールに滞在していたのであるが、彼によれば、バーデン辺境伯フィリップ2世（1569-1588）にケルン戦争について伝えている。フィリップ2世は、ケルン側の中将として活動し、オクタヴィアン・ゼクンドウス・フッガーとも文通していた³⁰⁸。また、フッガ一家の商社のケルン支店、およびフランクフルト支店の従業員、ハンス・フリッツとハンス・アーデルガイスも同様に報告している³⁰⁹。その際、支店の従業員は、通信員として重要な役割を果たしており、ケルンからの情報は、ほとんどがハンス・フリッツにより作成され、アウクスブルクへ伝達されていた。一方、ハンス・アーデルガイスは、「マルクス・フッガーと兄弟」の支店長として従事していたのであるが、「ゲオルク・フッガーの相続人」へも情報を送っていた。ケルン戦争の期間、ケルンからの報告は定期的、継続的になされており、1週間ごとに2、3通であった。

1583年7月、フィリップ・エドゥアルトは、シュヴァルツヴァルトの療養地ツェラーバート（今日のパート・リーベンツェル）から、オクタヴィアン・ゼクンドウスへ手紙を書いている³¹⁰。フィリップは、ケルンと帝国におけるカトリックの立場について心配し、さらにフランス帝国における、宮中伯ヨハン・カジミールの軍備について知ったという。兄

弟は、ケルン戦争におけるカトリック側への配慮から、バイエルン公エルンストへの貸付金により、経済的に支援したのである。

(3-2) 宮中伯ヨハン・カジミールの出征（1583年）

本節以下、同時代の史料として、ケルン市民ヘルマン・フォン・ヴァインスベルク（1518-1597）の回想録、およびローマ教皇大使の記録（Nuntiaturberichte）を用いて、情報の具体例を列举し、フッガー通信と比較していく³¹¹。

宮中伯ヨハン・カジミールの軍備についての最初の情報は、フッガー通信において、ラインハウゼンより、1583年3月中旬に伝えられた。「ヨハン・カジミールは、軍備を整え、シュパイヤー近郊において1,000人を超すスイスの傭兵を募集した（3月13日）」。2週間後には、再びラインハウゼンから、カジミールの軍隊の接近について報告があった³¹²。

一方、ケルンにおいては、4月中旬にカジミールの徴募についての情報が広まった。ローマ教皇大使ジョバンニ・フランチェスコ・ボノーミは、3月22日にカジミールの軍備について報告し、枢機卿ジョバンニ・ルドヴィコ・マドルツォの書記を務めたミヌッチオ・ミヌッチは、4月4日にカジミールの軍隊のケルンへの接近について伝えている³¹³。ヴァインスベルクの回想録においては、カジミールの軍備について記録されていない。実際、カジミールの顧問官ペーター・ボイテリヒは、1583年3月にフランスの傭兵を募集した³¹⁴。

1583年6月中旬、カジミールの軍隊強化の指示、および軍隊の指導者名と詳細なリストについて、フランクフルトより報告があった。その情報によれば、軍隊強化は、およそ1万4,000の歩兵、ならびに4,500の騎馬兵と伝えられた。フィリップ・エドゥアルトは7月11日の手紙において、カジミールの総軍備強化について、1万4,000の歩兵、ならびに4,000~5,000の騎馬兵と記している。最初の軍備より3倍に増員されたことになった。続いて、ケルン、およびフランクフルトからの報告は、カジミールのケルン接近を8月10日頃と伝えている。一方、ヴァインスベルクは、カジミールの軍隊接近について、8月16日に言及している。実際、8月10日に騎馬攻撃が行われたようである³¹⁵。フッガー通信において、ボイテリヒ指揮下の傭兵の到着については、明確に言及されていないのであるが、8月初め、ボイテリヒによるボン近郊の都市、ウンケルの奇襲が失敗に終わったと報告されている³¹⁶。

1583年8月末、ケルンより、ボンにカジミールが到着したと情報があった。一方、ロー

マ教皇大使ボノーミは、8月4日、ボンにボイテリヒ指揮下の軍隊が到着したと報告している³¹⁷。また9月には、ケルンから、カジミールは、ライン川右岸の都市ミュールハイムに宿营地を築いたのであるが、バイエルンとスペインの軍隊によりライン川の横断を妨げられたと報告があった。続いて、カジミールの撤退についての可能性、ならびにカジミールに対する皇帝の命令を知らせる使者の到着を伝えている³¹⁸。皇帝の使者は、10月10日、カジミールに、国外追放の脅迫のもと、彼とその軍隊の撤退を要求する命令を伝達した。ボイテリヒをはじめ、各部隊の指導者は、皇帝の命令に屈服した。カジミールは出征を中断したのであるが、その数日後、彼の兄ルートヴィヒの死について知ったのである³¹⁹。結局、カジミールは、面子を失うことなく出征を終えることとなった。10月末、宮中伯カジミールの撤退は事実となった。

フッガー通信におけるカジミールの撤退についての報告は、フランクフルトより10月27日、ケルンより10月17日、24日、ならびに31日、ロメルスドルフより10月12日に確認される³²⁰。一方、ヴァインスベルクは、9月8日付で皇帝の使者の到着について言及している³²¹。また、教皇の代理人アレクサンダー・トリヴィウスは、カジミールの撤退について11月2日に報告している³²²。ケルン市民ヴァインスベルクは、宮中伯の軍備についても、軍隊の撤退、およびその原因についても記していないのであるが、一方、フッガー通信は、戦争地域の出来事についての概観、および必要十分な情報を得ることができるといえるであろう。

(3-3) フランクフルトにおける選帝侯会議（1583年9月～11月）

宮中伯カジミールとその軍隊がヴェストファーレンにとどまる一方、1583年9月初めに、マインツ、トリアー両選帝侯の使節、およびプファルツ、ザクセン、ブランデンブルクの三選帝侯の使節は、マインツ会合の際、フランクフルトにおける選帝侯会議の開催を公示した。ケルン戦争の両陣営の目標は、アウクスブルクの宗教平和（1555年）を基礎として、外交上解決することであった³²³。交渉は、1583年10月初めより開始されたのであるが、10月中旬にプファルツ選帝侯が逝去し、中断されることとなった。その後、11月に再開されるも、成果なく終わった。両陣営は、各自の立場で主張し、トルフゼスは、選帝侯の使節の提案（補償金を断念すること）を拒否した³²⁴。

フランクフルトの選帝侯会議については、フッガー通信において、フランクフルト、お

よりケルンから多くの情報が寄せられた。おそらく、フッガ一家の商社のフランクフルト支店長、ハンス・アーデルガイスによるものである。その際、両陣営の各々の使節の名前を正確に列挙しているのみならず、エルンストの使節の到着が遅れた等、詳細な報告が見られる³²⁵。

1584年春、皇帝ルードルフ2世は調停の試みを始め、3月末にローテンブルク（ob der Tauber）において会議を招集した。しかし、選帝侯会議同様、成果なく終わった。ローテンブルク会議について言及しているフッガー通信は、2通認められる。1通は、シュトゥットガルトからであり、もう1通はフランクフルトからであった³²⁶。

このように、ケルンをめぐる争いにおいて、選帝侯の使節は、外交上、両陣営のあいだの調停を試みた。一方、皇帝は、カジミールに対する撤退命令により、よその軍隊を帝国から除外することに努めた。フッガー通信の情報は、ヴァインスベルクの回想録、およびローマ教皇大使の記録とほぼ一致している。

（3－4） 小括：ケルン戦争とフッガー家

フィリップ・エドゥアルトとオクタヴィアン・ゼクンドウス・フッガー兄弟のケルン戦争に対する関心は、以下の理由からであった。第一に、兄弟は、カトリック教会を援助していた。フッガー家は、1560年代以降、アウクスブルクのイエズス会を援助し、聖サルヴァトール神学院の設立に大がかりな寄進と遺贈を行った。兄弟の父ゲオルクの兄、ハンス・ヤーコブは、対抗宗教改革の立場へ進み、アウクスブルクにおけるカトリックの宗派化の指導者となり、さらに、フッガー家の福音主義派の配偶者の改宗が行われるなど、一族のカトリック信仰が確立した時期でもあった³²⁷。

第二に、ゲープハルト・トルフゼスは、アウクスブルクの枢機卿オットー・トルフゼス・フォン・ヴァルトブルク（1514-1573）の甥であった。オクタヴィアン・ゼクンドウスは、ゲープハルトの改宗前の1575年、ゲープハルトより、彼の友人、アウクスブルクの聖堂参事会員ヨハン・テオバルト・フォン・シュタディオンのための貸付金（500 グルデン）を依頼された³²⁸。

第三として、貸付はバイエルン公エルンストにも行っており、フィリップ・エドゥアルトとオクタヴィアン・ゼクンドウスは、エルンストの兄バイエルン公ヴィルヘルム5世と私的にも緊密な結び付きを維持していた。例えば、オクタヴィアン・ゼクンドウスは、ヴ

イルヘルム5世の侍医トーマス・メルマン（1547-1612）に何度も診察を依頼し、1587年5月には、ヴィルヘルム5世の妻レナータ・フォン・ロートリンゲンに柑橘類の箱詰めを送っている。また、兄弟の商社「ゲオルク・フッガーの相続人」は、1581～1583年、バイエルン公に総計3万6,000 グルденを貸し付けており、それらは1584年までに返済された。これらの貸付金については、ヴィルヘルム5世は弟エルンストの保証人として登場し、貸付金をエルンストへ送っていた³²⁹。

カトリックを名乗るフッガ一家は、「ゲオルク・フッガーの相続人」同様、「マルクス・フッガーと兄弟」も、カトリックのバイエルン公エルンストを支持し、債権者となっていた。1576年以降、フッガ一家の商社において、ケルン支店の重要性が増しており、1583年頃より「マルクス・フッガーと兄弟」は、バイエルン公ヴィルヘルム5世、およびその弟エルンストに2万グルденを貸し付け、1584年には4,000 グルден、さらに1585年には、1万5,000 グルденが追加された。また、ハンス・フッガーは、個人的にも債権者として登場しており、1584年に5,000 グルден、1585年には1万グルденを貸し付け、2年間の総計1万5,000 グルденをバイエルンの軍隊の維持費として融資している³³⁰。結局、ヴィルヘルム5世は、ケルン戦争のために総額70万グルденを投じた。

このように、フッガ一家にとってのケルン戦争は、宗派的・政治的な関心事であったのみならず、経済的な利害関係でもあった。

フッガ一家の情報ネットワークは、フッガ一家の商社の支店網と一致しており、支店長をはじめとする従業員は、通信員として重要な役割を果たしていた。フィリップ・エドゥアルトとオクタヴィアン・ゼクンドウス・フッガー兄弟は、信用のおける情報を、ケルン、フランクフルト、ローマ等から収集し、度々、兄弟間、ならびにフッガ一家の支店へ伝達していた。その際、情報の正確さ、および信頼性を重視し、情報を伝える通信員が信頼のおける人物かどうか、兄弟間の書簡で確認し合っていた。また、フッガー通信には、オクタヴィアン・ゼクンドウスとバイエルン公ヴィルヘルム5世、およびバーデン辺境伯フィリップ2世との文通が含まれている。

一方、ハンス・フッガーの書簡には、ハンスの甥アントーン、およびハンス・フォン・モントフォルト兄弟、ならびに宮廷顧問のヨハン・トナーとの文通が含まれており、その他、（個別の史料に）ハンスとバイエルン公ヴィルヘルム5世との毎週の書簡の往復が見られる。

信頼性の高い情報ネットワークより収集されたフッガー通信において、ケルン戦争の経

過は、発端のトルフゼスの選挙（1577年12月）からラインベルクの征服（1590年2月）に至るまで概観することができる。通信員は、時事問題、および事実の正確な内容を伝える義務があった。したがって、個々の情報の評価は書かれていない。一方、ハンス・フッガーの書簡は、ハンス自身によりコメントされており、ケルン戦争におけるハンス自身の考え方を読み取ることができる。

フッガ一家の二つの商社、「ゲオルク・フッガーの相続人」（フッガー通信）と「マルクス・フッガーと兄弟」（ハンス・フッガーの書簡）の広範なネットワークによる、フッガ一家の情報量の多さは、当時の社会における同家の大きさと比例しているといえよう。

第6章 フッガ一家と王侯貴族のネットワーク

第1節 フッガ一家とモントフォルト家

(1-1) その起源

前章までの「ハンスの書簡」の分析において、フッガ一家と、宮廷、および帝国の役人として従事するモントフォルト家との結び付きが頻繁に見られた。16世紀後半、モントフォルトは、フッガーにとって情報の供給者として際立った地位にあった。両者の関係について、時代を遡って見ていくと、ある事実が浮かび上がってくる。フッガ一家は、モントフォルト家のメントール（庇護者）であった。

モントフォルト家は、ボーデン河畔のリンダウ近隣に位置する都市テットナンク (Tettnang) を拠点とした当時、有力な土地所有貴族（伯 Graf）として知られていた。貴族一族としての設立は、1152年、テュービンゲン宮中伯フーゴーに由来する。モントフォルト家は、1182年から1779年まで、いくつかの傍系に分かれ³³¹、上シュヴァーベンからフォアアルルベルク（現在のオーストリア最西端、ブレーゲンツを州都とする）一帯における領域に支配権行使した。現存するテットナンク城は、先祖代々の館として引き継がれてきたものの、1779年、オーストリア帝国によりその支配権とともに購入されることとなった³³²。

1553年、ハンス・フッガーの妹カタリーナと、ブレーゲンツ・ベックアッハ (Beckach) 系のモントフォルト伯ヤーコプの婚姻が結ばれた。その後、ハンスは、甥のモントフォルト伯への支援に全力を尽くすこととなる。血縁によって結ばれたフッガ一家とモントフォルト家の関係は、今日、古参の貴族 (Adel、モントフォルト) と新参の貴族 (フッガー) が共生 (Symbiose) している事例としても紹介されている³³³。

フッガーとモントフォルトの商業的・個人的な結び付きは、すでに1530年代より確認される。ハンスの父アントーン・フッガーは、第3の遺言補足書（1560年）において、自身の子供たち（マルクス、ハンス、ヤーコプなど）についてのみならず、モントフォルトの孫たちの教育、および財政援助についても詳細に指示している。アントーンによれば、モントフォルトの孫たちは、フランスとイタリアにおいて、入念な教育を受ける必要があった。アントーンは、「あなたの父上と私の長男（マルクス）の判断に従って、皇帝、国王、

あるいは諸侯の宮廷へ赴き、そこで奉仕し、養育されて欲しい」³³⁴と願っていたのである。

当初、これらの管理は、ハンス・フッガーの兄マルクスに委ねられていたにも関わらず、実際は、ハンスが行っていた。1573年、ヤーコプ・フォン・モントフォルト（妹カタリーナの婿）の逝去後には、ハンスは、ヤーコプの息子たち、すなわち、イエルク、ハンス、アントーンならびにヴォルフ兄弟の父親代理としての役割を果たした。この件については、1574年から1592年までのハンスの書簡においても言及されており、ハンスは、彼ら兄弟たちが宮廷、および帝国の役人として出世するまでの財政援助を行うこととなった³³⁵。

(1-2) モントフォルト家の相続権をめぐって

1570年代より、ブレーゲンツ・ベックアッハ系のモントフォルト伯にとっての最も重要な課題は、彼らの親族でテットナンク系のウルリヒ・フォン・モントフォルトの逝去後に、ボーデン河畔におけるテットナンク伯領をレーエンとして授与されることであった。1574年、ウルリヒの逝去とともに、テットナンクーローテンフェルザー系が断絶すると、テットナンク伯領（アルゲン、ヴァッサーブルクを含む）をめぐり、ティロール大公フェルディナント（1529-95年、1564年～ティロール大公）とブレーゲンツ・ベックアッハ系のモントフォルト伯の対立が勃発した。フェルディナントは、テットナンク伯領のレーエンを没収しようとしたのである。マルクス、およびハンス・フッガーは、ヤーコプ・フォン・モントフォルトが亡くなり未亡人となった妹カタリーナ（・フッガー）とともに、彼女の未成年の子供たちの代理人として、フェルディナントと交渉を行うことになった³³⁶。

カタリーナとその息子たちは、マルクス、ハンス・フッガー兄弟の支援を得た後、強力な庇護者として「われわれの弁護士（*unsers Advotaten*）」³³⁷マテーウス・ライマン博士の協力を得ることとなった。フッガ一家の法律顧問であるライマンは、皇帝の宮廷顧問たちとの有益な関係を築いていた。1576年、宮廷顧問のアンドレアス・ガイルは、宮廷にフッガーの仲介人を確保し、その後、ガイルの同僚のハンス・ガルトナーは、モントフォルトの案件における支援を約束した³³⁸。

また、ハンス・フッガーは、1575年に開催されたレーゲンスブルクの選帝侯会議に参加し、妹ズザンナの舅ハンス・フォン・トラウトソンに、モントフォルトの案件を相談した。トラウトソンは、ルードルフ2世の帝国宮内法院（Reichshofrat）のもと、皇帝マクシミリアン2世の首席執事（Obersthofmeister）として仕えており、皇帝に謁見するためには最

適の人物であった³³⁹。ハンスの依頼とトラウトソンの仲介の後、カタリーナの息子イェルク・フォン・モントフォルトは、マクシミリアン2世に謁見を果たしている³⁴⁰。さらに、ハンスは、宮廷に従事するオットハインリヒ・フォン・シュヴァルツェンベルクとのコンタクトを持っていた³⁴¹。ハンスは、オットハインリヒ宛に、テットナンク伯領の獲得について記載されたマクシミリアン2世への請願書を送付した。この後（1576年）、オットハインリヒは、首席侍従長（Obersthofmarschall）、および帝国宮内法院長官に任命されている。

テットナンク伯領をめぐる相続権問題は、1577年、ライマン博士により、大公フェルディナントとの合意に達した。同年、皇帝ルードルフ2世（1576年、マクシミリアン2世逝去による後継）により、モントフォルトはその相続権を認められている³⁴²。両者の和解の仲介役となったのは、フェルディナントへの請願書を作成したヴィルヘルム5世であった。ヴィルヘルムの母アンナ（1528-90）は、フェルディナントの妹にあたり、さらに、ヴィルヘルムの妹マリア・アンナ（1551-1608）は、1571年（8月26日）に叔父のオーストリア大公カール（1540-90）と結婚していた。ハンスとマルクス・フッガー兄弟は、1576年11月3日付で、ヴィルヘルム5世に御礼状を送っている³⁴³。

（1-3） イェルクとアントーン・フォン・モントフォルト兄弟の出世

ハンスの父アントーン・フッガーによって望まれた、モントフォルト家の社会的立場の構築が開始された。ハンスは、彼らを諸侯の宮廷、あるいは帝国における役人として上昇させるために、自身のネットワークを駆使していく。

1576年末、イェルク・フォン・モントフォルトは、皇帝の宮廷における献酌侍従（Mundschenk）への昇進を果たした。1579年には、彼は、皇帝ルードルフ2世によりスペイン、およびポルトガルへの使節として派遣されている。ポルトガルにおけるイェルクの任務は、スペインにおける皇帝の使節として従事するハンス・ケヴェンヒュラーによれば、ポルトガル国王の逝去による弔問であった³⁴⁴。イェルクは、その際、事前にフェリペ2世に謁見していた。

ハンスとマルクス・フッガー兄弟は、その間（1578年頃より）においても、イェルクが皇帝の財務官（Kämmerer）の地位を得られるよう尽力していた。マルクスは、まず、プラハで従事するヨハン・トナー博士に、空席の財務官の地位への注意を喚起した。次に、ハンスは、フライヘル身分の2人、ヴォルフ・ジークムント・ルンプフ・フォン・ヴィー

ルロス、およびアダム・フォン・ディートリヒシュタインに、宮廷での勤務におけるイェルクの昇進について相談した³⁴⁵。ヴォルフ・ルンプフは、首席財務官で、長年、皇帝の信頼を得ている人物である。ハンスの書簡によれば、彼は、1560年代にはすでにフッガー一家と周知の間柄であった。他方、ディートリヒシュタインは、10年間、皇帝の宮廷において財務官を務め、ルードルフ2世の政治的な使節、および首席執事として従事していた。ハンス・フッガーは、1550年代の自身のウィーン宮廷における修行期間、あるいはスペインの宮廷への派遣期間に、すでにディートリヒシュタインと知り合っていた可能性もある。さらに、ディートリヒシュタインは、かつての家庭教師として、皇帝と親密な結び付きを持っていた³⁴⁶。

また、帝国最高法院副長官（Reichsvizekanzler）のジークムント・フィーホイザー博士は、アウクスブルクに滞在した際、イェルクの支援を約束した。フッガーは、すでに長い間、フィーホイザーをバイエルン公の顧問として知っていた。フィーホイザーは、フッガー一家の商社「ゲオルク・フッガーの相続人」の設立の際に、同社と「マルクス・フッガーと兄弟」の仲介役を務めた³⁴⁷。ハンス・フッガーは、フィーホイザーとの有益な関係を築くため、彼に馬を献上している³⁴⁸。

1581年10月、イェルクは、帝国宮廷顧問へと昇進した。確証は得られないものの、この昇進は、フィーホイザーの支援による可能性が高いようである。イェルクにとって、この出世は理にかなっていた。帝国宮廷顧問（Reichshofrat）における地位は、財務官（Kämmerer）の官職よりも高い俸給で雇われたのである。1576年の皇帝の宮廷規定によれば、帝国宮廷顧問の官職は、年間745.9グルデンであるのに対し、一方、財務官の職は、年間480グルデンであった³⁴⁹。

ところが、1582年になると、イェルクはルードルフ2世の財務官として従事している。彼は、出世からわずか4年の後、1585年には、宮廷での勤務を辞職し、その後は、モントフォルト家の領地の管理に専念することになった。わずか4年で辞職した可能性として、ヨハン・トナーの情報によれば、イェルクは、宮廷内における同僚からのねたみを危惧していたという。彼に対する、実際の嫉妬の有無については明確にはならないものの、イェルクの1579年におけるスペイン、およびポルトガルへの使節としての派遣期間（約1年間）、彼が宮廷に不在であったことに起因した³⁵⁰。

イェルクの帝国宮廷顧問としての期間はわずかではあったが、イェルクの出世のために、フッガーのネットワーク（親族のトラウトソン、商取引相手のルンプフ、宮廷に従事する

知人：ディートリヒ・シュタイン、フィー・ホイザー）は、有効であったといえるであろう。

次に、ハンス・フッガーの甥アントーン・フォン・モントフォルトに関する、フッガーの出世戦略を分析していく。

1577年、マルクス・フッガーは、ティロール滞在の際、ティロール大公フェルディナントを訪問した。目的は、アントーン・フォン・モントフォルトのために、オーストリアの枢機卿アンドレーアス（フェルディナントの息子）の宮廷における財務官の地位を得るためであった。フェルディナントとフッガーは、フッガーの鉱山業、および大公との信用取引により、長年、密接な繋がりを保持していた。マルクスのフェルディナント訪問から6ヵ月後、アントーン・フォン・モントフォルトは、ローマへの到着、および枢機卿の財務官としての就任を報告した。この後、ハンス・フッガーは、アントーンのためにさらなる出世戦略を練ることとなる³⁵¹。

ハンス・フッガーは、アントーンの聖職者としての出世のために、彼に適切な教会禄の取得を目指した。背景には、モントフォルト家の経済的困窮があった。1581年頃より、モントフォルトは、ボーデン河畔、およびシュタイアーマルクにおける所有地の売却を行っており、例えば同年、リーベナウの城と村を、フッガ一家の法律顧問ライマン博士に譲渡することとなった。モントフォルト家の財政問題はその後も続き、1589年には、テットナンク、アルゲン、ならびにヴァッサーブルクの支配権の売却を、大公フェルディナントに申し出るもの、高額のために拒否されている。さらに、1592年、ハンス・フォン・モントフォルトは、ヴァッサーブルクの支配権を6万3,000 グルデンでヤーコプ・フッガー（ハンスの弟）へ売却した³⁵²。モントフォルト家は、フッガ一家の支援によりその窮地を救われたのである。

アントーン・フォン・モントフォルトは、トリエントの枢機卿ルートヴィヒ・フォン・マドルツォのもとに滞在しており、フッガーは、1582年、彼の秘書ミヌッチの協力を得ることに成功した。ハンスは、マドルツォについて「ドイツ国民の庇護者（*protector nationis Germaniae*）」と評価し、アントーンに「要求されているよりも莫大な（収入の多い）教会禄（*ein faisten boccon*）を手に入れました」³⁵³と報告している。ハンスは、アントーンの枢機卿への道程の第一歩として、当初よりマドルツォの支援を期待していた。例えば、ハンス・フォン・モントフォルトへの書簡において、「トリエントの枢機卿マドルツォのもとで、（教会禄を）教皇閣下により与えられる、より良い、より多くの機会を得られるまで、アントーン伯は、話し合うべきです」³⁵⁴と助言している。

フッガーは、マドルツォの支援とともに、一族の血縁の結び付きによる援助も期待することができた。ハンスの妹ズザンナは、1555年にマドルツォ家の出身の息子バルタザール・フォン・トラウトソンと結婚しており、さらには、ゲオルク・フッガーの妻ウルズラは、枢機卿の従兄弟にあたるリヒテンシュタイン伯家の出身であった。また、長年のフッガーの取引相手でローマの銀行家オルジアティ (Olgiati) は、信頼できる仲介者として、すでにハンス・ヤーコプの息子たちに、教会禄受領者を紹介していた³⁵⁵。

1583年、ハンス・フッガーは、アントーンのためにアウクスブルクから尽力した。ハンスは、当時、アウクスブルク司教に仕えていたマルクアルト・フォン・シュタインと面会し、アントーンのために、司教座教会首席司祭（または修道院長代理、Propstei）の管区を獲得することについて相談した³⁵⁶。ハンスにより築かれた、枢機卿マドルツォの周辺から、マルクアルトとアウクスブルク司教の仲間たちに至る広大なネットワークは、アントーンの出世のための基盤となっていた。

さらに、同年（1583年）、ハンスは、バイエルン公ヴィルヘルム5世との結び付きによる支援も試みている。しかし、アルテッティンク (Altötting)、およびエルヴァンゲン (Ellwangen) の司教座教会首席司祭の管区の獲得は失敗に終わり、続くケンプテンの件も成果を得ることはできなかった。1585年、ケンプテンの大修道院長補佐 (Koadjutor) としての地位をめぐっては、アウクスブルクの部隊長ハンス・ガウデンツ・フォン・ライテナウが、個人的な話し合いにおける仲介者として介入された。当時、ハンスの兄マルクスが、アウクスブルクにおいて都市管理人を務めていたことに因るのであろう³⁵⁷。

1585年以来、フッガーはケルンに着目した。枢機卿マドルツォの秘書を務めたミヌッチは、同年より、ローマにおけるバイエルンの情報部員として、また、ケルン選帝侯（=大司教）バイエルン公エルンストの代理人として従事するようになった。ハンスは、アントーンのために、ケルンにおけるミヌッチの司教座教会首席司祭の管区の引継ぎを期待したのである。しかし、この計画は成果なく終わり、一方で、アントーン自身も長いこと病気を患っていた³⁵⁸。

その後、フッガーは、ゲシュターデの聖マリア教会（ウィーン）の司教座教会首席司祭の管区を獲得することを企図した。ハンスは、ケルン支店長カール・クローンとともに、選帝侯エルンスト、および選帝侯の宮廷財政長官（Kammermeister）を務めるヴァレンティン・ヴァルトマンとの文通を続けた。ヴァルトマンは、かつてマルクス・フッガーのもとで雇用されていた³⁵⁹。当時、ハンスは、ケルン戦争に関する情報をバイエルン公エルン

ストに送り、また、ケルン戦争のためにバイエルン公と信用取引を行っていた。ハンスは、モントフォルトのために、ヴァルトマンに推薦状を送るなどあらゆる手を尽くしたもの、ゲシュターデの管区に関しては、他の候補者同士の競合もあり、獲得を断念することにした³⁶⁰。

1586年、アントーン・フォン・モントフォルトは、インゴルシュタットにおけるバイエルン公の首席執事としての職を得ることになった。この昇進は、ハンス・フッガーと長年の結び付きのあるヴィルヘルム5世の支援によるものであった³⁶¹。また、アントーンの聖職者としての要望は、1592年に実現した。アントーンは、アウクスブルクにおける聖モーリツ教会の司教座聖堂参事会首席司祭の管区を得ることに成功した。1518年以来、モーリツ教会の説教師職 (Prädikatur)、および同教会に属している教区は、フッガー家の所有となっており、アントーンを支援するために、フッガーが提案したのである。アウクスブルクにおけるフッガー家の影響力を行使した事例ともいえるであろう。アントーンは、1595年に亡くなるまでこの管区 (Propstei) を保持していた³⁶²。

(1-4) モントフォルト兄弟の事例にみるフッガーの縁故関係

アントーン・フォン・モントフォルトの出世の件において、イェルクの件と同様に、フッガー家のネットワークは有効であった。アントーンは、庇護者としてのバイエルン公ヴィルヘルム5世、およびケルン大司教エルンスト、教会禄受領者の件における専門家としてのマルクアルト・フォン・シュタイン、フッガー一家と血縁の結び付きのある有力な枢機卿マドルツォ、ローマの銀行家でフッガーの商取引相手オルジアティなどを、スプリングボードとして活用することができた。また、フッガー一家とトラウトゾン、およびマドルツォの血縁関係は、ハンスの父アントーン・フッガーの婚姻政策（土地所有貴族との結婚）の成果であった。ハンスは、父アントーンに倣い、息子クリストフをマリア・フォン・シュヴァルツエンベルクと結婚させており、結果として、ミンデルハイムの支配権に関する相続請求権を得ている³⁶³。

最後に、モントフォルト兄弟のなかで最も若いヴォルフ・フォン・モントフォルトに関する出世の件について考察する。

ハンス・フッガーは、ヴォルフを、シュパイラーの帝国最高法院の長官職に就けることを目指した。1592年、ハンス・フォン・モントフォルトの退職後、当初は他のモントフォ

ルトの兄弟が彼の後継者となっていたものの、帝国最高法院副長官クルツの提案により、ヴォルフが任命されることとなった。しかし、ヴォルフは、シュタイアーマルクにおける家族の財産を管理しており、これに反対した。ハンスは、ヴォルフ宛に「私（ハンス）は、私と私の兄弟のためにたいへん喜びました。というのも、私の息子マルクスが、帝国最高法院に仕えており、そのうえ、シュパイヤーにおける3名の長官のうちの1人にわれわれの親戚がなれば、裁判の判決が有利になる新たなチャンスが得られるからです」と送っている³⁶⁴。

血縁関係による当該官職の占有は、所領を有するフッガー家とモントフォルト家にとって、法的に利益のあることであった。ハンスの息子マルクス・フッガーも、帝国最高法院の長官職の後継者となっていた。ハンスは、ヴォルフの反対により、親族がシュパイヤーに不在となった場合、法廷における将来のフッガー家の地位を危惧したのである³⁶⁵。しかしながら、生粋の「貴族」出身のヴォルフにとって、帝国の役人として従事することは、当時、「誠実（=名誉、*ehrlich*）」といわれていても、それほど魅力的ではなかったようである³⁶⁶。

モントフォルト家の庇護者としてのマルクス、ハンス・フッガー兄弟は、フッガー家の名声をさらに高める役割を果たしたといえるであろう。一族の名声は、名誉のある職に就くことで高められるが、フッガーは、その俸給によって、モントフォルト兄弟の財政援助を行うことができた。一方において、フッガーの行ったパトロネジの促進は、モントフォルト家にとっても有益であった。例えば、1584年、ハンス・フォン・モントフォルトは、シュパイヤー（帝国最高法院）における試補（Assessor）の地位をめぐり、ヨハン・クレプファーの志願を支援している。その際、クレプファーの推薦状を受けたのは、叔父のハンス・フッガーであった³⁶⁷。

第2節 フッガー家とバイエルン公家

（2－1）両家の繋がり

フッガー家とバイエルン公家の緊密な結び付きは、前章までの「ハンスの書簡」、および「フッガー通信」の分析においてすでに実証されてきたところである。フッガー家は、バイエルン公家にとっての情報提供者、および債権者として際立った地位にあった。ハンス

の書簡における通信数において、ヴィルヘルム5世宛は293通とバイエルン公家の中で最も多く、その他のフッガ一家の史料と合わせると総計447通にのぼる。また、ヴィルヘルム5世の父アルブレヒト5世宛は114通（ハンスの書簡86通、その他史料28通）、ヴィルヘルム5世の弟フェルディナント（1550-1608）宛は43通、同弟バイエルン公エルンスト（1583年よりケルン大司教）宛は27通であった。その他のハンスの文通相手として、ヴィルヘルム5世の妻レナータに7通、アルブレヒト5世の妻アンナに6通、アルブレヒト5世の父にあたるヴィルヘルム4世の未亡人ヤコバ・マリア・フォン・バイエルンに3通の書簡を送っている³⁶⁸。

バイエルン公家との個人的な結び付きは、すでに、ハンスの父アントーン・フッガーの時代からあった。ハンスは、1560年、ミュンヘンにおけるバイエルンの宮廷で過ごしており、同年5月27日には、ミュンヘンの宮廷において、バイエルンの若い女官（Hoffräulein）エリーザベト・ノートハフト・フォン・ヴァイセンシュタインとの結婚披露宴を開催した。また、フッガ一家の商社は、アルブレヒト5世との商業上の結び付きも維持しており、アルブレヒトに多くの貸付金があった。アルブレヒト5世の逝去後、1579年のフッガ一家の決算台帳によれば、アルブレヒトの未回収の負債額は、総額5万2,000グルデンへと達していた。さらに、フッガーは、アルブレヒトの息子ヴィルヘルム5世への財政援助も行っている。ヴィルヘルム5世の統治期間（バイエルン公位1579-97年）において、「マルクス・フッガーと兄弟」は、バイエルン公家の不変の財政パートナーとしての役割を担っていた³⁶⁹。

ハンス、マルクス・フッガー兄弟とバイエルン公の繋がりは、1560年代、フッガ一家内部で起こった一族の紛争解決の際にも影響を及ぼすこととなった。ハンスの従兄弟（ハンスの父アントーンの兄ライムントの息子）ハンス・ヤーコプ・フッガーの負債問題に関してである。1560年から1563年まで、ハンス・ヤーコプ・フッガーとマルクスは、ともにフッガ一家の商社「アントーン・フッガーと甥たち」の業務支配人として従事していた。しかし、ハンス・ヤーコプは個人的に負債を抱えており、1563年には破産を申し立てることになった。その後、同年、企業の総決算をめぐり、ハンス、マルクス（アントーンの息子たち）とライムント・フッガーの息子たち（ハンス・ヤーコプ側）のあいだに激しい対立が勃発した。この際、両者の仲介者となったのは、アルブレヒト5世であった。彼の指導により、ハンス・ヤーコプのフッガ一家の商社からの脱退後、1564年、両者間に一応の和解が成立する。

ハンス・ヤーコプは、パドヴァ、ボローニャをはじめ、スペイン、ネーデルラント、ならびにハンガリーの大学で法律を学び、アウクスブルクへ帰郷したときには、多くの言語を流暢に話せるようになっていたという。彼は、アンティーク、および同時代の芸術に熱心であり、人文主義の博識を持っていた。また、1548年よりアウクスブルクの市長を務め、政治的、宗派的問題に対処しており、1551年より、アウクスブルクの最高統治機関である秘密参事会に所属していた。その社交的な能力から、1547年頃よりバイエルン公アルブレヒト5世との友好関係を築いており、1552年には、皇帝の副長官（Vizekanzler）ツアジウス（Zasius）に、アルブレヒトの「親友」とみなされていた³⁷⁰。アルブレヒトは、後に、ハンス・ヤーコプの子供たち（18人）の代父としての役割を果たすこととなる。

しかし、ハンス・ヤーコプのアンティーク収集の趣味は、自己破産の原因となった。破産者となり、フッガー家の商社を脱退したハンス・ヤーコプの庇護者となつたのもまた、アルブレヒト5世であった。アルブレヒトは、自身の亡き後も同様に、息子のヴィルヘルムから庇護を受けること、さらには、ハンス・ヤーコプの債務証書を処分することを指示した。一方で、ハンス・ヤーコプ自身と父ライムントの遺産により引き継がれてきたアンティーク、および蔵書の数々は、ミュンヘンのレジデンツに寄贈されることとなった。1568年よりレジデンツにおいてアンティクヴァリウム（骨董の広間）の建設が開始されると、ハンス・ヤーコプは「バイエルン公の図書館、およびアンティーク収集の拡張と世話」の義務を受けた³⁷¹。1572年、アルブレヒト5世は、ハンス・ヤーコプの名誉を保障するために、彼を宫廷の財政管理の指導者へ昇進させている。この「宫廷財務長官（Hofkammerpräsident）」は、新たに設立された官職であり、年間の俸給は1,000 グルデンと高額であった³⁷²。

ところが、ハンス・ヤーコプの負債問題は、1575年（7月14日）に彼が亡くなった後まで尾を引くこととなった。彼の18人の子供たちのうち9人は未成年であり、借金の返済能力がなかったため、フッガー一族にその返済（23万グルден以上）を要求されていたのである。1574年（11月16日）、アウクスブルクの市参事会で行われた訴訟において、従兄弟のハンスとマルクス・フッガー兄弟はハンス・ヤーコプに対して勝訴していたが、フッガー一族内に止まらないこの破産問題は、フッガー一家全体の名誉毀損に繋がる恐れがあった。そこで、ハンス・フッガーは、1575年秋に開かれたレーゲンスブルクの選帝侯会議に参加し、妹ズザンナの舅ハンス・フォン・トラウトソンに仲介役を依頼した³⁷³。

さらにハンスは、皇帝マクシミリアン2世、およびアルブレヒト5世と連絡を取り合い、

ハンス・ヤーコプの未成年の子供たちについて、常に個人的な支援を継続することを依頼していた。アルブレヒトは、（バイエルンないし帝国における）債権者としてのフッガーを保護すること、また、「友人」ハンス・ヤーコプの破産に関する連帶責任の義務があることを自覚していた。ハンスはアルブレヒトに謁見し、アルブレヒトはフッガーハウスの回復を約束した³⁷⁴。

（2－2）仲介者（*intercessor*）としてのフッガー

ハンスの書簡において、フッガーは、27名の文通相手から、バイエルン公への請願を依頼されている。フッガーは、バイエルン公との結び付きから、文通相手によって仲介者、あるいは仲買業者（Makler）とみなされており、時にはフッガーを介して、直接、バイエルン公に謁見することも期待されていた。さらに、フッガーは、第三者の請願をバイエルン公の宮廷まで届けることもあり、仲介者、仲買業者としてのみならず、メッセンジャー（使者）、および飛脚としての役割を担うこともあった。

ハンス・フッガーが仲介者となったのは、多様な身分の人々である。例えば、ハンスの息子マルクスの御用人（Lakai）クリストフ・ラウクのようなフッガーハウスの商社の従業員、支店長、ならびに代理人から、学者、聖職者、公の廷臣、フッガーハウスの親戚、貴族の構成員（前節で言及したハンスの甥モントフォルト家、あるいはハンスの妻エリーザベトの兄にあたるブルクハルト・ノートハフト、エリーザベトの義兄弟フィリップ・フォン・ハルダーマンシュテッテン）などであった³⁷⁵。請願者たちは、必ずしもハンスと親密であるとは限らなかったものの、バイエルン公と経済的な結び付きを持っているか、または、個人的に宮廷へ招待されたことのある人々も含まれており、少なくとも、ハンスと顔見知りであったと考えられる。

ブルクハルト・ノートハフトは、数十年間、ロッテンブルク（アン・デア・ラーバー）、およびブラウナウ（アム・イン）における公の保護者（Pfleger）として、バイエルンの管理職に就いていた。1581年、ノートハフトは、バイエルンの保護（Pflegschaft）のために、自身の裁判官の雇用についての請願をフッガーに依頼した³⁷⁶。ノートハフトは、フッガー以外にも、宮廷における多くの代弁者との結び付きを保持していたと思われるが、彼は、フッガーの仲介により、バイエルン公の支援を得られること、およびこの企てが成功することを期待したのである。バイエルン公との緊密な結び付きによるフッガーハウスの名声は、

当時、ノートハフトの件のような仲介活動の成果を得て、さらに高まっていった。フッガーにとって仲介者としての活動は、自身のネットワークのさらなる強化、および拡充へと繋がったといえよう。

フッガーがバイエルン公宛に転送した請願のなかで、はるかに多かったものは、宮廷における雇用、および土地領主の行政・管理についての仲介の依頼であった。27名の文通相手のうち、12名は、バイエルン公のもとでの奉仕の要求、あるいは現職の維持について、ハンスに依頼している³⁷⁷。例えば、音楽家アウグスティーノ・レッジョ（Reggio）の件において、1569年、フッガーは、ティロール大公フェルディナントの促しにより、アルブレヒト5世に推薦状を送っている。また、皇帝の宮廷音楽家、ハンス・ヤーコプ・トレヒセル（Trechsel）は、ヴィルヘルム5世の宮廷への異動を希望しており、1582年、ハンスの仲介によりヴィルヘルムに報告された。トレヒセルの異動は成功し、彼は、1592年まで、ツインク奏者（現在のトランペットに似た楽器³⁷⁸）、およびバイエルン宮廷における近侍（Kammerdiener）として従事した³⁷⁹。

フッガ一家の商社の支配人、あるいは代理人のダーヴィト・オット、およびクリストフ・ヘルマンは、バイエルン公のために、美術品と装飾品の買付を行っている。このような場合、ハンスは、例えば、代理人ニークラス・ヘラー、およびクリストフ・レームに、珊瑚の調達を依頼するなど、バイエルン公への贈り物（vererungen）をより豪華にしている。自身の商社で働く両者のために、ハンスは、バイエルン公からの報酬の支払を試みたのである³⁸⁰。

フッガーは、特に親戚からの依頼の際、バイエルン公の官職をめぐり尽力した様子がうかがえる。ハンスは、1580年、フッガーの義兄弟ハンス・ガウデンツ・フォン・シュパウル（Spaur）のために、バイエルンの保護者を得ようと努めた。1583年には、アントーン・フォン・モントフォルトのために、ヴィルヘルム5世にアルテッティンク等の管区の貸与を依頼した（本章第1節で言及）。また、同時期に、仲介活動と並び、フッガーは、自身の領地における支配権、および官職の権利の拡大を目的として、バイエルンの領地に狩猟権を獲得している³⁸¹。

法律的な問題の際には、フッガーは、ヴィルヘルム5世に仲介を依頼していた。例えば、アンナ・フッガーは、自身の世襲領の問題において支援を必要としていた。アンナは、ハンスの協力をなくしても、ヴィルヘルム5世に依頼し、宮廷における訴訟を要求することができた。また、ハンスの息子マルクスの御用人クリストフ・ラウクの件は、バイエルン

公の仲介による解決策の典型といえる。1585年、ラウクは、レーゲンスブルクにおいて、ある男に死刑を執行することになったという（この事情について、ハンスの書簡からは明らかになっていない）。その後、彼は、レーゲンスブルクの刑務所に勾留された。ハンス・フッガーは、死刑になった男の未亡人の了承を得て、100 グルデンの慰謝料を支払い（フッガーが請け負う）、その後、ラウクの釈放をヴィルヘルム5世に要求した。結局、ラウクは釈放されている³⁸²。

（2－3） ハンス・フッガーの戦略

ハンス・フッガーは、依頼された請願を叶えるために、まず、請願者の評価を上げることを行った。例えば、かつてのフッガ一家の家庭教師ラウレンツィウス・ジファヌス（Sifanus）博士のために、ハンスは、インゴルシュタット大学の教授職を提供する推薦状を執筆している。さらに、1569年、ハンスは、アルブレヒト5世への書簡において、ジファヌスのフッガーの家庭教師としての活動、外国での経験、ならびにこれまでの職歴を報告した。その後、彼は、ギリシャ語の教授職を与えられている³⁸³。

宮廷への紹介状の際、ハンスは、ヴィルヘルム5世に最も多く書簡を送っている。本章前節で言及した、ハンスの甥ヴォルフ・フォン・モントフォルトの件においては、ハンスは、バイエルン公エルンストにヴォルフについての推薦状を送り、教会禄を得ようと試みている³⁸⁴。また、就職に関してのみならず、ハンスは、1573年、「特別な親友（sonder guet freundt）」ゲオルク・ホプファーのため、アルブレヒト5世に支援を求めた。その際、ホプファーは、アルブレヒトのアウクスブルク司教への推薦状により、ボービンゲン（Bobingen）に屋敷（Höfe）を獲得することができたのである³⁸⁵。

ハンスの仲介活動における最高の条件は、請願者とバイエルン公の利害が一致していることであった。まず、アウクスブルクの聖ザルヴァートル神学院の設立をめぐって考察する。

アウクスブルクにおけるイエズス会の神学院、聖ザルヴァートルの設立については、第3章（アウクスブルクの改暦紛争）においても短く述べている。アルブレヒト5世、およびヴィルヘルム5世は、イエズス会の庇護者であった。1556年以来、イエズス会は、インゴルシュタットで教えており、1563年には、ミュンヘンにおいてイエズス会の神学院が設立された。イエズス会に指導された教育施設の設立の意義は、当時、教育的な観点を超えて

たものであった。神学院の設立は、プロテスタントの優勢な都市において、カトリックの地位を再び強化し、拡充することとなったのである。

聖ザルヴァートル神学院設立の企画は、1560年代より追求することができる。しかし、この企画は、常に、イエズス会の影響を許容しない司教座聖堂参事会（Domkapitel）の対抗により、何度も挫折された。フッガーは、イエズス会のために尽力し、ウルズラ・フッガーの例（説教師カニシウスの影響下、カトリックへ改宗させられた³⁸⁶）にみる多くの寄進を通してのみならず、1564年、枢機卿オットー・トルフゼス・フォン・ヴァルトブルク（アウクスブルク司教）への請願書による成果にも期待した。トルフゼスへの請願書は、マルクスとゲオルク・フッガー、ならびにメルヒオル・イルズングによって署名されていた。ハンスは、1573年よりヴィルヘルム5世へ請願書を送り、その他、バイエルン公エルンスト（当時はフライジング司教）、およびアウクスブルク司教ヨハン・エグロフ・フォン・クネリングен（Knöringen）への推薦状により、企画の促進を図った。さらに、教皇の使節グロッパー、およびポルティアとのコンタクトも保持していた³⁸⁷。

1574年より、神学院設立の企画にバイエルン公が関与することとなった。ハンスは、異議を唱えている司教座聖堂参事会に、イエズス会のための宣伝活動を行った。バイエルン公とフッガーの努力にも関わらず、神学院の設立は、1580年になりようやく開始されている。結局、設立の基盤となったのは、ハンスの従兄弟、フィリップ・エドゥアルトとオクタヴィアン・ゼクンドウス・フッガー兄弟の寄進（1579年に亡くなったクリストフ・フッガーの相続財産に由来する）であった。この際、ヴィルヘルム5世もまた、神学院の維持費のための総額を保証しており、ハンス・フッガーは、建築材料費（2,800 グルデン）を寄付している³⁸⁸。

最後に、ヨーアヒム・フォン・オルテンブルク（1530-1600）とバイエルン公の対立をめぐって考察する。対立の発端は、1563年、オルテンブルクの指導のもと、貴族の反対派による「アウクスブルク信仰告白」の自由化の主張、およびオルテンブルク伯領（パッサウ）における宗教改革の導入にあった。1551年以来、ヨーアヒムの支配下にあったオルテンブルク伯領は、バイエルンの領地に囲まれており、アルブレヒト5世は、バイエルン公領の宗派的な統一を危惧した。対立の経過において、旧・新オルテンブルクは、バイエルンの軍隊により占領され、ヨーアヒム・フォン・オルテンブルクの所領は没収された。これに異議申し立てを行ったヨーアヒムに対する帝国最高法院の判決により、彼は、バイエルン公に対する陰謀の罪を着せられることとなった（「オルテンブルクの陰謀」）³⁸⁹。

ハンス・フッガーは、「オルテンブルクの陰謀」において、バイエルン公とオルテンブルクの仲介者としての役割を担うことになっていた。ヨーアヒムは、ハンスの従姉ウルズラ・フッガー（1530-70）と結婚（1549年5月19日、フッガ一家の所領ミクハンゼンにて）しており、フッガーの親戚であった。ハンスは、親戚の利益のために、当時、ウルズラの夫がルター派に改宗していたことを伏せて、ヴィルヘルム5世に書簡を送っている³⁹⁰。

ところが、オルテンブルクは、最終的にバイエルンの所領を失い、帝国最高法院における訴訟に巻き込まれた後、有罪判決を下されている。ハンス・フッガーは、結局、正当な裁判に持ち込んだのである。ハンスは、バイエルン公との妥協を目指していたものの、ヨーアヒムの宗派的に「困難な立場 (*schwirmerij*)」³⁹¹により、直接の仲介を断念せざるを得なかつたのであろう。ヨーアヒムは、1565年までルター派であったが、その2年後（1567年）には、カルヴァン主義に傾いていたともいわれている。オルテンブルクの改宗に対するフッガーの無理解は、これまでに言及してきた、当時の宗派の状況（例えば、ネーデルラントにおけるカルヴァン派、プロテスタントの人々）を想起させる。

結局、「オルテンブルクの陰謀」については、1573年、帝国最高法院において、オルテンブルク伯領を帝国直属とする取り決めが行われた。さらに1589・90年には、ハンス・フッガーの仲介により、オルテンブルクの所領をめぐる問題も解決されている。

また、ウルズラ・フッガーの兄ハンス・ヤーコプは、「オルテンブルクの陰謀」において、すでに、アルブレヒト5世の介入を拒否していた。ハンス・ヤーコプもまた、妹ウルズラの宗派的な立場（カトリックへ改宗前の）を認めなかつたのである³⁹²。

フッガ一家とバイエルン公家の緊密な結び付きは、この後も継続していく。1857年には、バイエルン国王ルートヴィヒ1世により、ハンス・ヤーコプ・フッガーの銅像が寄贈された。かつての破産者であるハンス・ヤーコプは、すでに19世紀には、「バイエルン王国の芸術と文化に寄与した人物」として称えられていたのである。銅像は、アウクスブルク市内の中心地、フィリピーネ・ウェルザー通り沿いの「市民の館 (Köpfhaus)」前（現在は、ここにマクシミリアン博物館も建設されている）に置かれている。アウクスブルク市内における唯一の「都市貴族の記念碑」として、今日に至っている³⁹³。

結論

1596年より、ハンス・フッガーは、病気の兄マルクスに代わり、「マルクス・フッガーと兄弟」の業務支配人となった。マルクスは、1595年6月29日、卒中発作により右半身不随となり、書くことが出来なくなってしまったのである。翌年（1596年）、彼は、遺言補足書（アウクスブルクの公証人ヨハンネス・シュプレンクによる担当）において、ハンスを後継者に任命し、同年2月に支配人を辞任することとなった³⁹⁴。

しかし、この後、フッガ一家内部において、マルクスの後継者をめぐり激しい闘争が起きた。フッガ一家の慣習により、本来ならばマルクスの長男ゲオルク（1560 - 1634）が後継者となるはずであったのであるが、マルクスは、さらに、後継者ハンスが亡くなつた、あるいは病気のために業務を行えなくなつた場合、ハンスの長男マルクス（1564-1614）に全権を与えることとしたのである³⁹⁵。ハンスの弟ヤーコプ（1542 - 1598）は、マルクスの遺言補足書におけるこれらの規定に賛同せず、自身の長男ゲオルク（1577 - 1643）、および兄マルクスの四人の息子たち（ゲオルク、アントーン、フィリップ、アルブレヒト）と協定を結び、マルクス、およびハンスとその息子たちに抵抗した³⁹⁶。

結局、この紛争は、1597年9月、アウクスブルクの都市管理人（Stadtpfleger）、および秘密参事会（Geheimer Rat）により調停が行われ、和解成立へと至っている。アウクスブルクの都市民として、フッガーは帝国都市の法、および仲裁手続きのもとにあった。都市管理人は、この時、ハンスの婿にあたるオクタヴィアン・ゼクンドウス・フッガーが務めており、当事者双方には3名ずつの交渉人が置かれた³⁹⁷。その結果、フッガ一家の商社の支配人は、マルクス、ハンス、ヤーコプの三家系により相続されていくこととなつた³⁹⁸。

ハンスの晩年は、業務支配人としての後継者争いに追われることとなり、健康上の理由から、皇帝ルードルフ2世の要求（レーゲンスブルク帝国議会への参加）にも応じることができなくなつた³⁹⁹。1598年4月15日、ハンスは、アウクスブルクにて亡くなつてゐる。同年に弟ヤーコプが、1年前の1597年には兄マルクスも亡くなつており、1598年はフッガ一家にとっての節目の年となつた。さらに、同年には、フッガ一家の取引相手であったスペイン国王フェリペ2世も逝去している。

ハンス・フッガーの時代は、ハプスブルク家の「債権者」としてのみならず、「情報提供者」として、さらには、フッガ一家とモントフォルト家、およびバイエルン公家との関係で明らかとなった「庇護者」、ならびに「仲介者」という確固たる地位を築き、一族の立場

をさらに上昇させたフッガ一家の新たな方向付けの時期であったといえるであろう。経済的に見ても、マルクスによるフッガ一家の企業取引の強化により、同家の商社の資本金は、「価格革命」にともなう時期における 1563 年の 70 万グルденから、1600 年には 500 万グルденへと増加を記録している。従来の経済史研究者によって指摘されてきたような「没落」はしていない。

フッガ一家は、商人、銀行家としての活動、都市政治への関与と並び、アントーンの時代より、土地所有貴族との結婚、および大規模な土地所有を促進してきた。1600 年頃までに、ウルム、ドナウヴェルト、アウクスブルク、メミンゲンなどシュヴァーベン地方一帯におよそ 100 村、および 50 の土地領主権を獲得している⁴⁰⁰。土地所有は貴族の生活様式へのサインでもあった⁴⁰¹。1575 年、アントーンの遺言補足書に基づき、その息子たち、マルクス、ハンス、ヤーコプの間で相続財産の分割が行われており、ハンスは、キルヒハイム、グレット、ミクハウゼン、シュテッテンフェルス、シュミーヘンを獲得した⁴⁰²。特に、キルヒハイム城は、1578 年から 1585 年の間に改築され、今もなお、ハンスの家系の先祖代々の館として引き継がれている。フッガ一家において、常に、都市的な生活と貴族的な生活とが併存してあつたことがわかる⁴⁰³。

フッガ一家は、農村から都市に出てツンフトに加入し、遠隔地貿易、および鉱山業で成功をおさめると、都市での身分的上昇よりも先に、皇帝から貴族（Adel）身分を与えられた。都市貴族（Patriziat）に昇格するのは、貴族身分を得てから 27 年後（1538 年）のことであった。名実ともに全ての面での第一人者となるために、フッガ一家は都市の教会、および修道院（その他、当該施設の所有する神学院等の学校、福祉施設）に、アウクスブルク市民の他の誰よりも多くの寄進を行った。特に、「フッグライ」をもって、アウクスブルクにおける同家の立場を確立させることができたといえるであろう。

都市における自身の立場を確立させたフッガ一家は、その後もアウクスブルクを本拠地として、帝国政治へと関わるようになっていった。ハンス・フッガーの書簡より、アウクスブルクにおける新旧両派対立、スペイン支配下におけるネーデルラントの蜂起に関する諸問題、ならびにケルン戦争に対する帝国政策に関する記述を分析し、フッガ一家が宗派闘争の混乱した時代を乗り越えた様子が明らかとなった。特に、同家のカトリック擁護の立場がより明確になった。フッガーは、一族のカトリック純化、対抗宗教改革への関与、カトリックの王侯貴族との結び付き、ならびにアウクスブルクの宗派的併存体制を「甘受」していた。そうであるから、カトリシズムの失地回復を帝国規模で願い、その可能性を高

める活動をするという一定の立場がフッガ一家にはあったのであろう。

一方において、商人（金融業者）としてのフッガ一家の経済活動は、カトリック世界に閉ざされてはおらず、宗派の境界を越えるものであった。「ハンスの書簡」におけるフッガーの文通相手の中にもプロテスタントは存在し、ルター派のヴュルテンベルク公ルートヴィヒ、およびノイブルク宮中伯などの他、ルター派の「親友」（ヨハン・トナー、ハンス・ホノルト、フィリップ・およびハンス・ジークムント・シュタムラー兄弟等）もいた。さらには、フッガ一家の一族の中にも福音主義への改宗者がいたほか、ハンス・フッガーの妻エリーザベトも、結婚した当初は福音主義派であった。フッガ一家の宗派の境界を越えた結び付きは、カトリックとプロテスタントの二大勢力が人的交流、および経済関係を断ち切ってはいなかつたことを証明している。宗派闘争の時期を乗り越えたフッガ一家の影響力は大きく、フッガ一家とコミュニケーションの研究は、近世ヨーロッパ社会の経済的、政治的な成長過程をより詳細に把握できることになるであろう。

フッガ一家がこれらの書簡を保管してきたということは、同家が「情報」の重要性を認識し、さらにその活用の術を知っていたからであると考えられる。都市および帝国における上層民のあいだで、後世のために遺言状、一家の覚書（*Memoria*）、収集した本などを残すことが慣習になっていた時代ではあるが、フッガ一家の文書保管の目的は、後世に一族の軌跡を残すことのみならず、むしろ、一族の秘密（すなわち、情報）を守るためにあつたといえるのではないであろうか。アントーンは、遺言状のなかで「商業と家族についての書類は一緒に保管しなければならない。決して誰にも見られたり、あるいは失われてはならないだけでなく、むしろ、子孫へ役立てるために、一緒に永久に保存して欲しい」と規定している。アントーン・フッガーの時代から続くフッガ一家の文書管理は優れており、フッガ一族の文書の保管については、ウェルザ一家とも比較されている⁴⁰⁴。

今後の展望として、ハンスにより構築されたフッガ一家の情報ネットワークが、この後、三十年戦争期の宗派対立のなかでどのように機能していくのか。本稿では具体的には分析していない帝国政治に関して、帝国議会、および帝国最高法院におけるフッガ一家の役割について明らかにし、フッガ一家とバイエルン公家の結び付きについてさらなる分析を進めていきたい。また、ネーデルラントの蜂起、およびケルン戦争に関する「ハンスの書簡」では十分には立証されなかった、バイエルンとスペイン王室の関係、および両者の仲介者として（考えられる）のフッガ一家の関係についても課題としたい。

さらに近年、ウェルザ一家のベネズエラ経営とならび、中南米におけるフッガ一家の進

出についての研究も行われるようになってきている。フッガ一家は、中南米における商業取引のみならず、イエズス会の布教活動の動向を追っていたことが「フッガー通信」からもうかがえる。フッガ一家とヨーロッパを越えた結び付きはいかなるものであったのか。フッガーの中南米における情報ネットワークについても分析していきたい。

注

○序論

¹ Ehrenberg, R., *Das Zeitalter der Fugger. Geldkapital und Kreditverkehr im 16.Jahrhundert*, 2 Bde, Jena 1896 ; G.F. von Pölnitz, *Jakob Fugger*, 2 Bde, Tübingen 1949/51. (松田あきら『ヤーコプ・フガー』三鷹 丘書房 1982 年。) ders, *Anton Fugger*, 3 Bde, Tübingen 1958-86. (紹介論文として、松田あきら「アントーン・フガーの企業と時代（1）～（29）」札幌大『経済と経営』1979～1990 年。) Kellenbenz, H., *Die Fuggersche Maestrazgopacht(1525~1542)*, Tübingen 1967; ders, Jakob Fugger der Reiche(1459-1525), in : *Lebensbilder aus dem Bayerischen Schwaben*, Bd.10, Weißenhorn 1973, S.35-76; ders, Anton Fugger(1493-1560), in: *Lebensbilder aus dem Bayerischen Schwaben*, Bd.11, Weißenhorn 1976, S.46-124.

² 諸田實『フッガ一家の遺産』有斐閣、1989 年、同『フッガ一家の時代』有斐閣、1998 年、その他、16 世紀におけるドイツ初期資本主義および鉱山業の研究として、諸田實『ドイツ初期資本主義研究』有斐閣、1967 年、北村次一『初期資本主義の基本構造 ドイツ初期資本主義の研究』ミネルヴァ書房、1961 年、同『初期資本主義の社会体制』ミネルヴァ書房、1969 年、松田智雄「フッガー時代（15、16 世紀）における南ドイツ—農村と都市—」『社会経済史学』10 卷 11、12 号（1941 年）などがある。これらの研究はいわゆる「大塚史学」と呼ばれている。大塚久雄「フッガー時代の南独逸に於ける会社企業—会社形態発生史の一段章」東大『経済学論集』2 卷 4 号（1932 年）、同『欧洲経済史』岩波現代文庫、2001 年も参照。

³ Hildebrandt, R., Die "Georg Fuggerischen Erben". Kaufmännische Tätigkeit und sozialer Status 1555-1600, Berlin 1966, Schad, M., Die Frauen des Hauses Fugger von der Lilie, Tübingen 1989, Mandrou, R., Die Fugger als Grundbesitzer in Schwaben 1560-1618. Eine Fallstudie sozioökonomischen Verhaltens am Ende des 16. Jahrhunderts, Göttingen 1997.

⁴ フッガー史研究叢書《*Studien zur Fuggergeschichte*》は、本稿では特に第 41 卷を参照。Burkhardt, J.(Hg.), *Die Fugger und das Reich. Eine neue Forschungsperspektive zum 500jährigen Jubiläum der ersten Fuggerherrschaft Kirchberg-* Weißenhorn, Augsburg 2008.

⁵ リーバーは、中世後期における5つのシュヴァーベンの帝国都市、すなわち、ウルム、アウクスブルク、ラーフェンスブルク、メミンゲン、ビベラッハの都市貴族を比較し、その中でもアウクスブルクの都市貴族が、商業活動に積極的に関与し、皇帝マクシミリアン1世およびカール5世との緊密な結合関係を築き、アウクスブルクのルネサンス文化の開花に貢献したことを強調している。Rieber, A., *Das Patriziat von Ulm, Augsburg, Ravensburg, Memmingen, Biberach*, in: Rössler, H. (hg.), *Deutsches Patriziat 1430-1740, Limburg/Lahn 1968*, S.299-351. なお、1500年から1600年頃の都市の政治的指導層については、以下を参照。Press, V., *Führungsgruppen in der deutschen Gesellschaft im Übergang zur Neuzeit um 1500*, in : Hofmann, H.-H./Franz, G. (Hg.) ,*Deutsche Führungsschichten in der Neuzeit*, Boppard am Rhein 1980. S.29-77, Endres, R., *Adel und Patriziat in Oberdeutschland*, in : Schlze, W. (Hg.), *Ständische Gesellschaft und soziale Mobilität*, München 1988. S.221～238. プレスならびにエントレスは、近世における多くの帝国都市の市政に、寡頭統治への傾向が見られることを確認し、貴族を模範とする都市貴族の商業活動からの引退、所有地の獲得、ならびに社会的に閉鎖的な傾向にあつたことを指摘している。

⁶ フッガ一家の商社の「財産目録」によると、アントーンの代の1546年に最大の営業資本（「資産総額」から「負債総額」を差し引いたもの）の値を示した。その約510万グルденという値は、フッガ一家の同時代における他の企業家の最盛期の値と比較してみると、「ローマ教皇庁の銀行家」として知られたフィレンツェのメディチ家の5倍余り、ペルツィイ家の50倍、富豪ディースバッハの70倍余りであった。当時、下層の市民家族は50グルデンで1年間、寄宿生活をする貧しい学生は年間10グルデンの奨学金で暮らせたということからも、フッガ一家の財力の大きさが見てとれる。諸田『ドイツ初期資本主義研究』有斐閣、1967年、162～165頁。

⁷ 山本健「ドイツ中世商人の日記の邦訳（1）“ルーカス・レームの日記”（1494～1541年）」『敬愛大学国際研究』10号（2002年11月）、137頁。翻訳の一部に修正を加えた。

⁸ 1519年6月28日の皇帝選挙の際、カール5世への選挙資金は、およそ85万グルденに達した。その内訳は、ヤーコプ・フッガーが54万3,585グルデン、ウェルザ一家が14万3,333グルデン、その他3名のイタリアの銀行家（フィリッポ・グアルテロッティ、ベネデ

ット・デ・フォルナーリ、ロレンツォ・デ・ヴィヴァルディ) が 5 万 5,000 グルденずつ
の総計 16 万 5,000 グルденとなっている。Häberlein, M., Jakob Fugger und die
Kaiserwahl Karls V. 1519, in: Burkhardt, J (Hg.), *Die Fugger und das Reich*, Augsburg,
2008, S.65-81.

⁹ Stetten d.J.von Paul, *Geschichte der adelichen Geschlechter in der freyen
Reichs-Stadt Augsburg*, Augsburg 1762.を参照。なお 1998 年より、かつてアウクスブル
クの都市貴族であった一族の末裔が、研究グループを設立し、その研究成果が刊行され始
めている。これにシュテッテン家も参加している。例えば、Forschungskreis Augsburger
Patrizier und verwandte Familien e.V. (Hg.), *Landsitze Augsburger Patrizier*.
München/Berlin 2005.

¹⁰ Reinhard,W., *Freunde und Kreaturen. "Verflechtung" als Konzept zur Erforschung
historischer Führungsgruppen*, München 1979.

¹¹ Sieh-Burens,K., *Oligarchie, Konfession und Politik im 16.Jahrhundert. Zur
sozialen Verflechtung der Augsburger Bürgermeister und Stadtpfleger 1518-1618*,
München 1986, Steuer, P., *Die Aussenverflechtung der Augsburger Oligarchie von
1500-1620. Studien zur sozialen Verflechtung der politischen Führungsschicht der
Reichsstadt Augsburg*, Augsburg 1988.

¹² Häberlein,M., *Brüder;Freunde und Betrüger. Soziale Beziehungen, Normen und
Konflikte in der Augsburger Kaufmannschaft um die Mitte des 16.Jahrhunderts*, Berlin
1998. アウクスブルクの商人、ヴァイアー (Weyer) 家の社会的結合関係について、1550
年代の「価格革命」の時期における、アウクスブルクの商人たちの破産に対する相互扶助
の問題から詳細に分析している。その他、フッガ一家とウェルザ一家を題材にしたもの
など多くの研究論文があり、最新文献は、ders, *Die Fugger. Geschichte einer Augsburger
Familie (1367-1650)*, Stuttgart 2006.

¹³ Geffcken,P., *Soziale Schichtung in Augsburg 1396 bis 1521*, München 1995. および
Rogge,J., *Für den Gemeinen Nutzen. Politisches Handeln und Politik -verständnis von
Rat und Bürgerschaft in Augsburg im Spätmittelalter*, Tübingen 1996. その他、アウク
スブルクの手工業者における社会の微細構造の解明を試みた、レックの著名な研究もある。
レックによれば、1550 年代のフランス、およびスペインの国家破産の結果と三十年戦争

以前の経済の構造変化は、異なって評価されるべきであるとし、確かに、国家破産によりアウクスブルクの多くの商社は没落したが、ほどなく都市は再び裕福な社会的上昇者で満たされたと指摘している。Roeck,B., *Eine Stadt in Krieg und Frieden. Studien zur Geschichte der Reichsstadt Augsburg zwischen Kalenderstreit und Parität*, 2 Bde, Göttingen 1989.

¹⁴ アウクスブルクには宮廷がなかったため、王侯貴族の滞在場所として、都市のメイン通り（マクシミリアン通り）に位置するフッガー邸が使用されていた。フッガーハウスの来賓については Karnehm,C., *Zu Gast im Hause Fugger*, Augsburg, 2009.を参照。

¹⁵ W.Behringer, Thurn und Taxis. Die Geschichte ihrer Post und ihrer Unternehmen, München/ Zürich, 1990; ders, Im Zeichen des Merkur. Reichspost und Kommunikationsrevolution in der Frühen Neuzeit, Göttingen 2003. ベーリンガーによれば、ドイツにおける駅逓制度の誕生は、ハプスブルク家の帝国形成と密接なつながりがある。すなわち、皇帝マクシミリアン1世はネーデルラントを 1477 年に、ティロールを 1489 年に獲得し、この両者を結ぶ情報伝達を従来の伝令（徒歩）にかわる駅逓（馬）で行おうとしたのである。Behringer, Thurn und Taxis, S.20-24.

日本におけるコミュニケーション史の研究として、特に以下を参照。佐久間弘展「一五～一六世紀のドイツ都市と情報」『史潮』新 44 号 1998 年 36～67 頁、渋谷聰「広域情報システムの展開とトゥルン・ウント・タクシス家—16、17 世紀における帝国駅逓の拡充を中心に」前川和也編著『コミュニケーションの社会史』ミネルヴァ書房 2001 年 47～72 頁、菊池良生『ハプスブルク帝国の情報メディア革命—近代郵便制度の誕生』集英社 2008 年。また、コミュニケーション史と並ぶメディア史の先駆的研究として、森田安一『ルターの首引き猫—木版画で読む宗教改革』山川出版社 1993 年、踊共二「17 世紀ドイツの宗派問題と大衆メディア—プロパガンダから中立論へ」『武藏大学人文学会雑誌』34 卷 2 号、2002 年 1～34 頁を参照。

¹⁶ タクシス家は、ベルガモ（北イタリア）近郊出身の商家系であり、1501 年以来、ブリュッセルに本拠地を移した。タクシスの駅逓制度は、中世後期以来の都市の飛脚制度と継ぎ馬制度（騎手も交代する）を合わせたものであった。1516 年、カール 5 世による駅逓条令に伴い、報酬をめぐりトラブルのあった飛脚（Postreiter）に代えて、新たに（兼業の）宿駅長（Posthalter）を雇用した。宿駅長は裕福な旅籠屋の主人で、馬と廄務員を手中にし、

自立的な企業家としての性格を持っていた。Behringer, Fugger und Kommunikation, S.258-262; ders, Fugger und Taxis. Der Anteil Augsburger Kaufleute an der Entstehung des europäischen Kommunikationssystems, in: Burkhardt,J.(Hg.), *Augsburger Handelshäuser im Wandel des historischen Urteils*, Berlin 1996, S. 241-248.

¹⁷ Kommission für bayer. Landesgeschichte bei der Bayer. Akademie der Wissenschaften, München.

¹⁸ Karnehm, C. (Bearb.), *Die Korrespondenz Hans Fuggers von 1566-1594. Regesten der Kopierbücher aus dem Fuggerarchiv*, 3 Bde. : Bd.1 (unter Mitarbeit von Maria Gräfin von Preysing) 1566-1573 ; Bd.2/1 1574-1581 ; Bd. 2/2 1582-1594, München 2003 ; Dauser, R., *Informationskultur und Beziehungswissen- das Korrespondenznetz Hans Fuggers(1531-1598)*, Tübingen 2008. ハンス・フッガー没後 400 年記念論文集として、Burkhardt,J./Karg,F. (Hg.), *Die Welt des Hans Fugger (1531-1598)*, Augsburg 2007. も参考。

¹⁹ Bauer, O., Zeitungen vor der Zeitung. Die Fuggerzeitungen (1568-1605) und das frühmoderne Nachrichtensystem, Berlin 2011. 「フッガー通信」の内容を細かく分析（経済・政治・軍事）し、フッガ一家が情報を集めた目的についても考察している。

²⁰ Behringer, Fugger und Kommunikation, S.254-255.

²¹ 拙稿「宗教改革期アウクスブルクにおけるフッガ一家—宗派的対立・寛容のはざまで」森田安一編『ヨーロッパ宗教改革の連携と断絶』教文館 2009 年。175～198 頁、ザクセン公ゲオルクに宛てた手紙は 179 頁を参照。

²² バイエルン公マクシミリアン 1 世 (1573-1651) に仕えるジュリオ・チェーザレ・クリヴェッリ (Giulio Cesare Crivelli) は、オクタヴィアン・ゼクンドゥス・フッガーへの書簡において、宮廷へ情報を提供するよう依頼している (1599 年 6 月 29 日)。Bauer, O., Reichspolitik in den Fuggerzeitungen (1568-1605)? In : J.Burkhardt(Hg.), *Die Fugger und das Reich*. Augsburg 2008, S.270.

²³ Reinhard,W., *Augsburger Eliten des 16.Jahrhunderts*.

Prosopographie wirtschaftlicher und politischer Führungsgruppen 1500-1620, Bearb. von Häberlein,M. u.a. Berlin 1996. アウクスブルクのツンフト数は 17、商人ツンフトが政治的・経済的に最も高い地位を占めており、構成員数の最も多いのは織布工ツンフト

(Weberzunft) であった。Prosopographie のデータについては資料 1 の円グラフ「アウクスブルク指導層の身分別区分（1500-1620）」を参照。

²⁴ 諸田實『フッガ一家の時代』有斐閣 1998 年 18 頁以下、同『フッガ一家の遺産』有斐閣 1989 年。

²⁵ 永田諒一『ドイツ近世の社会と教会』—宗教改革と信仰派対立の時代—ミネルヴァ書房 2000 年。

²⁶ O.Mölke, Die Fugger im 16.Jahrhundert. Städtische Elite oder Sonderstruktur? In: Archiv für Reformationsgeschichte 74 (1983). K.Sieh-Burens, Oligarchie, Konfession und Politik im 16. Jahrhundert. Zur sozialen Verflechtung der Augsburger Bürgermeister und Stadtpfleger 1518-1618, München 1986.

²⁷ 拙稿「中近世都市アウクスブルクのメーラー—都市貴族と商人のあいだ—」

『日本女子大学大学院文学研究科紀要』第 14 号 2008 年、85~99 頁を参照。

²⁸ ヤーコプとアントーンは拡大参事会員であったが小参事会、13 人委員会には議席なし。ただしヤーコプは 1523~25 年、13 人委員会の補佐役。アントーンの甥ハンス・ヤーコプは 1542~46 年まで小参事会に議席を保持していた。

²⁹ 拙稿「近世におけるフッガ一家の情報網—ケルン戦争を例として」『史艸』50 号 2009 年、44~63 頁、1560 年以降のフッガ一家について規定されたアントーンの遺言補足書 (Kodizill) に関しては第 2 部第 1 章を参照。なお、業務支配人の条件として、聖職者は除外されている。

³⁰ Lill, G., Hans Fugger (1531-1598) und die Kunst. Ein Beitrag zur Geschichte der Spätrenaissance in Süddeutschland, Leipzig 1908.

³¹ Karnehm(Bearb.), *Die Korrespondenz*.

³² 改暦紛争に関する研究は主に以下の参考文献を参照、Kartenbrunner,F., Der Augsburger Kalenderstreit, in: *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung* 1,(1880), S.497-540. Tschopp,S.S., Konfessionelle Konflikte im Spiegel publizistischer Medien – der Augsburger Kalenderstreit,in; Hoffmann,C.A .u.a.(Hg.), *Als Frieden möglich war – 450 Jahre, Augsburger Religionsfrieden*, Regensburg 2005, S.243-252. 永田『ドイツ近世』177~223 頁。

³³ Lossen, M., *Der Kölnische Krieg*, Bd.1: Vorgeschichte 1565-1581, Gotha 1882, S.572 f;

ders, *Der Kölnische Krieg*, Bd.2: Geschichte des Kölnischen Krieges 1582-1586, München-Leipzig 1897; ders, Gebhard Truchseß von Waltburg, in: *ADB* 8 (1878), S. 457-470; ders, Ernst, Herzog von Bayern, in: *ADB* 6 (1877), S. 250-257; Bauer, Reichspolitik, S. 272-277; Lojewski, von G., *Bayerns Weg nach Köln. Geschichte der bayerischen Bistumspolitik in der zweiten Hälfte des 16. Jahrhunderts*, Bonn 1962. 林毅『ドイツ都市制度史の新研究』敬文堂、2003年、274頁。

³⁴ 当時流通していた手書き新聞（かわら版）を収集したものであり、諸田は「フッガ一家が発行した新聞ではない」と記している。諸田『フッガ一家の遺産』42~43頁。

手書き新聞の受手は、フッガーの他、皇帝、教皇、バイエルン公、プファルツ・ノイブルク宮中伯、トスカーナ大公、ウルビーノ公、個人ではメランヒトンなどである。彼らは、契約購読者として新聞代および通信費（定期通信= *Ordinari* の場合、年間 14 グルデン）を支払った。新聞の書き手は、知識人、商人、書籍商、印刷工、伝令、駅逓員などであった。佐久間「ドイツ都市と情報」44頁。

³⁵ バウアーによれば、当時の中心地からの通信数（1568-1604/05）は以下のとおりである。アントウェルペン 2,304 通、ローマ 2,162 通、ヴェネツィア 2,137 通、ケルン 2,108 通、リヨン 963 通、ウィーン 940 通、プラハ 930 通、コンスタンティノープル 304 通。Bauer, *Zeitungen*, S.63-64.

³⁶ 中南米からスペインへもたらされたその後の情報経路は以下のとおりである。スペインに到着した船隊の隻数、金・銀塊量、およびその他の情報は、まず、スペイン駐在使節により、次に手書き新聞、あるいは帝国駅逓のルートに乗り、4~6週間でドイツ・イタリアなど各地にもたらされた。スペイン宮廷を発信基地として、まず、中南米の貿易港セビリヤから首都トレード（1561年よりマドリッド）へと情報がもたらされる。1550年代以降は、セビリヤの通商館役人からスペイン宮廷、およびインディアス会議へと送られた会計記録は、定期的にウィーンの宮廷へと送られていた。マドリッドからミラノ、フィレンツエ、ローマなどのイタリア諸都市、ブリュッセル、ヘント、ならびにアウクスブルクへは直接に情報が伝わったが、一方において、ミュンヘン、ニュルンベルクなど他のドイツ諸都市、およびアントウェルペンに代表されるネーデルラント諸都市においては、セビリヤ、マラガなどアンダルシア地方の海港都市から情報が伝達された。

また、中南米の情報は、1580年代以降、スペイン宮廷のほかにアントウェルペン、および

ヴェネツィアがヨーロッパ全体における情報の発信基地として重要になる。アントウェルペンは、従来の神聖ローマ帝国における情報の仲介役としてのブリュッセルとジェノヴァに取って代わり、一方、ヴェネツィアは、ネーデルラント（オランダ）およびイングランドから情報を仕入れていた。ネーデルラントとイングランドは中南米から金・銀塊を積載したスペインの船を拿捕することにより、情報を迅速に発信することができたのである。

North, M.(Hg.), *Kommunikationsrevolutionen. Die neuen Medien des 16. und 19. Jahrhunderts*, Köln/Weimar/Wien, 1995, S.48-59.

³⁷ バウアーによれば、フッガー通信(1568-1604/05)における言語区分は、ドイツ語 81,86%、イタリア語 16,55%、フランス語 0,72%、スペイン語およびラテン語は同率 0,42%、フランス語 0,02%となっている。Bauer, *Zeitungen*, S. 70.

³⁸ フッガー通信の本来の収集者はオクタヴィアン・ゼクンドゥスとみなされており、通信は年代順に収集され、1 年毎に束ねられていた。フッガー通信は、「ハンス・フッガーの書簡」よりもストックが多く、編纂作業に困難を極めており、目録は未刊のままである。フッガー通信は、1656 年、アルブレヒト・フッガー (1624-1692) により、フッガ一家のその他の蔵書とともにハプスブルク家へ譲渡されたため、現在、ウィーン国立図書館 (ÖNB, Wien, Cod. 8949-8975.) に保存されている。(一部はディーリングン (a.d. Donau) のフッガー・アルヒーフ (FA) にも保存)。ÖNB および FA の原史料は未見。なお、2012 年よりフッガー通信の編纂プロジェクトが始動し、インターネット上にドイツ語、英語、イタリア語版で紹介され、毎月 1 通のフッガー通信の原本と原本の写し（一部現代語訳）が掲載されるようになっている。フッガー通信に関する主な研究は以下を参照。Schilling, M., *Die Fuggerzeitungen*, in : Pauser ,J.,u.a.(Hg.), *Quellenkunde der Habsburgermonarchie (16.-18. Jahrhundert). Ein exemplarisches Handbuch*, Wien- München 2004, S. 875-880; Biringer, M., *Die Fuggerzeitungen der Jahre 1581-1590 aus Wien und Prag*, Diss. Wien 2007; Bauer, O., *Pasquelle in den Fuggerzeitungen. Spott- und Schmähgedichte zwischen Polemik und Kritik (1568-1605)*, Wien 2008, S.25-27; ders., *Zeitungen vor der Zeitung*, 2011 (注 18 も参照)、その他、Behringer, W., *Fugger und Kommunikation*. In: Burkhardt, J.(Hg.), *Die Fugger und das Reich*. Augsburg 2008, S.245-268. も参照。

³⁹ 「ハンス・フッガーの書簡」については、資料 2 の棒グラフ「フッガーの文通相手の頻度、およびフッガーの文通相手の職業分類」を参照。

○第1部 第1章

⁴⁰ 1276年、国王ルードルフ1世により、アウクスブルクの国王都市としての確認、個々の手工業に関する営業分野などが規定された第二の都市法が制定された。アウクスブルクにおいては、1368年のツンフト闘争までは「ツンフト」の名称は使用されなかつたのであるが、14世紀初頭には、手工業者の組織化が進行していた。Dirr, P., *Studien zur Geschichte der Augsburger Zunftverfassung, 1368-1548*, in : *ZHVS* 39 (1910) S.144-145, 153.

⁴¹ Dirr, *ZHVS* 39, S.159-160.

⁴² 6名の代表者は以下のとおりである。ハンス・ヴァイス（織布工）、ハインリヒ・ブルテンバッハ（パン屋）、ハインリヒ・？（毛皮商）、ハンス・エルリンガー（肉屋）、ハンス・ヴェッシスブルナー（商人）と書記のズィークハルト。Dirr, *ZHVS* 39, S.164.

⁴³ Dirr, *ZHVS* 39, S.165-166.

⁴⁴ Dirr, *ZHVS* 39, S.168-173.

⁴⁵ 楠戸一彦『ドイツ中世後期のスポーツ』不昧堂出版、1998年、66頁。

⁴⁶ 規約「1397年 塩運送業者ツンフトとワイン小売業ツンフト：1397年、小参事会、および拡大参事会は、ワイン小売業ツンフトと塩運送業者ツンフトとが1つのツンフトになることを認める」Dirr, *ZHVS* 39, S.173-174, 208.

⁴⁷ Dirr, *ZHVS* 39, S. 174-177.

⁴⁸ 織布工ツンフトは、1475年に550名、1536年に1451名を記録している。Reinhard, *Prosopographie* の1545名のデータによれば、ウルムからの移住者は13名と最も多く、続いてメミンゲンから6名、ニュルンベルクから5名、リンダウから4名となっている。南ドイツにおける亜麻布製造は、アウクスブルクの他、ウルム、ケンプテン、ボーデン湖畔の諸都市（特にコンスタンツ）で繁栄した。アウクスブルクの商人たちは、バルヘント織のための綿花を、ヴェネツィア商人を介してキプロス島、およびクレタ島から入手していた。

⁴⁹ Dirr, P., *Kaufleutezunft und Kaufleutestube in Augsburg zur Zeit des Zunftregiments (1368-1548)* , in : *ZHVS* 35 (1909), S.134-138,178.

⁵⁰ Dirr, *ZHVS* 35, S.138.

⁵¹ Rogge, *gemeinen Nutzen* , S.185.

⁵² 4つの委員会については、Rogge, *gemeinen Nutzen*, S.12-16, 299-301, 231-246.を参照。

⁵³ 諸田『フッガ一家の遺産』22~24頁。

⁵⁴ Geffcken, P., Augsburg im Hoch- und Spätmittelalter, in : Grünsteudel, G. u.a. (Hg.), *Augsburger Stadtlexikon*, Augsburg ,1998.

⁵⁵ Rieber, Das Patriziat, S.305.

⁵⁶ 表1【ツンフト一覧】、および図1【ツンフト統治構造】を参照。

⁵⁷ 規約 Christian, M., *Geschichte der Stadt Augsburg*, 1907, S.255.

⁵⁸ 例外として 1495 年、参事会は、ゲオルク・フェッター（ドナウヴェルト出身）の都市貴族団体への入会を認めている。Reinhard, *Prosopographie*, S.853-854.

⁵⁹ 「メーラーゲゼルシャフト」をめぐる議論は、研究者のあいだで様々な議論がなされてきた。ディル、キースリンク、メルケなどの研究者は、「ツンフトと都市貴族の間の社会層を構成していたのであろう」とし、社会制度としてのメーラーゲゼルシャフトの存在を主張している。Dirr, ZHVS 39, S.195, Rieber, *Patriziat*, S. 309, Sieh-Burens, *Oligarchie*, S.25, Kiessling,R., *Bürgerliche Gesellschaft und Kirche in Augsburg im Spätmittelalter*, Augsburg 1971, S.46. メーラーゲゼルシャフトの存在についてのテーゼは、シュテッテンの研究に基づいている。Stetten, *Geschlechter*, S. 137-139.

しかし、この人的集団についての名称は、史料により異なっており（*Gesellschaft der Mehrer, Mehrer der Gesellschaft*, あるいは *Gesellschaft der Mehrer der Geschlechter* と記載されている）、さらに、この団体の設立日時の相違も確認されていることから、ロッグは、「社会制度としての“*Gesellschaft der Mehrer*”は、決して存在しなかった」と主張した。また、1509 年の都市貴族の酒房団体の規約において、はじめて“*mehrern gesellschaft*”について話題になっている。しかし、都市貴族の酒房団体の最初の規約は、1481 年であり、もしも、社会制度としてのメーラーが存在するのであれば、すでにこの 1481 年の規約に言及されていたはずである。1509 年の規約を分析したロッグによれば、「“*mehrern gesellschaft*”は、都市貴族の酒房団体の構成員と一致しており、1509 年に、はじめてこの呼称を自己名称のために用いた。したがって、メーラーは、社会の中間層であるということはできない」と結論付けている。Rogge, *gemeinen Nutzen*, S.188-189f., 1509 年の規約については、Dirr, ZHVS 39, S.239 を参照。

以上のことから、メーラーという概念は、以下二つの解釈を可能にする。まず一つは、量に関する意味であり、このことは、都市貴族ではない市民の、都市貴族の酒房団体への加

入許可を通してこの人員の基盤を増加させた (vermehrt) ことから決定的であるといえよう。すなわち、「都市貴族の酒房団体のメーラー（増員した人々）」であって、彼らは、都市貴族とは違うのであるが、結婚により名誉ある都市貴族へ近づいた者である、ということを社会の階層に対して誇示できたのであろう。また一方において、1479年以後、商人ツンフトの酒房が創設されると、都市貴族の酒房団体は、その優位性と排他性を強調するため、自らを *merere* (bessere, höhere と同義語として) *gesellschaft* と呼び始めた。ロッゲの分析による自己名称としての解釈である。なお、このような *merer* と同じ使用法は他にも見られる。例えば、司教座聖堂参事会 (Domstift) は、アウクスブルクのその他の宗教施設に対する優位性を特徴付けるために、*merer gestift* (maioris ecclesiae, Hochmererstift) と呼ばれていた。さらに、メーラーには「*Mehrer des Reiches*」（帝国拡張者）というかつてのローマ皇帝の称号として(ラテン語の *Augstus* の翻訳にあたる)の意味があり、「*Mehrer der Gesellschaft*」はこれを模倣したものとも考えられる。

Grünsteudel,G./Hägele,G./Frankenberger,R. (Hg.), *Augsburger Stadtlexikon*, Augsburg 1998, S.647~648. 拙稿「中近世都市アウクスブルクのメーラー—都市貴族と商人のあいだ」85~99頁。

⁶⁰ Rogge, *gemeinen Nutzen*, S.187f. 年会費は1534年頃、ゴールドグルデン 30 クロイツァーであった。

⁶¹ Rogge, *gemeinen Nutzen*, S.189f.構成員は、貴族の女性 7 名、都市貴族 25 名、ツンフト (メーラー) 42 名の合計 74 名であった。図3【仲間団体 (Gesellschaft)】も参照。

⁶² Rogge, *gemeinen Nutzen*, S.189. その他、酒房団体の記録については以下も参照、Hämmerle, A. (Hg.), *Die Hochzeitsbücher der Augsburger Bürgerstube und Kaufleutestube bis zum Ende der Reichsfreiheit*, München (Privatdruck) 1936.

⁶³ 都市貴族 7 家系は、以下の通りである。Reinhard, *Prosopographie* ヘルヴァルト、イルズング、ランゲンマンテル (フォン・シュパーレン、フォン・ドッペルテンの 2 系列)、ラーフェンスブルガー、レーリンガー、ウェルザー、ホーフマイアー。

⁶⁴ 1538年から都市貴族への加入を認められた 38 家族のうち、Reinhard, *Prosopographie* のデータからは以下の 35 家族が明らかになっている。あわせて、資料 1 *Prosopographie* の円グラフを参照。

アルツト、バウムガルトナー、ブレイシュック、エーエム、エンドルファー、フッガー、

ハインツェル、ヘーリン、ホノルト、イムホーフ、ユング、カツツベック、ラウギンガー、リーバー、マイアー、モイティンク、ナイトハルト、ポイティンガー、プフィスター、ライインク、レーム、レームボルト、ロート、ルードルフ、シュッテーリン、シュヌール、シュタムラー、ズルツァー、アルシュテット、フェッター、フィッテル、フェーリン、フォン・デッティヒホーフェン、フォン・シュテッテン、ヴァルター。

⁶⁵ ただし、1555年、シュリュッセルフェルターおよびその他2家系の都市貴族への加入が認められている。Roeck, *Krieg und Frieden*, S.340~343. 1629年には、ヴァンナー、ならびにフェーゼンマイアーの都市貴族への加入が認められた。Reinhard, *Prosopographie*

⁶⁶ Dirr, P., *Kaufleutezunft und Kaufleutestube in Augsburg zur Zeit des Zunftregiments (1368-1548)* , in : *ZHVS 35* (1909) S.138f.

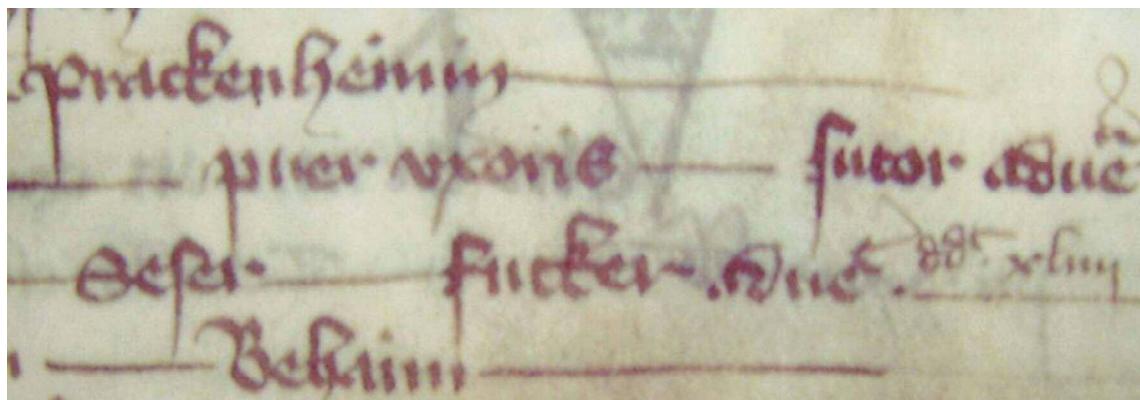
⁶⁷ Dirr, *ZHVS 35*, S.140f. Sieh-Burens, *Oligarchie*, S.24.

⁶⁸ ヤーコブ・ヘルブロートと同名の父（ヘルブロート1世）は、シュレージエン出身の毛皮商であり、アウクスブルクへ移住した後、ヘルブロート家は代々、毛皮屋ツンフトに所属するようになった。ヘルブロート2世は、1540年から1548年、毛皮屋ツンフトのツンフトマイスターとなり、1541年の商人の酒房団体設立時より1551年まで、酒房長を勤めた。1543年には13人委員会に所属するようになり、建築役人(Baumeister)、1544年に租税収入役(Einnehmer)を兼務し、1545年、ついに市長となっている。また、彼は積極的な経済活動を行い、1520年から1557年まで、自身の会社“ヤーコブ・ヘルブロートと息子たち”的所有者であった。プロソポグラフィーによれば、アウクスブルクの指導層（特に、レーリンガー、イムホーフ、レーム、マンリヒ）との様々な経済上の結合関係を結び、時には債務者として、またある時は債権者として現れている。アントーン・フッガーとの金融取引も行われていた。主にアントウェルペン、およびニュルンベルクにおいて広範な手形取引に従事していたほか、1543年には、商人の酒房団体に所属していたパンクラーツ・ベックリーン(?-1545)の遺言執行人(Testamentarier)として指名されている。ヘルブロート2世は、1541年にクラッファー・マリア(Kraffter Maria)と結婚し、11人の子供を残している。クラッファ一家も、ヘルブロート家と同様に、代々毛皮屋ツンフトの構成員となっていた。ヘルブロートの子供たちもまた、1548年のカール5世の市政改革以降、商人の酒房団体に所属するようになった。Reinhard, *Prosopographie* ,S. 264-271, Hecker,P., *Der Augsburger Buergermeister Jakob Herbrot und der Sturz des*

zunftischen Regiments in Augsburg, in : ZHVS 1 (1874), S. 35-98.

○第1部 第2章

⁶⁹ 1367 年の租税台帳 (Steuerbuch) において、織布工ハンス・フッガーのアウクスブルク移住について記載されている。中央の上から 3 段目に「Fucker advenit」の文字。



(Fuggerei 内のミュージアムにて撮影)

⁷⁰ ヤーコブの父 (Jakob Fugger d.Ä.) とアンドレーアスは 1454 年に店を分け、ヤーコブの父の家系は百合の紋章であることから「百合のフッガー (Fugger von der Lilie)」(1473 年に紋章授与)、一方、アンドレーアスの家系は 1462 年に紋章を授与され「野呂鹿のフッガー (Fugger vom Reh)」と呼ばれた。Jansen, M., *Jakob Fugger der Reiche*. Leipzig 1910.S.263f. 一般に、アウクスブルクのフッガ一家といえば百合のフッガ一家のことを指すが、2007 年、鹿のフッガ一家の系譜が出版され、末裔が今日まで存続していることが明らかになった。Fugger, M./ Fugger,M., *Genealogie des Hauses Fugger vom Reh. Stammtafeln und biographische Erläuterungen*, Augsburg 2007.

⁷¹ フッガ一家の鉱山業に関して、地図 11、12 を参照。

⁷² フッガ一家に関する最新文献は以下を参照。Häberlein, M., *Die Fugger. Geschichte einer Augsburger Familie (1367-1650)*, Stuttgart 2006. なお、ハプスブルクの皇帝 (マクシミリアン 1 世、カール 5 世) により、商人ツンフトに所属するヘッヒシュテター、ヘルマン、バウムガルトナーなども 1538 年までに貴族 (Reichsfreiherr) 身分を与えられている。フッガー同様、メーラーであった。

⁷³ Die Chronik von Clemens Sender von den ältesten Zeiten der Stadt bis zum Jahre 1536. in; *Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis zum 16. Jahrhundert*, Bd.23 Göttingen 1966. ‘Cronica newer geschichten’ von Wilhelm Rem 1512-27. in; *Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis zum 16. Jahrhundert*, Bd.25 Göttingen

1966.

⁷⁴ 1485年に結婚。レームについては Reinhard, *Prosopographie*, S.690-691.

⁷⁵ *Chroniken*, Bd.23, S.165-170. Rohmann, *Ehrenbuch*, Bd.1, S. 15.

⁷⁶ *Chroniken*, Bd. 25, S.83 f., 109 f., 157,272. Rohmann, *Ehrenbuch*, Bd 1, S.57f.

⁷⁷ ヤーコプとライムントは聖アンナ教会に一族の墓所であるフッガー家の礼拝堂を建設した。1509年に建設が始まり、1511年に完成、1518年に献納が行われた。アウクスブルクで最初のイタリア・ルネサンス式建築といわれている。ヤーコプは聖アンナ教会をはじめ、アウクスブルクのほとんど全ての教会、修道院、慈善施設に寄付行為を行っている。聖アンナ教会については Scheller, *Memoria*, S.47-100.

⁷⁸ 農民戦争を鎮圧するため、シュヴァーベン同盟へ財政援助した際の手紙。農民戦争のあいだ、フッガーはアウクスブルクを離れ、領地であるビーバーバッハ (Biberbach) に避難していた。Häberlein, *Fugger*, S.172.

⁷⁹ エーエムについては Reinhard, *Prosopographie*, S.100.

⁸⁰ *Chroniken*, Bd.23, S.237-244. Hoffmann, C.A., *Delinquenz und Strafverfolgung städtischer Oberschichten im Augsburg des 16. Jahrhunderts*, in: Häberlein,M./Burkhardt,J.(Hg.), *Die Welser. Neue Forschungen zur Geschichte und Kultur des oberdeutschen Handelshauses*, Berlin 2002. S. 378f.

⁸¹ 宗教改革導入前の多くの帝国都市で見られる聖職者と平信徒の典型的な争いである。聖モーリッツ教会の小教区においては、司教座の聖職者と財産管理人との争いが長い間燻っていたのであるが、1511年、教区ゲマインデが司教座参事会の同意なしに自身の教会世話係 (Mesner) を雇い、数ヶ月間、司教座参事会へ納税を拒んだため争いは頂点に達した。結局は、両者が各自の教会世話係を任命する権利を認められ、調停された。しかし、教区ゲマインデは、司教座により任命された説教師の職務の執行にも満足しておらず、自身の牧師を任命し雇用する権利を持つようになった。この職は神学者ヨハンネス・シュパイザー博士に委ねられたが、4年間の期限つきであったため、司教座はシュパイザーに説教行為を禁止し、1515年に再び紛争が起こったのである。フッガーにより寄進された説教師職 (Prädikatur) は、教皇勅書を得ているが、宗教改革の浸透とともに福音主義派的な説教師と結びつくことになった。Kiessling, R., *Bürgerliche Gesellschaft und Kirche in Augsburg im Spätmittelalter*. Augsburg 1971. S.111-113.; Scheller, *Memoria*, S.101-114.

-
- ⁸² マルクス・エーエムについては Reinhard, *Prosopographie*, S.98-99.
- ⁸³ *Chroniken*, Bd.23, S.340-342.; Mölke, Fugger, S.148f. Häberlein, *Fugger*, S.169-170, 175. 松田「アントーン（8）」107~113 頁。なお、拘留刑を下した市長レーリンガーもこのときツヴィングリ派を名乗っていた。
- ⁸⁴ Häberlein, *Fugger*, S.175-177.; メラー・B（森田安一・棟居洋・石引正志訳）『帝国都市と宗教改革』教文館 1990 年。35~64 頁も参照。
- ⁸⁵ 宗教改革の進展を前にして、ヤーコプは聖アンナ教会のカルメル派修道院の解散を危惧し、二度の遺言状を作成（1525 年）。結局、同教会は 1548 年以来、福音主義派となり、1555 年、ヤーコプの相続人は、典礼上の祈念碑をアウクスブルクのドミニコ会修道院へ移すことになった。Scheller, *Memoria*, S.185f.
- ⁸⁶ *Chroniken*, Bd.29, S.60.
- ⁸⁷ 現在も続いているフッガ一家の三家系（バーベンハウゼン、グレット、キルヒベルク）の代表者により構成される一族の長老会の会合がフッゲライ内で行われ、管理運営にあたっている。Fürstlich und Gräflich Fuggersche Stiftungs-Administration. (www.fugger.de)
- ⁸⁸ Sieh-Burens, *Oligarchie*, S.156, 168.; Rohmann, *Ehrenbuch*, Bd.1, S.19.
- ⁸⁹ フッゲライについての研究文献は以下の二点。Weidenbacher, J., *Die Fuggerei in Augsburg. Die erste deutsche Kleinhauptsstiftung. Ein Beitrag zur Geschichte des deutschen Kleinhauzes*. Augsburg 1926. ; Tietz-Strödel, M., *Die Fuggerei in Augsburg. Studien zur Entwicklung des sozialen Stiftungsbaus im 15. und 16. Jahrhundert*, Tübingen 1982. その他、諸田『フッガ一家の遺産』204~250 頁。
- ⁹⁰ M.D.XIX. VDALR. GEORG. JACOB. FVGGERI. AVGVST : GERMANI. FRATRES. QVA. BONO. REIP. SE. NATOS. QVA. FORTUNAM. MAXIMAR. OPUM. D. O. M. ACCEPTAM. IN. PRIMIS. REFERENDUM. RATI. OB. PIETATEM. ET. EXIMIAM. IN. EXEMPLUM. LARGITATEM. AEDES. C. VI. CUM. OPERE. ET. CVLTV. MVNICI PIBVS. SUIS. FRVGI. SED. PAVPERIE. LABORANTIBVS. D. D. D. ドイツ語訳は Ulrich Graf Fugger von Glött, *Die Fuggerei - Die älteste Sozialsiedlung der Welt*. Augsburg 2003. S.23. 参照。
- ⁹¹ ヤーコプは自身とその相続人に、「貧者の住宅地」のために都市の租税を支払うことを義務付けている。Strohm,T./Klein,M,(Hg.), *Die Entstehung einer sozialen ordnung Europas*

Bd. 2 , Heidelberg 2004. S. 43-46, 48-51.; Scheller,*Memoria*, S.127-130.

⁹² 表3【フッゲライ変遷表】を参照。Fugger von Glött, *Die Fuggerei* より加筆し作成。なお、「フッゲライ」の呼称は史料では 1531 年に初出するが、フッガ一家の記録では 1548 年、それまでは地名をとつて「カッペンツィップフェル (*Kappenzipfel*) の家々」と記されていた。

⁹³ Stein, C., Die Behandlung der Franzosenkrankheit in der Frühen Neuzeit am Beispiel Augsburgs, Stuttgart 2003. S.95f, 140f.

⁹⁴ 1515 年、スペインのゴンサロ・フェルナンデス (Gonzalo Fernández de Oviedo y Valdés) がユソウ木で治療され、1517 年、フッガーと親しい枢機卿ランクが皇帝の医学委員会に任命されスペインへ派遣された。ユソウ木治療の調査には、アウクスブルクの医師パウル・リキウス、ハインリヒ・シュトローマーなどがあたり、1518 年、同メンバーの一人のヴィーン大学教授レーオンハルト・シュマウスがラテン語で報告書を発表し、その一月後にドイツ語で出版された。Scheller,*Memoria*, S.227-228.

⁹⁵ De Guaiaci Medicina et morbo Gallico Liber unus. Scheller,*Memoria*, S.227-228.

⁹⁶ Strieder, J., Die Fugger und die Guajakholzkur. In; *Dermatologische Wochenschrift* 99 (1934), S. 888-890.; Sudhoff, K., Vorsorge für die Syphiliskranken in Würzburg und Augsburg zu Ende des 15. und bis ins zweite Viertel des 16.Jahrhunderts. In; *Dermatologische Wochenschrift* 97 (1933) S. 1431-1445. ; Kiessling, *Bürgerliche Gesellschaft* S.232.; Scheller,*Memoria*, S.227 記録の残っている 1556 年から 1629 年までの「木の家」の患者数は 2461 名であった。諸田『フッガ一家の遺産』247 頁。なお、「木の家」の住人は、フッゲライの祈りの日課を義務付けられていなかった。

⁹⁷ Clasen, C.-P., Armenfürsorge in Augsburg vor dem 30 jährigen Kriege, in; *ZHVS* 78, 1984. S. 65-115.; Roeck, B., „Arme“ in Augsburg zu Beginn des 30 jährigen Krieges. In; *Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte* 46 (1983), S. 515-558.

⁹⁸ 救貧管理役人は 4~6 人置かれ、「尊敬すべき身分・人柄であり、小参事会または裁判官に属していない人物」が 2 年間、さらに 6 人の救貧委員 (Almosenknechte) とともに、日曜・祝日に救貧のための喜捨を集めて回る。喜捨は、市民、全ての教区、修道院から集められ、その後貧者に手渡された。貧者に値するか否かを判断する権限を持ち、毎週の視察で情報を得て探し出された。最初の救貧管理役人 6 名は、マックス・エフェーン (d.Ä.)、

ゲオルク・ヴィーラント、ウルリヒ・キッシンガー、コンラート・レーリンガー（d.Ä.）、ツィムブレヒト・ホーファー（d.Ä.）、イエルク・ミュラーであった。Scheller, *Memoria*, S.231f.; Strohm, T./Klein, M.(Hg.), *Die Entstehung*, S. 46-47, 52-56.

99 「アウクスブルクにおいて、多くの貧しいよそ者が、フランスの悪い病気（梅毒）を負っているために仕事を行えず、他の方法で生計を立てることもできず、腐敗した生活でだらしなくなっているので、ヤーコプ・フッガー氏とその兄弟の息子たちは、全能の神を賞賛すること、病人を助けること、貧者の健康を取り戻すことを喜捨と考え、病気と貧困で苦しんでいる人々を、彼らの意に従うまで、聖ヤーコプ教会のすぐ近くの住宅へ受け入れることを行っている。そして、彼らを「木の家」において、応急に描かれた方法で世話をされている。Nachdem in dieser statt Augspurg viele armer ausländisch leut, die mit der bösen Krankheit der franzosen beladen sein, dadurch sy ihre handwork und dienst nit verwesen, noch anderweg ir leibs narung gewinen mügen in verderben leibs und guts khomen, haben Herr Jakob Fugger und seine gebrüders sön, dem allmächtigen zu lob und denselben kranken zu hilf und wiederbrinung Jres gesundts für ein almuesen angesehen und fürgenommen, derselben personen, so wie obssteet, mit der krankheit und armut beschweert sein, allwegen ain anzal bis auf ir wogefallen in ir behausung bei st. Jakob anzunemen und sie in dem holz mit aller notturft nachgemelter maß und halten lassen.」 Scheller, *Memoria*, S. 228.

100 救済に値するとみなされるのは、老人、病気・不慮の事故のゆえに生計を自身で稼げない者、忠実に働いているが報酬の少ない者であった。Roth, F., *Augsburgs Reformationsgeschichte*, Bd.3, München 1907, S. 207.

101 アウクスブルク都市内におけるカトリックと福音主義派の比率は、1534年～1560年代、カトリック 20%：福音主義派 80% であった。同時期の都市の人口は約3万とされており、その後増大を続け、三十年戦争期に半数近くまで減少する。永田『ドイツ近世の社会』187～188頁。

102 フッゲライは、聖ヤーコップ教会（特に巡礼者のための教区教会）の教区に属し、年に1度の教会堂開基祭の日には寄付金が分配された。Scheller, *Memoria*, S. 155.

103 シュマルカルデン戦争の間、アントーン・フッガーはシュヴァーツに逃れ、企業の土台を築いていたが、一方で、アウクスブルク市長のヤーコプ・ヘルブロートと定期的な手形

取引を維持し、彼に皇帝との調停交渉を勧めていた。市参事会はアントーンの助言を受け入れ、皇帝は、アウクスブルクに 1 万 5,000 グルденの損害賠償金を要求し、フッガーが 8 万グルденの貸付金で援助した。また、アントーンはアウクスブルク司教オットー・トルフゼス・フォン・ヴァルトブルク（1543 年より就任、皇帝と教皇に忠実）への貸付金により都市と司教との和解も試みている。Häberlein, *Fugger*, S.177-179.; Kirch, H.J., *Die Fugger und der Schmalkaldische Krieg*, München/Leipzig 1915. S. 36-61, 113-138, 142-150, 165-171.

¹⁰⁴ Sieh-Burens, *Oligarchie*, S.27~28. Warmbrunn, *Zwei Konfessionen*, S.111-112.

¹⁰⁵ 都市管理人（Stadtpfleger）の誓約、Blendinger, F./Zorn, W. (Hg.), *Augsburg. Geschichte im Bild dokumenten*, München 1976, S.72.

¹⁰⁶ 1548 年からの官職保持者のリストによれば、都市管理人、秘密参事会員、市長、収入役、建築役人、直接税管理官、間接税管理官、首席裁判長のうち、都市貴族に属していない参事会員は 2 名のみであった。Warmbrunn, *Zwei Konfessionen*, S.110.

¹⁰⁷ Warmbrunn, *Zwei Konfessionen*, S.112.

¹⁰⁸ Sieh-Burens, *Oligarchie*, S.35.

¹⁰⁹ Dirr, *ZHVS* 35, S.144, Wallenta, *Katholische Konfessionalisierung*, S.77-82.

また、ロートは、「1552 年、諸侯戦争時には、宗教改革派諸侯軍の都市占領により、三ヵ月間、宗教改革派の参事会と信仰体制が成立した」と述べている。Roth, F., *Augsburgs Reformationsgeschichte, 1547 bis 1555*, Bd.4, München 1911. S.413.

¹¹⁰ Warmbrunn, *Zwei Konfessionen*, S.113-114.

¹¹¹ レーリンガーについては Reinhard, *Prosopographie*, S.657-658. 1549 年から 1574 年まで都市管理人に就いていた。なお、1548 年以来、参事会議席および官職は、基本的に終身であった。

¹¹² アントーンが 1551 年に秘密参事会を辞任したため、ハンス・ヤーコプが職務を引き継いだ。Sieh-Burens, *Oligarchie*, S.169-187.; Warmbrunn, *Zwei Konfessionen* S.106-114.

¹¹³ ベックリーン家については、Reinhard, *Prosopographie*, S.55-65.

¹¹⁴ 例えば、Häberlein, M., *Familiäre Beziehungen und geschäftliche Interessen: Die Augsburger Kaufmannsfamilie Böcklin zwischen Reformation und Dreissigjährigem Krieg*, in; *ZHVS* 87 (1994), S.39-58, その他、経済史の分野からの研究

としては、Blenderger, F., Die wirtschaftlichen Führungsschichten in Augsburg 1430-1740, in : Helbig, H.(Hg.), *Führungskräfte der Wirtschaft in Mittelalter und Neuzeit 1350-1850*, Teil 1, Limburg an der Lahn 1973, S.51-86.

¹¹⁵ Rogge, J., Für den Gemeinen Nutzen. Politisches Handeln und Politikverständnis von Rat und Bürgerschaft in Augsburg im Spätmittelalter. Tübingen 1996.

○第2部 第1章

¹¹⁶ 松田「アントーン・フガー（26）」295～296頁。

¹¹⁷ アウクスブルクの市政については、拙稿「中近世都市アウクスブルクのメーラー」および第1部を参照。

¹¹⁸ Pölnitz, *Anton Fugger*, Bd.3, T1.2,S.291-292. 松田「アントーン・フガー（29）」155～161頁。

¹¹⁹ このほか、第三の遺言補足書において、寄付、遺贈およびアントーンの娘たちの教育方針が示されている。娘たちは「カトリックの家庭教師とともに」育てられ、フッガー邸の御用人はすべてカトリックであるべきとされた。Pölnitz, *Anton Fugger*, Bd.3, T1.2,S.294-295.; Häberlein, M., *Die Fugger. Geschichte einer Augsburger Familie(1367-1650)*, Stuttgart 2006, S.97-119.

¹²⁰ Häberlein, M., Brüder, Freunde und Betrüger. Soziale Beziehungen, Normen und Konflikte in der Augsburger Kaufmannschaft um die Mitte des 16. Jahrhunderts, Berlin 1998; Häberlein,M./Burkhard,J.(Hg.), Die Welser. Neue Forschungen zur Geschichte und Kultur des oberdeutschen Handelshauses, Berlin 2002.

¹²¹ ハンス・ヤーコプの負債問題については、第2部第6章第2節を参照。

¹²² 1572～1597年「マルクス・フッガーと兄弟 (*Marx Fugger und Gebrüder*)」の商号で活動した。また、多くの書簡を残したハンスは、共同出資者として従事した。Reinhard, W., *Augsburger Eliten des 16.Jahrhunderts. Prosopographie wirtschaftlicher und politischer Führungsgruppen 1500-1620*, Bearb. Von M. Häberlein u.a. Berlin 1996. S.151-152, 159-162.

¹²³ ティロール鉱山業は、銀・銅の採掘における収益、およびイエンバッハ一商会への出資の2項目から構成される。イエンバッハ一商会への出資は、3社の連合（ハウク - ランクナウアー、カツツベック - マンリヒ、フッガー）であったが、1574年、ハウク - ランクナウ

アーが破産し、1577年、カッツベック・マンリヒの脱退後、フッガーが単独で請け負っていた。1570・71年の収益は3万6,000 グルデン、ハンス・フッガーの亡くなった年である1598・99年の収益は7,000 グルデンであった。Scheuermann, L., *Die Fugger als Montanindustrielle in Tirol und Kärnten. Ein Beitrag zur Wirtschaftsgeschichte des 16. und 17. Jahrhunderts*, München/Leipzig 1929, S. 132-241,470f.

¹²⁴ サンティアゴ、アルカンタラ、カラトラーバの三つの修道会領の管理は、スペインの王位を継承したカルロス1世（カール5世）が行うこととなり、1523年、教皇ハドリアヌス6世の勅書により承認されている。フッガ一家の最初のマエストラスゴ契約は、1524年であり、当初は、1519年のカール5世の皇帝選挙の際の貸付金返済に充てられていた。Kellenbenz, *Maestrazgopacht*; ders, *Die Fugger in Spanien und Portugal bis 1560*, München 1990; 諸田『フッガ一家の時代』103頁以下を参照。フッガーのスペイン企業に関しては、地図5、6、7を参照。

¹²⁵ フッガ一家の商社の資本金は、1563年の70万グルデンから1600年の500万グルデンへと上昇を記録しているが、この中から、ゲオルクの息子たちの退職金として75万グルデンを調達されることとなった。Hildebrandt, R., *Die "Georg Fuggerischen Erben". Kaufmännische Tätigkeit und sozialer Status 1555-1600*, Berlin 1966, S.54-57,74.

¹²⁶ 1594年1月に30万グルデン、同年12月に残りの4万グルデンの二回払いであった。Dauser, *Informationskultur*, S.20.

¹²⁷ Dauser, *Informationskultur*, S.174f.

¹²⁸ フィリップ・エドワアルトの専門教育は、ドールおよびバーゼル（1556-1557）、パドヴァ（1560）、ボローニャ（1562）、ローマ（1565）、アントウェルペン（1568-1572）において、他方、オクタヴィアン・ゼクンドゥスは、ボローニャ（1561）、ローマ（1565）、ルーベン（1569）、アントウェルペン（1573）においてであった。兄弟は、各1年間、インゴルシュタット大学に通っていた。また、オクタヴィアン・ゼクンドゥスは、アウクスブルクの市政において重要な役職に就いており、1594年から6年間、都市統治トップの都市管理人（Stadtpfleger）を務めた。Reinhard, *Prosopographie*, S.150-151,164-166.

¹²⁹ Hildebrandt, *Erben* S. 80 ; Bauer, *Pasquelle*, S. 25. 最近の研究によれば、「ゲオルク・フッガーの相続人」の設立には、ハンス・ヤーコブ・フッガーの負債問題が関係していた。従来は、マルクスとの意見の相違とされていたが、実際、設立の目的は、ハンス・ヤーコ

プの子孫への（フッガ一家の商社の支配人の）権利の譲渡を未然に防ぐためであった。

Häberlein, *Fugger*, S.102 f.

¹³⁰ ハンスについては、Reinhard, *Prosopographie* S.151-152, マルクスについてはS.159-162 を参照。

¹³¹ ハンスはウィーンの宮廷に従事していた2年間、皇帝の宮廷顧問として仕えるハンス・フォン・トラウトソン（von Matrei um 1509-1589）の家に住んでいた。トラウトソンは、1531年、ティロールの世襲の元帥の職（Erbmarschallamt）をレーエンとして与えられ、1541年にはフライヘル（バロン、伯と騎士の間）の身分へ昇格した。その後、1551年、エッチュ川（南ティロール）領域におけるラント長官（部隊長）、およびティロール城伯に任命され、1566年以来、皇帝マクシミリアン2世のもと、宮廷における首席執事として従事した。ハンス・フッガーの妹ズザンナ（1539-1588）は、1555年にトラウトソンの息子バルタザールと結婚している。ハンスのウィーン宮廷における生活は、高位の人々との結び付きをもたらし、ハンスとその兄マルクスの将来において重要な役割を果たした。Hadriga, F., *Die Trautson. Paladine Habsburgs*, Graz-Wien-Köln, 1992, S.51 f.

¹³² Pölnitz, Anton Fugger, Bd.3/2, S.98-100,118-134 ; Häberlein, *Die Fugger*. S.136-139.

¹³³ ノートハフト家はバイエルン公に仕えており、エリーザベトの父ゼバスティアンは執事、財務官、顧問官（Regimentsrat）として、兄ブルクハルトは公の保護者として従事した。

Karnehm, *Die Korrespondenz*, S.9,46f.

¹³⁴ Holl, K., Fürstbischof Jakob Fugger von Konstanz, 1604-1626, und die katholische Reform der Diözese im ersten Viertel des 17. Jahrhunderts, Freiburg 1898. なお、ノートハフト家はプロテスタントを名乗っており、ハンスの妻エリーザベトは1561年にカトリックへ改宗している。

¹³⁵ 定期通信（*Ordinari*）の年間購読費は14 グルデンであった。ハンスの購入していた定期新聞、および通信はフッガ一家文書館（FA ; Kopialbuch 1578-1580）のほか、オーストリア国立図書館（ÖNB）のいわゆるフッガー通信（Fuggerzeitungen）の在庫に保存されている。Behringer, *Fugger und Kommunikation*, S.265-268.

○第2部 第2章

¹³⁶ Hildebrandt, R., Diener und Herren. Zur Anatomie grosser Unternehmer im Zeitalter der Fugger, in: J.Burkhardt(Hg.), *Augsburger Handelshäuser im Wandel des*

historischen Urteils, Berlin 1996, S. 149-174 ; Denzel, M.A., Professionalisierung und sozialer Aufstieg bei oberdeutschen Kaufleuten und Faktoren im 16. Jahrhundert, in : Schulz, G. (Hg.), *Sozialer Aufstieg*, München 2002, S. 413-442; Behringer, W., Fugger und Kommunikation, in : Burkhardt(Hg.), *Die Fugger und das Reich*. Augsburg 2008, S.245-268.

¹³⁷ Häberlein, M., Handelsgesellschaften, Sozialbeziehungen und Kommunikationsnetze in Oberdeutschland zwischen dem ausgehenden 15. und der Mitte des 16. Jahrhunderts, in : Hoffmannn, C.A./Kießling, R.(Hg.), *Kommunikation und Region*, Konstanz 2001, S. 305-326; Behringer, Fugger und Taxis, S.244-245.

地図1および2【フッガーハウスの商業ネットワーク】を参照。

¹³⁸ 「76 グルден 19 シリング 4 ヘラーを、彼（アントーン）は駅逓局長ヨハン・アントーン・フォン・タクシスへ送り届けました…（略）。」 Behringer, Fugger und Kommunikation, S.260-261.

¹³⁹ 皇帝ルードルフ2世によるタクシスの駅逓施策は、「駅逓改革」と呼ばれている。駅逓委員として、ハンス・フッガー、アウクスブルクの都市管理人の二人（マルクス・フッガーとクリストフ・レーリンガー）ならびにアウクスブルクの都市貴族のゲオルク・イルズンクが任命された。ハンスは1597年まで従事した。1615年、タクシス家は、皇帝マティアスにより、世襲レーエンとして帝国駅逓レガーリエンを授与され、正式に認可された。

渋谷「広域情報システムの展開」52～61頁。地図4【帝国駅逓の主要路線図】を参照。

¹⁴⁰ 例えば、1673年、ゼバスティアン・フランツ・フォン・タクシスとマリア・ヨハンナ・フッガー（カール・フッガー伯の娘）の結婚。Behringer,Fugger und Taxis, S.247-248.

¹⁴¹ FA 2.1.21a u. b.; Dauser, R., *Fern-Gespräche zwischen Herren und Dienern*, in : Burkhardt,J./Karg, F.(Hg.), *Hans Fugger (1531-1598)*, S.36-37.

¹⁴² 「閣下に応じて、私は、宮廷における新しい事物があったならば、あなた方へ好んで知らせたいと思います。しかし、書くに値するようなことは、必ずその秘密を守らなければならなくなります。そうでなければ、公共の評判のために、日々絶え間なくなり、もし、私が何か情報を得たとしても、信用されなくなってしまいます。（それでも）私は、いつでも閣下に知らせなければならないでしょう。Uff euer gnaden begern, welle ich dieselben gern verstendigen waz zue hoffe neues waer, es wirdt aber solliches wa waz

schrifftwuerdigs und gewiss fuerfaeldt yhn gehaim gehaldten. Sonsten daz gemain geschray [d.h. Geruechte, R.D.] endren sich taeglich und tst sich uff dasselb nit zuverlassen wann mir aber etwaz zue wissen kommt, will ich solliches euren gnaden yeder zeit anzaigen.」ガルトナーは、宮廷における守秘義務を伝えている。FA 2.1.21a (V), fol. 15r (Nr.18) ; Dauser, Herren und Dienern, S.37.

¹⁴³ FA1.2.6b, H.17 ; Dauser, Herren und Dienern, S.38.

¹⁴⁴ 「賭博は、「相応する規律をめぐり危険のない、あるいは貴族との純潔な遊び」と呼ばれています。商社員により、禁止されなければなりません。…das nicht als ungefährlich umb ain zimliche [d.h. geziemende, angemessene, R.D.] zech oder gepuerliche spill mit erbarn leutten zu bezeichnen sei, [muesse vom Handeldiener unterlassen werden.]」 FA34.8 ; Dauser, Herren und Dienern, S.38.

¹⁴⁵ Khevenhüller-Metsch, G.(Hg.), *Hans Khevenhüller; Geheimes Tagebuch 1548-1605*, Graz 1971, S. 28-31. 地図3【1563年の帝国駅逕路線図】、表4【1563年の駅逕主要路線】、ならびに地図4【17世紀以降の帝国駅逕の拡充】を参照。

¹⁴⁶ 1516年のカール5世による駅逕条令において、タクシスの駅逕に対する、教皇、フランス国王ならびにその他の諸侯からの通行許可証の発行、およびスペインの領土（スペイン、ネーデルラント、ナポリ）における業務上の特権などが規定されていた。渋谷「広域情報システムの展開」54～55頁。

¹⁴⁷ ベーリンガーは、当時のタクシス駅逕の信頼性の低さについて指摘している。都市には従来の飛脚制度（Botenlinie）として商人の定期便（*Ordinari-Kaufmanns-Post* =Kaufmannsboten）が発達しており、フッガ一家も好んで利用していたことを明らかにした。例えば、1575年のハンス・フッガーからジョバンニ・チウルレッタ (Giovanni Ciurletta)への書簡：「今月7日付けのヴェネツィアからのご書簡を、私（ハンス）は先週の火曜日にタクシスの駅逕で受け取りました。この方法では度々発送便が紛失しましたので、今後は、書簡をアウクスブルクの飛脚便で送ってくださると幸いです。それならば、手紙は最も確実に届きます。（5月21日）Eur schreiben von 7 diss aus V : (enezi)a hab ich vergangnen afftermontag (Dienstag, d. Verf.) durch die italianisch ordinari*¹ empfangen, und weil durch disen weg mir oft brief send verloren worden, so wer mir am liebsten, da ir mir hinfüran schreiben wolten, dz es durch die venedigischen potten*² geschech, da

khummen mir die brief am sichersten zue.」(FA 1.2.8a H.22, pag.195.)

※1…タクシスの駅遞は当時、itallia(e)nisch post (ordinari)と表記。

※2…アウクスブルクの飛脚便は Venediger Boten と呼ばれていた。

また、フッガー家のケルン支店長ハンス・フリッツの書簡から、当時の「アウクスブルク—ケルン—ネーデルラント」間の伝達の場合、商人の定期便は 5 日であったのに対して、タクシスの駅遞は 7 日かかったことが立証された。「auf 5ten diss durch die ordinari, und auf 7ten diss durch die itallianisch posst」(1579 年 2 月 12 日、FA 2.1.21b, Nr.9, fol.24v.)、Behringer, Merkur, S.88, 138-150.

フッガー通信より、タクシス駅遞の実態を物語る記事。「ケルンの駅遞局：ニュルンベルクの飛脚は、この（7 月）15 日にアントウェルペンから（ケルンに）到着し、ニュルンベルクへの帰途につきました。しかし、都市（ニュルンベルク）の手前 1/8 マイルで、彼がここで受け取った手紙を奪われました。そして（手紙の）一部は開封され、引き裂かれて地面に投げ捨てられていきました。飛脚は彼がアントウェルペンから持ってきた手紙とともにどこへ行ってしまったのか、誰も知ることができません。（1581 年 7 月 20 日ケルン）Der Nürnberger Bote ist am 15. dieses aus Antwerpen hieherkommen und hat seinen Weg nach Nürnberg genommen. Aber ein Achtel Meile vor der Stadt sind ihm die Briefe, die er hier empfangen hatte, abgenommen worden und teils geöffnet und zerrissen und ins Feld geworfen worden. Wo aber der Bote mit den Briefen, die er aus Antwerpen gebracht hat, hingekommen ist, kann man nicht erfahren.」Klarwill, Fuggerzeitungen, Nr.40,S.52.

¹⁴⁸ Ohmann, F., Die Anfänge des Postwesens und die Taxis, Leiptig 1909, S.275f.

¹⁴⁹ Häbler, K., Die Geschichte der Fugger'schen Handlung in Spanien, Weimar 1897, S. 147-151.

¹⁵⁰ 1578 年 1 月 25 日、トマス・ミラーへの指示の手紙。FA 2.5.14 ; Dauser, Herren und Dienern, S.40.

¹⁵¹ Hildebrandt, "Georg Fuggerischen Erben" S.166f ; Dauser, Herren und Dienern, S.41-42.

¹⁵² Blendinger,F., Michael und Dr. Lukas Geizkofler,in: Pölnitz, G.F. von (Hg.), *Lebensbilder aus dem bayerischen Schwaben*, Bd.8, München 1961, S. 108-138.

¹⁵³ Haberer, S., Ott Heinrich Fugger (1592-1644). Biographische Analyse typologischer Handlungsfelder in der Epoche des Dreissigjährigen Krieges, Augsburg 2004, S.143.

¹⁵⁴ 1631年、アウクスブルクへ決算書が送られて来なかつたのみならず、1616年から1628年の間、スペイン宮廷との取引の記録がなかつた。「ヒルスは、一度も支店へ現れず、決算書、貸付対照表、あるいはその他の重要な書類も見当たらない。しかし、ただ毎日、スペインの廷臣として宮廷へ行つており、もはや支店長ではありません。…sei niemahls in die schreibstuben khommen, kein rech. [nungs] buech, bilanz oder anders wichtigs papier wellen sechen, allein aber alletag vleisig nach hoff gefahren den cortisano und nit factor gemacht.」（1631年3月28日、視察官ホルツアーフェル博士の報告。）Haberer, S., Handelsdiener und Handelsherren· Andreas Hyrus und die Fugger, in: ZHVS 88 (1995), S.148.

¹⁵⁵ Haberer, S. 137-155; Denzel, Professionalisierung, S.424-425.

○第2部 第3章

¹⁵⁶ 宗教改革と「アウクスブルクの宗教平和」に関しては、永田『ドイツ近世』を参照。

¹⁵⁷ ルター派の諸侯との書簡は総計24通。ただし、フッガ一家は「宗教平和」で認められないカルヴァン派等については許容していない。

¹⁵⁸ 拙稿「宗教改革期アウクスブルクにおけるフッガ一家」森田編『ヨーロッパ宗教改革の連携と断絶』、2009年（第9章所収）を参照。なお、1563年のカトリックの人口は推定で全体の1/10であった。表2【アウクスブルクの市参事会員の信仰告白】を参照。

¹⁵⁹ ホフマンはすでに改暦紛争以前から、宗派闘争が市民間ににおいて一触即発の状態であつたことを裏付けている。Hoffmann,C.A., Konfessionell motivierte und gewandelte Konflikte in der zweiten Hälfte des 16. Jahrhunderts, in: Friess,P./Kießling,R. (Hg.), *Konfessionalisierung und Region*, Konstanz 1999, S.99-120.

¹⁶⁰ ハンスからバイエルン公ヴィルヘルム5世への手紙(1581年4月20日)、FA 1.2.11 H.40.

¹⁶¹ Roeck,B., *Eine Stadt in Krieg und Frieden. Studien zur Geschichte der Reichsstadt Augsburg zwischen Kalenderstreit und Parität*, 2 Bde, Göttingen 1989. Ders., Das Augsburger Konfessionsproblem als Herausforderung und seine Lösung, in: Burkhardt, J./Haberer, S. (Hg.), *Das Fridensfest. Augsburg und die Entwicklung einer neuzeitlichen Toleranz-, Fridens- und Festkultur*. Berlin 2000. 以下の文献も参照。

Wallenta,W., *Katholische Konfessionalisierung in Augsburg, 1548-1648*, Hamburg 2003,
Warmbrunn,P., *Zwei Konfessionen in einer Stadt. Das Zusammenleben von Katholiken
und Protestanten in den paritätischen Reichsstädten Augsburg, Biberach, Ravensburg
und Dinkelsbühl von 1548 bis 1648*, Wiesbaden 1983. 改暦紛争は、アウクスブルク同様の新旧両宗派併存都市、ビベラッハ、ラーフェンスブルク、ディンケルスビュールでも生じた。

¹⁶² ヨーロッパ主要地域におけるグレゴリウス暦の採用年は以下のとおりである。1582年、カトリックのイタリア、スペイン、ポルトガル、フランス、1583年、ドイツおよびネーデルラントのカトリック諸都市、ならびにオーストリア、1700年、ドイツおよびネーデルラントのプロテスタント諸都市、デンマーク、ノルウェー、スイス、1752年、イギリス、1753年、プロテスタントのスウェーデン。グレゴリウス暦に関しては、永田諒一『宗教改革の真実 カトリックとプロテスタントの社会史』講談社現代新書、2004年、特に 172~192頁、最新の改暦紛争の研究として、皆川卓「良心の問題か現実の必要か—改暦紛争の神聖ローマ帝国」甚野尚志・益田朋幸編『ヨーロッパ中世の時間意識』知泉書店、2012年、93~118頁を参照。皆川氏は特にプロテスタント諸侯の動向について詳細に述べている。

¹⁶³ 永田『ドイツ近世』209~220頁。

¹⁶⁴ ヘルヴァルトと3名の教会管理人（Kirchenpfleger）は、ローマ教会の教会法を免れることを定めた条項（第7条）に違反することを主張した。永田『ドイツ近世』134頁以下、条文は319頁を参照。その他、Warmbrunn, *Zwei Konfessionen*, S.360-375も参照。

¹⁶⁵ Wallenta, *Konfessionalisierung*, S.102f.

¹⁶⁶ この問題の詳細については、永田『ドイツ近世』212~213頁を参照。

¹⁶⁷ Wallenta, *Konfessionalisierung*, S.112-113.

¹⁶⁸ キリスト昇天祭は、復活祭から40日目であり、1584年は、グレゴリウス暦によれば5月10日、ユリウス暦によれば5月28日（グレゴリウス暦の6月7日）にあたっていた。

¹⁶⁹ Dauser, *Informationskultur*, S.256f, ミュラーの市外追放通告については、Wallenta, *Konfessionalisierung*, S.111-112を参照。あわせて図6（ミュラーの肖像画と1584年のミュラー追放の際の暴動の描写）を参照。

¹⁷⁰ 6月18日、説教師たちは補足文書『抗議（Protestatio）』を発表したのであるが、調停に不満な福音主義の住民を説得するような内容となっていた。永田『ドイツ近世』215頁。

¹⁷¹ Dauser, *Informationskultur*, S.257-258.

¹⁷² Dauser, *Informationskultur*, S.259. ハンス自身は、グレゴリウス暦実施日（1583年2月3日）より新暦を記載しておらず、また、同年3月の始めは旧暦の日付が見られることから、少なくとも改暦当初は、旧暦と新暦とを区別していなかったことになる。

¹⁷³ オットハインリヒへの手紙（1582年10月24日）FA 1.2.12a H.45, Karnehm, *Regesten Bd2/2*, S.987.

¹⁷⁴ 例えば、イエルクへの手紙（1585年8月11日、28日）FA 1.2.14a H.61、（1586年8月27日）FA 1.2.14b H.65、アントーンへの手紙（1586年7月2日）FA 1.2.14b H.63を参照。

¹⁷⁵ Dauser, *Informationskultur*, S.260.

¹⁷⁶ 1583年5月2日、FA 1.2.12b H.48, pag.30.

¹⁷⁷ *Insolentia* は *Unverschämtheiten* と同義である。1584年1月6日 FA 1.2.12b H.51, pag.531.

¹⁷⁸ 1584年1月31日、FA 1.2.12b H.51, pag.616f.

¹⁷⁹ 1584年6月5日、FA 1.2.13 H.53, pag.140.

¹⁸⁰ Wegen des neuen calenders (bzw. der versuchten Ausweisung Mylius') habe sich die ganz gemein* gestern zusammen gethon, und sind armata manu inn der statt wie unsinnig umbgeloffen. *…*ganz gemein* ないし *der gemain man* は、フッガーにより度々 *Handelnde*（商取引人）と称されている。1584年6月5日、FA 1.2.13 H.53, pag.147.

¹⁸¹ トナーへの手紙、FA 1.2.13 H.53, pag.148、ブラウンシュヴァイク公への手紙、FA 1.2.13 H.53, pag.152.

¹⁸² 1584年6月5日、FA 1.2.13 H.53, pag.141.

¹⁸³ レックは、都市内に危険をもたらすものは、裕福な福音主義の市民（Kaufleutestube、商人身分の人びと）にも現れること、また、グレゴリウス暦は、騒擾を引き起こすものであり、やがて、都市指導層に対する侮辱へと達することを論証した。Roeck, *Fridensfest* S.134.

¹⁸⁴ Wallenta, *Konfessionalisierung*, S.113-115. 証人尋問の17項目は以下のとおりである。

1. Woher diese Uneinigkeit entstanden?

2. Wer derselben Urheber?

3. Was der Burgerschafft Anlass zu dem letzten Tumult gegeben?

-
4. Wer sie diesen Handel fortzutreiben aufgebracht?
 5. Was jeder fuer Beschwerden fuer den Rath vorzubringen habe?
 6. Ob der Rath die Evangelische Burgerschafft an ihrer Religionsuebung gehindert?
 7. Wann, von wem und wie solches geschehen?
 8. Ob der Rath um Abstellung der Beschwehrden angesucht worden?
 9. Ob die Evangelische Prediger nicht aus gemeiner Stadt Seckel besoldet worden?
 10. Auf was Art sich der Rath verdaechtig gemacht, das ser die Evangerische Burgerschafft zu unterdrucken im Sinn habe?
 11. Ob selbiger einem von ihnen das Recht versaget?
 12. Ob der Rath der Burgerschafft schwehere Steuern und Anlagen auferlegt?
 13. Ob jemand sich beklagen koenne, dass ihm der Rath unrecht gethan?
 14. Ob sie wueschten, dass die Regierungsform geaendert wuerde?
 15. Ob sie dem Rath mit Eyd und Pflicht zugethan?
 16. Ob keinem bewusst, dass einige von der Burgerschafft mit dem Andern des Regiments umgegangen?
 17. Ob sie versprechen wollten, hinfuero dem Rath den schuldigen Gehorsam zu leisten und die Einigkeit unter der Burgerschafft nach Vermoegen zu befoerdern?

¹⁸⁵ アウクスブルクの統治体制については、本稿第1部、および拙稿「中近世都市アウクスブルクのメーラー」、85~99頁を参照。

¹⁸⁶ アウクスブルクの都市指導層のネットワークについては、以下を参照。Sieh-Burens,K., Oligarchie, Konfession und Politik im 16. Jahrhundert. Zur sozialen Verflechtung der Augsburger Bürgermeister und Stadtpfleger 1518-1618, München 1986.

¹⁸⁷ Reinhard,W. (Hg.), Augsburger Eliten des 16. Jahrhunderts. Prosopographie wirtschaftlicher und politischer Führungsgruppen 1500-1620, Bearb. von Häberlein,M. u.a. Berlin 1996, S. 159-164. マルクスは、拡大市参事会（1566-92年）にも所属していた。

¹⁸⁸ レーリンガーは、拡大市参事会（1549-53, 1575-89年）、小参事会（1550-52年）に所属し、建築役人（1553-75年）、都市管理人（1575-88年）として従事していた。Reinhard, *Prosopographie* S.652.

¹⁸⁹ 「(略) ...すなわち、フッガ一家の人びとは、互いに示し合わせて、わずか 2000 金グル

デン（の申告）しか行わなかった。この秘密の約束は、翌年も、さらにその先までも保持されたが、市参事会は、この間、そのことを知らなかつた。本来ならば、フッガ一家の人びとは、15万か16万グルденの財産を申告したはずであり、したがつて、600グルденを支払つたはずである。フッガ一家の人びとがそれだけを支払えないはずはなかつた…（略）

Item der gemeine mann beschwert sich, nachdem ein yeder burger sein vermuegen zuversteuern schuldig, bring man doch in erfahrung, das alle Fugger miteinander ex pacto nuer 2000 goldfl. geben. Solchen Pactum hab man innen erst bey einem jar noch weiter extendiert und prorogiert, one eins gepottnen rhats vorwissen. Sonnst geb ein yeder burger so ueber (15000) oder (16000) guldin vermueg, ein benannte stadt steuer, nemlich 600 goldfl. unnd sey kein Fugger allhie, der nit auch so vil geben koendte. So kauffen die herren Fugger vil heueser an sich, brechen dieselben ab, machten lustgaerten daraus, dadurch den armen burgern ire underkommen geschmelert und entzogen.」 Wallenta, *Konfessionalisierung*, S.115.

¹⁹⁰ 前注と合わせて翻訳は、永田『ドイツ近世』216-217頁を参照。一部、加筆、省略を行つた。

¹⁹¹ 1584年6月5日、FA 1.2.13 H.53, pag.142.

¹⁹² 「Die Kay: [serlichen] Comissarien sten jezo inn der 3. Wochen alhie, ich khan euch aber khein grund [Ende, d. Verf.] inn handlung anzeigen, dan sich die pertheyen dermassen variable erzeigen, dz was heut ja morgen nain [...] . Man will in S: [umm] a kheine catholische hie mer gedulden, sonder die predikhanten wie zu Ulm und inn Wirttemberg ales regiren, solten wir nun alhie einmal die catholisch religion verliren, ist wol zusorgen, khein Kaiser Carl würde die so bald mer restauriren, und zu letst dise statt auch darob zu grund geen, und ehr lang dz gras uff dem weinmarckt wachsen. Gott woll es alls zum besten wenden, der khan allein die mittel schicken, die khein vernunfft endekken [sic!] khan. (1584年8月16日)」 FA 1.2.13 H.55, pag.438.

¹⁹³ ブラウンシュヴァイク公オットハインリヒへの手紙(1584年8月18日)、FA 1.2.13 H.55, pag.442.

¹⁹⁴ 1584年8月3日、FA 1.2.13 H.54, pag.344.

¹⁹⁵ 「[...] sollte man den predikanten denen nachgeben, dz sie und nit ein Er: [würdiger]

rhat predigkanten anzunemen macht hetten, so hetten wire he 20 tag vergangen, den.D. [octor] Millr wider hie, und ehe .3. jar wird im ganzen Rö: [mischen] reich khein predigkhant so uffrüberig nit sein, den sie nit alher werden berueffen, [...] und wird zu letst khein ehrlich mann vor disen geschmeiß hir sich wern khinden. Inn suma sie mehten in khurzen jarn uß diser herlichen stat ein spelunca [machen], ich meins theils wolt sicherer und lieber an der ungherischen greniz als hie sein. イエルク・フォン・モントフォルトへの手紙（1585年8月11日）」FA 1.2.14a H.61, pag.704f.

¹⁹⁶ イエルク・フォン・モントフォルトへの手紙（1585年8月11日）、FA 1.2.14a H.61, pag.703.

¹⁹⁷ 1584年6月16日、FA 1.2.13 H.53, pag.169. また、同日の手紙において、アーヘンの都市統治の危機を例として、アウクスブルクの状況を伝えている。アーヘンは、1570年代より市参事会におけるカトリックの優位性が揺らぎ、1580年以来、ルター派の台頭により、カトリックの都市統治は没落の一歩を辿っていた。FA 1.2.13 H.53, pag.170.

¹⁹⁸ モントフォルトおよびブラウンシュヴァイク公への手紙（1584年6月16日）、FA 1.2.13 H.53.

¹⁹⁹ 「…全ての事柄は、平和に裁かれました。」 FA 1.2.13 H.54, pag.215.

²⁰⁰ 1584年6月30日、FA 1.2.13 H.54, pag.213f.

²⁰¹ フィリップ・ルートヴィヒの書簡は、アウクスブルク市文書館（StAA）に1585年8月12日から8月30日まで残されており、また、フッガーからフィリップ・ルートヴィヒへの書簡の一部は、同市州立図書館（SuStBA）に保管されている。StAA および SuStBA の史料は未見、Dauser, *Informationskultur* に依拠する。

²⁰² ハンスからヴォルフガングの代官トマス・レンツへの手紙（1567年3月31日） FA 1.2.5 H.5 I 144, 148.

²⁰³ 1567年3月24日、31日、FA 1.2.5 H.5 I 50, 53.

²⁰⁴ ハンスは、義兄弟ブルクハルト・ノートハフトへの書簡のなかで、結婚式に出席する予定を記している。1574年8月17日、FA 1.2.7 H.19.

²⁰⁵ 「das du beneben deinem brudern herr Marxen [...] die sachen dahin unnd auff solche mittel unnd wege richten unnd befürdernn helffen wöllest, damit gevarliche weiterung unnd unruhe genzlich verhüetet, auch alle thätliche handlung eingestellt

-
- würden. (1585年8月12日)」Dauser, *Informationskultur*, S.272.
- ²⁰⁶ マルクス・フッガーはこの後、9月5日に都市管理人職を辞任し、後任はハンス・ウェルザー（1530—1596）が務めた。
- ²⁰⁷ 「(wenn aber) die evangelische burgerschafft bey den religionfriden gelassen, unnd ihnen wider ihr gewissen nichts zuegemuetet werde, so zweifle er nicht, das bey ihnen fried unnd ainigkait beneben dem schuldigen gehorsamb unnd underthenigkait wol zuerhallten sei. (1585年8月30日)」Dauser, *Informationskultur*, S.273.
- ²⁰⁸ 1585年9月16日、Dauser, *Informationskultur*, S.274.
- ²⁰⁹ ハンスは、アントーン・フォン・モントフォルト宛に「もし、必要であれば暴力を用いなければならない」として軍事介入を報告した。1586年7月2日、FA 1.2.146 H.63, pag.359.
- ²¹⁰ 「[...] wir wolten auch alhie nichts liebtrs gewinscht haben, dan das E. [uer] F. [ürstliche] n G. [naden] n selbst, sich zue der commission (.wie erstlich an sy begert worden.) heten gebrauchen lassen, so mecht villeicht dise unriebkheit[Unruhe, d. Verf.], und widersezlichkheit vil besser besteurt und alle sachen zue einem gueten frid wessen gebracht worden sein. (1585年9月16日)」Dauser, *Informationskultur*, S.275.
- ²¹¹ Mauer, B., <*Gemain Geschrey*> und <*teglich Reden*>: Georg Kölderer- ein Augsburger Chronist des Konfessionellen Zeitalters, Augsburg 2001, S.169, Tschopp, Augsburger Kalenderstreit, S.248. ミュラーの神秘化（お告げ）とは、いわゆる神秘主義の一種を表しているとも考えられる。
- ²¹² トナーへの手紙、FA 1.2.13 H. 53 (II/2 2532)、モントフォルトへの手紙、FA 1.2.13 H.53 (II/2 2538).
- ²¹³ Mauer, <*Gemain Geschrey*> S.168.
- ²¹⁴ フェントへの手紙、1584年7月21日、FA 1.2.13 H.54, pag.293-296.
- ²¹⁵ フェントは、1555年から1564年、および1575年から1585年、ヴィルヘルム5世の文書係を務め、1564年以降は秘書としても従事した。Hartig,O., Die Gründung der Münchener Hofbibliothek durch Albrecht V. und Johann Jakob Fugger, in: Hacker,R. (Hg.), *Beiträge zur Geschichte der Bayerischen Staatsbibliothek*, München 2000, S. 13-52.
- ²¹⁶ ミュラーは、1584年5月に亡くなった最初の妻バルバラ・グリュントラーとの間に、3

人の息子と 3 人の娘がいた。二番目の妻ヴァイスとの間にも、6 人の息子と 5 人の娘を授かっている。

²¹⁷ トナーへの手紙、FA 1.2.13 H.55 (II/2 2647)、モントフォルトへの手紙、FA 1.2.13 H.55 (II/2 2642)、リューメリンへの手紙、FA 1.2.13 H.55 (II/2 2646)。リューメリンは、シュトラースブルク司教区本部の秘書を務めていた。

²¹⁸ Mauer, <Gemain Geschrey> S.172.

²¹⁹ 例えば、「(ミュラーは) 卑猥・自堕落的・獸姦的、快樂的生活 (を送っている)」、「彼は、美しく成熟した女狂いであるらしい」などの文言。Dauser, *Informationskultur*, S.280.

²²⁰ 1586 年 9 月 7 日付、間近に開催される市で冊子を購入するよう、そして少なくとも、3, 4 日以内に送り返して欲しいとの旨が記されている。FA 1.2.14b H.65f.

²²¹ レーマーへのお礼の手紙(1586 年 9 月 17 日)、トナーへの手紙(同 9 月 20 日)、FA 1.2.14b H.65 pag.577, 586. 当時、ニュルンベルクからアウクスブルク間は、ポスト (駅逓) で約 2 日の距離であった。

²²² 「1584 年、織工会館で発見された。あなた方、委員会に十分な注意を喚起します。あなた方によって作成されたり、協議されたりして、秘密にされなければならない事柄が、すべてフッガ一家のもとで記録されています、明らかに、あなた方の承認なしに (…略)。」

[...] im weber hauß gefunden worden Ao 1584 (unfoliiert):

Ir auschus geben guete acht,
dan alles was von euch wirt gemacht,
Beratschlagt und in gehaimb solt bleiben,
Thuet man beim Fugger alles aufschreiben,
Ohn eur wissen sicherlich. [...]

(SuStBA4 Cod.Aug.149, Nr.32a,C は未見、Dauser, *Informationskultur*, S.278 を参照。)

²²³ 1584 年 6 月 16 日、FA 1.2.13 H.53, pag.162.

²²⁴ 注 18 を参照 (Karnehm 文献)。

○第 2 部 第 4 章

²²⁵ ネーデルラント 17 州：ブラバント、リンブルフ、ルクセンブルク、ヘルレの各公、フランドル、アルトワ、エノー、ナミュール、ホラント、ゼーラント、ズトレフエンの各伯、アントウェルペン辺境伯、メヘレン、ユトレヒト、オーフェルエイセル、フリースラント、フローニンゲンの各領主。ネーデルラントは 17 の属州各々が別々の特権、貴族層、「立法

院」を有し、諸都市は自身の裁判所、ギルド、市参事会等を持つ。中央（政府）は、各属州の州総督＝スタッツホルダー（Stadholder）と都市参事会の議長グランパンショナリ（Grandpensionarie）を任命する権限がある。州総督は、属州徵募兵の司令官、属州身分制議会（州議会）の議長、運河と公的奉仕活動の監督官、ならびに自身の管轄下の裁判長を兼ねた。常に貴族出身者であり、各州議会により任命されていたが、オランウェイ公ウィレムの時代以降、ナッサウー門が分有することとなった。州議会の上に「全国議会」がブリュッセルで開かれたが、大公、のちに国王または代理人が租税徵収を求めるために集められた。ネーデルラント全域にわたる唯一の共通法として、異端禁止法（プラカード Placaten）がある。また、全州総督として置かれた「執政（Landvoogd）」は、不在の君主に代わりネーデルラントの統治権を行使した。16世紀前半、皇帝の血族の女性が歴任（オーストリアのマルハレータ、ハンガリーのマリ、パルマ公妃マルハレータ）していたが、パルマ公妃に代わり、アルバ公が執政に就いて以来、スペインに対する反乱が拡大する。ネーデルラント史については、川口博『身分制国家とネーデルラントの反乱』彩流社、1995年、C・ヴェロニカ・ウェッジウッド（瀬原義生訳）『オラニエ公ウィレム オランダ独立の父』文理閣、2008年、最新の研究として Maczkiewitz, D., *Der niederländische Aufstand gegen Spanien (1568-1609): eine Kommunikations-wissenschaftliche Analyse*, Münster 2007. および、本間美奈「宗教改革期のコミュニケーションをめぐる研究動向—低地地方を事例に—」『比較都市史研究』31巻2号、2012年、59~69頁などを参照。本間氏は、宗教改革と関連する最新のネーデルラントの研究動向を紹介している。また、地図8【ネーデルラント】も適宜参照。

²²⁶ フェリペ2世は1559年に異端禁止法を制定した。1550~66年までのあいだに、アントウェルペンのみで131名が異端として処刑され、そのうち117名は再洗礼派であった。また、同年にフェリペ2世により導入された司教区再編問題もあった。1559年7月、教皇パウロ4世の承認を得て、彼の臣下に有利になるように大司教区と司教区の制度を改正し、従来、ケルンとランスの二つの大司教区に属していたネーデルラントに、新たにカンブレ、メヘレン、ユトレヒトの三つの大司教区を新設して独立させ、その下に15の司教区を設置した。森田「宗教改革」114~120頁。

²²⁷ マルハレータは1566年8月24日、「同意書 Accord」を発布し、プロテスタントの説教の禁止を取り消し、宗教政策の安全な再検討を約束した。そのかわりに、少なくとも略

奪物を教会へ戻すよう暴徒たちに懇願した。

²²⁸ アントウェルペンの略奪と虐殺（1576年11月）について：「彼ら（スペイン兵）は年齢、性別、時と場所、身分や出身地、老若、貧富の別なく、助命などをしなかつた…（略）。彼らは幼い子供たちを多数虐殺した。…（略）彼らは友人も敵も、ポルトガル人もトルコ人も、見境なく殺した。イエズス会も現金を差し出さねばならず、その他の教団は穀物と銀器を供出しなければならなかつた。3日以内に、ヨーロッパで最も富裕な都市の一つであるアントウェルペンには、金も財宝もなくなり、それらはみな殺人者や売春婦の手中に帰した。そのため、どのドン・ディエゴ（思いあがつた男）も、黄金の鎖やブレスレットを着けた売春婦を連れて、街路を飛びはねるように歩き回つた。商人たちの安全な集会場であるべきはずの有名な「商品取引場」には商品がなく、その周りには、多くのサイコロ賭博のテーブルがあるばかりであった。」市民はおよそ7,000人が犠牲となり、都市のほぼ1/3が焼き尽くされた。ウェッジウッド（瀬原訳）、230頁。一部、省略と加筆を行つた。

また、ハンス・フッガーからヴィルヘルム5世への手紙「あなた（ヴィルヘルム）は、疑いなくスペイン人（兵）がアントウェルペンで乱暴を働いたことを、これより前に耳にされたでしょう。Sy (Wilhelm) werden aber ohn zweifl wie die Spanier zu Antorff gehausst, vor disem vernomen haben.」（1576年12月16日）FA1.2.8b,H.27, pag.505f.

²²⁹ Häbler, K., *Die Geschichte der Fugger'schen Handlung in Spanien*, Weimar 1897, S.166, 172, Ehrenberg, Fugger, S.181.

²³⁰ Ehrenberg, Fugger, S.179-181, Hildebrandt, Georg Fuggerische Erben, S.56, 69, Häbler, Spanien, S. 159-167.

²³¹ 1579年3月14日付の手紙、FA 1.2.10 H.32 (II/1,1468).

²³² Karnehm, Regesten I , S.83f.

²³³ Karnehm, Regesten I , II を参照。

²³⁴ ガイツコフラ一家との結び付きについて、第2部第2章第2節（2－3）を参照。

²³⁵ シェッパハは、1549年以来、ネーデルラントのpost路線（ブリュッセルからアウクスブルク経由でインスブルック、トリエントその他イタリア地域へ）にある駅遞。カレーピオは1568年以来、シェッパハで従事し、タクシスの駅遞とのトラブル（宿駅長への賃金支払い遅延に伴う彼らのストライキ）の際、ブリュッセルの総駅遞局長レーオンハルト・フォン・タクシスとの交渉を行つた代弁者の一人である。Behringer, *Thurn und Taxis*, S.

54-60, 63, 69.

²³⁶ Karnehm, *Regesten I, II*, Dauser, *Informationskultur*, S.168f.をもとにデータを作成した。

²³⁷ Kleinpaul, *Nachrichtenwesen*, S. 80f.

²³⁸ ハンス・ヤーコプについての文献は以下の文献を参照、Maasen,W./Ruf,P.(Hg.), Hans Jakob Fugger (1516-1575). Ein Beitrag zur Geschichte des 16. Jahrhunderts, München, 1922. この他、第6章第2節も参照。

²³⁹ ハンスからヴィルヘルム5世への手紙「Was dise wochen abermal neus uss dem Niederlandt khumen, vernemen E. (uer) F. (ürstlichen) G. (naden) hiemit, also will ich wochentlich continuirn, und E. (uer) F. (ürstlichen) G. (naden) jederzeit underthenig, wie es herauf geschriben wirdt, mittheilen.」FA 1.2.10 H.34, pag.188f.

²⁴⁰ Karnehm, *Regesten I, II*, Dauser, *Informationskultur*, 166, 167.のデータを参考し円グラフを作成した。

²⁴¹ 1573年4月7日、FA 1.2.6a H.14, pag.521.

²⁴² ハンスからアントーン・フォン・モントフォルトへの手紙「主なる神が、まだ、多くの懲罰を彼に残しているのであれば、オランイエ公は再び（危険に）陥ることになるでしょう。」（1582年4月7日）FA 1.2.12a H.44, pag. 212.

²⁴³ バイエルン公アルブレヒト5世宛、1569年4月16日、FA 1.2.5 H.9, fol, 38v.

²⁴⁴ 1567年に設置された「騒擾対策委員会」（いわゆる「血の評議会」）は、議長をアルバ公として、その他、ファン・バルガス、ヘルニモ・デ・ローダ、ルイス・デル・リオの3名により構成された。ネーデルラント17州には、従来、自分たち自身によってのみ裁かれるという特許状があったが、「血の評議会」はこの特権を無視し、独裁を行った。1567年9月8日にパルマ公妃マルハレータが辞任し、翌日の9日にアルバ公は、エグモント伯、ホールン伯を拘留。9日から10日後には、マドリッドでホールンの弟モンティニーを逮捕し、縛り首とした。エグモント、ホールン両伯の処刑日の6月5日（ペンテコステ）、処刑の12時間前に予告され、両伯はヘントからブリュッセルまで連行された後、ブリュッセルの街路を通り処刑台へと消えた。ウェッジウッド、131～134頁。図7【かわら版】を参照。

²⁴⁵ 1568年6月12日、FA 1.2.5 H.8.

²⁴⁶ 「Got welle der ennden aniest (jetzt) die sachen (in den Niederlanden) zu guettem

schickhen. Aber zubesorgen so lanng der herzog von Alba alda, werde es (...) schwerlich geschechen. 1573年10月3日」、FA 1.2.6b H.16, pag.368.

²⁴⁷ ハールレムの包囲は1572年暮れから翌年の夏まで続いた（1573年7月9日、ウィレムの援軍全滅、7月12日に陥落）。スペイン軍は同市の守備隊全員、市民から選ばれた者をあわせて2000人以上殺戮し、市に対しては10万エキュの罰金を科した。ハールレムの包囲について、ハンスからヒエロニムス・フォン・ロドロン宛の手紙が多く残っている。例えば、1572年11月8日付（FA 1.2.5 H.13, pag.319.未見）、1573年1月10日付（FA 1.2.6a H.14, pag.395.未見）を参照。

²⁴⁸ 「(es sei) zuverhoffen er werde mit clementia mehr bei dieser Nation als der ander (Alba) mit rigor erhallten.」 ハンスからヒエロニムス・フォン・ロドロンへの手紙、1574年1月2日、FA 1.2.6b H.17, pag.549. レケセンスはネーデルラント南部に拠点を置き、1/10税の中止、「血の評議会」の廃止と恩赦を与えるなどの宥和政策を行ったが、一方において、宗教政策の変更はなされず、カルヴァン派のスペイン軍に対する抗戦は継続することとなつた。

²⁴⁹ ハンスからヨハン・トナー宛の手紙、「もしも、アルバ公がそのような寛容 (*Clementia*) (=パルマ公ファルネーゼの政策) でもって1/10税を必要としたならば、ネーデルラントは、決してそのような腐敗に至らなかつたであろう。Het der herzog von Alba den 10. theil solcher clementia gebraucht so weren die sachen (= in den Niederlanden) zu solchen verderben nie khomen. 1586年7月19日」、FA 1.2.14b H.65 pag.422.

²⁵⁰ 例えば、ヒエロニムス・フォン・ロドロン（1572年9月27日）、クリストフ・ターナー（1582年1月16日）、アントーン・フォン・モントフォルト（1584年7月14日、同8月25日）、ヨハン・トナー（1585年4月20日）宛の書簡に記述。Dauser, *Informationskultur*, S.183.

²⁵¹ イングランド女王は、ワーテルヘーゼンにイングランドの港の使用を禁止した。輸出入の特権を持つイングランド東南部の5港（ドーヴァー、ヘースティングス、ハイズ、ロムニー、サンドウェイッチ）の監督長官により、「今後、いかなる食品も、オランウェイ公に奉仕する艦隊の食糧補給や救助のために、海上へ持ち出してはならない」と取り決められた。ウェッジウッド、162~164頁。

²⁵² 同年7月19日、ホラント州議会はドルドレヒト会合において、オランウェイ公を州総督

として、および、ホラント、ゼーラント（ほか西フリースラント、ユトレヒト）にいる軍隊の最高司令官として容認した。この後、ホラント、ゼーラント対フェリペ 2 世の対立図式となる。

²⁵³ 「(...) die inn Flissingen thuen grossen schaden, mit rauben und blinder, wie es denn ir religion nit anderst gibt.」ハансからハンス・イエルク・フォン・プレイジング宛、1572 年 8 月 20 日、FA 1.2.5 H.13, pag.234.

²⁵⁴ 1581 年 1 月 7 日、FA 1.2.10 H.38.

²⁵⁵ アンヌとウィレムは 1551 年に結婚するが、わずか 7 年後の 1558 年にアンヌは病死している。

²⁵⁶ 『弁明』は、ウィレムが「全国議会」と彼自身の名誉を全世界のまえに釈明するために作った文書であり、「全国議会」に提出し、その権威において公表することを求めたものである。同時代人よりも後代の人びとに、ウィレムの立場を明確にしておく企てであるとともに、スペイン国王に対するウィレムの反対とネーデルラントの反乱を正当化するものであった。以下はネーデルラントとその人民に対するウィレムの誓いの言葉である。「われわれは一つの心、善意をもって結集しよう。この良き人民を守るために、一緒に抱き合おう。…もし君たちが、これまでわたしに対して抱いてくれた好意を抱き続けてくれるならば、君たち自身、君たちの妻、君たちの子供たちの安寧と生存のために、君たちによって決定された事柄、君たちの誓約と神の恩恵とによって神聖とされた事柄については、それがいかなるものであろうと、わたしは堅持するつもりである」。下線部分について、元来、ウィレムの紋章に記されている言葉は「わたしは、ナッサウを堅持する *Je Maintiendray Nassau*」であった。その家族名を省き、縮小された語句「わたしは堅持する」に広い意味を付与したのである。ウェッジウッド、306～310 頁（翻訳に一部修正を加えた）。

²⁵⁷ トナー（1581 年 3 月 13 日）、FA 1.2.11 H.39, pag. 179. ハンスは、『弁明』を「ただ目にしました *nur gesehen*, …」と述べており、自身は同書を所持していなかったとみられる。『弁明』はこの後も西ヨーロッパの様々な言葉に翻訳され、読まれた。また、ウィレムの不祥事について、ハンスは、トナーにはすでに 1578 年 5 月 11 日、バイエルン公ヴィルヘルム 5 世には 1580 年 11 月 5 日に報告していた。Dauser, *Informationskultur*, S.185.

²⁵⁸ 1582 年 4 月 30 日、FA 1.2.12a H.44, pag.276.

²⁵⁹ 「Gott geb, daz durch sein todt die sachen im Niederlandt besser werden, dan wie

sich der reden die sachen ansehen lassen, so ist dieselb khue noch nit im rechten stall.」
ハンスからヨハン・トナー宛、1584年9月6日、FA 1.2.13 H.55, pag.511. 下線部分、ネーデルラントを表す「牛」は、特に1581—87年のスペイン側からの観点で記されたかわら版に見られる。図8【かわら版】を参照。

²⁶⁰ 「Am Abend, den 12. dieses, haben wir die Nachricht erhalten, deren Wahrheit später bestätigt wurde, dass am 10. dieses Monats der Prinz von Oranien zu Delft von einem Burgunder, Bartolomäus Gerard^{*1} genannt, ermordet worden ist. Dieser ist tags zuvor als Gesandter aus Frankreich zu den Ständen und dem Prinzen von Oranien abgefertigt worden, um über den Tod des Herzogs von Alençon zu melden. Und etwa eine Viertelstunde nachher hat der Prinz nicht mehr gelebt. Während ich dies schreibe, kommt die Nachricht, dass der gedachte Bartolomäus Gerard zu Delft gepeinigt wurde und bekannt hat, dass er in Italien von einem Jesuiten im Namen des Königs von Spanien dazu bewegen wurde, den Prinzen von Oranien umzubringen. Der Jesuit hat ihm dafür 30000 Pfund versprochen. Falls er aber bei der Tat erwischt und ums Leben kommen sollte, würden seine Freude das Geld haben. Darauf wurde er von gedachtem Jesuiten nach Paris zu dem dortigen Gesandten des Königs von Spanien, Taxis genannt, abgefertigt. Der hat ihn zur alten Königin von Frankreich geschickt, die ihm Briefe an den Prinzen von Oranien und die Stände in Holland übergab, um zu melden, dass ihr Sohn, der Herzog von Alençon, mit Tod abgegangen ist. Bevor er nach Holland kam, begab er sich zum Prinzen von Parma^{*2}, dem er sein Vorhaben entdeckte. Erst danach ist er beim Prinzen von Oranien erschienen.」 Klarwill, Fuggerzeitungen, Nr.58, S.73.

*1…下線部分、Bartolomäus となっているが、Balthasar Gérard（バルタザール・ジェラール、1562—1584年、家具職人）である。1584年7月14日、デルフトで四つ裂きの刑に処せられたが、彼の家族はフェリペ2世により貴族に列せられた。

*2…パルマ公アレッサンドロ・ファルネーゼ（1545—1592年）は、1578年よりネーデルラントの執政。1585年のアントウェルペンの攻略は彼の軍事的成功の一例として知られる。

²⁶¹ 「ユトレヒト同盟」の北部7州は、ウィレムの暗殺、パルマ公によるブリュージュ、ヘント（1584年）、ブリュッセル、アントウェルペン（1585年）の攻略を乗り越え、「オランダ（ネーデルラント連邦）」の独立を達成する。1609年に事実上の独立国家となり、1648

年のウェストファリア条約により正式に承認された。

²⁶² Parker, G., *The Grand Strategy of Philipp II.* New Haven/London 1998, p.120~134.

González de León, F./ Parker, G., *The Grand Strategy of Philipp II. and the Revolt of the Netherlands, 1559-1584*, in : Benedict, P.(Hg.), *Reformation, Revolt and Civil War in France and the Netherlands 1555-1585*, Amsterdam 1999, p.217.

²⁶³ 「(...) und stehn inn der warhait die spannischen sachen überal seer misslich, zu besorgen die türgisch armada werde auf khinfftig jar was attendiren unnd nit erwarten bis die resolution ob man sich wöhren oder nit weren woll aus Sp:a (Spania) khumb.1574年12月4日」、FA 1.2.7 H.19, pag.414.

²⁶⁴ 「(...) so wirdt ehr lang ain general revolta volgen, und Ir Mt: (Maiestät) zubesorgen die land gar verlieren (...). Gott der allmechtig schickhs zum besten, und erleicht (erleuchte) ir Mt: räth daz sie es bas als bisher treffen. 1574年10月30日」、FA 1.2.7 H.19, pag.327.

²⁶⁵ 1574年11月6日、FA 1.2.7 H.19, pag.341.

²⁶⁶ レケセンスの和解案は、「課税の撤廃とプロテスタント（カルヴァン派）に移住の自由を認める」というものであったが、これに対して、オランイエ公は、「全ては州議会の意向にかかっており、それなしに自分としては行動する力はない」とした。州議会は、レケセンスの和解案には否定的だったので、オランイエ公は、交渉決裂の責任をレケセンスに帰すようにしたのである。ウェッジウッド、209~211頁。

²⁶⁷ ヘントの和平：ネーデルラント諸州（17州）は「確固として、侵されざる平和、協約、友愛を保つ」ために団結すること、宗教的迫害を停止すること、スペイン兵および諸外国の兵士を撤収させること、北部（ホラント、ゼーラント）ではカルヴァン主義を維持し、他の諸州ではカトリックを維持すること。ウェッジウッド、231頁、川口『身分制国家』43~60頁。

²⁶⁸ パルマ公は1582年、スペインから派遣された5万の軍隊でユトレヒト同盟に参加した南部諸都市の攻撃を開始した。その1年前（1581年）、オランイエ公はアンジュー公フランソワ（1555~84年。アンリ2世とカトリーヌ・ド・メディシスの息子）に対して、ネーデルラントの北部諸州の君主となることを要請していたが失敗に終わっていた（フランソワは1584年に逝去し王位には就かなかった。その後、アンリ3世は1589年に暗殺され、

ヴァロワ家は断絶する)。1583年、アンジュー公はアントウェルペンをフランス兵とともに占領すると、これに対して、パルマ公はフランドル、ブラバント諸都市を攻略、1585年8月にはブリュッセルとアントウェルペンを占領し、南部を鎮圧した。しかし、スペインはイングランドへのアルマダの派遣、およびユグノー戦争に関心があり、パルマ公による北部への進攻は実現しなかった。ウェッジウッド、359~367頁。

²⁶⁹ ハンスは、1581~86年のパルマ公の軍事的成功、および政策を「寛容 *clementia*」であると称賛した。例えば、ヒエロニムス・フォン・ロドロン宛(1581年12月19日)FA 1.2.11 H.39, pag.544、ヨハン・トナー宛(1585年4月20日)FA 1.2.14a H.59, pag.329.

²⁷⁰ アルブレヒト5世を帝国最高指揮官(Bundeshauptmann)として1556~99年まで、200騎兵と800歩兵を常備していた。

○第2部 第5章

²⁷¹ ゲープハルトの情事についての噂は1578年に始まり、1580年春には、ノイエナール伯アードルフのような司教の部下に広まった。ロッセンは、噂の知れ渡った時期を1581年秋としている。Lossen, *Kölnische Krieg*, Bd. 2, S. 36. また、ゲープハルトの改宗の噂は、1582年春以来広まっていたが、関係者は信用しなかった。Lossen, *Kölnische Krieg*, Bd.2, S. 28 f.

²⁷² 七選帝侯会議において、カトリックは4投票(ベーメン、マインツ、トリアー、ケルン)を得ており、一方、プロテスタントは3投票(ザクセン、ブランデンブルク、プファルツ)であった。Bauer, *Reichspolitik*, S.275.

²⁷³ ゲープハルトは断念しようとしたが、プロテスタント一味が急き立てたという。Lojewski, *Bayerns Weg*, S.350 f.

²⁷⁴ Lojewski, *Bayerns Weg*, S.363 ; Lossen, *Kölnische Krieg*, Bd.2, S. 247 f.

²⁷⁵ 1589年までデルフト近郊のホンスラルデックの家に住み、その後、ストラスブルへ戻り、司教座教会参事会首席(Domdechant)として務め、1601年に亡くなった。Bauer, *Reichspolitik*, S.276.

²⁷⁶ Lossen, *Kölnische Krieg*, Bd.2, S. 604 f, 612 f.

²⁷⁷ 44通の半数(24通)の内訳は、モントフォルト兄弟の兄アントーンが10通、ハンスが8通、トナーは6通となっている。なお、本節の書簡の総数についてはKarnehm, *Regesten I, II*, Dauser, *Informationskultur*, S.238.をもとにしている。

²⁷⁸ ケルン戦争に関して、ロドロンは2通、タンナーは5通のみであった。ネーデルラント関連（前章）時よりも書簡数が減少した理由として、両者が1580年代には、活動的に帝国において従事していなかつたことが考えられる。ロドロンは、イベリア半島に滞在していたが、フェリペ2世に仕えたポルトガル王位継承戦争（1578年）はすでに終わっていた。また、タンナーは故郷ティロールの所有地に滞在していたようである。ハンス・フッガーは、ポルトガルへの出動から帰還していたタンナーに、フェリペ2世のマドリッドへの帰還について報告している（1583年6月4日）。Dauser, *Informationskultur*, S.240.

²⁷⁹ マドルツォに関して、Steinlauf, B., Giovanni Ludovico Madruzzo (1532-1600). Katolische Reformation zwischen Kaiser und Papst. Das Konzept zur praktischen Gestaltung der Kirche der Neuzeit im Anschluss an das Konzil von Trient. (Diss. Bamberg) 1989, S. 139-146.を参照。

²⁸⁰ Behringer,W., Im Zeichen des Merkur. Reichspost und Kommunikationsrevolution in der Frühen Neuzeit, Göttingen 2003, S. 143, 180.

²⁸¹ ハーバーシュトック宛（1584年7月18日）、ツィンネンブルク宛（1584年7月18日）、ヘノート宛（1584年1月13日、および同年5月12日）。Dauser, *Informationskultur*, S.241. (FAは未見)

²⁸² 「 [...] wie man uns von Cöln schreibt, so hat sich Ir Chf : G : [Kurfürstliche Gnaden, d. h. Gebhard] vor disem schon erkhlert, die will in S : [umm]a zum teiffel, und sich des 5. Evangelij theilhaftig machen, und apostatiern. 」 FA 1.2.12a H. 46, pag. 641f.

²⁸³ フッガーは、ルター派の統一告白としての「ルター派和協信条」（1577年）を念頭に置いている可能性がある。

²⁸⁴ 「sollche leihtfertigkeit het im [ihm, d.h. Gebhard] niemandt zutraut.」 FA 1.2.12a H. 46, pag. 647.

²⁸⁵ 「diser herr ist sein lebenslang ein übler, hoffertiger leichtfertiger man gewesen, auch etlich mal nit wol bei sinnen. (1583年1月7日)」 FA 1.2.12a H. 46, pag. 635.

²⁸⁶ ゲープハルトの生活態度についての噂は、Lossen, *Kölnische Krieg*, S.33f.を参照。

²⁸⁷ *Leichtfertig*ないし*Leichtfertigkeit*は、近世において「法律違反（Rechtsbruch）」あるいは「性的に抑制されていないこと（sexueller Ungezügelthit）」と同義であった。また、グリムによれば、「捷や慣習から逸脱すること」とある。Grimm, Deutsches Wörterbuch VI,

Sp. 644.

²⁸⁸ このリストは伝承されていないが、推測される諸侯は、特に以下の 4 名である。宮中伯ヨハン・カジミール、アードルフ・フォン・ノイエナール、ヘルマン・アードルフ・フォン・ゾルムス (Solms)、ならびにゲオルク・フォン・ヴィットゲンシュタイン。Lossen, *Kölnische Krieg*, S.40f.

²⁸⁹ ヨハン・トナー宛、「(Gebhard werde nach Amtantritt innerhalb von zehn Jahren) sterben, verderben oder von landt und leutten verjagt werden.」 Karnehm, II/2, Nr. 2274.

²⁹⁰ 「Ich sorg, [...] inn warheit es werde ehe lanng, der teuffel bei uns gar abbt werden.」 FA 1.2.12b H. 48, pag.71.

²⁹¹ 「...dagegen ist zu consideriren, dz die magern muggen etwa hörter beisen, als die feissten, dz hat man an marggraf Albrecht von Brandenburg und andern verdorbnen fürsten mer als zuvil gesehen. (1583 年 5 月 7 日)」 FA 1.2.12b H. 48, pag. 44f.

²⁹² 諸侯戦争は、ザクセン公モーリッツのもと、プロテスタントの諸侯たちとフランスが、皇帝カール 5 世に対して蜂起した争いである。発端は、シュマルカルデン戦争に勝利したカール 5 世が、息子フェリペを帝位継承者にしてドイツとスペインの恒久的結合を図ろうとしたことであった。1547 年 9 月 1 日、アウクスブルクにおいて「武装した」帝国議会が開かれ、翌年、「仮信条協定 Interim」が施行された。しかし、特に、北ドイツのプロテスタント諸侯の間では、この受入に非協力的であった。仮信条協定において、プロテスタント側は聖職者の結婚、および二重陪餐を認められたが、それ以外の信仰内容等については変更されず、カトリックに従うことになっていたのである。1551 年、ルター派に転じた「マイセンのユダ」ザクセン公モーリッツは、マグデブルクにおいてカール 5 世の軍隊と対峙した。当時、カトリックの帝国都市は、中立の立場であった。モーリッツとプロテスタント諸侯の連合軍は、1552 年 3 月にはティロールへと進出し、皇帝はインスブルックからフィラッハへと逃亡しなければならなかつた。その間、カール 5 世の弟フェルディナントは、モーリッツ、およびプロテスタント諸侯と交渉し、同年 8 月、パッサウの協定により対立は終結した。その後、1555 年、宗派間の妥協が考慮された「アウクスブルクの宗教平和」の締結へと至る。Fuchs, M., Rebtisch, R., *Kaiser und Kurfürst. Aspekte des Fürstenaufstandes 1552*, Münster, 2010. なお、この論文集には、ザクセン選帝侯とフェ

ラーラ公 (Ercole d'Este) の結び付きについてなど、従来分析の対象として扱われたことのない新たな論考が多く含まれている。

²⁹³ 「was sich weiter verlaufft, und sich schreiben lasst. (1583年7月25日)」 FA 1.2.12b H.49, pag.311.

²⁹⁴ 「die obgemelten 2 herrn nemlich Sachsen und Brandenburg sottomanu [unter der Hand] under der döckhin [Decke] mitspiln. (1583年7月14日)」 Karnehm, II/2, Nr. 2364.

²⁹⁵ ヒエロニムス・フォン・ロドロンへの書簡 「Sonst ist zu besorgen die der neuen religion möhten sich uns catholische zu undertruckhen und also dz papsttumb uß ganz Teutschlandt zubringen sich understeen, dz wirde mit groß blut vergiessen, und ruinierung ganzes Teutschlands müessen geschehen. (1583年7月14日)」 Karnehm, S.1068 (Nr. 2364). 下線部 Ruinieren は、「没落する (zur Ruine machen)」と同義。 Grimm, Deutches Wörterbuch VIII, Sp. 1475.

²⁹⁶ 「diser unrüebig herr wirdt uns noch in Teutschlandt allerlej movirn, wa nit Gott der Allmechtig ime solch sein fürnemen bricht. (1583年7月15日)」 Karnehm, II/2, Nr.2368. 下線部は unruhig (不穏) ないし aufgeregt (人騒がせ) と同義。 Fischer, Schwäbisches Wörterbuch 6, Sp.212.

²⁹⁷ Lojewski, Bayerns Weg, S.356, 362.

²⁹⁸ ヒエロニムス・フォン・ロドロンへの書簡 「..., doch dz khan aber auch nit lanng wehren [währen]... (1584年5月17日)」 Karnehm, II/2 , Nr. 2492.

²⁹⁹ 1584年5月になり、カジミールの徵募についての噂を耳にしたハンスは、ハンス・フォン・モントフォルトへの書簡において、「ここ、アウクスブルクもまた、ゲープハルト陣営に寝返るかもしれません。すなわち、われわれのゲマインデはここで堅く沈黙を守り、諸侯戦争のなかで危険の少ない、何か新しいことを期待しているとおりです (es könnten die) hie zue Augsburg auch [cf. auf Gebhards Seite,] springen, wie die unser gemain alhie fest schweigt, und gern etwaz neues sehen wolt, wie ungefarlich in fürsten krieg. (1584年5月18日)」と書いている。 Karnehm, II/2 ,Nr. 2497

³⁰⁰ 「Der new erwöhlt churfürst herzog Ernst von Bayern [...] ist mit gelt ser schlechtlich versehen...」 Karnehm, II/2, Nr.2354.

³⁰¹ 「wenn Ernst mer hilff und bejstand erhalte oder unser Hergott sondere mittel

darwider schickht, könne es noch (Abhilfe geben).」(1583年7月29日) Karnehm, II/2, Nr.2383.

³⁰² 「[...] und mag Ir Hay : [Ihre Heiligkeit, der Papst] auch andere herrn in Rom die sach wol für schlecht [einfach] halten, und sagen der new erwöhlt churfürst habe vil bistumb, sej stattlich, ein Herzog von Bairn, und Herzog Wilhelm von Bayrn bruder der kind [...] in nit lassen, abr für war khürzlich davon zu reden, so ist khein gelt verhanden, ohne welches lesst es sich nit khriegen.」(1583年8月6日) Karnehm, II /2, Nr.2401.

³⁰³ Lossen, *Kölnische Krieg*, S.340.

³⁰⁴ Lossen, *Kölnische Krieg*, S.311.

³⁰⁵ 「Dz der bayrisch gesandt so wenig gelt hilff bei Ir Hayt: [Heiligkeit] erlangern sol list mir laid, den man ist dern wol bedürftig, aus wesen [eit] dz kriegs volckh on bezalung (die dan nit verhanden.) nit ferer [d.h.weiter] will.(1584年6月2日)」Karnehm, II /2, Nr.2511.

³⁰⁶ フィリップ・エドゥアルトとオクタヴィアン・ゼクンドゥスは、宮廷に信用のおける通信員を手中に置いていた可能性もある。1583年8月末のフィリップからオクタヴィアンへ宛てた手紙において、通信員アルボガスト・ナハトループについて尋ねている。

Behringer, *Merkur*; S. 342.

³⁰⁷ Bauer, Reichspolitik, S. 280-281; ders., *Zeitungen*, S. 265-298.

³⁰⁸ 1584年2月28日、フィリップ2世からオクタヴィアン・ゼクンドゥス宛の手紙「私たちは、まもなく、時とともに会いたいと思います。そして、お互になされた書簡を、友好的な会話で継続し、温めなおすことができるでしょう。(, das) wir bolt mit der zeit moechten zusammen khomen unnd die miteinannder gemachte korrespondenz khoenden mit freundlichem gesprech continuieren und verneuren.」Bauer, Reichspolitik, S.278.

³⁰⁹ ハンス・フリッツは、1579年以来、「ゲオルク・フッガーの相続人」の従業員となり、およそ1588~1590年には「マルクス・フッガーと兄弟」のケルンおよびフランクフルトの支店長として従事した。一方、ハンス・アーデルガイスは、名声ある南ドイツの商家に生まれ、1578~1596年までケルンおよびフランクフルトの支店長であった。Reinhard, *Augsburger Eliten*, S. 161.

³¹⁰ 「私が長々と論じるのは、私は、帝国における大きな退廃と変動を認めるより他はないからです。（中略）もし、この状況を抑止されなければ、私たちは、カトリックの全ての敗北へ達するでしょう。たとえ抵抗しても、流血（の惨事）なしに治まることはできないでしょう（7月11日）。Wann ichs lang aussdisputier, so khan ich anders nit dann grosse verderbnuss undt enderung im reich ersehen (...) wirdt disem wetter nit gesteuert, so gehen wir Catholische alle inducas (verloren, zuschanden), (wider?) seze mann sich, so khans ohn bluetvergiess nit abgehen.」また、フィリップ・エドワアルトは7月4日の手紙において、カジミールの軍隊の接近について報告しており、7月11日の手紙は、「軍隊はバーゼル近郊に徵募された」と伝えている。Bauer, *Reichspolitik*, S. 279.

³¹¹ Lau, F. (Bearb.), *Das Buch Weinsberg. Kölner Denkwürdigkeiten aus dem 16. Jahrhundert*, Bd. 3, Bonn 1897, Bd. 4, Bonn 1898 ; Hansen, J. (Hg., Bearb.), *Nuntiaturberichte aus Deutschland 1572-1585* nebst ergänzenden Actenstücken 1. Der Kampf um Köln 1576-1584, Berlin 1892. ヴァインスベルクについては、高津秀之「ケルン参事会員ヘルマン・ワインスベルクと「六人衆」」『比較都市史研究』第18巻 第2号（1999年12月）57~69頁を参照。

³¹² ラインハウゼンはライン川沿いのブライスガウ北方にあり、重要な駅逓であった。Bauer, *Reichspolitik*, S. 281; Behringer, *Merkur*, S. 70.

³¹³ 枢機卿マドルツォは、1583年、教皇の任務によりケルンへ出張していた。Hansen, *Nuntiaturberichte*, S. 452, 479.

³¹⁴ ボイテリヒはプファルツの外交官、政治家、軍部隊長として活躍した。Lossen, *Kölnische Krieg*, Bd. 2, S. 338 f.

³¹⁵ Bauer, *Reichspolitik*, S. 282; Lau, *Weinsberg*, Bd. 3, S. 198 f.

³¹⁶ 8月1日ケルンからの報告「Gasconier（フランス傭兵）は、彼の仲間50人に至るまでの損失で、ウンケルからボンへ再び戻ってくる。そして、彼らの隊長、ドクター・ボイテリヒは、大腿部、そのうえ身体の上部にまで撃ち込まれた。Die Gasconier seindt mit verlurst biss in 50 irer gesellen vonn Unckhell nach Bonn widerumb zue rug khommen, unnd ist ir haupt, doctor Beueterich inn ain schenckhell Oben am leib inn dz flaisch allain geschossen worden.」Bauer, *Reichspolitik*, S. 283. 他の同時代人の報告においても、「ウンケル奇襲に失敗した際、ボイテリヒは足に射撃を受けた」と伝えている。Hansen,

Nuntiaturberichte, S. 673.

³¹⁷ Hansen, *Nuntiaturberichte*, S. 662.

³¹⁸ 9月26日の報告「皇帝閣下は、彼の諸侯の仲間とともに、追放刑の痛みのもと、カジミールが撤退するべきであるという命令により通達されたことを顧慮せずに、ミュールハイムでは、カジミールの軍隊はまだ静かにしている。alda (bei Muelheim/O.B.) ligen sy noch still, unangesehen dz die roeisch kaiserliche mayestaet ir fuerstlichen gnaden intimiren haben lassen, dz sy abziehen sollen, auf pehn der aacht, welches aber bissher nit vil geacht wirdt.」Bauer, *Reichspolitik*, S.283.

³¹⁹ Lossen, *Koelnische Krieg*, Bd.2, S. 389.

³²⁰ Bauer, *Reichspolitik*, S.284.

³²¹ Lau, *Weinsberg*, Bd. 3, S. 208; Lossen, *Koelnische Krieg*, Bd.2, S. 384 f.

³²² Hansen, *Nuntiaturberichte*, S.706.

³²³ 1583年9月1日マインツからの報告。Bauer, *Reichspolitik*, S.284.

³²⁴ Lossen, *Koelnische Krieg*, Bd.2, S.397 f; S. 407.

³²⁵ フランクフルトより、9月29日、11月11日付の報告。Bauer, *Reichspolitik*, S.285.

³²⁶ 2月12日（シュトゥットガルト）「(皇帝は) ケルンにおける旧、新司教のあいだの平和のために(会議を招集する)」。および3月21日、フランクフルトからの報告の2通。Bauer, *Reichspolitik*, S.285.

³²⁷ 第1部、第2章（拙稿「宗教改革期アウクスブルクにおけるフッガー一家」188～189頁、198頁）を参照。

³²⁸ 1575年5月8日、ゲーブハルトからの手紙。Bauer, *Reichspolitik*, S.278.

³²⁹ 「ゲオルク・フッガーの相続人」の貸付対照表によれば、ヴィルヘルム5世は、ただ信用受供者（Kreditnehmer）とされている。Hildebrandt, *Erben* S. 108.

³³⁰ Dauser, R., *Fuggerkorrespondenz und Reichspolitik*. In: Burkhardt,J. (Hg.), *Die Fugger und das Reich*. Augsburg 2008, S. 293.

○第2部 第6章

³³¹ 1182年にテュービンゲン宮中伯の紋章を授与され、フェルトキルヒ（Feldkirch）系は1390年まで、ブレーゲンツ（Bregenz）系は1523年まで、テットナンク（Tettnang）系は1779年まで存続した。なお、「Montfort」の名は、「Montis fortis」、すなわち「強い山

(伯)」(Starker Berg)に由来する。モントフォルトについては、Weiss,R./ Reck,S. (Hg.), *Speisen wie die Grafen zu Montfort*, Tettnang, 1997 を参照。

³³² オーストリア帝国は、6,000 グルденで豪壮なテットナンク城とその支配権を買い取った。テットナンク市は 1970 年代にバーデン＝ヴュルテンベルク州へ編入された。

³³³ Völkel, M., Der alte und neue Adel. Johannes Engards panegyrische Symbiose von Fugger und Montfort. In: Burkhardt, J.(Hg.), *Augsburger Handelshäuser im Wandel des historischen Urteils*, Berlin 1996, S. 107-117.

³³⁴ 「nach ires herren vaters und meines öltisten suns guetbedünken an kayserliche, königliche oder fürsten höf kommen, daselbst dienen und sich erhalten mögen.」 Preysing, Fugger-Testamente, S.160.

³³⁵ ハンスからモントフォルトへ、例えば、カタリーナの 4 番目の息子ジークムントが勉学期間中の 1580 年に亡くなったこと（1580 年 6 月 13 日）、カタリーナの同名の娘の姪（=ジビーラ・フォン・モントフォルト）のための結婚の贈り物について（1576 年 2 月 15 日）などに言及した書簡も見られる。Karnehm, II/1, Nr.1628, 726.

³³⁶ ハンスからカタリーナへの手紙、1574 年 7 月 17 日、Karnehm, II/1, Nr.176.

³³⁷ ハンスからカタリーナへの手紙、前注を参照。

³³⁸ ハンスからイェルク・フォン・モントフォルトへの手紙、1576 年 6 月 16 日、Karnehm, II/1, Nr.853.

³³⁹ ズザンナは 1555 年、フライヘル身分のバルタザール・フォン・トラウトソンと結婚した。バルタザールは、皇帝マクシミリアン 2 世のもと、厩舎管理長のチーフを務め、後に皇妃マリアの財務官として従事した。トラウトソンについては注 131 も参照。Hadriga, Trautson, S.51f.

³⁴⁰ ハンスからマルクスへの手紙、1575 年 10 月 25 日、Karnehm, II/1, Nr.641.

³⁴¹ シュヴァルツエンベルクは、フッガーの従兄弟の同僚で、後にオクタヴィアン・ゼクンドゥス・フッガーの婿となる人物。1587 年、オットハインリヒの息子とマルクス・フッガーの娘アンナ・ジビーラの婚姻が結ばれた。Karnehm, II/1 , Nr.714.

³⁴² ハンスはイェルク・フォン・モントフォルトに、「モントフォルトの適切な所有地を相続しました Montfortischen angemasten aigenthumbs erben. (1578 年 10 月 18 日)」と報告している。Karnehm, II/1 , Nr.1395. ライマン博士は、当該対立において、モントフォ

ルト一族の系譜と分割諸契約に論拠を示した。Weiss, *Montfort*, S.13f.

³⁴³ ヴィルヘルム 5 世へのフッガー兄弟の共同書簡、「われわれの若い従弟（アントーン・フォン・モントフォルト）のために、同様にわれわれ自身のために、閣下が以前にも、また今回にも示された慈悲深い配慮に対して、われわれは心から感謝しています。また、われわれの従弟たち（モントフォルト兄弟）があらゆる幸運をえられると期待されるこの恩恵に答えて、閣下に従い尽くすようにと、彼らに指示するつもりですし、われわれも同様に心から進んでそのようにいたします。 [...] unnd thun von unnserer jungen vetter wegen, desgleichen für uns selbst, Eurer F. [ürstlichen] G. [naden] hievorigen, und jezigen erzaigten gnedigen befürderung, uns ganz undertheniglich bedanckhen, wellen auch gedachte unnsere vettern dahin weisen, das sy dieselben gnaden, die inen verhoffenlich zu aller wolfart gelangen werden, umb Eur F. [ürstlichen] G. [naden] zuverdienen sich gehorsamblich beflaissen, wie wir dann ebenmesig zu ainem sollichen inn unnderthenigkeit willig und berait sein.」Dauser, *Informationskultur*, S.388.

³⁴⁴ ケヴェンヒュラーは、イエルクの任務の行程を自身の日記に記録している。モントフォルトのスペイン到着は、1579 年 7 月 2 日、その後、ポルトガルには 8 月 10 日に到着し、スペインへ帰還し、再び国王（フェリペ 2 世）に謁見したのは 10 月 2 日から 19 日、パリを経由しての帰郷は 10 月 26 日と記載されている。Khevenhüller, *Tagebuch*, S.103f.

また、ポルトガルの王位継承戦争については、António H.de Oliveira Marques, *Geschichte Portugals und des portugiesischen Weltreichs*, Stuttgart 2001, S. 218-223.を参照。1578 年、ポルトガル国王セbastião 1 世 (Sebastião, 1554-78) が逝去した後、彼の大祖父で枢機卿のエンリケは、国を支配し、エンリケの逝去後、1580 年まで王位継承争いが突発した。これに対し、スペインのフェリペ 2 世は軍事行使を決定した。

³⁴⁵ ハンスからイエルクへの手紙、1578 年 6 月 28 日、Karnehm, II/1, Nr.1356

³⁴⁶ Edelmayer, F./ Kohler, A.(Hg.), *Kaiser Maximilian II. Kultur und Politik im 16. Jahrhundert*, München 1992, ディートリヒシュタインについては S.109-142.を参照。

³⁴⁷ Hildebrandt, *Gerog Fuggerische Erben*, S.62f.

³⁴⁸ ハンスからイエルクへの手紙によれば、フィーホイザーはその馬をとても気に入ったようである。1578 年 6 月 28 日、Karnehm, II/1, Nr.1356, 1376.

³⁴⁹ Jaroslava Hausenblasová の分析による。Hausenblasová, *Hof Rudolfs*, S.172~177.

³⁵⁰ イエルクの辞職について、ハンスからハンス・フォン・モントフォルト宛（1584年4月28日）、およびイエルク・フォン・モントフォルト（1584年9月7日）宛、Karnehm, II/2, Nr. 2473, 2638.

³⁵¹ ハンスからアントーンへの手紙、1578年5月8日、Karnehm, II/1, Nr.1330.

³⁵² フッガーハウスの所有地を表す地図9,10を参照。1560年から1575年までの地図9から、1598年から1618年までの地図10にかけて所有地の増加が見られ、例えば、地図10には、地図9にはない、モントフォルト家の所領であったリンダウが記載されている。

³⁵³ 1582年2月（日にちの記載なし）、Karnehm, II/2, Nr.2061.

³⁵⁴ 「Beim cardinal von Trient alias Madrutsch soll sich [...] graf Anthonj seider uffhalten, bis man bessere und merer gelegenheit hat ine zu Ir papstl.[lichen] Hay:[ligkei] t zu promoviren. (1581年12月15日)」、Karnehm, II/1, Nr. 2013.

³⁵⁵ Hadriga, Trautson, S.51f, Schad, Frauen Fugger, S.30.

³⁵⁶ Karnehm, II/1, Nr. 1635.

³⁵⁷ ハンスからヴィルヘルム5世宛、1583年5月14日、エルヴァンゲンについてアントーン宛、1584年4月21日、5月18日、ケンプテンの件についてイエルク・フォン・モントフォルト宛、1585年7月24日、Karnehm, II/2, Nr.2316, 2467,2498, 2834.

³⁵⁸ ハンスからアントーン宛、1585年2月23日、および3月28日、Karnehm, II/2, Nr.2701, 2733.

³⁵⁹ ハンスからヴァルトマン宛、1584年8月25日、1586年1月22日および2月27日、Karnehm, II/2, Nr. 2621, 2902, 2927. なお、「ハンスの書簡」において、ゲシュターデの件についてのエルンスト宛の書簡は残されていない。

³⁶⁰ 一時信頼していたミヌッチは、すでに仲介者として期待できなくなっていた。ミヌッチは、フッガーとモントフォルトへの報告なしに、すでに別の候補者にケルンの管区(Propstei)を与えていた(ハンスからカール・クローン宛、1586年3月13日、Karnehm, II/2, Nr.2933)。ゲシュターデの管区の獲得を断念したことは、フッガー自身がパトロネジシステムの脆さ、危うさを自覚していたとも考えられる。主に、今日のパトロネジ研究においては、請願書、および推薦状の詐欺と虚偽についての議論が行われている。Luhmann, N., *Vertrauen: Ein Mechanismus der Reduktion sozialer Komplexität*, Stuttgart, 2000, S.89-92,

³⁶¹ ハンスからハンス・フォン・モントフォルト宛、1586年6月27日、アントーン宛、1586

年9月8日、Karnehm, II/2, Nr. 2985, 3047.

³⁶² 聖モーリッツ教会の説教師職に関しては、第1部第2章の注81を参照。聖モーリッツ教会は、宗教改革の波にのまれ、フッガーが寄進した説教師職もまた、福音主義的な説教師によって占められた時期もあった。Müller, G.M.(Hg.), *Das ehemalige Kollegiatstift St. Moritz in Augsburg (1019-1803). Geschichte, Kultur, Kunst*, Lindenberg 2006, S. 231-238.

³⁶³ Haberer, *Ott Heinrich*, S.35-43.

³⁶⁴ 「[...] ich het es für war sonst auch mein und meiner brüeder halben sonderlich gern gesehen, weil mein son Marx sein zeit [am Reichskammergericht] gar nach het ußgedient, und andere gelegenheit vor im hat, dz uß den dreien presidenten zu Speier einer unserer freundschafft [hier: Verwantschaft] wer, zu dem wir und inn unsfern rechtfertigungen gnug heten versehen khinden. 1592年4月10日」 Karnehm, II/2, Nr.3199.

³⁶⁵ ハンスは「一族の教皇座空位期間 (Sedisvakanz)」を心配した。フッガ一家は、自身の土地所有（例えばミンデルハイム）をめぐり、度々、古参の土地所有貴族と紛争を起こしていた。Haberer, *Ott Heinrich*, S.35-39.

³⁶⁶ ハンスからヨハン・リューメリン（プラハの情報部員）宛、「貴族にとっては、ほとんどの型どおり（慣習）のようです（略）、da sie (Adlige) sich schier schemen [...]. 1592年5月2日」 Karnehm, II/2, Nr. 3216.

³⁶⁷ ハンスからクレプファー宛、1584年7月13日、Karnehm, II/2, Nr.2549.

³⁶⁸ ハンスの書簡 (*aigen copierbuech*) の他、フッガ一家の書簡は、バイエルン国立文書館 (BayHStA) にも保管されている。Dauser, *Informationskultur*, S.363, 370-399.

³⁶⁹ 詳細は、第2部第1章を参照。

³⁷⁰ Maasen,W./Ruf,P.(Hg.), *Hans Jakob Fugger (1516-1575). Ein Beitrag zur Geschichte des 16. Jahrhunderts*, München 1922, S.46.

³⁷¹ ミュンヘンのレジデンツ、およびその「骨董の広間」は、今日の観光名所としても知られる。「バイエルン公の図書館」は、現在、バイエルン州立図書館として管理、維持されている。

³⁷² Maasen, *Hans Jakob Fugger*, S.31-35, 38-50. なお、ハンスとマルクス・フッガー兄弟

は、バイエルン公と宮廷に、ハンス・ヤーコプとその息子カールについての悪評を流していたとみられる。例えば、1575年、彼らが、宮廷で何か陰謀を企んでいるとの噂について、ハンスからゼバスティアン・ツェッヒ宛、10月23日、Karnehm, II/1, Nr.632.

³⁷³ トラウトソンについては注131、および339を参照。

³⁷⁴ Karnehm, C., Hans Fuggers Auftritt beim Regensburger Kurfürstentag von 1575, in: Burkhardt, J (Hg.), *Die Fugger und das Reich*, Augsburg 2008, S.113-132.

³⁷⁵ Karnehm, *Regesten I, II*のデータを参照。

³⁷⁶ Dauser, *Informationskultur*, S. 383.

³⁷⁷ Karnehm, *Regesten I, II*のデータを参照。

³⁷⁸ 中世から18世紀にかけて用いられていた金管楽器。

³⁷⁹ ヴィルヘルム5世宛、1582年11月20日、Karnehm, II/2, Nr.2222.

³⁸⁰ オットについて、アルブレヒト5世宛（1569年4月3日）、ヘルマンについて、ヴィルヘルム5世宛（1580年11月5日）、珊瑚の贈り物について、ヴィルヘルム5世宛（1572年8月9日）Karnehm, II/1, Nr. 409, 1764, 814. 「Vererung」はGeschenk（贈り物）と同義。Grimm, Deutches Wörterbuch X II, I, Sp.271.

³⁸¹ ヨハン・トナー宛「ヴィルヘルム5世のキーミンク領における狩猟権を獲得」（1581年1月14日）、ハンス・ホノルト宛「ハンス・ホノルトのシュタッフェルスベルクにおける狩猟権（を獲得）」（1584年5月4日）、Karnehm, II/1, Nr.1829, 1966.

³⁸² 例えば、1585年8月3日付のハンスの息子マルクス・フッガー宛の書簡、Karnehm, II/2, Nr. 2855.

³⁸³ アルブレヒト5世宛、1569年8月（日にちなし）、Karnehm, II/1, Nr. 482.

³⁸⁴ バイエルン公エルンスト宛、1576年11月3日、Karnehm, II/1, Nr. 990.

³⁸⁵ アルブレヒト5世宛、1573年11月26日、Karnehm, II/2, Nr. 1228. ただし、推薦状をフッガー自身が執筆し、バイエルン公に送る際、請願者に対してフッガーの評価が低い（あるいは当該問題に関わりたくない等）場合は、推薦文にはせず、フッガーのもとに届いた請願を（そのまま）転送していたのみであった。Dauser, *Informationskultur*, S.386-387.

³⁸⁶ Schad, *Frauen Fugger*, S.32-39.

³⁸⁷ ハンスの神学院についての最初の手紙において、ハンスは、1573年の枢機卿ヴァルト

ブルクの逝去により、その他の妨害を心配している。1573年4月15日、ニーコラウス・エルガルト宛、Karnehm, II/1, Nr. 966.

³⁸⁸ ヴィルヘルム5世宛、「(イエズス会の宣伝をする際)多くの名声を得るために *umb meres ansehens willen* (1574年12月28日)」ヴィルヘルムの援助を求めた。Karnehm, II/1, Nr. 304; Lill, *Hans Fugger*, S.26.

³⁸⁹ Heil, D., *Die Reichspolitik Bayerns unter der Regierung Herzog Albrechts V. (1550-1579)* Göttingen, 1998, S. 258-267.

³⁹⁰ オルテンブルク宛の書簡は2通(1580年4月7日、および9月22日)残されているが、この件については言及されていない。また、ヴィルヘルム5世宛の書簡(149通)においても同様に言及はない。ダウザーは、「オルテンブルクの陰謀」について、第三者への書簡からハンスの戦略を明らかにしており、「ハンスの書簡」には意図的に記入されなかつた可能性を指摘している。確かに、ハンスとヴィルヘルム5世は、財政取引においても面会する機会は多く、「オルテンブルクの陰謀」のような厄介な問題については、書簡ではなく、直接会って相談していたとも考えられる。1580年、ハンスは、ヴィルヘルム5世の宮廷に10日間滞在しており、この際、「オルテンブルクの陰謀」におけるフッガーの介入について話題になっていたという(ハンスからハンス・ガウデンツ・フォン・シュパウル宛、1580年7月9日)。Dauser, *Informationskultur*, S. 390.

³⁹¹ ハンスからヨハン・リューメリン宛、1592年5月18日、Karnehm, II/2, Nr. 3237.

³⁹² Maasen, Hans Jakob Fugger, S.37f.

³⁹³ ハンス・ヤーコブの銅像は、写真6を参照。その他、本稿に関わる写真1~14も参照。

○結論

³⁹⁴ ハンスは「活発なわれわれの共通の取引に関する全ての責務について、確かな知識と豊富な経験を積んでいる。…*umb alle Sachen, angeregten unnsern Gemainen Hanndel belangend, guete wissenschaftt unnd erfarenheit gesammelt.*」(1596年マルクスの遺言補足書抜粋)。Karg, F., Hans Fugger wird Regierer der Fuggerschen Firma, in: Burkhardt,J./Karg,F. (Hg.), *Hans Fugger*, S.135; Preysing, M.G.von (Hg.), *Die Fuggertestamente des 16. Jahrhunderts*, Weißenhorn 1992, S. 431.

³⁹⁵ von Preysing (Hg.), *Fuggertestamente*, S.208-213.

³⁹⁶ ヤーコブをめぐっては、すでに1591年(11月20日)のフッガー家の商社契約により、

業務管理における権限のないことが明文化されていた。発端は、1569年のことであり、ハンスは、マドリッド支店長クリストフ・ヘルマンへ手紙を送り、弟ヤーコプの業務上における態度を批判していた。Dauser, *Informationskultur*, S.14-15.

³⁹⁷ ヤーコプ側は、都市管理人オクタヴィアン・ゼクンドウス・フッガー、およびクイリー・レーリンガー、アウクスブルク法律顧問アダム・シラー博士、一方、ハンス側は、秘密参事会員ハンス・ヤーコプ・レムボルト、建築役人マテウス・ウェルザー、アウクスブルク法律顧問ゲオルク・トラーデル博士であった。Karg, Hans Fugger, S.137.

³⁹⁸ ハンスの系列はフッガー・グレット侯爵家（1913年より）として、ヤーコプの系列はフッガー・バーベンハウゼン侯爵家（1803年より）として現存している。付録【フッガー家の系図】（1～6）を参照。

³⁹⁹ ハンスの後任として次男クリストフが参加した。Karg, Hans Fugger, S.140.

⁴⁰⁰ Mandrou, R., *Die Fugger als Grundbesitzer in Schwaben 1560-1618. Eine Fallstudie sozioökonomischen Verhaltens am Ende des 16. Jahrhunderts*, Göttingen 1997.

フッガ一家は、「富豪」ヤーコプがマクシミリアン1世により1511年、貴族（Adel）身分を与えられ、その後、1514年に伯身分へ上昇し、1526年には、アントーン、ライムント、ヒエロニムスがカール5世により世襲の伯身分を与えられている。しかし当初、フッガ一家の1511年、および1514年の貴族身分への昇格（キルヒベルク伯領のほか、プファッフェンホーフェン、ヴァイセンホルン、ヴレンシュテッテンの支配権）に関して、土地所有貴族たちは、ヤーコプ・フッガーを、都市においては下級の身分（商人ツンフトの構成員）にすぎないと拒否していた。フッガーの「貴族化」の問題は、1538年、アウクスブルクにおける都市貴族（Patriziat）への受け入れが認められた後に解決している。フッガ一家の貴族化について、以下を参照。Hadry, S., Jakob Fugger (1459-1525) – ein falscher Graf? Kirchberg- Weissenhorn als Ausgangsbasis für den Aufstieg einer Augsburger Kaufmannsfamilie in den Reichsadels, in : Burkhardt, J., *Die Fugger und das Reich*, Augsburg, 2008, S. 33-51. フッガ一家の土地所有に関して、地図9、10を参照。

⁴⁰¹ このテーマに関する文献は、特に以下を参照。Kießling, R., *Die Stadt und ihr Land. Umlandpolitik, Bürgerbesitz und Wirtschaftsgefüge in Ostschwaben vom 14.bis ins 16. Jahrhundert*, Köln, Wien 1989.

⁴⁰² Mandrou, *Grundbesitzer*, S.183-186. ハンスの不動産管理についての詳細な研究はま

だ行われていない。

⁴⁰³ Mörke, O., Die Fugger im 16. Jahrhundert. Statische Elite oder Sonderstruktur? in: *Archiv für Reformationsgeschichte* 74 (1983), S.141-161; Häberlein, *Fugger*, S.186-203.

⁴⁰⁴ フッガー家の文書の起源は、1554年よりアントーン・フッガーによって整理された「フッガー・ブリーフ（手形証書）の目録」に始まる。当初は、アウクスブルクのフッガー邸に鍵をかけて保管されていた。一族の文書は、シュマルカルデン戦争（1546年～）の際に、アウクスブルクからレーゲンスブルクを経由してティロールへと移され、その戦禍を免れることができた。その後、1877年、バーベンハウゼン系のフッガー家の当主レオポルト・フッガー侯爵は、メミンゲン市立図書館の司書であり、同市近郊の都市ブクスアッハの福音派牧師フリードリヒ・ドーベル（1819—1891）に所蔵文書の分類・整理、および目録の作成を依頼した。1883年には、大型のフォリオ判四冊からなる総目録が完成すると、この他、大型のフォリオ判二冊からなる人名・事項索引も作成された。

ドーベルの総目録は、テーマごとに15の項目に分かれており、フッガー一族の系譜と経歴に始まり、フッガー家の商業活動（ハンガリーの鉱山業、スペインの事業、皇帝・諸侯への貸付など）、特許状および身分の昇進、フッガー家の設立した財團（フッゲライに代表される）、土地所有、フッガー家とアウクスブルクとの関係（1499—1806年）、神聖ローマ帝国・帝国議会・帝国に関する諸問題（1538—1805年）、フッガー・アルヒーフの管理についてなどがある。今日までこのドーベルの整理区分のまま保管されている。整理された一族の文書は、1944年2月、アウクスブルクの空襲により再び疎開を余儀なくされ、1956年までにキルヒハイム城（ハンス・フッガーの所領）へと移された。さらに同年10月、アウクスブルク近郊の都市ディリンゲンへと移され、ここに今日まで「フッガー・アルヒーフ（Fürstlich und Gräflich Fuggersches Familien- und Stiftungsarchiv）」として整理、保存されている。フッガー・アルヒーフを利用した研究成果は、フッガー史研究叢書（*Studien zur Fuggergeschichte*）として1907年より刊行されており、現在までに42巻を数える。

フッガー家に関する文書は、フッガー・アルヒーフのほかにも各地の文書館に保存されている。例えば、フッガー通信は、1656年、アルブレヒト・フッガー（1624-1692）により、フッガー家のその他の蔵書とともにハプスブルク家へ譲渡されたため、現在、オーストリア（ウィーン）国立図書館（ÖNB, Wien, Cod. 8949-8975.）に保存されている。（一部はフ

ッガー・アルヒーフ (FA) にも保存)。フッガーに関する史料は、同時代に活躍したアウクスブルクのウェルザ一家などと比較しても、豊富に現存しているが、そのことがかえって編纂作業に困難を極めており、完本となっているものは極めて少ない状況である。

Deininger, H. F., Zur Geschichte des fürstlich und gräflich Fuggersches Familien- und Stiftungs-archivs zu Augsburg, in : *Archivalische Zeitschrift* 37, 1929, S.162-183 ; Kellenbenz, H., Das Fugger-Archiv, in : *Archiv und Wirtschaft* 12, 1979, S.39-43 ; Karg, F., „damits nichts davon kome, noch vertragen oder verloren werdt “. Das Handelsarchiv der Fugger, in : *Archiv und Wirtschaft* 27, 1994, Heft2, S.69-74；諸田『フッガ一家の遺産』251～277 頁。

【参考文献一覽】

○未刊行史料

- Fürstlich und Gräflich Fuggersches Familien- und Stiftungsarchiv, Dillingen/Donau (FA), *Herrn Hannsen Fuggers aigen copierbuech*, 1566-1594 (FA 1.2.5- FA 1.2.16d).
- StAA Reichsstadt, Kalenderstreitsakten Nr.26, 27, 43 (Register).

○刊行史料

- ‘Cronica newer geschichten’ von Wilhelm Rem (1512-1527) , in: *Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis zum 16. Jahrhundert*, Bd.25 Göttingen [1966] .
- Die Chronik von Clemens Sender von den ältesten Zeiten der Stadt bis zum Jahre 1536, in: *Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis zum 16. Jahrhundert*, Bd.23 Göttingen [1966] .
- Dallmeier,M., *Quellen zur Geschichte des europäischen Postwesens 1501-1806*, Teil I - II (1977), III(1987), Lassleben (Thurn und Taxis-Studien).
- García,C. Riba.(Hg.), *Correspondencia privada de Felipe II. con su Secretario Mateo Vázquez 1567-1591*, Bd.1 , Madrid [1959] .
- Hä默尔,A.(Hg.), *Die Hochzeitsbücher der Augsburger Bürgerstube und Kaufleutestube bis zum Ende der Reichsfreiheit*, München (Privatdruck) [1936] .
- Härke, R. (Hg.), *Niederländische Akten und Urkunden zur Geschichte der Hanse und zur deutschen Seegeschichte*, Bd.2, Lübeck [1923] .
- Harms,W./Kemp, C. (Hg.), *Die Sammlungen der Hessischen Landes- und Hochschulbibliothek in Darmstadt*, Tübingen [1987] .
- Meyer,C .(Hg.), *Chronik der Familie Fugger vom Jahre 1599*, München [1902] .
- Karnehm,C .(Bearb.), *Die Korrespondenz Hans Fuggers von 1566-1594. Regesten der Kopierbücher aus dem Fuggerarchiv*, 3 Bde. : Bd.1 (unter Mitarbeit von Maria Gräfin von Preysing)1566-1573 ; Bd.2/1 1574-1581 ; Bd.2/2 1582-1594, München [2003] .
- Khevenhüller-Metsch, G.(Hg.), *Hans Khevenhüller, Geheimes Tagebuch 1548-1605*, Graz [1971] .
- Klarwill,V. (Hg.), *Fuggerzeitungen. Ungedruckte Briefe an das Haus Fugger aus den Jahren 1568-1605*, Wien-Leipzig- München [1923] . (関連文献：上原 [1988 年])
- Reinhard,W. (Hg.), *Augsburger Eliten des 16.Jahrhunderts. Prosopographie wirtschaftlicher und politischer Führungsgruppen 1500-1620*, Bearb von, M. Häberlein u.a. Berlin [1996] .
- Stetten d.J.von Paul, *Geschichte der adelichen Geschlechter in der freyen Reichs-Stadt Augsburg*, Augsburg [1762] .

○二次文献

- António H.de Oliveira Marques, *Geschichte Portugals und des portugiesischen Weltreichs*, Stuttgart [2001] .
- Bauer,O., *Pasquille in den Fuggerzeitungen. Spott- und Schmähgedichte zwischen Polemik und Kritik (1568-1605)*, Wien [2008] .
- ders., *Zeitungen vor der Zeitung. Die Fuggerzeitungen (1568-1605) und das frühmoderne Nachrichtensystem*, Berlin [2011] .
- Behringer,W., *Thurn und Taxis. Die Geschichte ihrer Post und ihrer Unternehmen*, München/Zürich [1990] .
- ders, Fugger und Taxis. Der Anteil Augsburger Kaufleute an der Entstehung des europäischen Kommunikationssystems, in : Burkhardt,J.(Hg.), *Augsburger Handelshäuser im Wandel des historischen Urteils*, Berlin [1996] , S. 241-248.
- ders., *Im Zeichen des Merkur. Reichspost und Kommunikation in der Frühen Neuzeit*, Göttingen [2003] .
- ders., Fugger und Kommunikation. In : Burkhardt, J.(Hg.), *Die Fugger und das Reich*. Augsburg [2008] , S.245-268.
- Biringer,M., *Die Fuggerzeitungen der Jahre 1581-1590 aus Wien und Prag*, Diss. Wien [2007] .
- Blendinger, F., Michael und Dr. Lukas Geizkofler,in : Pölnitz,G.F.von,(Hg.), *Lebensbilder aus dem bayerischen Schwaben*, Bd.8, München [1961] , S. 108-138.
- ders., Die wirtschaftlichen Führungsschichten in Augsburg 1430-1740, in : Helbig, H.(Hg.), *Führungskräfte der Wirtschaft in Mittelalter und Neuzeit 1350-1850*, Teil 1, Limburg an der Lahn [1973] , S.51-86.
- Blendinger, F./Zorn, W. (Hg.), *Augsburg. Geschichte im Bild dokumenten*, München [1976] .
- Burkhardt,J. (Hg.), *Die Fugger und das Reich. Eine neue Forschungsperspektive zum 500jährigen Jubiläum der ersten Fuggerherrschaft Kirchberg- Weißenhorn*, Augsburg [2008] .
- Burkhardt,J./Karg,F. (Hg.), *Die Welt des Hans Fugger (1531-1598)*, Augsburg [2007] .
- Clasen, C.-P., Armenfürsorge in Augsburg vor dem 30 jährigen Kriege, in : *ZHVS* 78, [1984] , S. 65-115.
- Dauser, R., *Informationskultur und Beziehungswissen- das Korrespondenznetz Hans Fuggers (1531-1598)*, Tübingen [2008] .
- Deininger, H. F., Zur Geschichte des fürstlich und gräflich Fuggersches Familien- und Stiftungsarchivs zu Augsburg, in : *Archivalische Zeitschrift* 37, [1929] , S.162-183.

- Denzel, M.A., Professionalisierung und sozialer Aufstieg bei oberdeutschen Kaufleuten und Faktoren im 16. Jahrhundert, in: Schulz,G.(Hg.), *Sozialer Aufstieg*, München [2002] , S. 413-442.
- Dirr, P., Kaufleutezunft und Kaufleutestube in Augsburg zur Zeit des Zunftregiments (1368-1548) , in : *ZHVS* 35 [1909] .
- ders., Studien zur Geschichte der Augsburger Zunftverfassung,1368-1548, in : *Zeitschrift des Historischen Vereins für Schwaben (ZHVS)* 39 [1910] .
- Edelmayer, F./ Kohler, A.(Hg.), *Kaiser Maximilian II. Kultur und Politik im 16. Jahrhundert*, München [1992] .
- Ehrenberg, R., *Das Zeitalter der Fugger. Geldkapital und Kreditverkehr im 16.Jahrhundert*, 2 Bde. Jena [1896] .
- Endres,R., Adel und Patriziat in Oberdeutschland, in : Schlze,W. (Hg.), *Ständische Gesellschaft und soziale Mobilität*, München [1988] , S.221~238.
- Finkl, N., *Administrative Verdichtung und Konfessionalisierung. Die Verwaltung der Reichsstadt Augsburg im 16. Jahrhundert*, Neustadt an der Aisch [2011] , (Diss. Augsburg, 2009.)
- Forschungskreis Augsburger Patrizier und verwandte Familien e.V. (Hg.), *Landsitze Augsburger Patrizier*. München/Berlin [2005] .
- Fuchs, M, Rebtisch, R., *Kaiser und Kurfürst. Aspekte des Fürstenaufstandes 1552*, Münster, [2010] .
- Fugger, M./ Fugger, M., *Genealogie des Hauses Fugger vom Reh. Stammtafeln und biographische Erläuterungen*, Augsburg [2007] .
- Geffcken,P., *Soziale Schichtung in Augsburg 1396 bis 1521*, München [1995] .
- ders, Augsburg im Hoch- und Spätmittelalter, in : Grünsteudel, G. u.a. (Hg.), *Augsburger Stadtlexikon*, Augsburg [1998] .
- Geurts,P- A.M., *De Nederlandse Opstand in de pamfletten 1566-1584*, Nijmegen [1956] .
- González de León, F./ Parker, G., The Grand Strategy of Philipp II. and the Revolt of the Netherlands, 1559-1584, in : Benedict, P.(Hg.), *Reformation, Revolt and Civil War in France and the Netherlands 1555-1585*, Amsterdam [1999] , p.215-232.
- Grünsteudel,G./Hägele,G./Frankenberger,R.(Hg.), *Augsburger Stadtlexikon*, Augsburg [1998] . (<http://www.stadtlexikon-augsburg.de>)
- Haberer, S., Handelsdiener und Handelsherren- Andreas Hyrus und die Fugger, in : *ZHVS* 88 [1995] .
- ders., *Ott Heinrich Fugger (1592-1644). Biographische Analyse typologischer Handlungsfelder in der Epoche des Dreissigjährigen Krieges*, Augsburg [2004] .

- Häberlein,M., Familiäre Beziehungen und geschäftliche Interessen : Die Augsburger Kaufmannsfamilie Böcklin zwischen Reformation und Dreissigjährigem Krieg, in ; *ZHVS* 87 [1994] , S.39-58.
- ders., *Brüder, Freunde und Betrüger: Soziale Beziehungen, Normen und Konflikte in der Augsburger Kaufmannschaft um die Mitte des 16. Jahrhunderts*, Berlin [1998] .
- ders., Handelsgesellschaften, Sozialbeziehungen und Kommunikationsnetze in Oberdeutschland zwischen dem ausgehenden 15. und der Mitte des 16. Jahrhunderts, in: Hoffmann,C.A./Kießling,R.(Hg.), *Kommunikation und Region*, Konstanz [2001], S. 305-326.
- ders., *Die Fugger. Geschichte einer Augsburger Familie (1367-1650)*, Stuttgart [2006] .
(英語版 *The Fuggers of Augsburg*, USA [2012] .)
- ders., Jakob Fugger und die Kaiserwahl Karls V. 1519, in: Burkhardt, J (Hg.), *Die Fugger und das Reich*, Augsburg, [2008] , S.65-81.
- Häberlein,M./Burkhardt,J.(Hg.), *Die Welser. Neue Forschungen zur Geschichte und Kultur des oberdeutschen Handelshauses*, Berlin [2002] .
- Häbler, K., *Die Geschichte der Fugger'schen Handlung in Spanien*, Weimar [1897] .
- Hadry, S., Jakob Fugger (1459-1525)- ein falscher Graf? Kirchberg- Weissenhorn als Ausgangsbasis für den Aufstieg einer Augsburger Kaufmannsfamilie in den Reichsadels, in : Burkhardt, J., *Die Fugger und das Reich*, Augsburg, [2008] , S. 33-51.
- Hadriga, F., *Die Trautson. Paladine Habsburgs*, Graz-Wien-Köln, [1992] .
- Hansen, J.(Hg., Bearb.), *Nuntiaturberichte aus Deutschland 1572-1585 nebst ergänzenden Actenstücken 1. Der Kampf um Köln 1576-1584*, Berlin [1892] .
- Hartig,O., Die Gründung der Münchener Hofbibliothek durch Albrecht V. und Johann Jakob Fugger, in : Hacker,R. (Hg.), *Beiträge zur Geschichte der Bayerischen Staatsbibliothek*, München [2000] , S. 13-52.
- Hecker,P., Der Augsburger Bürgermeister Jakob Herbrot und der Sturz des zunftischen Regiments in Augsburg, in : *ZHVS* 1 [1874], S.35-98.
- Heil, D., *Die Reichspolitik Bayerns unter der Regierung Herzog Albrechts V. (1550-1579)*, Göttingen , [1998] .
- Hildebrandt,R., *Die Georg Fuggerischen Erben. Kaufmännische Tätigkeit und sozialer Status 1555-1600*, Berlin [1966] .
- ders., Diener und Herren. Zur Anatomie grosser Unternehmer im Zeitalter der Fugger, in: Burkhardt,J.(Hg.), *Augsburger Handelshäuser im Wandel des historischen Urteils*, Berlin [1996] , S. 149-174.
- Hoffmann,C.A., Konfessionell motivierte und gewandelte Konflikte in der zweiten Hälfte des 16. Jahrhunderts, in: Frieß,P./ Kießling,R. (Hg.), *Konfessionalisierung und*

Region, Konstanz [1999] , S. 99-120.

- Hoffmann,C.A./Kießling,R .(Hg.), *Kommunikation und Region*, Konstanz [2001] .
- Holl, K., *Fürstbischof Jakob Fugger von Konstanz, 1604-1626, und die katholische Reform der Diözese im ersten Viertel des 17. Jahrhunderts*, Freiburg [1898] .
- Karg, F., „damits nichts davon kome, noch vertragen oder verloren werdt “. Das Handelsarchiv der Fugger, in : *Archiv und Wirtschaft* 27, [1994] , Heft2, S.69-74
- Karnehm, C., Hans Fuggers Auftritt beim Regensburger Kurfürstentag von 1575, in: Burkhardt, J (Hg.), *Die Fugger und das Reich*, Augsburg [2008] , S.113-132.
- ders., *Zu Gast im Hause Fugger*, Augsburg, [2009] .
- Kartenbrunner,F., Der Augsburger Kalenderstreit, in: *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung* 1, [1880] , S.497-540.
- Kellenbenz,H., *Die Fuggersche Maestrazgopacht (1525-1542)*, Tübingen [1967] .
- ders., Jakob Fugger der Reiche (1459-1525), in: *Lebensbilder aus dem Bayerischen Schwaben*, Bd.10, Weißenhorn [1973] , S.35-76.
- ders., Anton Fugger (1493-1560), in: *Lebensbilder aus dem Bayerischen Schwaben*, Bd.11, Weißenhorn [1976] , S.46-124.
- ders., Das Fugger- Archiv, in : *Archiv und Wirtschaft* 12, [1979] , S.39-43
- ders., *Die Fugger in Spanien und Portugal bis 1560*, 2 Bde, München [1990] .
- Kiessling, R., *Bürgerliche Gesellschaft und Kirche in Augsburg im Spätmittelalter*. Augsburg [1971] .
- ders., *Die Stadt und ihr Land. Umlandpolitik, Bürgerbesitz und Wirtschaftsgefüige in Ostschwaben vom 14.bis ins 16. Jahrhundert*, Köln,Wien [1989] .
- Kirch, H.J., *Die Fugger und der Schmalkaldische Krieg*, München/Leipzig [1915] .
- Kleinpaul, J., *Die Fuggerzeitungen 1568-1605*, Stuttgart [1921] .
- Koopmans,J.W et al.(eds.), *Historical Dictionary of the Netherlands*,USA [2007] .
- Köbler,G., *Historisches Lexikon der deutschen Länder. Die deutschen Territorien vom Mittelalter bis zur Gegenwart*, 7.Aufl, München [2007] .
- Lau,F.(Bearb.), *Das Buch Weinsberg. Kölner Denkwürdigkeiten aus dem 16. Jahrhundert*, Bd. 3, Bonn 1897, Bd. 4, Bonn [1898] .
- Lill,G., *Hans Fugger (1531-1598) und die Kunst. Ein Beitrag zur Geschichte der Spätrenaissance in Süddeutschland*, Leipzig [1908] .
- Lojewski, G., *Bayerns Weg nach Köln. Geschichte der bayerischen Bistumspolitik in der zweiten Hälfte des 16. Jahrhunderts*, Bonn [1962] .
- Lossen, M., *Der Kölnische Krieg*, Bd.1 : Vorgeschichte 1565-1581, Gotha [1882] .
- ders., *Der Kölnische Krieg*, Bd.2 : Geschichte des Kölnischen Krieges 1582-1586, München-Leipzig [1897] .

- ders., Gebhard Truchseß von Waltburg, in: *ADB 8* [1878] , S. 457-470.
- ders., Ernst, Herzog von Bayern, in: *ADB 6* [1877] , S. 250-257.
- Luhmann, N., *Vertrauen: Ein Mechanismus der Reduktion sozialer Komplexität*, Stuttgart, [2000] .
- Maasen,W./Ruf,P.(Hg.), *Hans Jakob Fugger (1516-1575). Ein Beitrag zur Geschichte des 16. Jahrhunderts*, München [1922] .
- Maczkiewitz,D., *Der niederländische Aufstand gegen Spanien (1568-1609): eine Kommunikationswissenschaftliche Analyse*, Münster [2007] .
- Mandrou,R., *Die Fugger als Grundbesitzer in Schwaben 1560-1618. Eine Fallstudie sozioökonomischen Verhaltens am Ende des 16. Jahrhunderts*, Göttingen [1997] .
- Mauer, B., <Gemain Geschrey> und <tegllich Reden>: Georg Kölderer- ein Augsburger Chronist des Konfessionellen Zeitalters, Augsburg [2001] .
- Mörke,O., Die Fugger im 16. Jahrhundert. Statische Elite oder Sonderstruktur? in: *Archiv für Reformationsgeschichte* 74 [1983] , S.141-161.
- ders., *Wilhelm von Oranien (1533-1584). Fürst und Vater der Republik*, Stuttgart [2007] .
- Müller, G.M.(Hg.), *Das ehemalige Kollegiatstift St. Moritz in Augsburg (1019-1803). Geschichte, Kultur, Kunst*, Lindenbergs [2006] .
- North, M.(Hg.), *Kommunikationsrevolutionen. Die neuen Medien des 16. und 19. Jahrhunderts*, Köln/Weimar/Wien, [1995] .
- Ohmann,F., *Die Anfänge des Postwesens und die Taxis*, Leiptig [1909] .
- Parker, G., *The Grand Strategy of Philipp II*. New Haven/London, [1998] .
- Pölnitz,G.F.von, *Jakob Fugger*, 2 Bde, Tübingen [1949/51] . (関連文献：松田 [1982年])
- ders., *Anton Fugger*, 3 Bde, Tübingen [1958-86] . (関連文献：松田 [1979～1990年])
- Press,V., Führungsgruppen in der deutschen Gesellschaft im Übergang zur Neuzeit um 1500, in : Hofmann, H.-H./Franz, G. (Hg.) , *Deutsche Führungsschichten in der Neuzeit*, Boppard am Rhein [1980] , S.29-77.
- Rieber, A., Das Patriziat von Ulm, Augsburg, Ravensburg, Memmingen, Biberach, in : Rössler,H. (Hg.), *Deutsches Patriziat 1430-1740*, Limburg/Lahn [1968] , S.299~351.
- Roeck,B., „Arme“ in Augsburg zu Beginn des 30 jährigen Krieges. in : *Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte* 46 [1983] , S. 515-558.
- ders., *Bäcker, Brot und Getreide in Augsburg. Zur Geschichte des Bäckerhandwerks und zur Versorgungspolitik der Reichsstadt im Zeitalter des Dreißigjährigen Kriegs*, Sigmaringen [1987] .

- ders., *Eine Stadt in Krieg und Frieden. Studien zur Geschichte der Reichsstadt Augsburg zwischen Kalenderstreit und Parität*, 2 Bde, Göttingen [1989].
- Rogge, J., *Für den Gemeinen Nutzen. Politisches Handeln und Politikverständnis von Rat und Bürgerschaft in Augsburg im Spätmittelalter*. Tübingen [1996].
- Rohmann, G., *Das Ehrenbuch der Fugger*, 2 Bde, Augsburg [2004].
- Roth, F., *Augsburgs Reformationsgeschichte, 1547 bis 1555*, Bd. 4, München [1911].
- Schad, M., *Die Frauen des Hauses Fugger von der Lilie (15.-17. Jahrhundert)*, Tübingen [1989].
- Scheller, B., *Memoria an der Zeitenwende. Die Stiftungen Jakob Fuggers des Reichen vor und während der Reformation (Ca. 1505-1555)*, Berlin [2004].
- Scheuermann, L., *Die Fugger als Montanindustrielle in Tirol und Kärnten. Ein Beitrag zur Wirtschaftsgeschichte des 16. und 17. Jahrhunderts*, München/Leipzig [1929].
- Sieh-Burens, K., *Oligarchie, Konfession und Politik im 16. Jahrhundert. Zur sozialen Verflechtung der Augsburger Bürgermeister und Stadtpfleger 1518-1618*, München [1986].
- Stein, C., *Die Behandlung der Franzosenkrankheit in der Frühen Neuzeit am Beispiel Augsburgs*, Stuttgart [2003].
- Steinauf, B., *Giovanni Ludovico Madruzzo (1532-1600). Katolische Reformation zwischen Kaiser und Papst. Das Konzept zur praktischen Gestaltung der Kirche der Neuzeit im Anschluss an das Konzil von Trient*. (Diss. Bamberg) [1989].
- Stieve, F., Zur Geschichte des Augsburger Kalenderstreits und des Reichstags von 1594, in: *ZHVS* 7 [1880], S. 157-163.
- Strieder, J., Die Fugger und die Guajakholzkur. In: *Dermatologische Wochenschrift* 99 [1934], S. 888-890.
- Strohm, T./Klein, M. (Hg.), *Die Entstehung einer sozialen Ordnung Europas* Bd. 2, Heidelberg [2004].
- Sudhoff, K., Vorsorge für die Syphiliskranken in Würzburg und Augsburg zu Ende des 15. und bis ins zweite Viertel des 16. Jahrhunderts. In: *Dermatologische Wochenschrift* 97 [1933] S. 1431-1445.
- Tietz-Strödel, M., *Die Fuggerei in Augsburg. Studien zur Entwicklung des sozialen Stiftungsbaus im 15. und 16. Jahrhundert*, Tübingen [1982].
- Tschopp, S.S., Konfessionelle Konflikte im Spiegel publizistischer Medien - der Augsburger Kalenderstreit, in: Hoffmann, C.A. u.a. (Hg.), *Als Frieden möglich war - 450 Jahre Augsburger Religionsfrieden*, Regensburg [2005].

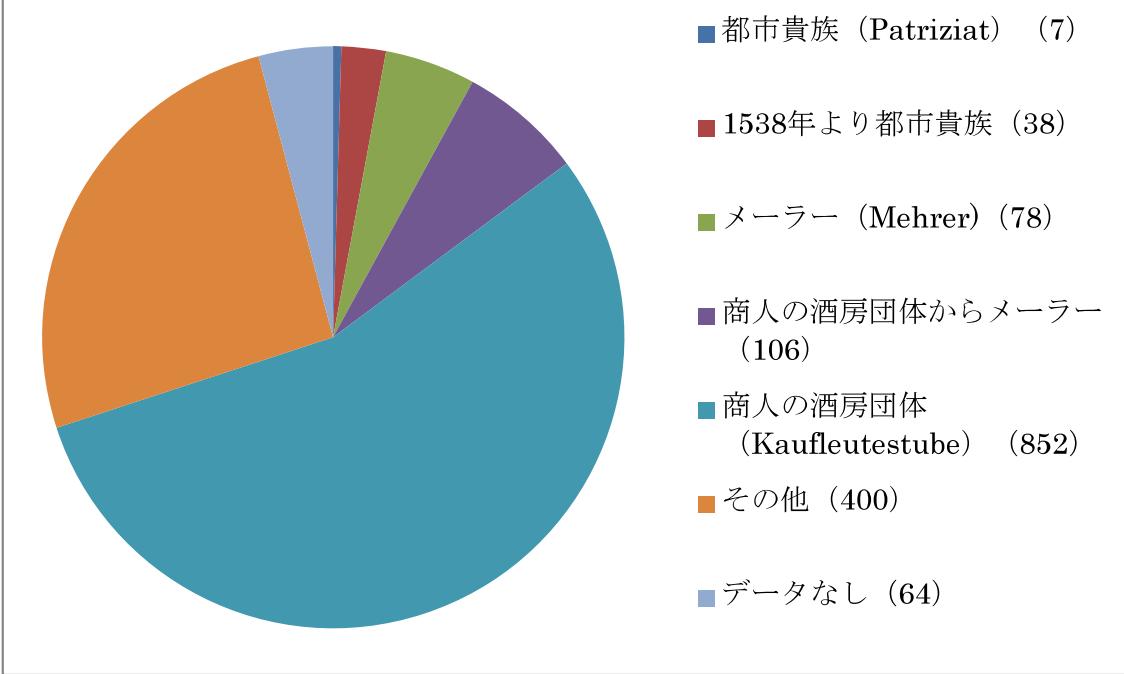
- Ulrich Graf Fugger von Glött, *Die Fuggerei- Die älteste Sozialsiedlung der Welt.* Augsburg [2003] .
- Völkel, M., Der alte und neue Adel. Johannes Engards panegyrische Symbiose von Fugger und Montfort. In: Burkhardt, J.(Hg.), *Augsburger Handelshäuser im Wandel des historischen Urteils*, Berlin [1996] , S. 107-117.
- Wallenta,W., *Katholische Konfessionalisierung in Augsburg, 1548-1648*, Hamburg [2003] , (Diss. Augsburg, 2001.)
- Warmbrunn, P., *Zwei Konfessionen in einer Stadt. Das Zusammenleben von Katholiken und Protestanten in den paritätischen Reichsstädten Augsburg, Biberach, Ravensburg und Dinkelsbühl von 1548 bis 1648*, Wiesbaden [1983] .
- Weidenbacher, J., *Die Fuggerei in Augsburg. Die erste deutsche Kleinhausstiftung. Ein Beitrag zur Geschichte des deutschen Kleinhauses*. Augsburg [1926] .
- Weiss, R./Reck, S.(Hg.), *Speisen wie die Grafen zu Montfort*, Tettnang, [1997] .
- Würgler, A., *Medien in der Frühen Neuzeit*, München [2009] .

○二次文献（国内）

- ・上原専禄「『フッガー時報』考」上原専禄著作集2『ドイツ中世史研究』評論社、[1988年] 211～266頁。
- ・大塚久雄「フッガー時代の南独逸に於ける会社企業—会社形態発生史の一段章」東大『経済学論集』2巻4号、[1932年]。
- ・踊共二「17世紀ドイツの宗派問題と大衆メディア—プロパガンダから中立論へ」『武藏大学人文学会雑誌』34巻2号 [2002年] 1～34頁。
- ・川口博『身分制国家とネーデルラントの反乱』彩流社、[1995年]。
- ・菊池良生『ハプスブルク帝国の情報メディア革命—近代郵便制度の誕生』集英社、[2008年]。
- ・北村次一『初期資本主義の基本構造 ドイツ初期資本主義の研究』ミネルヴァ書房、[1961年]。
- ・北村次一『初期資本主義の社会体制』ミネルヴァ書房、[1969年]。
- ・楠戸一彦『ドイツ中世後期のスポーツ』不昧堂出版、[1998年]。
- ・佐久間弘展「一五～一六世紀のドイツ都市と情報」『史潮』新44号、[1998年] 36～67頁。
- ・渋谷聰『近世ドイツ帝国国制史研究 等族制集会と帝国クライス』ミネルヴァ書房、[2000年]。
- ・渋谷聰「広域情報システムの展開とトゥルン・ウント・タクシス家—一六、一七世紀における帝国駅逓の拡充を中心に」前川和也編著『コミュニケーションの社会史』ミネルヴァ書房、[2001年] 47～72頁。

- ・高津秀之「ケルン参事会員ヘルマン・ワインスブルクと「六人衆」」『比較都市史研究』18卷2号、[1999年] 57~69頁。
- ・永田諒一『ドイツ近世の社会と教会—宗教改革と信仰派対立の時代』ミネルヴァ書房、[2001年]。
- ・永田諒一『宗教改革の真実 カトリックとプロテstantの社会史』講談社現代新書、[2004年]。
- ・林毅『ドイツ都市制度史の新研究』敬文堂、[2003年]。
- ・本間美奈「宗教改革期のコミュニケーションをめぐる研究動向—低地地方を事例に—」『比較都市史研究』31卷2号、[2012年] 59~69頁。
- ・松田あきら『ヤーコブ・フガー』三鷹 丘書房、[1982年]。
- ・松田あきら「アントーン・フガーの企業と時代(1)～(29)」札幌大『経済と経営』[1979～1990年]。
- ・松田智雄「フッガー時代(15、16世紀)における南ドイツ—農村と都市—」『社会経済史学』10卷11、12号、[1941年]。
- ・皆川卓「良心の問題か現実の必要か—改暦紛争の神聖ローマ帝国」甚野尚志・益田朋幸編『ヨーロッパ中世の時間意識』知泉書店、[2012年] 93~118頁。
- ・森田安一『ルターの首引き猫—木版画で読む宗教改革』山川出版社、[1993年]。
- ・森田安一『図説 宗教改革』河出書房新社、[2010年]。
- ・諸田實『ドイツ初期資本主義研究』有斐閣、[1967年]。
- ・諸田實『フッガ一家の遺産』有斐閣、[1989年]。
- ・諸田實『フッガ一家の時代』有斐閣、[1998年]。
- ・山本健「ドイツ中世商人の日記の邦訳(1)“ルーカス・レームの日記”(1494—1541年)」『敬愛大学国際研究』10号 [2002年]。
- ・B・メラー(森田安一・棟居洋・石引正志訳)『帝国都市と宗教改革』教文館、[1990年]。
- ・C・ヴェロニカ・ウェッジウッド(瀬原義生訳)『オラニエ公ウィレム オランダ独立の父』文理閣、[2008年]。
- ・梅香央里「中近世都市アウクスブルクのメーラー—都市貴族と商人のあいだ」『日本女子大学大学院紀要』14号、[2008年] 85~99頁。
- ・梅香央里「宗教改革期アウクスブルクにおけるフッガ一家—宗派的対立・寛容のはざまで」森田安一編『ヨーロッパ宗教改革の連携と断絶』教文館、[2009年] 175~198頁。
- ・梅香央里「近世におけるフッガ一家の情報網—ケルン戦争を例として」『史艸』50号、[2009年] 44~63頁。
- ・梅香央里「近世におけるフッガ一家とコミュニケーション—ハンス・フッガーの時代を中心として」『史艸』51号、[2010年] 42~64頁。
- ・梅香央里「近世におけるフッガ一家の情報ネットワーク—アウクスブルクの改暦紛争をめぐって」『比較都市史研究』31卷1号、[2012年] 13~29頁。

アウクスブルク指導層の身分別区分 (1500-1620)



※括弧内は人数（総数 1545 名）

○都市貴族

Herwart, Hofmair, Ilsung, Langenmantel (2 系列), Ravensburger, Rehlinger, Welser

○1538 年より都市貴族

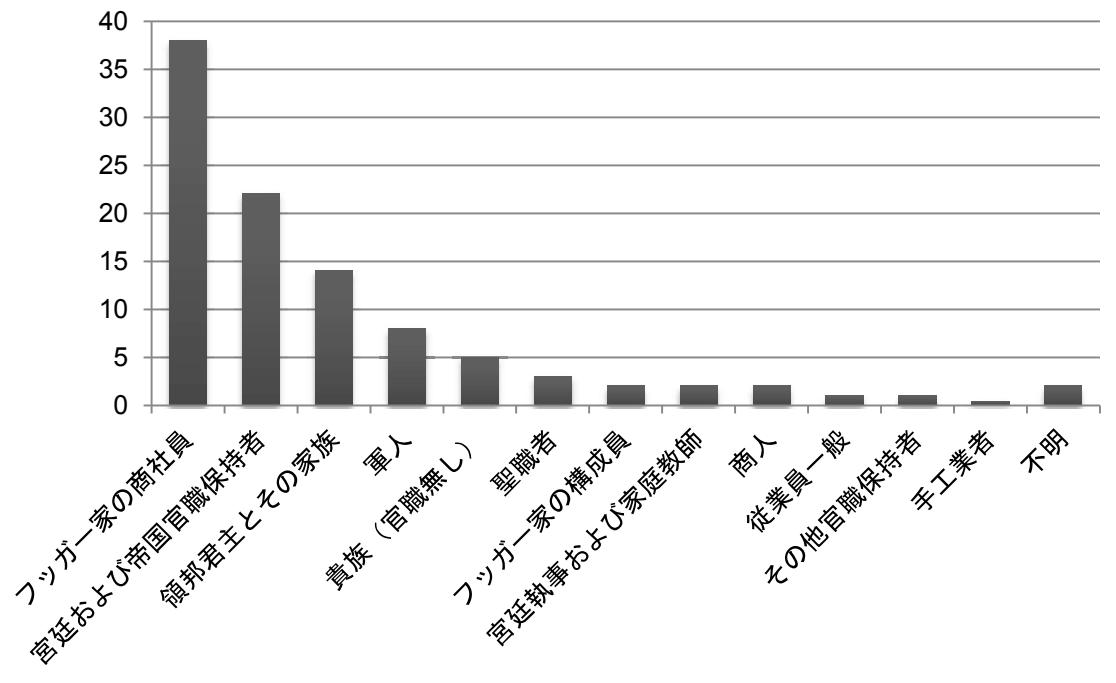
Artzt, Baumgartner, Breyschuch, Ehem, Endorfer, Fugger, Haintzel, Hörlin, Honold, Imhof, Jung, Katzbeck, Lauginger, Lieber, Mair, Meuting, Neidhart, Peutinger, Pfister, Reihing, Rem, Rembold, Rot, Rudolf, Sättelin, Schöner, Stammler, Sulzer, Ulstett, Vetter, Vittel, Vöhlin, von Dettighofen, von Stetten, Walther

○その他

Salzfertigerzunft, Salzfertigerzunft+Kaufleutestube, Kaufleutezunft,
Kaufleutezunft→Mehrer, Kaufleutezunft+Kaufleutestube,
Krämerzunft+ Kaufleutestube, Weberzunft, Gemeinde (usw.)
Wanner, Fesenmayr (1629 年より都市貴族)

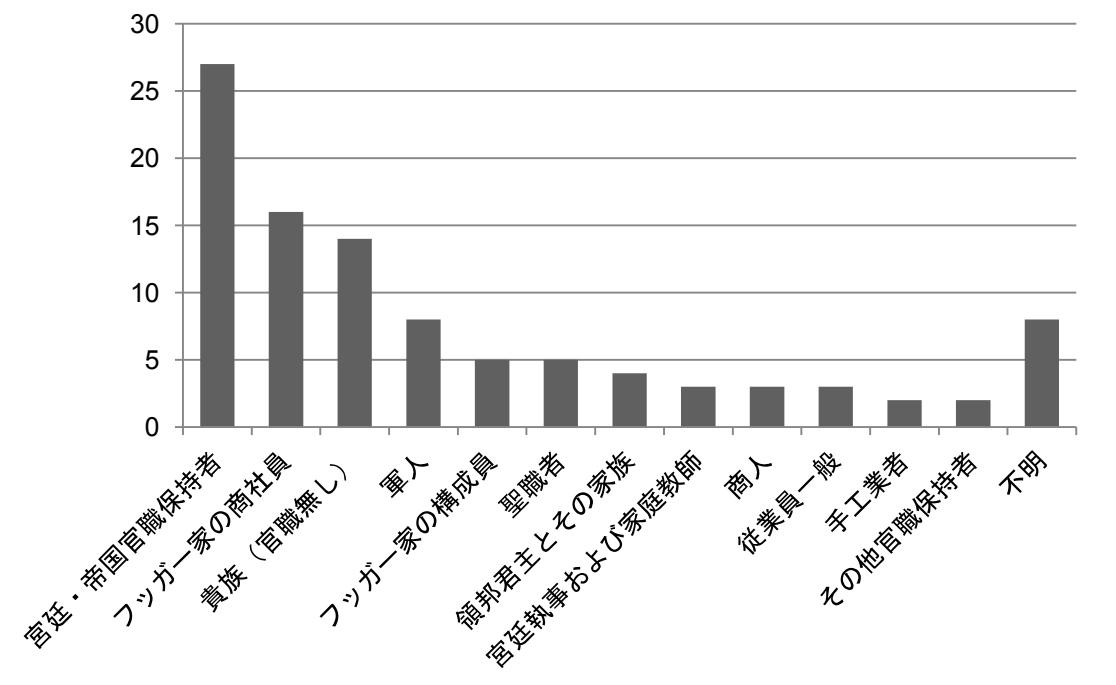
資料 1 : Reinhard,Wolfgang (Hg.), *Prosopographie* [1996] より作成。

フッガーの文通相手の頻度



※数値はパーセント

フッガーの文通相手（494名）の職業分類



資料2：Karnehm [2003]、Dauser [2008] をもとに作成。

図 1

【アウクスブルクのツンフト統治構造】

(下図は 1479 年以降)



図2 【アウクスブルクの統治構造（1548/49～1806年）】



図3

【仲間団体 (Gesellschaft)】

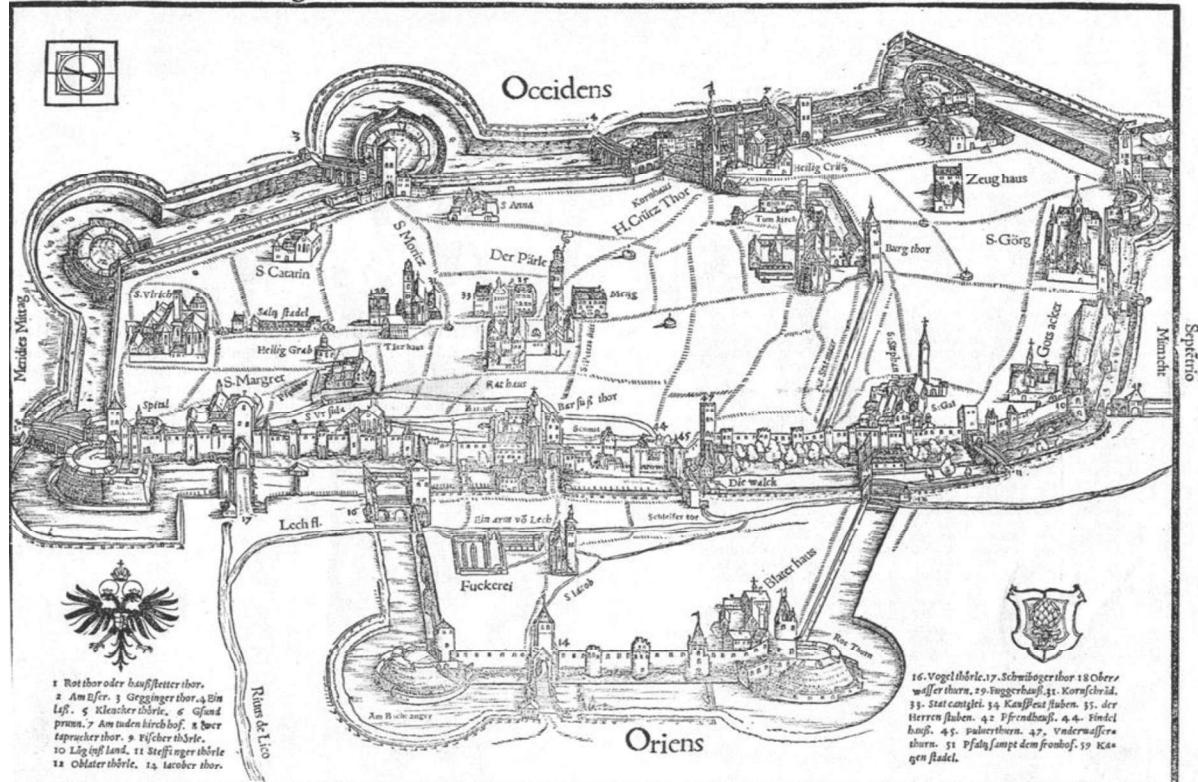
都市貴族の酒房団体 (Herrenstubengesellschaft)
20人衆 (Zwanziger)
酒房長 (Stubenmeister) 4名 (新2、旧2)
酒房委員 (Beisitzer) 16名
会計長 (Büchsenmeister) 2名
構成員数 74名 (1416年)
203名 (1522年、このうちメーラーの数 161名)

商人の酒房団体 (Kaufleutestubengesellschaft)
20人衆 (Zwanziger)
酒房長 (Stubenmeister) 4名 (新2、旧2)
酒房委員 (Beisitzer) 16名
会計長 (Büchsenmeister) 2名
構成員数 177名? (1542年)

図4

【アウクスブルク市内図 (1550年頃)】

De Germania
Ciuitas Augustana olim Vindelica, hodie Rhetica, tota orbe terrarum notissima:
Liber III.



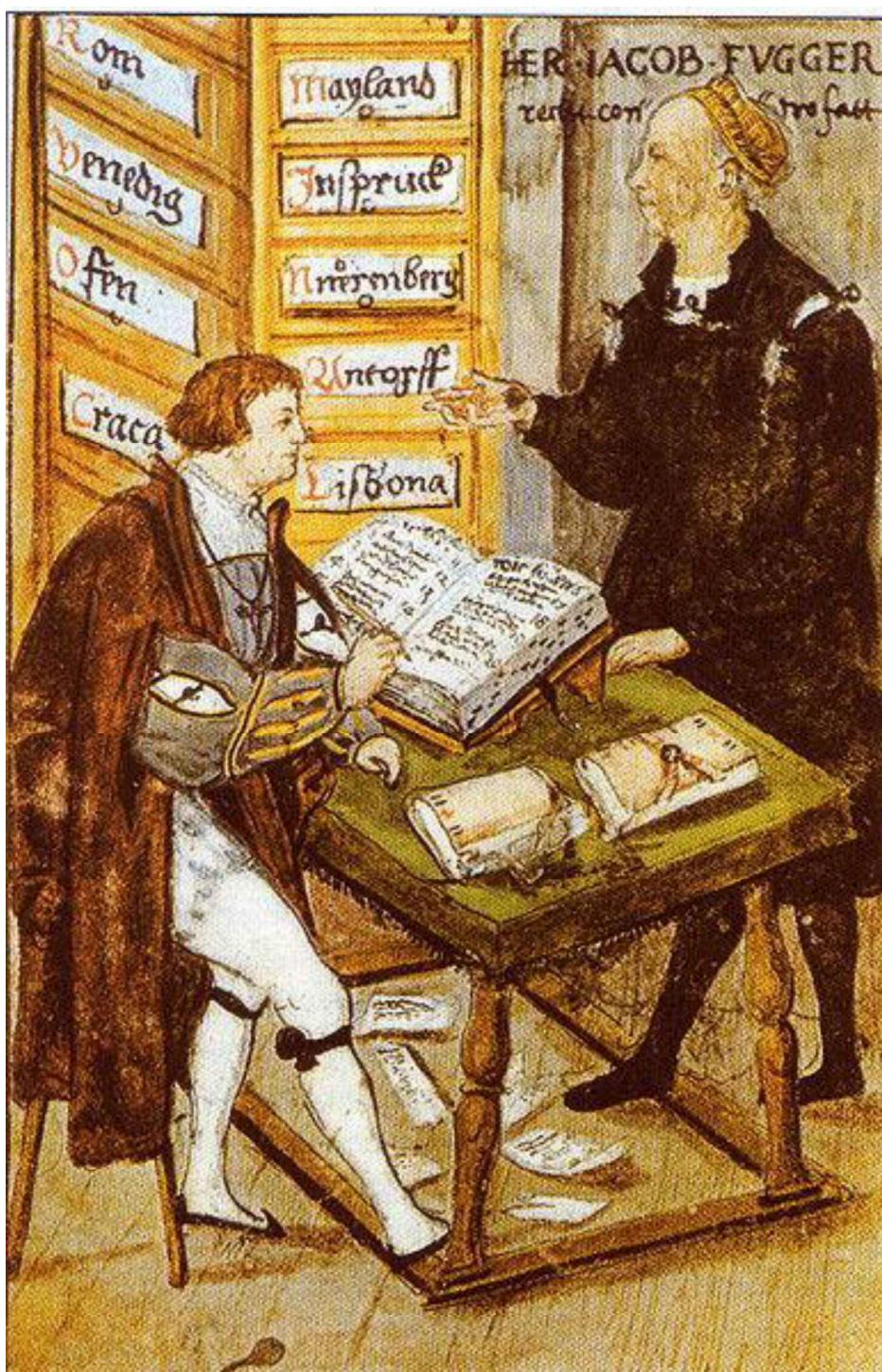


図5 「ヤーコブ・フッガーと簿記マテウス・シュヴァルツ」

Bayerische Staatsbibliothek (Hg.), *Die Fugger im Bild*, 2010, S. 18.

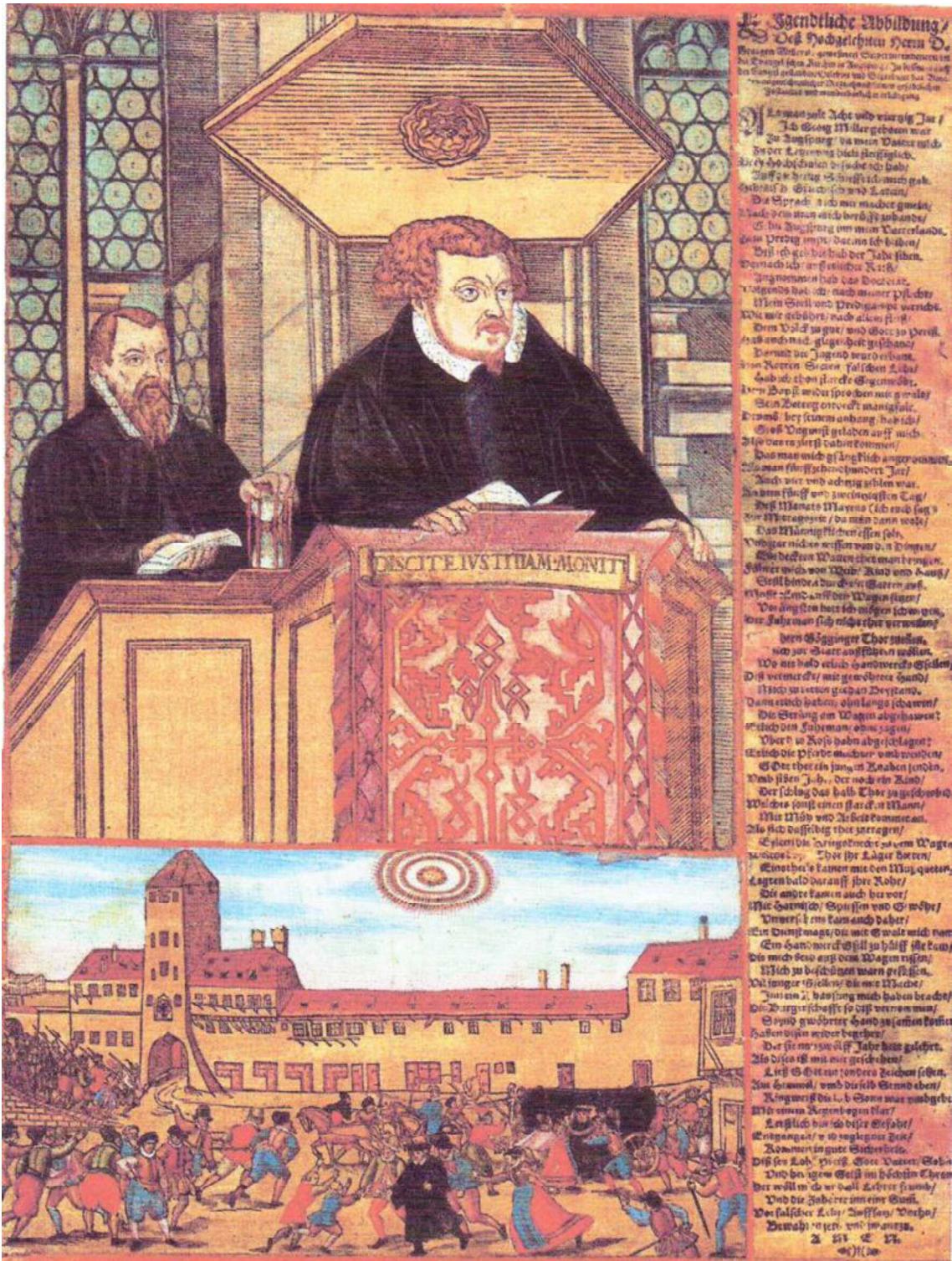


図6 「ゲオルク・ミュラーの肖像画と1584年のアウクスブルクにおけるミュラー追放の際の暴動の描写」(1584年)

出典 : Tschopp, der Augsburger Kalenderstreit, S.24

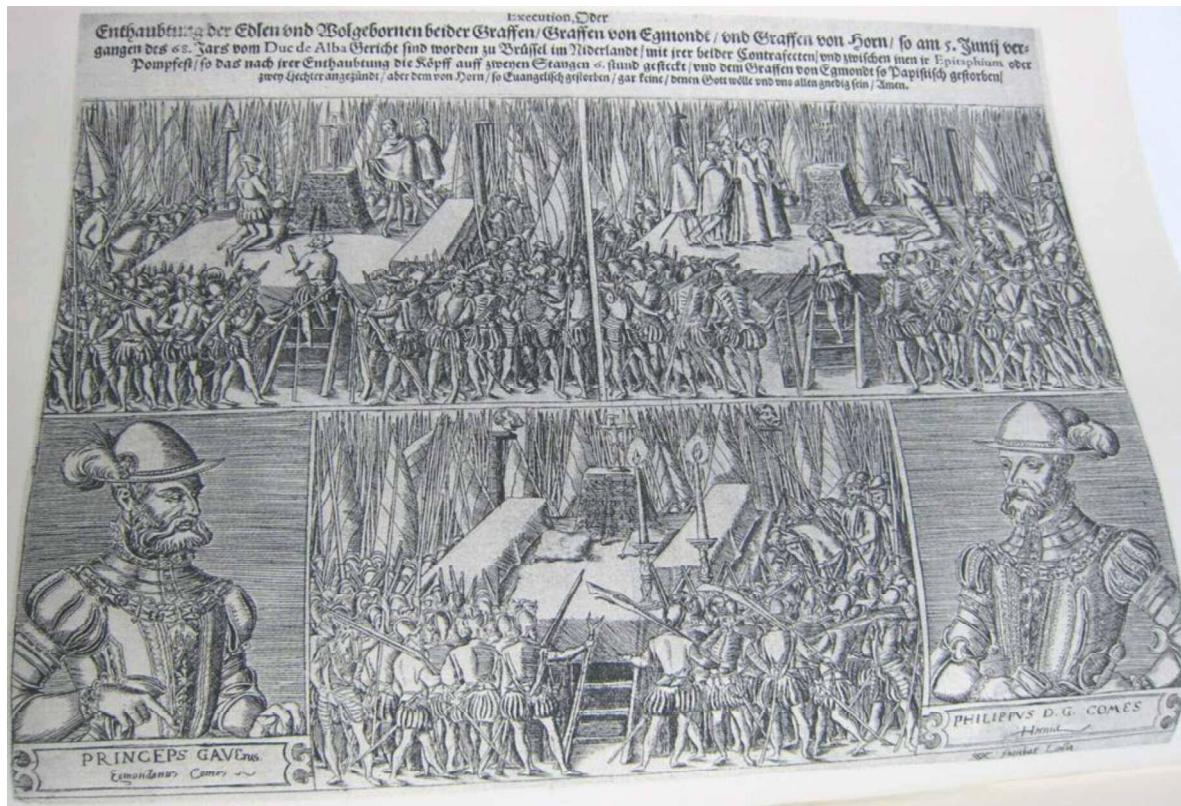


図7 「エグモント伯とホールン伯の処刑」

(Die Flugblaetter, Bd.2 1980, S.42)

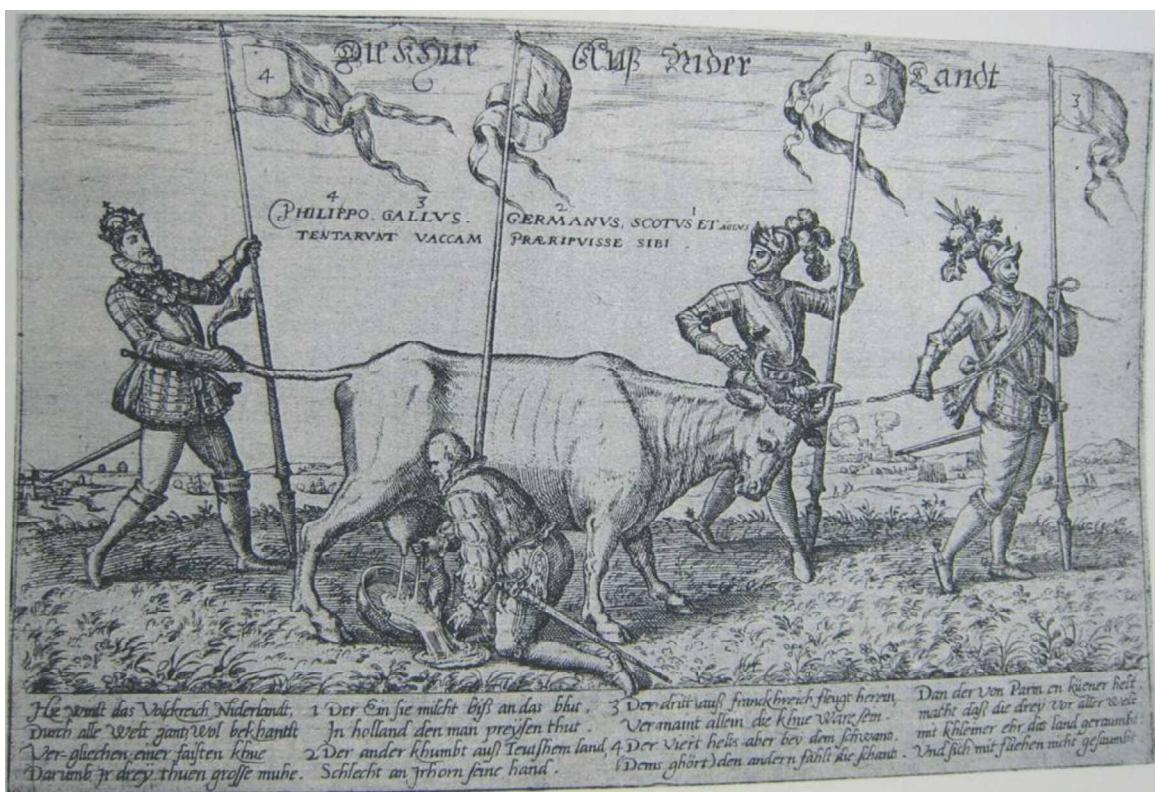


図8 「フェリペ2世に対する牛（＝ネーデルラント）」（ケルン？1587年）

(Die Flugblaetter, Bd.2 1980, S.86)

表1 【アウクスブルクのツンフトとその構成員数一覧】

ツンフト名	1475年	1536年	その他の職種を含むもの
1 Kaufleute 商人	9 9	1 7 5	
2 Weber 織布工	5 5 0	1 4 5 1	(亜麻布・羊毛・布取引)
3 Krämer 小売商	1 6 3	3 9 5	紐・革鞄・バックル製造工
4 Bäcker パン屋	1 0 9	1 4 2	
5 Metzger 肉屋	1 4 0	1 2 0	
6 Schuster 靴屋	1 1 7	9 0	
7 Kürschner 毛皮屋	8 6	1 0 7	
8 Schneider 仕立屋	9 6	1 6 0	(呉服商・布売り)
9 Brauer 醸造人 (Bierschenken)	1 2 4	1 3 5	
10 Zimmerleute 大工	2 0 0	2 0 3	れんが積み工・陶工・箱製造業者・ 製粉業者
11 Loderer(Tuchmacher) 粗毛織布工	7 0	6 2	毛織物工・漂白業・染物業
12 Fischer 漁師	6 4	8 3	筏流し
13 Schäffler 樽製造業者	3 8	6 1	車大工・ろくろ細工師
14 Schmiede 鍛冶屋	1 4 0	3 4 1	馬具工・塗装工・金細工業・ ガラス細工業・彫刻業など
15 Hucker 食糧雑貨商	8 0	1 1 0	ぶどう(果樹)栽培人・綱作り職工・ 庭師
16 Lederer 皮なめし工	4 2	9 4	鞣革・羊皮紙製造業
17 Salzfertiger 塩運送業者	9 0	2 3 5	ワイン小売業

表2 【アウクスブルク市参事会員の信仰告白（1548年～1630年）】

年	カトリック	福音主義派
1548年	20	21
1556～1557年	23	22
1558年	22	23
1559年	23	22
1560年	24	21
1561年	25	20
1562年	27	18
1563年	26	19
1564～1565年	25	20
1566～1567年	24	21
1568～1569年	23	22
1570～1571年	22	23
1572～1573年	23	22
1574年	25	20
1575～1579年	24	21
1580～1582年	25	20
1583～1597年	26	19
1598～1628年	27	18
1629～1630年	29	16

Warmbrunn [1983] , 永田 [2001年] をもとに作成。
 (記入のない年は信仰告白の確認が行われなかつたことを示す。)

表3 【フッゲライ変遷表】

1514	ヤーコプ・フッガー、フッゲライ建設構想に着手
1519	フッゲライ住宅にゴシック時代の飾り文字で通し番号が付けられる
1521	ヤーコプ・フッガー、フッゲライの寄付行為書
1522	ヘレンガッセに「木の家」(Holzhaus) 建設
1523	52軒が完成。106戸分建築
1528	ヤーコプの甥ライムント、アントーン、ヒエロニムス、隣接の敷地を買収、
~32	フッゲライの拡張（オクセンガッセ、夜間通用門）
1548	アントーン・フッガー、近隣に“Schneidhaus”を寄付。ヨーロッパで最も早い外科の施設
1549	管理人の家の改築（ヤーコプ通り入り口）
~53	
1581	マルクスとフィリップ・エドゥアルト・フッガー、聖マルクス教会を寄進。
	ハンス・ホル（市庁舎を建設したエリás・ホルの父）の建築
1599	水道施設（噴水）、都市当局から無料で提供
1632	三十年戦争；スウェーデン軍の宿舎として利用され、居住者は追放。全壊 2
~42	軒、半壊 28軒の被害（残り 22軒は軽損傷）
1650	聖マルクス教会に隣接して学校が開かれる
1694	左官フランツ・モーツアルト（作曲家ヴォルフガング・アマデウス・モーツアルトの曾祖父）、45歳で逝去。1681年より入居し、フッゲライの大工頭として働いた
1725	聖マルクス教会、ルネサンス様式からバロック様式に改築
~31	
1744	噴水、木製から石造となる
1880	レオポルト・フッガー侯爵、12軒を新築するため 5万マルクを寄付、1880
~88	年までに用地取得
1938	この年までにさらに 5軒新築
1944	第二次世界大戦；2月 25日、爆撃を受け、ほぼ半分が全壊
1948	家屋の再建を終える（当初の 52軒分）
1950	聖マルクス教会の再建。1952年にはほぼ復旧
1968	再建、改築が行われ、1973年、67軒に拡張
~73	現在に至る。

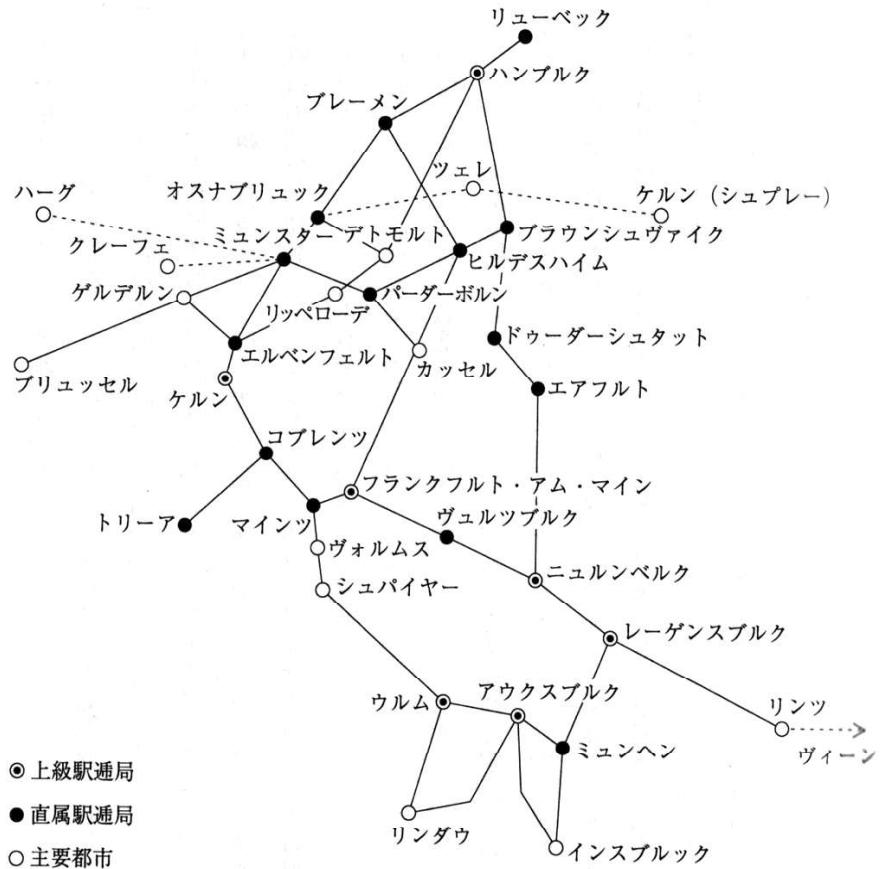
表4 【1563年帝国駅逕の主要路線】

区間	駅通過数	距離(km)
ブリュッセル—リーザー	13	270
リーザー—ラインハウゼン	7	160
ラインハウゼン—アウクスブルク	13	235
アウクスブルク—インスブルック	12	215
インスブルック—トレント	13	185
トレント—ボローニャ	14	235
ボローニャ—フィレンツェ	7	100
フィレンツェ—ローマ	13	285

(出典：Behringer, Thurn und Taxis, S.37f., 40.)

地図3と併せて参照。

地図4 【17世紀以降の帝国駅逓の拡充】



(出典: 渋谷「広域情報システムの展開とトゥルン・ウント・タクシス家」図2-3)

地図 1 フッガ一家の遠隔地商業ネットワーク



Ⓐ…フッガ一家の本拠地アウクスブルク。

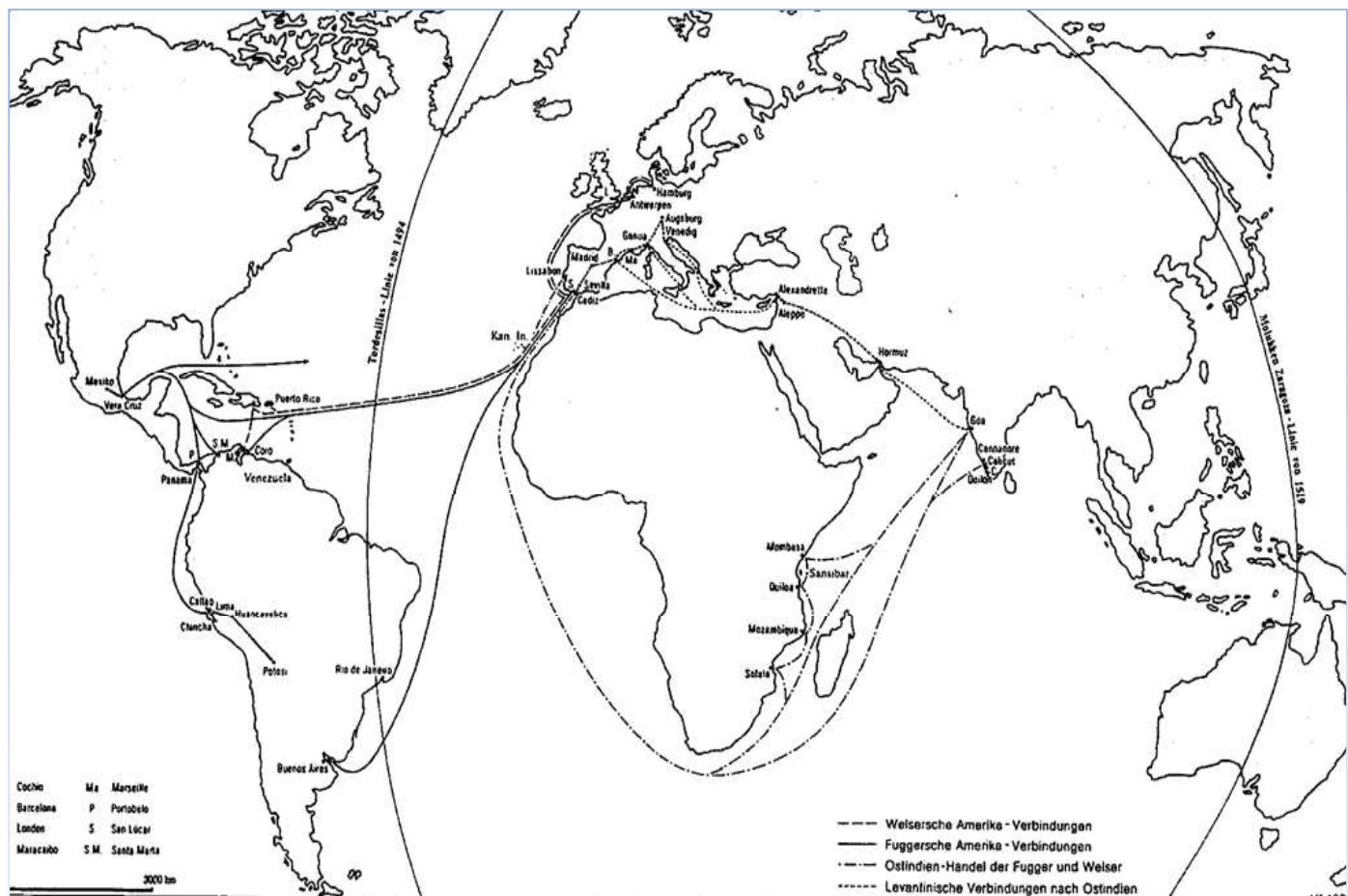
●…アントーンの時代における重要な拠点。

ハンス・フッガーの時代はスペイン、ティロールのほか、主に、アントウェルペン、ケルン、フランクフルト(a.M.)、ニュルンベルク、プラハ、ヴェネツィア、ローマの各支店を拠点とする。

このほか、中南米の拠点も維持。（地図2と併せて参照）

出典: Kellenbenz [1990].

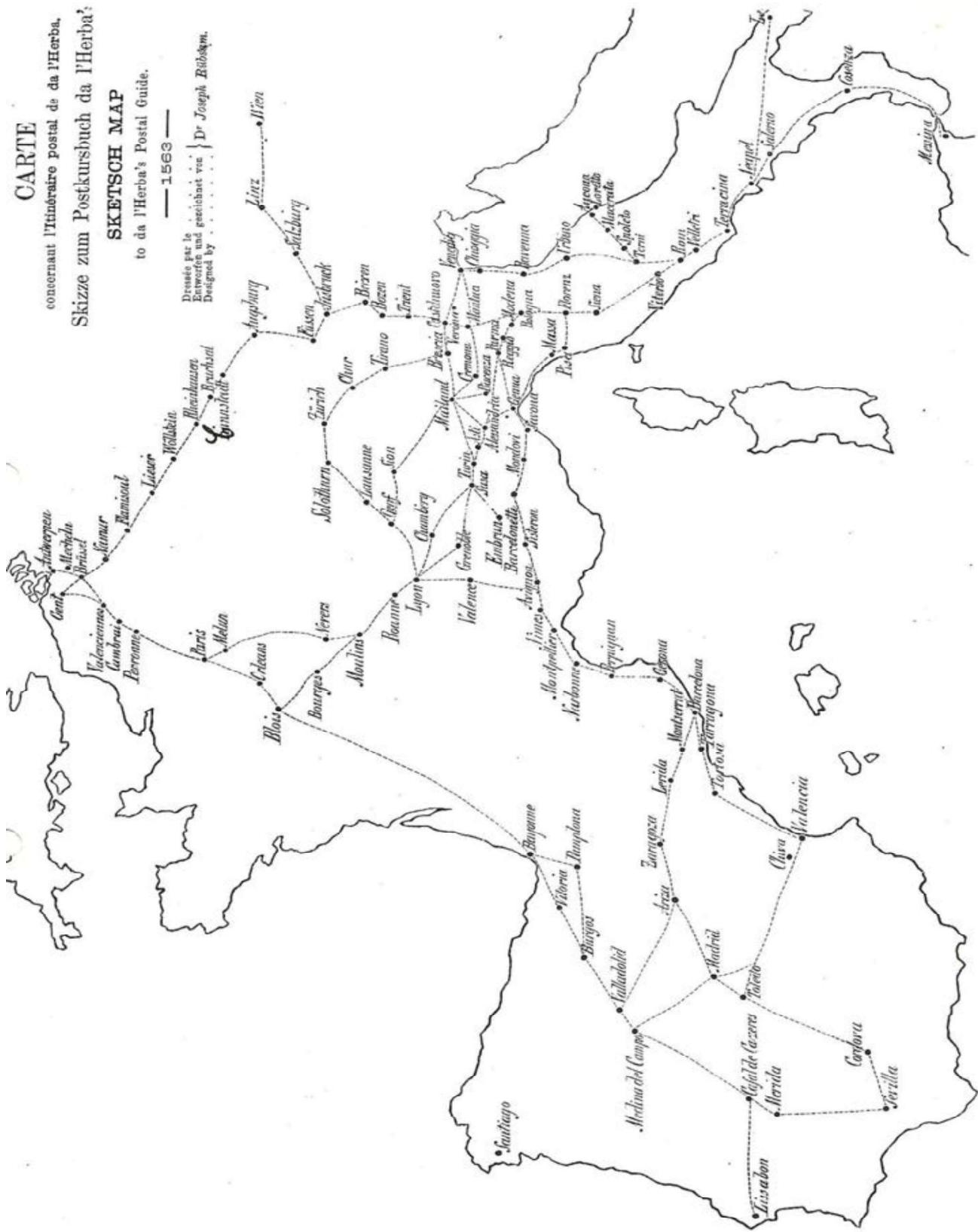
地図2 【フッガ一家の商業ネットワーク（中南米、東インド編）

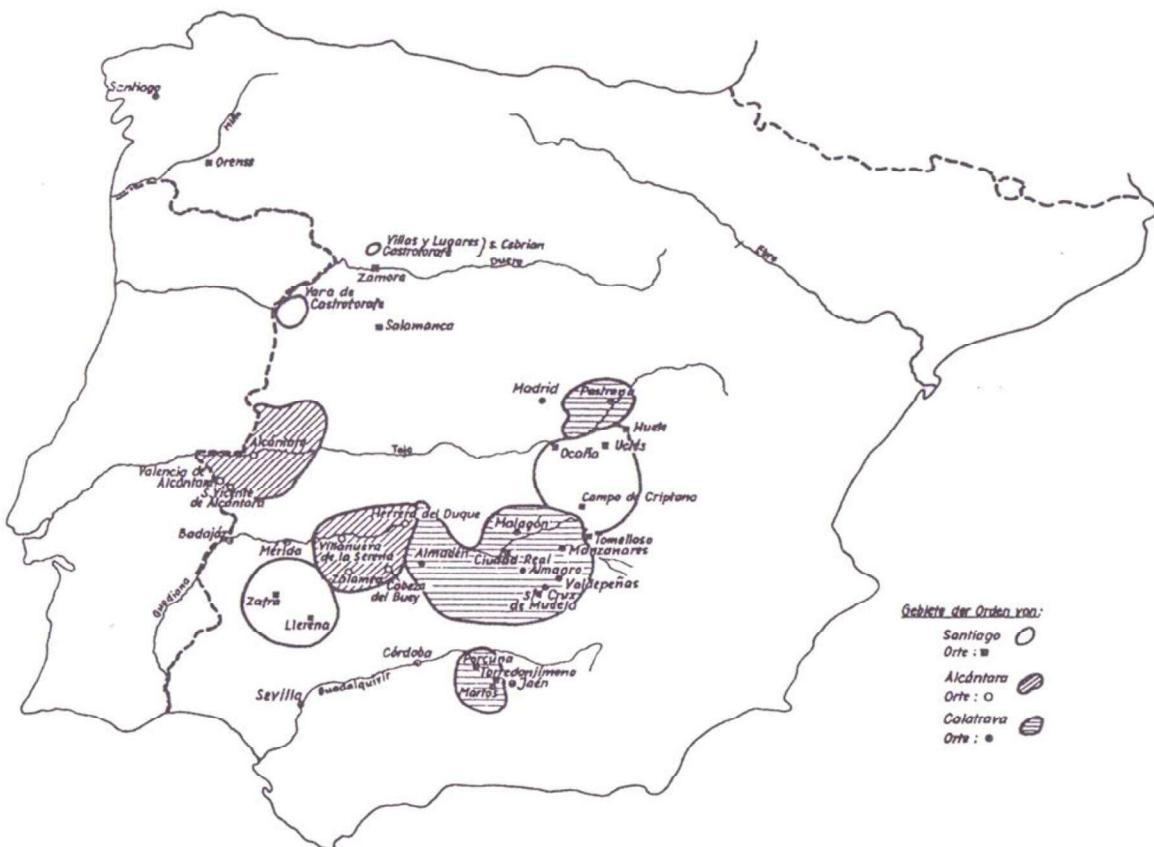


- (中太線) … ウエルザ一家と中南米の結び付き。
- (太線) … フッガ一家と中南米の結び付き。
- ・—・—… フッガーとウエルザーの東インド貿易経路。
- …… (点線) … 東インドへの東方貿易経路。

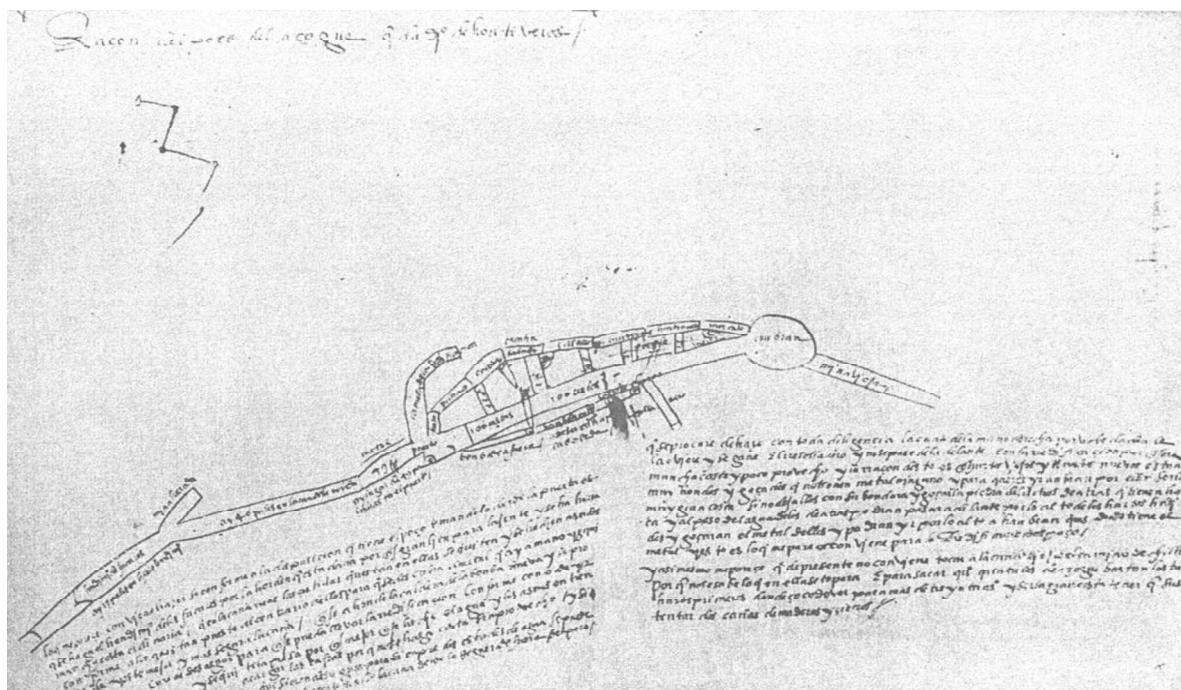
出典：Kellenbenz [1990].

地図3 【1563年の帝国駅逓路線図】



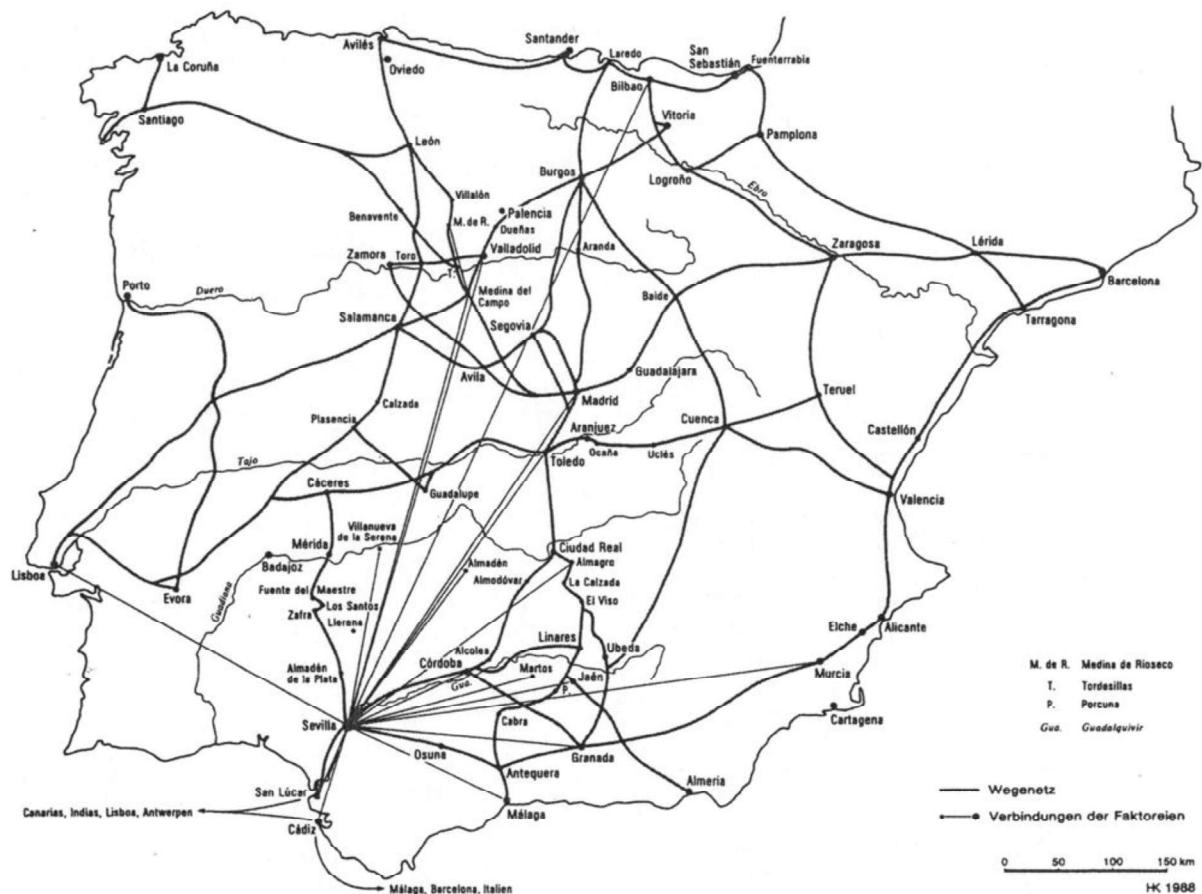


地図5【スペインの騎士修道会領】(○…サンティアゴ、斜め線…アルカンタラ、横線…カラトラバ)



地図6 【アルマデンの水銀鉱山分布図】(1553年)

(出典 : Kellenbenz [1990] S.529,533.)



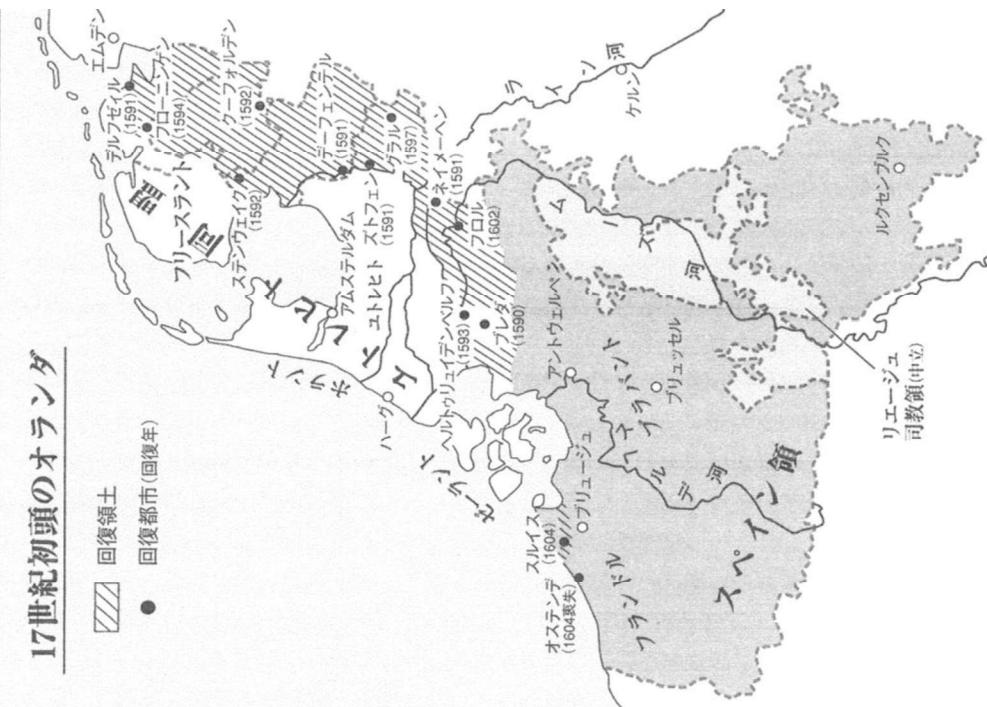
地図 7 【フッガ一家のイベリア半島における商業路】

(・—●…支店の結び付きを示す。セビーリヤが基点。) (出典: Kellenbenz【1990】S.531.)



付録（写真）アルマデンのフッガ一家の在外支店（現在はホテルとして使用。ルネサンス様式の中庭も残されている。）

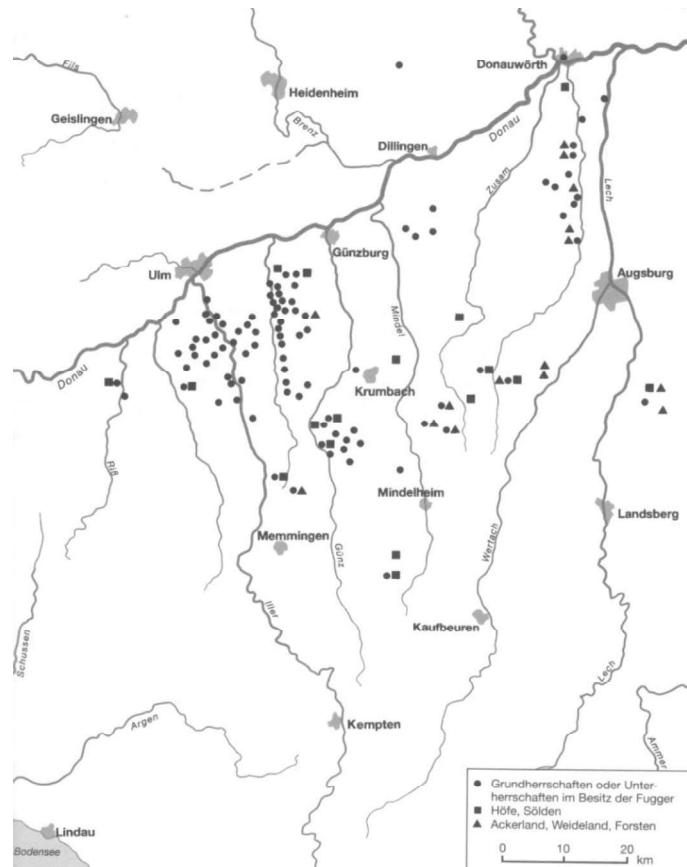
17世紀初頭のオランダ



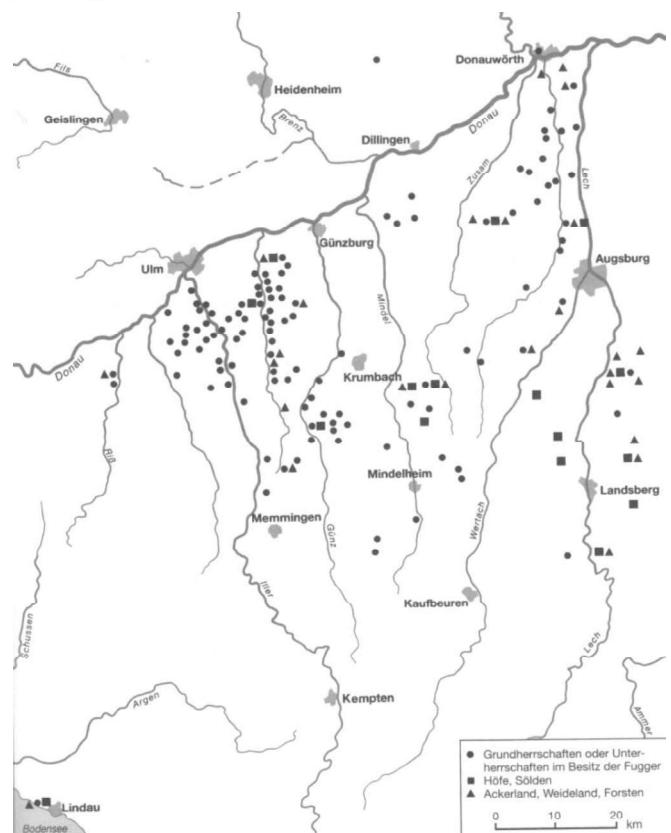
ネーデルラント十七州(1543-1579)

地図8 【ネーデルラント】出典：川口 [1995] (下図)、ウェッジウッド (瀬原訳) [2008] (上図)

地図9【フッガ一家の所有地（1560-1575年）】



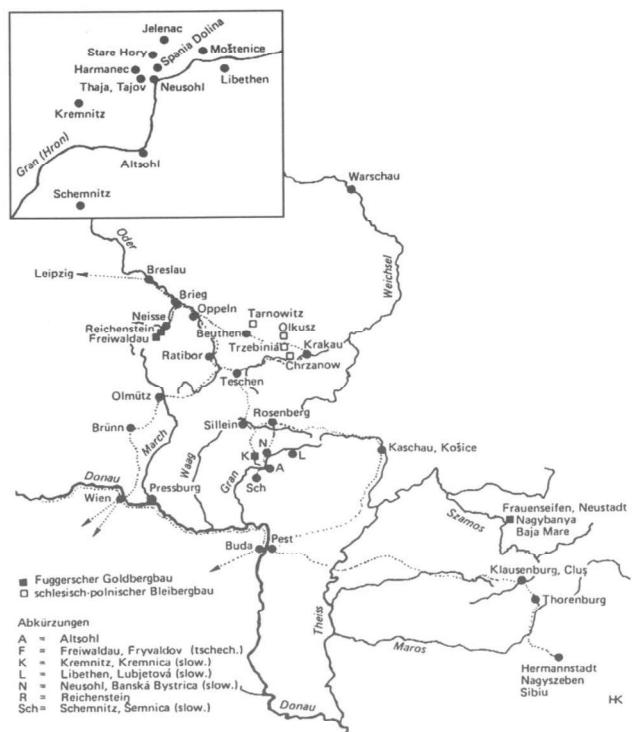
地図10【フッガ一家の所有地(1598-1618年)】



出典：Mandrou, *Die Fugger als Grundbesitzer*,
S.61, 63.



地図11 【ヤコプとアントーン・フッガーの時代のアルプス地域における主要な鉱山業地域と支店】



地図12 【シュレージエン（現ポーランド南部シロンスク）、スロヴァキア、ジーベンビュルゲン（現ルーマニアのアルデアル）におけるフッガーの主要な鉱山業地域】

→特に、ノイゾールを拠点としたハンガリー（現スロヴァキア）の鉱山業において、フッガ一家とトゥルツォ家（クラカウ出身の建築技師、後の土地所有貴族）の結び付きが見られる。

出典：Häberlein, *Die Fugger*, S.43,45.



写真1 アウクスブルクの聖ウルリヒ・アフラ教会（手前がプロテスタント、奥がカトリックの教会）



写真2 アウクスブルクの聖モーリツ教会（宗教改革前夜、フッガーハウスが宗派争いに巻き込まれた教会）



写真3 アウクスブルク市内の環状道路（1860年代にフッガーにより設立、それまでは市壁があつた場所。向かって右側に旧市街が拡がっている。奥の白い建物は劇場。）

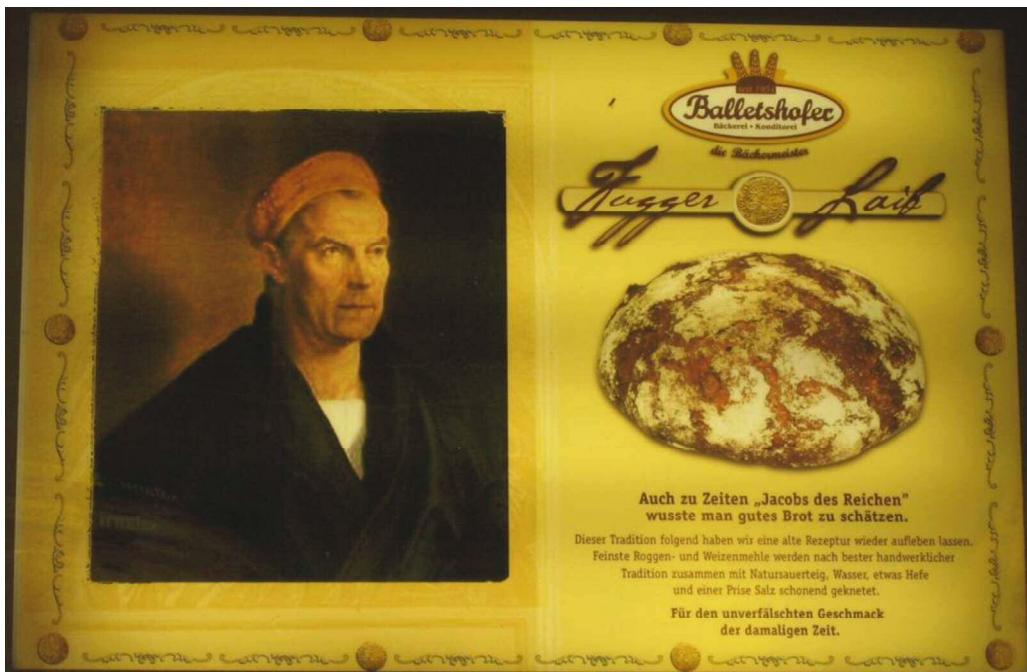


写真4 アウクスブルク中央駅構内のパン屋の看板。
ヤーコブ時代のレシピを再現した「フッガー・パン」（良質のライ麦粉と小麦粉に、天然酵母、水、一つまみの塩等を加えて作られている）



写真5 アウクスブルクの武器庫
(Zeughaus)

(1580年代の改暦紛争の際に、市民たちが襲撃して武装した場所。ただし、現在の建物は17世紀初頭にエリアス・ホルによって建設されたもの)



写真6 フッガーの記念碑
(ハンス・ヤーコブ・フッガーの銅像)

(現在のマクシミリアン博物館の前。1857年、バイエルン国王ルートヴィヒ1世により寄贈。背後の建物は1738/39年に建立された「市民の館 (Köpfhaus)」)



写真7 アウクスブルクのフッガー邸（マクシミリアン通り、建設当時より同じ場所にある）



写真8 フッガー邸の中庭（ルネサンス様式。フッガー邸は1944年2月25・26日の空襲により破壊されたが、中庭を含め、1955年、フッガー・バーベンハウゼンのフリードリヒ・カール侯爵により再建された）



写真9 アウクスブルクのフッガー邸の扉（フッガー家の紋章が描かれている）



写真10 フッガー銀行 (Fugger Privatbank) 開店時の様子（銀行業務は 1950 年より再開され、現在に至る）



写真 1 1 フッゲライの町並み（奥に見える尖塔は向かって左が市庁舎、右がペルラッハ塔）



写真 1 2 フッゲライ内の噴水（建設当初は木造であったが、現在は石造）



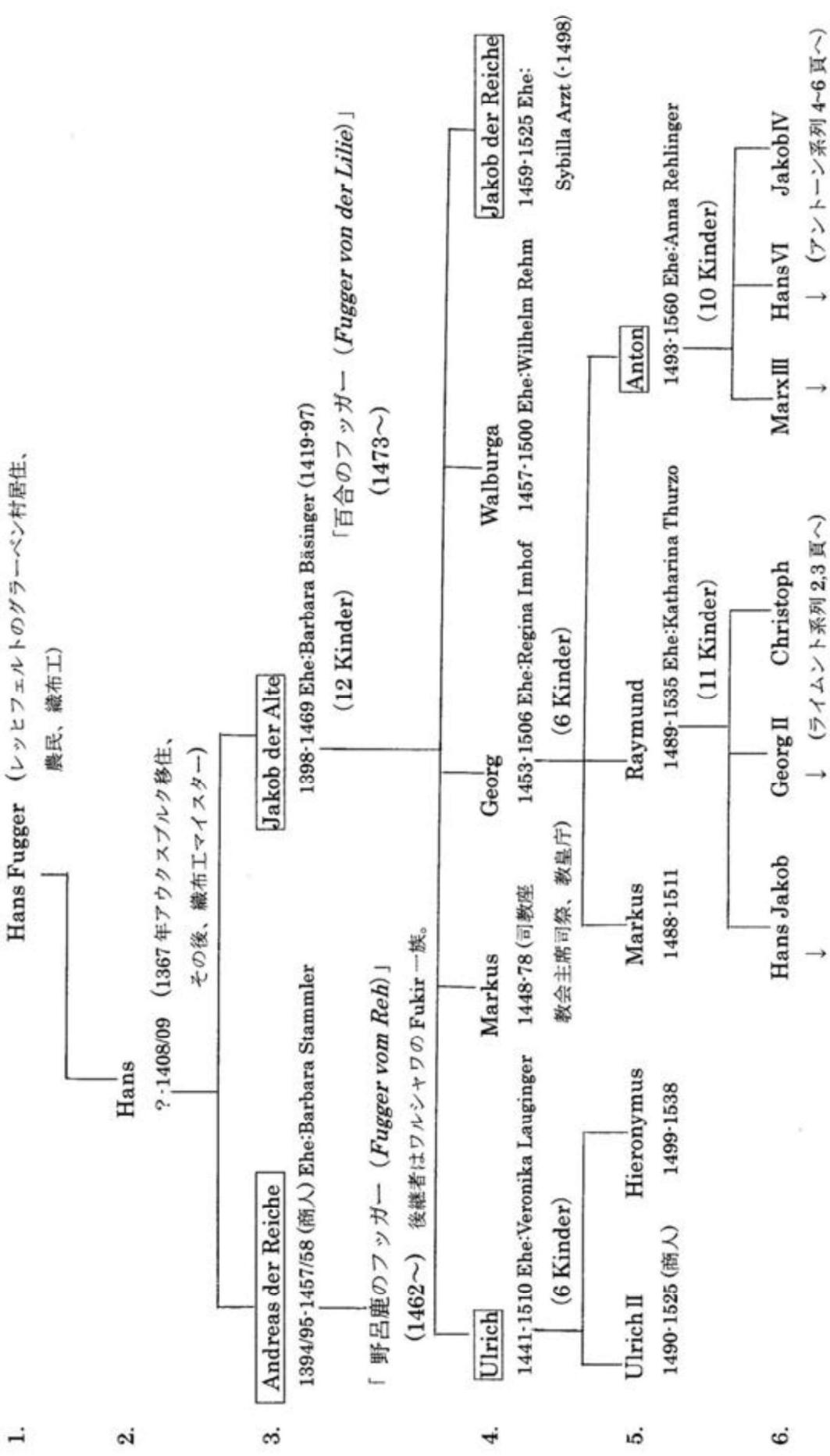
写真13 フッゲライの入り口と聖マルクス教会



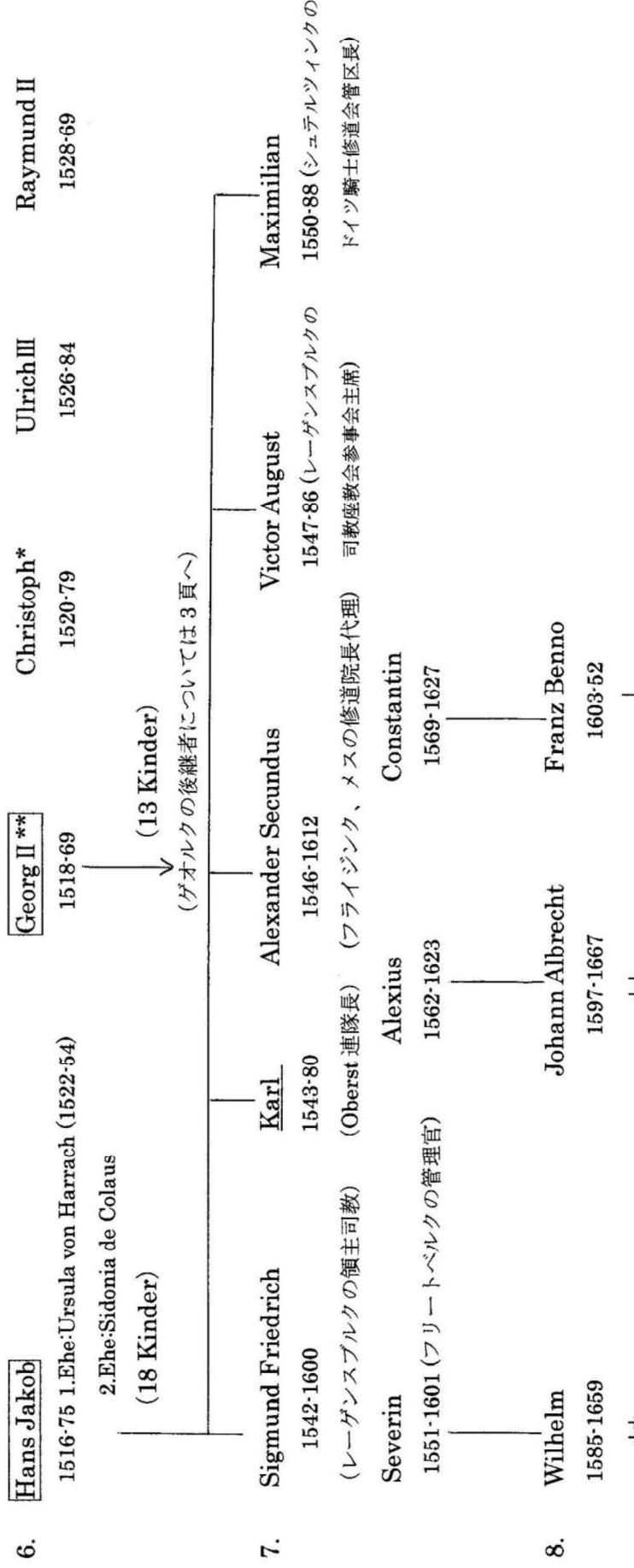
写真14 フッゲライの聖マルクス教会内部の祭壇

(写真は全て筆者により撮影)

【フッガ一家の系図（15～17世紀）】

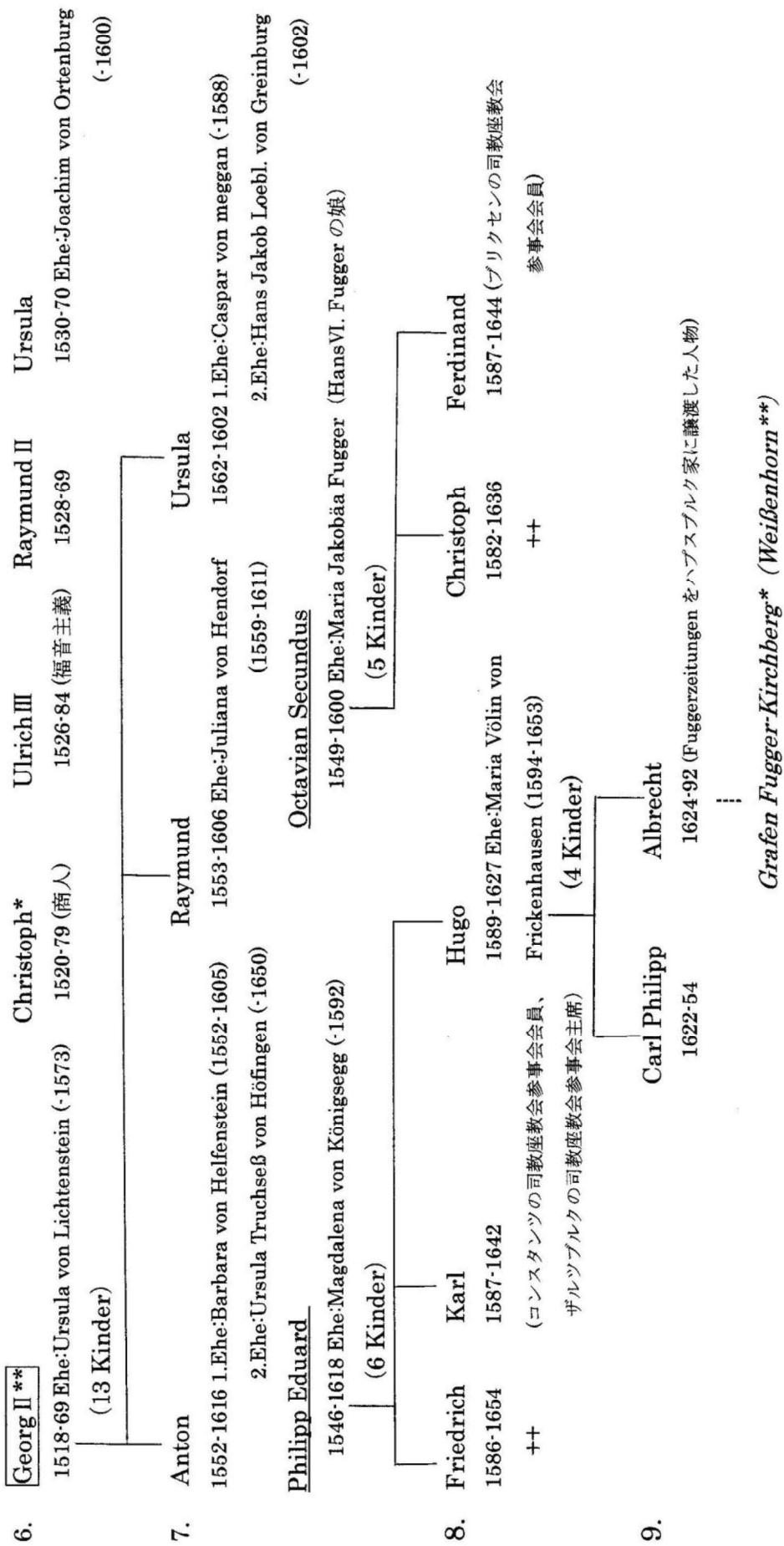


【ライムント系列】

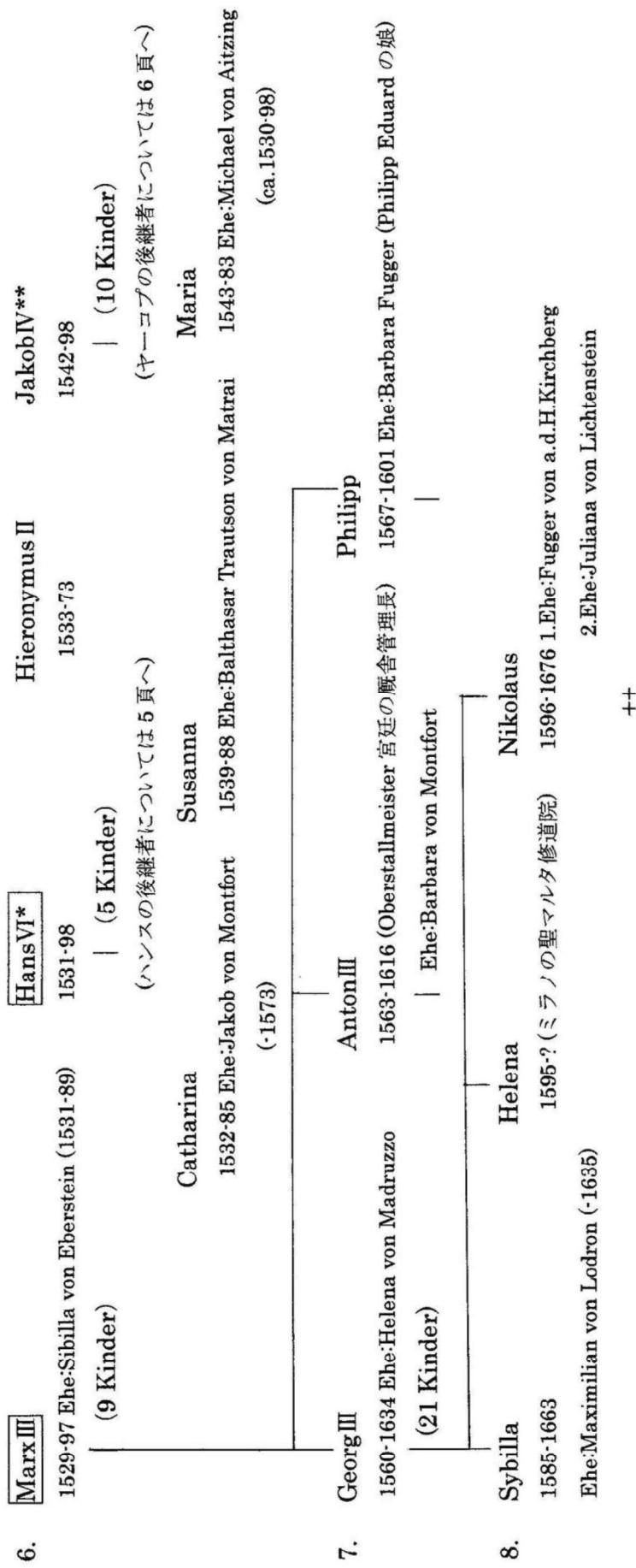


++…男性後継者なし

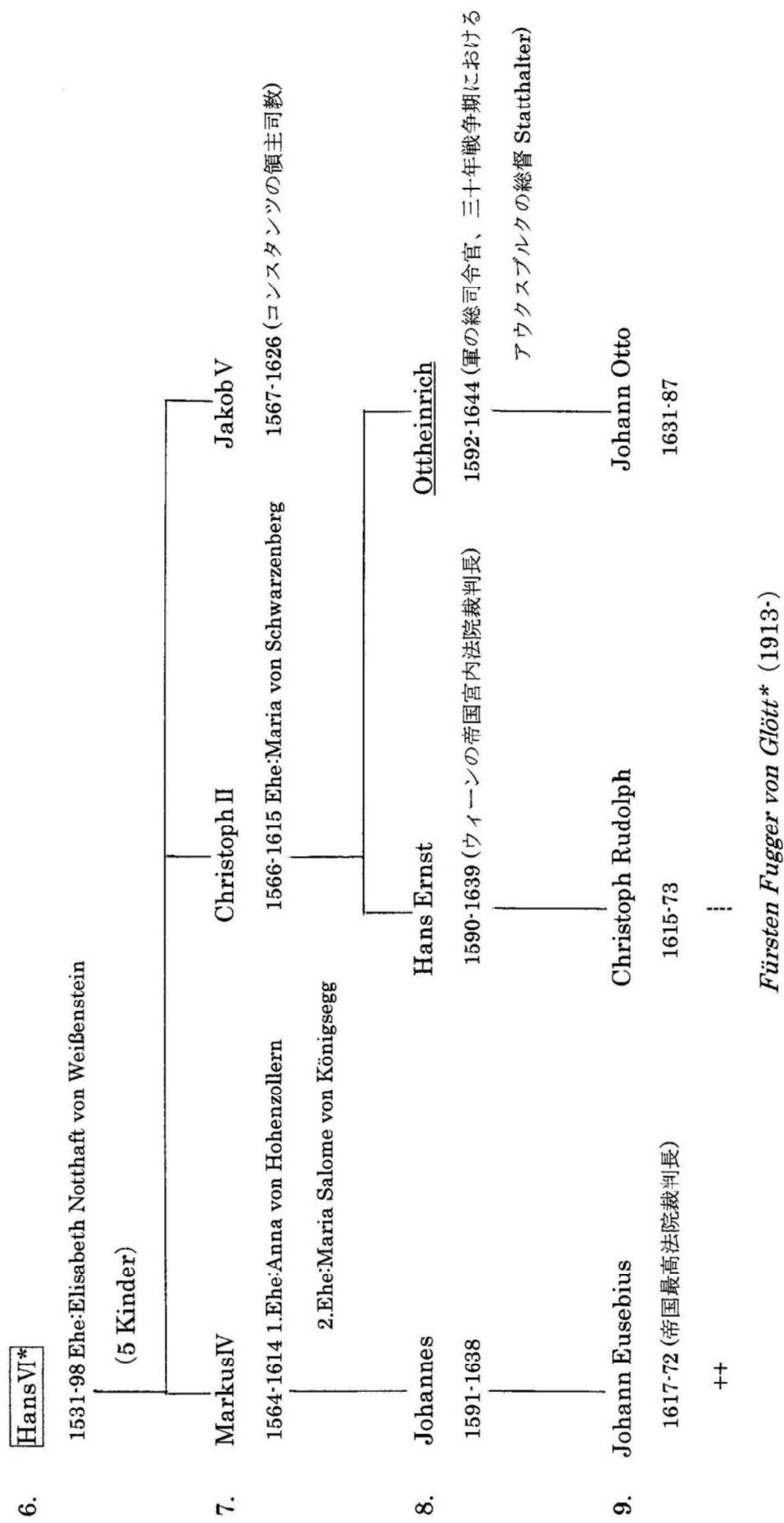
【ライムント系列 2】



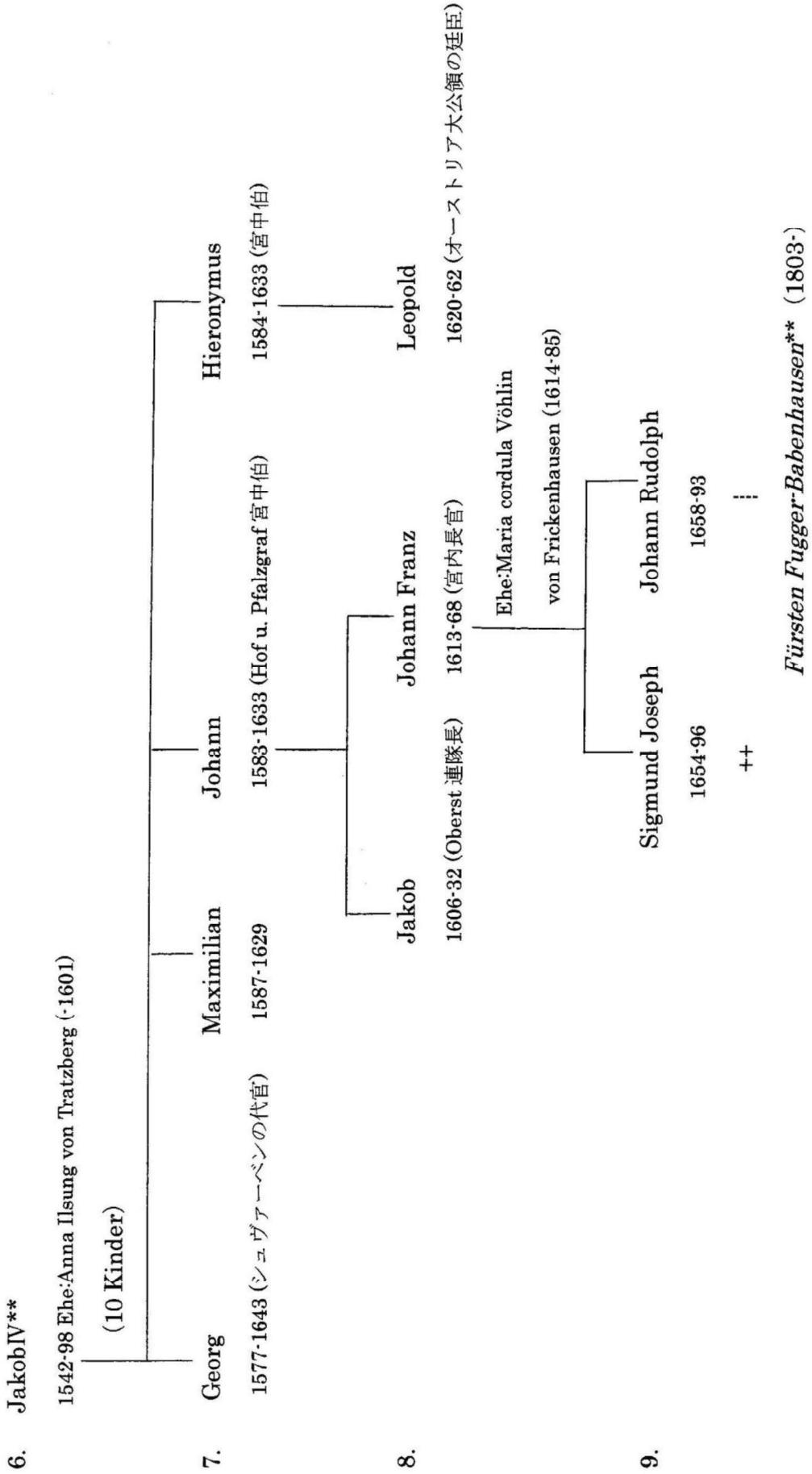
【アントーン系列】



【アントーン系列 2】



【アンソートーン系列3】



付録 【フッガ一家の肖像画】

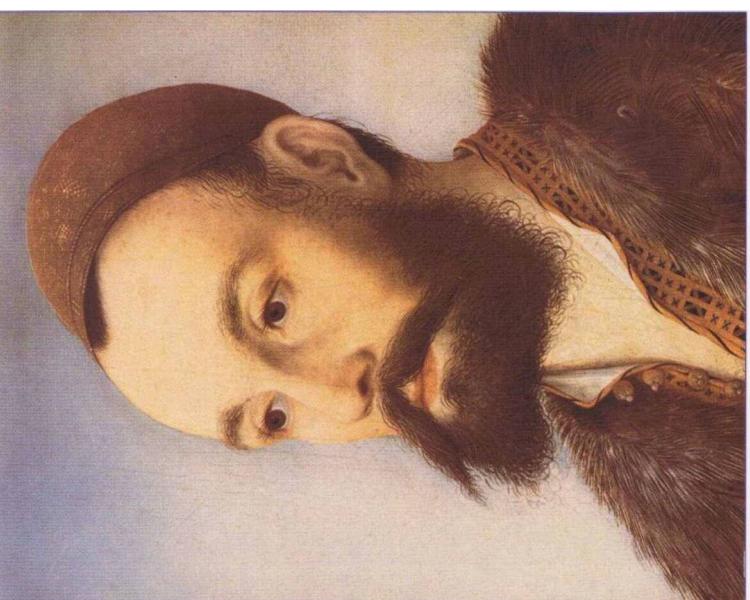
【ヤーコブ・フッガー】

(ハンス・マーラー画 1525年頃)



【アントーン・フッガー】

(ハンス・フォン・アーヘン画 1590年頃)



Burkhardt,J/Karg,F (Hg.), [2007].

出典) Herre,F, *Die Fuggen in ihrer Zeit*, Augsburg

[2005] S,89.

(アルブレヒト・デューラー画 1518年頃)

アウクスブルク・シェツツラー宮殿にて撮影
(2006年)